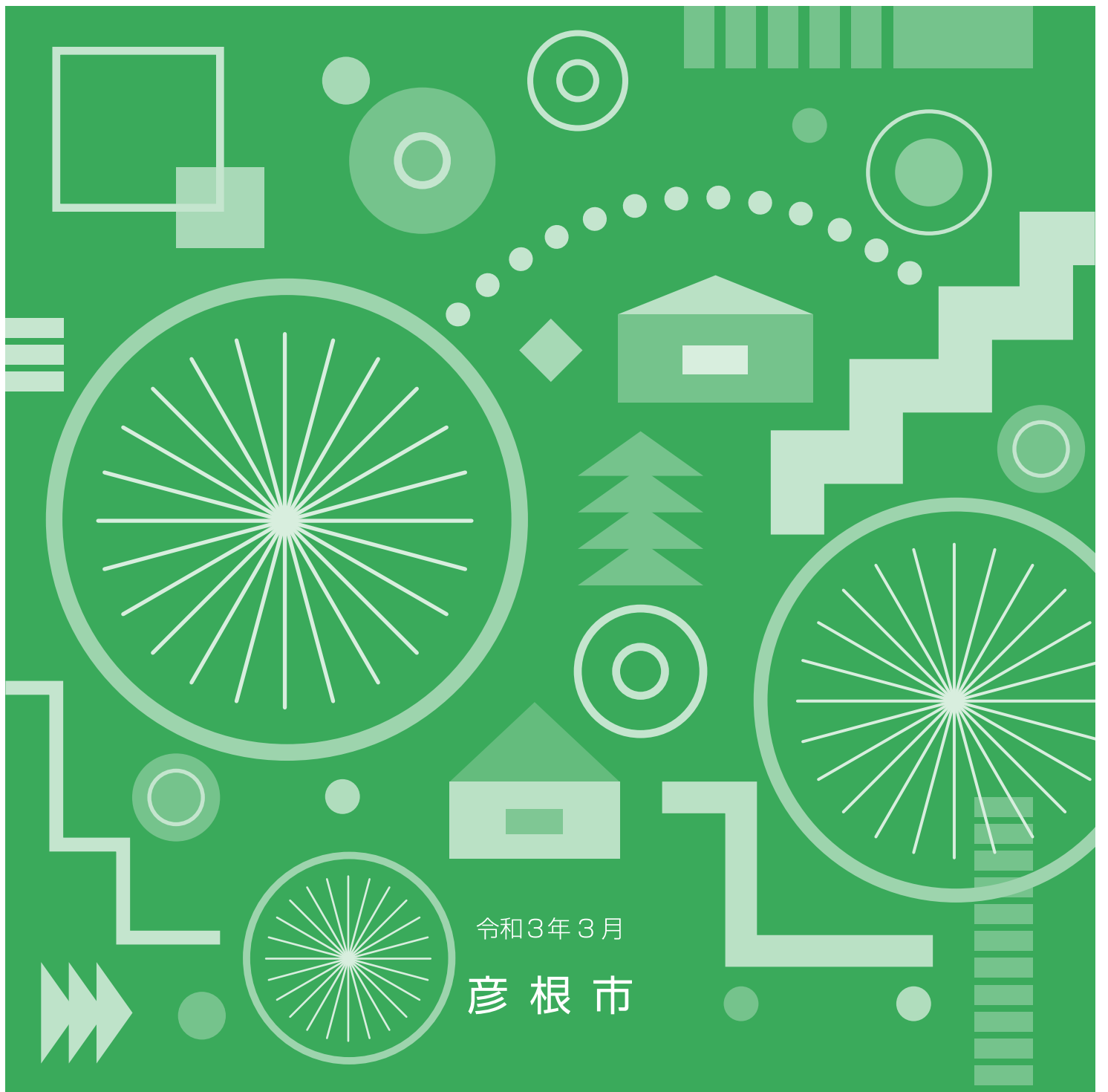


ひこね障害者まちづくりプラン

第4期彦根市障害者計画(中間見直し)

第6期彦根市障害福祉計画

第2期彦根市障害児福祉計画



令和3年3月

彦根市



「みんながともに支えあい 安心して暮らせる

あたたかいまち 彦根」 をめざして

国では、平成 26 年に「障害者権利条約」を締結以降、平成 28 年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者総合支援法」の改正、および「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されるなど、障害のある人が地域で生活することを社会全体で支え合う体制整備が行われています。

こうした国の動向を見極めながら、彦根市では平成 30 年 3 月に策定した前回計画の成果を検証するとともに、新たな課題やニーズに対応するため、障害のある人やその保護者の方などの実態やご意見を十分踏まえ、「障害者基本法」に基づき、障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会をめざすために、「彦根市成年後見制度利用促進基本計画」を新たに加えた第 4 期彦根市障害者計画(中間見直し)、「障害者総合支援法」による障害福祉サービスの見込量等を定めた第 6 期彦根市障害福祉計画、「児童福祉法」の一部改正に基づく障害児支援のサービス見込量等を定めた第 2 期彦根市障害児福祉計画の 3 計画による総称「ひこね障害者まちづくりプラン」の計画策定を行いました。

この計画を着実に遂行していくことにより、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせる「みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」が実現できるよう努めてまいります。

むすびに、この計画の策定に参画していただきました彦根市障害者福祉推進会議委員ならびに同専門委員会委員の皆さま、またアンケート調査などのご協力をいただきました市民の皆さまをはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

彦根市長 大久保 貴

目 次

【第 1 部】

第 4 期彦根市障害者計画（中間見直し）

第 1 章	はじめに	1
第 1 節	計画の背景および趣旨	2
第 2 節	位置づけと計画期間	7
第 3 節	策定体制	10
第 2 章	障害のある人の現状と課題	11
第 1 節	障害のある人の現状	12
第 2 節	障害のある人を取り巻く課題	20
第 3 章	基本理念と基本方針	33
第 1 節	基本理念	34
第 2 節	基本方針	35
第 4 章	各施策	37
第 1 節	社会に参加し、いきいき暮らせる地域共生社会づくり	39
第 2 節	子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり	52
第 3 節	発達障害のある人を支える体制づくり	61
第 4 節	いつまでも安心して暮らせるサービスの提供	70
第 5 節	身近で見守り支える体制づくり	82
第 6 節	安心・安全の地域づくり	95
	○数値目標	105
第 5 章	彦根市成年後見制度利用促進基本計画	107
第 1 節	権利擁護と成年後見制度	108
第 2 節	計画の位置付け	108
第 3 節	現状の整理	108
第 4 節	課題の抽出	111

第5節	計画の基本理念の設定	113
第6節	計画の基本目標	113
第7節	中核機関	114
第8節	施策の展開	116
第9節	重点取組事項	120
第6章	計画推進のために	121
第1節	地域ケア体制	122

【第2部】

第6期彦根市障害福祉計画・第2期彦根市障害児福祉計画

第1章	はじめに	126
第1節	計画の背景および趣旨	127
第2節	障害者総合支援法によるサービス体系	129
第3節	障害福祉計画の新たな視点	130
第2章	サービスの利用状況	132
第1節	自立支援給付の実績	133
第2節	地域生活支援事業の実績	136
第3節	障害児通所支援サービスの実績	138
第3章	数値目標	140
第1節	第5期計画の数値目標 達成状況	141
第2節	第6期計画の成果指標・数値目標	143
第4章	サービス見込量と確保のための方策	145
第1節	障害福祉サービス等の見込みおよび見込量確保のための方策	146
第2節	地域生活支援事業の見込みおよび見込量確保のための方策	163
第5章	第2期障害児福祉計画	181
第1節	第1期計画の数値目標 達成状況	182
第2節	第2期計画の成果指標・数値目標	183
第3節	障害児通所支援等の見込みおよび見込量確保のための方策	184
第6章	計画の進行管理	191
第1節	計画の総合的な推進体制	192
第2節	計画の進行管理	193

資料編	195
1 福祉に関するアンケート調査の概要(抜粋)	196
(1) 障害のある人 18 歳未満のアンケート調査結果(抜粋)	197
(2) 障害のある人 18 歳以上のアンケート調査結果(抜粋)	207
(3) 市民アンケート(18 歳以上の一般市民) 調査結果(抜粋)	219
(4) 発達障害のある 18 歳未満のアンケート調査結果(抜粋)	224
2 彦根市障害者福祉推進会議設置要綱	228
3 彦根市障害者福祉推進会議委員等名簿	230
4 ひこね障害者まちづくりプラン策定経緯	233
5 用語説明	235

第1部

第4期彦根市障害者計画

【中間見直し】

第1章 ●はじめに●

第1節 計画の背景および趣旨

平成18年の「障害者自立支援法」の施行から5年を経て、平成23年8月、障害者基本法が改正され、「障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざす」とされました。その後、平成25年4月、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）として改正施行され、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が成立し、さらに「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という）が改正されるなど、国内法の整備が整ったことから、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。平成18年12月国連採択。）を日本も締結しました。

また、平成28年5月に「発達障害者支援法」が改正され、発達障害者の社会的障壁の除去や早期発見や早期療育、相談支援等の充実、福祉、保健、医療、教育、就労、生きがいや社会参加、住みやすいまちづくりなどとの連携による横断的・継続的な支援がより一層求められるようになりました。

平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、「児童福祉法」の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなりました（平成30年4月施行）。この改正「児童福祉法」では、障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を確保するため、都道府県および市町村において障害児福祉計画を策定することが定められました。

こうしたことを踏まえ、本市では平成30年3月に総称を「ひこね障害者まちづくりプラン」として、「発達障害のある人を支える体制づくり」を新たに主要施策の一つとして加えた「第4期彦根市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」、「第5期彦根市障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）」、「第1期彦根市障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」の策定を行い、「みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」を基本理念として障害者施策の推進を掲げました。

令和3年度からは、計画の中間見直しを行うとともに、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合う成年後見制度の利用促進に関する「彦根市成年後見制度利用促進基本計画」を加えた「第4期彦根市障害者計画（平成30年度～令和5年度）」と「第6期彦根市障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）」および「第2期彦根市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の3つの計画で構成する「ひこね障害者まちづくりプラン」により、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

世界と国の主な動き

昭和 56 年 (1981 年)	「国際障害者年」
昭和 58 年 (1983 年)	「国連・障害者の十年(1983 年-1992 年)」開始
平成 5 年 (1993 年)	「アジア太平洋障害者の十年(1993 年-2002 年)」開始 「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められる 「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6 年 (1994 年)	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法) 施行
平成 7 年 (1995 年)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「障害者プラン」(ノーマライゼーション 7 か年戦略) 策定
平成 12 年 (2000 年)	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法) 施行
平成 14 年 (2002 年)	「新障害者基本計画」策定
平成 15 年 (2003 年)	「アジア太平洋障害者の十年(2003 年-2012 年)」開始 支援費制度開始
平成 16 年 (2004 年)	障害者基本法改正により市町村による「障害者計画」の策定が義務づけられる(平成 19 年(2007 年)4 月 1 日施行)
平成 17 年 (2005 年)	「発達障害者支援法」施行
平成 18 年 (2006 年)	「障害者の権利に関する条約」採択 ※「彦根市障害者計画」「彦根市障害福祉計画(第 1 期)」開始 「障害者自立支援法」施行 ハートビル法と交通バリアフリー法が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法) が施行
平成 21 年 (2009 年)	※「彦根市障害福祉計画(第 2 期)」開始
平成 22 年 (2010 年)	児童福祉法改正(通所系サービスは市町村が実施主体として再編) 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立 障害者自立支援法改正(発達障害のある人が障害福祉サービスの給付対象として明記)
平成 23 年 (2011 年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定(平成 24 年(2012 年)10 月施行) 障害者基本法改正(基本理念に「地域社会における共生等」「差別の禁止」が追加、発達障害のある人が障害者として明記、その他の心身の機能の障害がある者が「障害者」として明記)

平成 23 年 (2011 年)	(仮称) 障害者総合福祉法の法案の骨格提言が、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会でまとめられる
平成 24 年 (2012 年)	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(整備法) 成立 「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正 (平成 25 年 4 月施行) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法) 施行 ※「新障害者基本計画」(国) 策定 ※「ひこね障害者まちづくりプラン (彦根市障害者計画)」 「第 3 期彦根市障害福祉計画」 開始
平成 26 年 (2014 年)	「障害者権利条約」(「障害者の権利に関する条約」) 締結 ※「ひこね障害者まちづくりプラン (彦根市障害者計画)」 中間見直し ※「第 4 期彦根市障害福祉計画」 策定
平成 28 年 (2016 年)	4 月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項として国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」施行 6 月、障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとなる (いずれも平成 30 年 4 月施行) 発達障害者支援法の改正 (8 月施行)
平成 30 年 (2018 年)	児童福祉法の一部改正 (4 月施行)

■国が示す障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主なポイント(抜粋)

①地域における生活の維持および継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・アルコール、薬物およびギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

③相談支援体制の充実・強化等

- ・それぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言および人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う。

④障害福祉人材の確保

- ・将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、提供体制と合わせてそれを担う人材を確保していくため、関係者が協力して、障害福祉の現場が魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組んでいくことが重要である。

⑤福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への意向や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携を更に推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

⑥発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

⑦障害者の社会参加を支える取組

- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図る。
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

⑨障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。

- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- ・自治体における重症心身障害児および医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

⑩障害福祉サービスの質の向上

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

◎「(市町村)障害者計画」と「(市町村)障害福祉計画」について

	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (第88条)	児童福祉法 (第33条の20・第33条の21)
位置付け	当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画	障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保のほか障害児通所支援および障害児相談支援の円滑な実施に関する計画
計画期間	中長期(5～10年程度)	3年を1期	3年を1期
計画に定める事項	[総論] ○基本理念 ○計画期間 [各論] ○障害者の現状等 ○主な整備目標 ○施策の展開 1 生活環境 2 情報アクセシビリティおよび意思疎通支援 3 防災防犯 4 差別解消、権利擁護、虐待防止 5 生活支援、意思決定支援 6 保健・医療 7 行政における配慮 8 雇用、就業、経済的自立支援 9 教育 10 文化芸術活動 11 国際社会協力、連携 12 その他	(1) 障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 (2) 各年度における指定障害福祉サービス指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 (4) (任意記載) 補装具費の支給・障害児通所支援 等 (5) その他	(1) 障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 (2) 各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み (3) その他
彦根市現計画名	第4期彦根市障害者計画	第6期彦根市障害福祉計画	第2期彦根市障害児福祉計画
計画期間	6ヵ年(平成30年度～令和5年度)	3ヵ年(令和3年度～令和5年度)	3ヵ年(令和3年度～令和5年度)

(国・県の障害者計画と障害福祉計画)

国の現計画名	障害者基本計画	(基本指針)	(基本指針)
計画期間	5ヵ年	3ヵ年	3ヵ年
県の現計画名	滋賀県障害者プラン(基本構想)	滋賀県障害者プラン(基本計画)	滋賀県障害者プラン(実施計画)
計画期間	6ヵ年	3ヵ年	3ヵ年

第2節 位置づけと計画期間

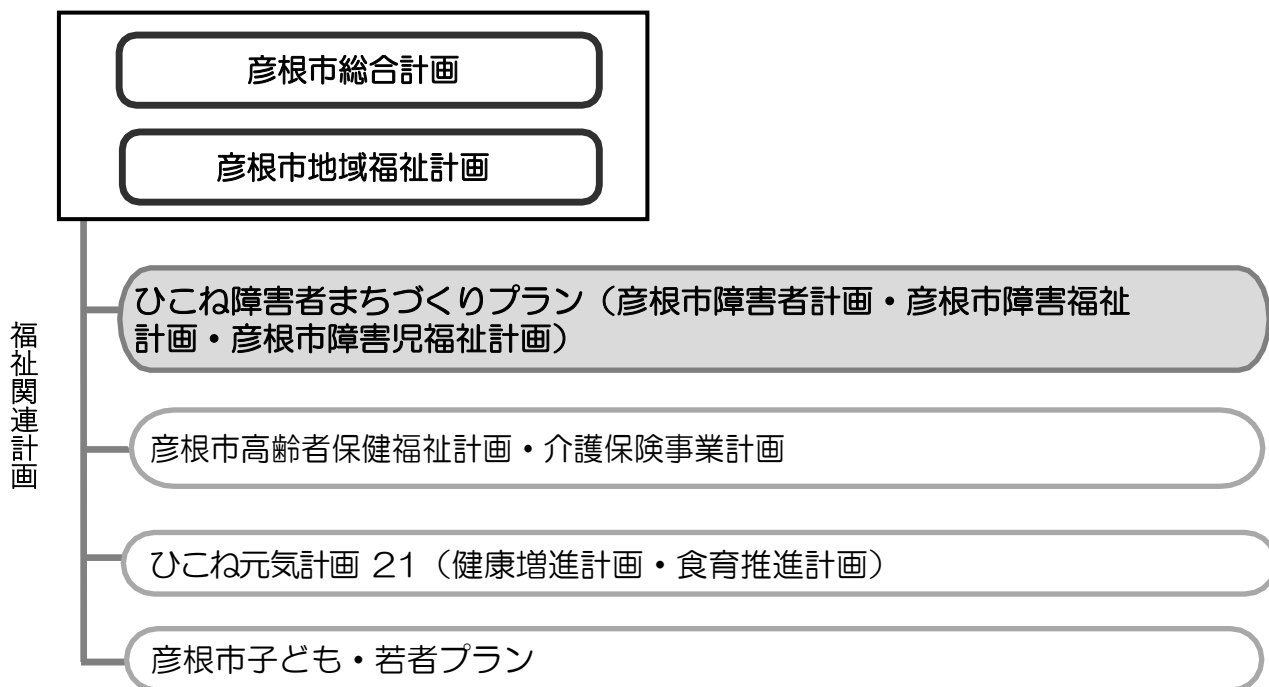
1 計画の位置づけ

本計画は、「彦根市総合計画」に基づく分野別計画に位置付けられるとともに、地域福祉の基本計画である「彦根市地域福祉計画」を踏まえ、本市における障害のある人の保健・福祉に関する基本的な考え方および施策を示すものです。

また、高齢者施策、子育て施策、保健施策、医療施策等、各分野との整合性・調和を保ち策定することとします。

本計画は、障害のある人の福祉、保健、医療、教育、就労、生きがいや社会参加、住みやすいまちづくりなど、障害者施策全般に関わる行政計画です。

ひこね障害者まちづくりプランの位置づけ



2 計画期間

ひこね障害者まちづくりプランのうち「第4期彦根市障害者計画」は、平成30年度から令和5年度までの6カ年を計画期間とし、本年度は計画3年目の中間年度に当たるため、制度改正および調査等の時点修正を行います。また、「第6期彦根市障害福祉計画」および「第2期彦根市障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間とします。

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
彦根市障害者計画	第3期						第4期					
彦根市障害福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期		
彦根市障害児福祉計画							第1期			第2期		

3 根拠法と内容

<p>(1) 第4期彦根市障害者計画</p>	<p>○根拠法令：障害者基本法第11条第3項 ○内 容：彦根市における障害のある人のための施策に関する基本を定めるもの、第5、6期彦根市障害福祉計画および第1、2期彦根市障害児福祉計画に示す障害福祉サービスの提供等に関する施策の基本的な方向を示すもの ○対 象：障害者基本法第2条に定義される障害者・身体障害・知的障害・精神障害（発達障害含む）、その他の心身の機能の障害があり、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人 ※社会的障壁とは…障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような、施設・設備、制度、慣習・観念などのこと ○計画期間：平成30年度～令和5年度の6カ年度、中間年度（令和2年度）に見直しを実施</p>
<p>(2) 第6期彦根市障害福祉計画</p>	<p>○根拠法令：障害者総合支援法第88条 ○内 容：障害のある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて必要量を見込み、その提供方針を示すもの ○計画期間：令和3年度から令和5年度の3カ年度、令和2年度中に策定</p>
<p>(3) 第2期彦根市障害児福祉計画</p>	<p>○根拠法令：児童福祉法第33条の20 ○内 容：障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を定めるとともに、障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に定めるもの ○計画期間：令和3年度から令和5年度の3カ年度、令和2年度中に策定</p>
<p>■策定方針 第4期彦根市障害者計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念…中間見直しのため、据え置き ・基本方針…中間見直しのため、据え置き ・分野ごとの各施策…現行法令等に合致する表現方法等へ修正計画期間における課題について検討

第3節 策定体制

【令和2年度策定時】

○彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会・発達支援専門委員会での審議

本計画は、幅広い関係者の参画により策定するため、障害のある人やその家族、障害者団体代表者、学識経験者、サービス事業者等で構成される彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会・発達支援専門委員会にて計画案を審議しました。

○アンケート調査の実施

前回に引き続き、障害のある人、障害のある子どもや保護者の生活実態とニーズに加え、発達に関する調査および一般市民への障害福祉に関する調査、障害者団体アンケート、障害福祉サービス事業所の実態とニーズを踏まえた計画とするため、次の方を対象にアンケート調査を行いました。

- ・ 障害のある子どもや発達（成長）において特別の配慮や支援が必要な子どもの保護者（障害者総合支援法の障害福祉サービス等を利用する子どもの保護者を含む）
- ・ 障害者手帳所持者と障害者総合支援法の障害福祉サービスを利用する人（18歳以上65歳未満と65歳以上に区分）
- ・ 一般市民に対する福祉アンケート
- ・ ことばの教室や通級指導教室へ通う子どもや特別支援学級に在籍する発達支援が必要な子どもの保護者および発達支援センターに相談のある18歳以上の人
- ・ 市内全部と県内他市町で利用実績のあるサービス事業所

○障害者団体に対するアンケート調査

市内の障害者団体を対象にアンケート調査を行い、市の施策に関する意見等の把握に努めました。

○障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査

市内の障害福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を行い、サービスの利用状況や今後の取り組み事業や事業所の現状について把握に努めました。

○意見公募手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意向を反映させるため、市ホームページ等で意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

第 2 章

●障害のある人の現状と課題●

第1節 障害のある人の現状

(1) 総人口の推移

彦根市の総人口の推移をみると平成27年の112,620人から平成30年の112,537人までほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年では112,997人と増加に転じています。しかし、増減率は小さく、ほぼ横ばいの傾向が続いているといえます。一方で、世帯数は増加傾向にあります。

人口の年齢別内訳では、15歳未満人口は減少傾向を示しているのに対し、65歳以上人口は増加傾向を示しています。

◇年次・男女別 人口推移 (各年4月1日現在)

区分	人口 (単位：人)			世帯数
	総数	男	女	
平成27年(2015年)	112,620	55,578	57,042	45,586
平成28年(2016年)	112,624	55,581	57,043	46,098
平成29年(2017年)	112,660	55,697	56,963	46,539
平成30年(2018年)	112,537	55,818	56,719	47,105
平成31年(2019年)	112,997	56,091	56,906	47,968
令和2年(2020年)	112,556	56,076	56,480	48,408

◇年次・年齢区分別 人口推移 (各年4月1日現在)

区分	総数	15歳未満		15歳～65歳未満		65歳以上	
	人口(人)	人口(人)	割合	人口(人)	割合	人口(人)	割合
平成27年(2015年)	112,620	16,388	14.6%	70,543	62.6%	25,689	22.8%
平成28年(2016年)	112,624	16,157	14.3%	70,036	62.2%	26,431	23.5%
平成29年(2017年)	112,660	15,949	14.2%	69,737	61.9%	26,974	23.9%
平成30年(2018年)	112,537	15,638	13.9%	69,433	61.7%	27,466	24.4%
平成31年(2019年)	112,997	15,549	13.8%	69,593	61.6%	27,855	24.6%
令和2年(2020年)	112,556	15,278	13.6%	68,984	61.3%	28,294	25.1%

(2) 障害のある人の状況

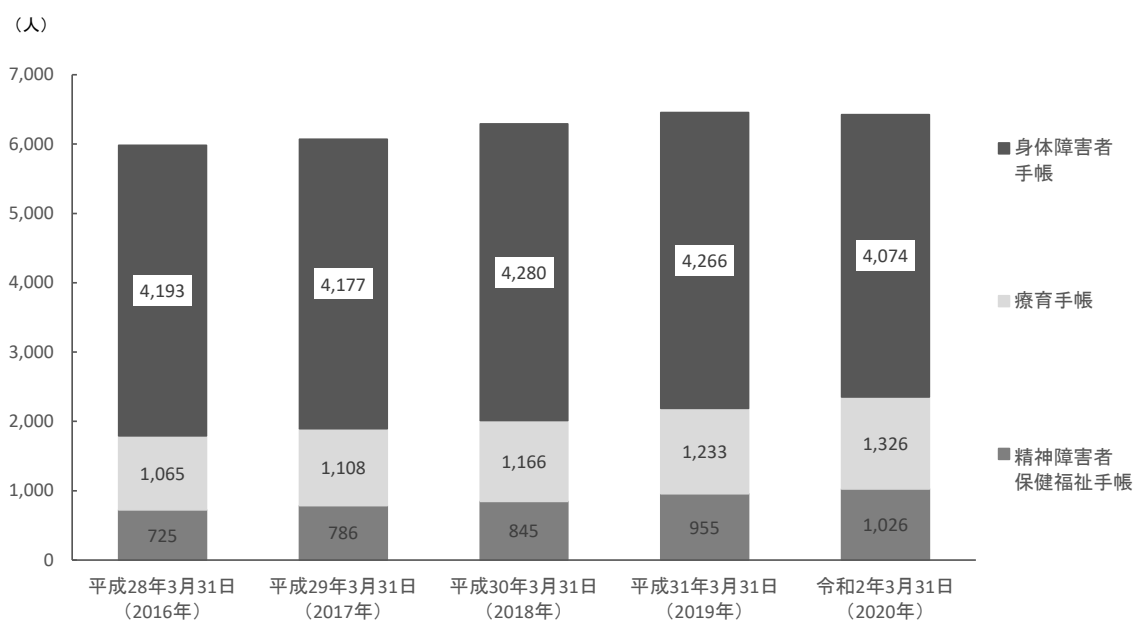
彦根市の種類別障害者手帳交付者数の推移をみると、その人数は高齢化の進行もあって年々増加しており、手帳交付者総数は、令和2年3月31日現在における総人口（112,556人）比では約5.71%となっています。

障害の種類別では身体障害者手帳交付者数が最も多く、令和2年3月31日現在では全体の約63.4%を占めています。

◇障害者手帳交付者数の推移

(各年3月31日現在)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
身体障害者 手帳	4,193	4,177	4,280	4,266	4,074
療育手帳	1,065	1,108	1,166	1,233	1,326
精神障害者 保健福祉手帳	725	786	845	955	1,026
合計	5,983	6,071	6,291	6,454	6,426



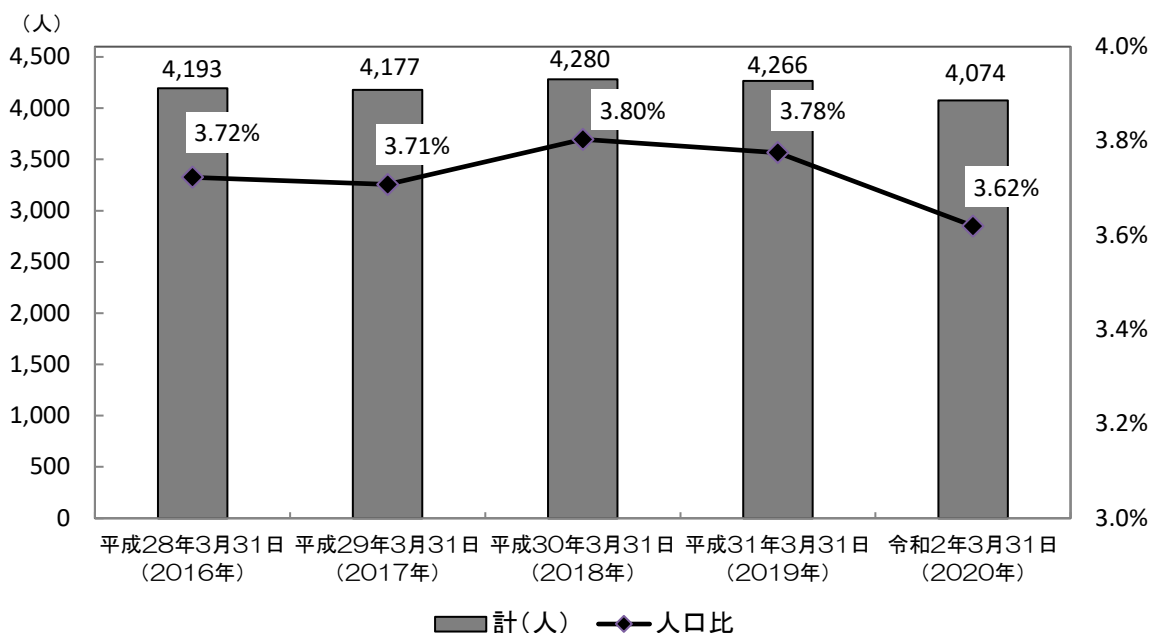
(3) 身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者の人数は令和2年3月31日現在4,074人で、等級別では1級が1,202人と最も多く、次いで4級が1,020人となっています。

◇身体障害者手帳交付者数の障害別／等級別内訳 (令和2年3月31日現在)

障害別/等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	123	106	22	22	38	13	324
聴覚・平衡機能	11	92	45	69	1	112	330
音声・言語	4	-	26	17	-	-	47
肢体不自由	335	373	419	636	298	90	2,151
内部	729	19	198	276	-	-	1,222
合計	1,202	590	710	1,020	337	215	4,074

◇身体障害者手帳交付者数の推移



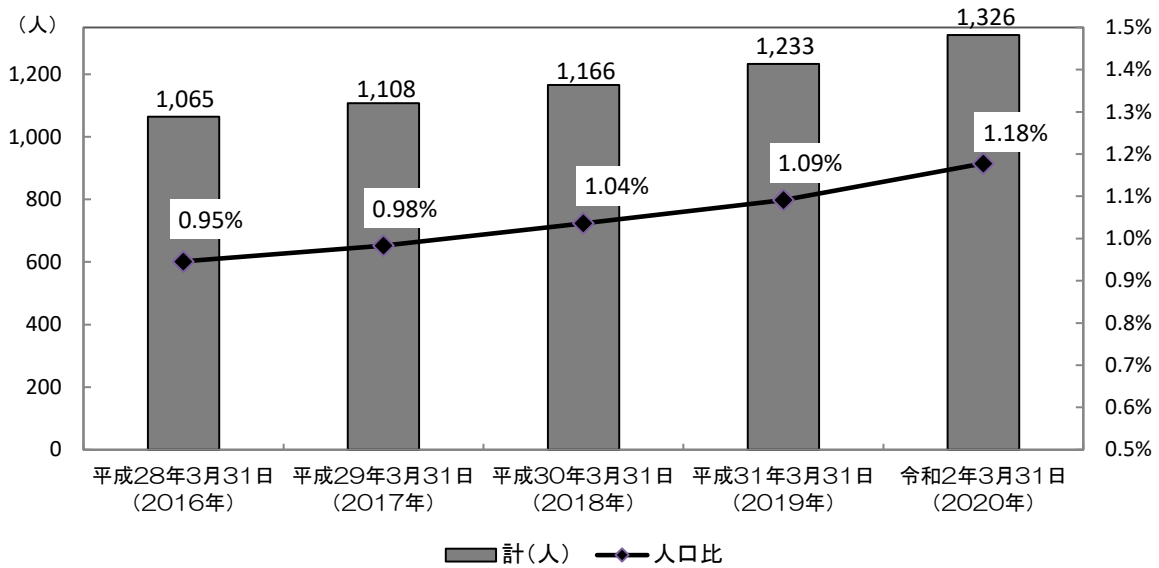
(4) 療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者数は、平成29年3月末時点の1,108人から、令和2年3月31日現在は、1,326人で、3年間に218人増加しています。

◇療育手帳所持者数の程度別内訳 (令和2年3月31日現在)

等級	最重度	重度	中度	軽度	合計
人数	187	206	329	604	1,326

◇療育手帳交付者数の推移



(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者数は年々増加しており、平成29年3月末時点の786人から、令和2年3月31日では1,026人と、3年間で240人の増加となっています。

◇精神障害者保健福祉手帳交付者数の等級別内訳 (令和2年3月31日現在)

等級	1級	2級	3級	合計
人数	46	645	335	1,026

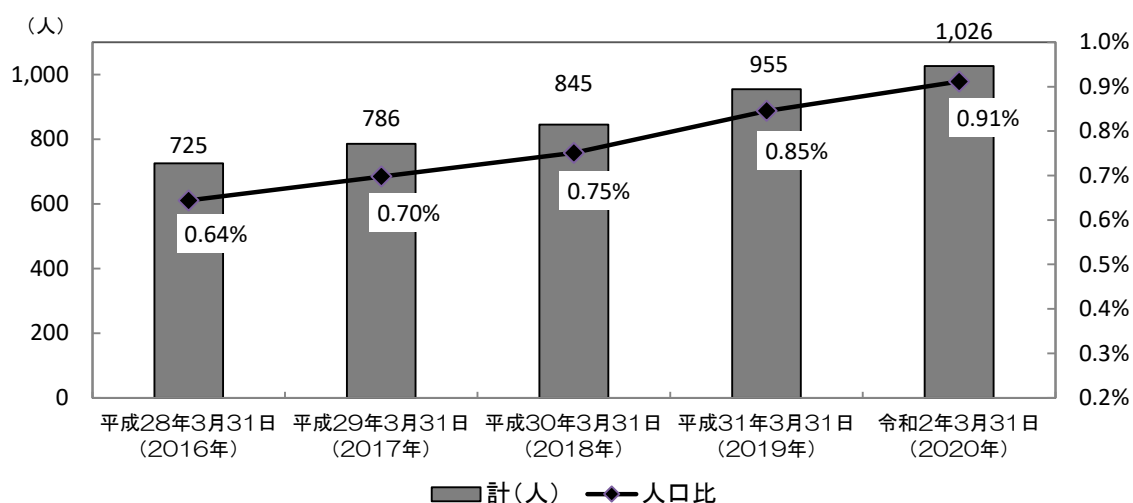
精神障害者保健福祉手帳交付者数が平成28年以降で増加しているのは、手帳交付により受けられるサービスが増えていること、発達障害（自閉症等）のある人が取得する手帳が、精神障害者保健福祉手帳であることなども要因の一つとなっています。

◇精神障害者保健福祉手帳 年齢別交付状況

(令和2年3月31日現在)

年齢	18歳未満	18歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～64歳	65歳～	合計
人数	35	162	183	240	214	68	124	1,026

◇精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



◇自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(各年3月31日現在)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
受給者数	1,228	1,311	1,382	1,477	1,603

(6) 特定疾患医療受給者証交付者の状況

滋賀県における特定疾患医療受給者証交付者数は、平成28年から令和2年の5年間で3.7%（381人）増加しています。

◇特定医療費（指定難病）受給者証数の推移

(各年3月31日現在)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)
受給者数 (彦根市)	838	877	803	794	809
(彦根市人口比)	0.74%	0.78%	0.71%	0.70%	0.72%
受給者数 (滋賀県)	9,964	10,636	9,759	10,046	10,345

(7) 特別支援学校 在籍者数

特別支援学校在籍者数は、平成 28 年度から令和 2 年度の間は 170 人台を推移しています。
彦根市の全児童生徒数に対する特別支援学校在籍者の割合は下記のとおりです。

◇特別支援学校在籍者数【彦根市在住（出身） 児童・生徒数】：(人) (各年度 5 月 1 日時点・県教委報告)

		平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
合 計		175	174	179	177	174
全児童・生徒数比率 (小・中・高)		1.25%	1.24%	1.29%	1.28%	1.28%
幼稚部	小計	1	2	0	1	2
	盲学校	1	1	0	0	0
	聾話学校	0	1	0	1	2
	養護学校	0	0	0	0	0
小学部	小計	55	50	60	64	59
	盲学校	2	1	3	3	2
	聾話学校	2	2	2	2	1
	養護学校	51	47	55	59	56
中学部	小計	40	44	38	34	31
	盲学校	1	2	1	1	1
	聾話学校	0	0	0	1	1
	養護学校	39	42	37	32	29
高等部	小計	79	78	81	78	82
	盲学校	2	1	0	0	1
	聾話学校	2	2	2	0	0
	養護学校	59	61	64	67	70
	高等養護学校	16	14	15	11	11

(8) 特別支援学級 在籍児童・生徒数

特別支援学級在籍児童・生徒数は、平成 28 年度の 276 人から令和 2 年度の 403 人に増加しています。

また、彦根市の全児童生徒数に対する特別支援学級児童・生徒数の割合は①表のとおりです。令和 2 年の特別支援学級別児童・生徒数は②③表のとおりです。

◇①年度別 在籍児童・生徒数（人）

（各年度 5 月 1 日時点・県教委報告）

	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度
合計	276	308	343	363	403
全児童・生徒数比率 (小・中) ※	2.96%	3.34%	3.78%	4.01%	4.50%
小学校 1 年生	34	38	41	44	49
小学校 2 年生	31	39	43	45	51
小学校 3 年生	35	35	42	47	52
小学校 4 年生	33	34	39	45	48
小学校 5 年生	31	37	36	41	47
中学校 6 年生	30	33	44	37	42
中学校 1 年生	32	27	32	38	38
中学校 2 年生	28	36	30	36	40
中学校 3 年生	22	29	36	30	36

◇②特別支援学級別の児童数【小学校】（学級・人）

（令和 2 年 9 月 1 日現在）

	学級数	人数						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
知的障害	30	32	35	32	30	22	28	179
肢体不自由	3	0	1	0	2	1	0	4
弱視	1	0	0	0	0	0	1	1
難聴	5	0	0	4	0	1	0	5
身体虚弱	3	0	2	0	1	2	0	5
自閉症・情緒障害	17	17	13	16	15	21	13	95
病弱（院内）	1	0	0	0	0	0	0	0
合計	60	49	51	52	48	47	42	289

◇③特別支援学級別の生徒数【中学校】(学級・人)

(令和2年9月1日現在)

	学級数	人数			
		1年	2年	3年	合計
知的障害	7	14	16	12	42
肢体不自由	2	0	1	2	3
弱視	1	0	0	1	1
難聴	4	2	0	2	4
身体虚弱	2	1	2	0	3
自閉症・情緒障害	12	21	21	19	61
病弱(院内)	0	0	0	0	0
計	28	38	40	36	114

(9) 児童・生徒数の推移(参考)

◇児童・生徒数の推移(人)

(各年度5月1日現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学生	6,153	6,167	6,106	6,141	6,036
中学生	3,160	3,042	2,957	2,921	2,926
高校生	4,726	4,783	4,797	4,715	4,679
合計	14,039	13,992	13,860	13,777	13,641

◇高等学校生徒数の推移(人)(内訳)

(各年度5月1日現在)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
滋賀県立彦根東高等学校	957	961	957	952	948
滋賀県立河瀬高等学校	681	686	685	690	648
滋賀県立彦根工業高等学校	670	684	692	691	679
滋賀県立彦根翔西館高等学校	360	720	1,076	1,031	985
滋賀県立彦根西高等学校	316	156			
滋賀県立彦根翔陽高等学校	395	199			
彦根総合高等学校	595	623	608	582	628
近江高等学校	752	754	779	769	791
合計	4,726	4,783	4,797	4,715	4,679

1 アンケート調査からの課題

＜障害のある子ども（18歳未満）の重要課題＞

- ◎地域で安心して暮らせる相談支援体制の充実
- ◎障害に対する地域住民の理解促進・啓発
- ◎進学、就職等、将来への不安を軽減する支援の充実
- ◎新生児から就学前、学齢期における一貫した支援システムの構築
- ◎早期発見・早期対応のできる体制の構築
- ◎母子保健・保育・療育に係るサービス連携体制の構築

＜障害のある人（18歳以上65歳未満）の重要課題＞

- ◎在宅医療ケア等生活支援サービスの充実
- ◎通勤手段の確保等、障害者の移動支援の充実
- ◎将来における経済的自立への支援体制の充実

＜障害のある高齢者（65歳以上）の重要課題＞

- ◎新型コロナウイルス感染症対策の強化
- ◎高齢期障害の予防・早期発見
- ◎将来を通じた健康維持のための医療的支援の充実
- ◎災害時要援護者の避難対策
- ◎介護予防サービスとの連携

＜発達支援が必要な人（18歳未満、18歳以上）の重要課題＞

- ◎発達障害をよく理解している相談支援体制の充実
- ◎発達障害に関する理解・啓発とより一層の支援体制の充実
- ◎ライフステージ間の途切れのない支援体制の確立
- ◎彦根市発達支援センターの周知・啓発

＜一般市民の障害に対する認識＞

- ◎発達障害を知らない（「名前知っているが内容は知らない」を含む。）市民は約45.5%
- ◎障害者虐待防止法について知らない市民は約47.4%
- ◎「地域アドボケーター」について知らない市民は約89.3%
- ◎障害差別について「あると思う」、「少しはあると思う」を合わせると82.2%
- ◎障害のある人の手助けの経験がある市民は約59.9%
- ◎地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知らない市民は76.7%

2 障害者団体・意見(抜粋)

<自由意見>

- ◎私の団体も自分のことで精一杯です。他の団体も同じではないでしょうか。5年以上前だと思いますが、各障害者団体の活動やPRを冊子にされたことがあったと記憶していますが、そのようなものを作り、配付することで連携していける道が開けるかもしれません。
- ◎自治体に対しては、情報発信の連携強化やボランティア、寄付等の団体支援のよびかけを広くお願いしたい。
- ◎サービス利用を必要としている方にとってわかりやすい、彦根市の実状に即した計画の見直しとなることを望みます。彦根市の福祉環境・社会資源の実状を適切に評価し、利用者・従事者などの実践現場の意見を丁寧に聞き取って見直しをいただくことを切望します。
- ◎就労移行利用の方からの強いご希望でもあり当団体からの意見でもありますが、障害者雇用、特に精神に障害のある方に関して、ぜひ公的機関が率先して雇用を拡大拡充していただき、雇用定着のモデルとできるような事例を増やしていただきたいと希望します。
- ◎どのような障害があろうと、あたりまえの市民として分けへだてられることのない、誰もがつながりあって生きていける地域をめざしてもらいたいし地域住民一人一人がそういった意識をもてるような地域にもらいたい。
- ◎障害者本人も地域に連携を求められにくい最近の社会情勢、実行力が伴わない机上の議論だけで理解を求めた実践的活動が不足している。地域では障害者に対する理解活動の不足が目立っている。最近では高齢者に目を向けている国の施策の不満は多くの人から聞く。子育てにも力を入れているが、成人期の発達障害者は家からも出ず街中をウロウロするニートが多いのは支援の実践力の不足を物語っていると思う。
- ◎市民の理解に向けて実行力を高める実践に取り組んで欲しい。
- ◎障害者本人の高齢化と保護者の高齢化が同時進行して共倒れの恐れが出て来ている。私の団体では14組以上が困っていると聞く。
- ◎最近私どもの周囲には障害者の人権問題が見えかくれして一つの問題として浮かびあがって来ています。健常者が障害者をいじめるような事態をよく見るし聞く機会が多くあります。障害を持つ人の親は多勢には勝てず苦勞している事実を、どの辺まで市民が理解して平等な扱いをしているのか。行政がきめこまかく施策を進める中で、落ちこぼれている人権問題に真剣に向きあってほしい。最近聞くところによると義務教育の現場でも「いじめ」「人権侵害」が多いと聞いている。
- ◎障害者グループでありながら障害の分類・特徴の理解力がなくて「いじめ」「人権侵害」が多いといわれている。市民に障害の理解力が不足している事を取り上げて説明会を開催し、理解を進めて欲しい。一人でも多く理解すれば「いじめ」等は無くなると思う。計画より実践に重点を置く施策の実践を進めて欲しいと思います。
- ◎各JRの駅のロータリーに屋根があれば助かる。車椅子の子どもを送迎で駅に行った時、雨の日などとても不便。

<日中活動系サービス>

- ◎サービスを利用する時は親も疲れているので、本人が言葉を発しない場合、担当の方から時間のすごし方やメニューを教えてください。
- ◎親なき後、グループホーム等に入所が簡単に出来る様にしてほしい。現在親がグループホームに入所して何の援助もなくされている。家を借りる事が困難である。
- ◎重度訪問介護の指定を取っている事業所はあるが引き受ける事業所が少ない。通勤、通学に重度訪問介護が使えないので不便を感じている人が多い。

<日中活動系サービス・地域生活支援事業>

- ◎生活介護の中でその時々で起こる事を臨機応変にしてくれない。利用者を第一に考えてほしい。重心の子供の立場になってほしい。ちゃんと寄りそってほしい。理不尽な事が多い。保護者の言葉に耳をかたむけない。
- ◎災害時にホテル等を確保してほしい。居場所が無い。大人の放課後等デイサービスが欲しい。
- ◎B型事業所の利用者が一日も早く一般就労に向かうため職員教育を早期に実施し、指導力を高める必要があると嘆いている。
- ◎就労継続 B から A へと連続した活動が出来る場所の設立。市内に於ける活動場所を広げ将来自立できるよう働きかける。
- ◎知的障害者の事業所は多いが、身体障害者を主に対象とした事業所が少ない。
- ◎「働きたい」、「作業したい」という希望はあっても、体調の波や障害特性等により、安定して事業所に行けない（行きづらい）ことがある。
- ◎就労移行支援から他サービス利用に途中で変更した後、再度就労移行支援を利用したいとなったときに、前回の利用期間が引き継がれるため、短い期間しか利用できない。
- ◎就労支援については、ノルマ的に効率を求める所もある。
- ◎事業所には、PSWの方を配置してほしい。
- ◎小規模多機能施設が各地にできればうれしい。
- ◎老人介護施設に障害者も利用できたらよい。
- ◎精神障害はコミュニケーションに困難がある方が多く、支援利用開始に至るまでが難しい。
- ◎特定の団体のみ事務所をセンターに置いているのはなぜ。何か理由があるのか。
- ◎移動支援事業が利用者のニーズに合っていないので使いづらい。学校からの移動、職場退勤からプライベート的な移動など、市の判断で可能であるならば利用条件を見直して欲しい。
- ◎地域生活支援事業全体が柔軟に利用できるよう判断してほしい。今あるサービスだけでニーズにできるだけ添えるよう考えてほしい。

<障害児サービス>

- ◎児童生徒の減少が進む中、発達系の子が多くなりつつあり、支援学級が多くなり少人数での教育が進むよう推進して欲しい。
- ◎契約の前に体験（チャレンジ期間）があればいいと思う。
- ◎病気の時も利用できる制度があればいいと思う。
- ◎学校に行けない児童、ひきこもりの児童の居場所となるよう、放課後等デイサービスをもっと柔軟に利用できるようなるといいと思う。

<他の団体との交流、連携、活動>

◎すべての団体とのまず情報交換。

◎障害のある人の相談内容は広範多岐にある。専門性をもった窓口が連携を適切に行う為に必要である。

◎地域の福祉環境についての情報交換や適切な役割分担。

◎人材育成、人材情報。

◎事業や活動理念の理解や共有。

◎障害のある人だけでなく、その人を支える団体の緊急時（災害時も含め）。

◎障害者全体が話し合う場づくり。特に地域生活の理解と支援が必要だと思います。

◎地域の自治会、教育機関（小中高大学）等の会員、教職員、生徒、保護者の皆さんに精神保健福祉への関心を高めていただくための研修会開催や、各種イベントへの参加出店協力などを通して、理解を深めていきたい。

◎障害の差を越えて連携して活動を進めたい。文化、講演、体力づくり等各方面にわたり推進したい。

◎今回の新型コロナウイルス感染症および例年のインフルエンザ等の感染拡大時、他団体・他事業所との情報交換が必要。

<その他>

◎精神障害の特性を理解してほしい。

◎グループホームがない（少ない）ので入所できない。

◎障害者全体が話し合う場づくり、特に地域生活の理解と支援が必要に思います。地域での連帯感が乏しいようです。

◎自立のために住居保障が必要。

3 サービス事業所からの意見(抜粋)

- ◎相談支援の事業はサービス単価も低く、相談支援の事業だけでは運営的に厳しい。計画相談においては、サービス単価に加えて市独自の加算や補助などを検討してもらいたい。委託相談においては、今の委託額では一人分の人件費を賄うことはできない額になるので、一人分の人材費を賄える額の設定をお願いしたい。相談支援の事業が独自事業で運営できるような支援の検討をお願いしたい。
- ◎法人全体もそうなのですが、とにかく人手がありません。次に相談支援専門員になってもらうはずの中堅の人たちが支援の現場を離れられないのが現状ですので人材確保のための支援は欲しいです。コロナ禍で仕事をなくされた方等の積極的な斡旋を他の町と協力しながらでも行ってほしいと思います。
- ◎軽度の障害で介護度が低い方で働けない方の行き場がない。就労訓練の前段階の生活訓練ができる事業所が少ない。行動障害など個別対応が必要な利用者のサービスが少ない。利用者が誰でもできる仕事の確保が難しい。単価が低いのに品質や納期に厳しい。品質が悪いと仕事が来なくなる。市に仕事開拓や自主製品の販売を担当してくれる人を置いてほしい。就労継続 B 型について、工賃や就労の実績で基本報酬が決まると、就労訓練の利用者以外の人を受け入れにくくなる。報酬基準を変えてほしい。
- ◎コロナ禍等により市内の学校が休校になった場合や緊急のお知らせ等メール等による情報提供があると有り難いです。
- ◎新規事業所の開設、プレオープン情報が中々更新されず、新しい情報が各事業所に回ってこない所以对処してほしいです。職員によっては対応に温度差があるように思えるので、何とかして頂きたい。
- ◎県と市の連携をもっとしてほしい。新規事業所の開設など、情報がないとトラブルになる。求人情報などを見ていると、名義借りで許認可申請していると思われる事業所が新規でたち上がっていることに疑問を感じる。規則に従って運営している事業所からしたら遺憾です。
- ◎今後、障害をもつ高齢者の方はどんどん増えていくと思われます。グループホームで看取りまでとの話をお聞きしますが、現状の給付費と支援時間でどうやって出来るのか不思議でなりません。障害があるから高齢施設は無理なのではなく、移行していけるようなシステムを考えるべきだと思います。せっかく共生型が出来たのですから、必要とする人に必要なサービスが提供できるよう考えるべきです。役所が縦わりでは困ります。役所の中の横の連携をお願いしたいです。
- ◎夜間泊まれる支援者不足が続いています。障害者支援をご協力頂ける方に集まって頂けるような(認知症のサポートみたいな)取り組みを考えていただけるとありがたいです。
- ◎共生型が言われるようになり、本人が安心して終末をむかえる場所として障害のグルー

プホームでの看取りが言われてきていますが、100%付き添える現状ではありません。やはり、ご本人の状態にあったサービスの提供が必要と考えます。介護度が出たから、「はい、高齢施設」ではなく、デイサービス、ショートステイとなじみを作り、始めて相手方が安心して入所していけるものと思います。障害者・高齢者の二種ではなく、障害高齢者へ目をむけて頂きたいと思います。

◎サービスを必要としてくれるたくさんの方々のご支援で大変お忙しいこととは思いますが、せめて一番最初に窓口でご相談されるのですから、必要最低限の情報は聞き取りをお願いしたいと思います。また必要に応じてご相談にのって頂けるとありがたいです。

◎地域生活拠点の面から整備が進められていると思いますが、実際はどうなんでしょう。高齢障害者は老障介護の家庭実態があり、将来的に介護事業所に入所できることにはなっていない。重度の利用者も短期入所や日中一時のサービスが思うように受けられていません。どこかの法人が手をあげるのを待っていても先が見えないと思います。公的な施設が必要かと思います。

◎高齢の方の通院サービス等、若い方はサービスが使えるのに対して高齢になると使えなくなる事に対して不平等である。今後、自力で行けない方や使えるお金が限られた方への支援サービスの緩和をお願いしたいです。彦根にしかないサービス、住みよい彦根であるように弱者に対して平等であってほしいです。

◎この機会に障害者虐待防止は当然の事、障害者差別解消法と滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例についてのアンケートがあれば意識や状況を知ることが出来たし、大切な事ですので、あれば良かったのではないのでしょうか。

◎情報発信をより強化していくために、行政のさらなる後押しがほしい。例えば、事業所案内板やコーナーを設置し、分かりやすく案内が利用者か家族に届くようにする。彦根市ホームページからリンクして、各事業所や団体のホームページにとべるようにするなど、引きこもりがちの方がインターネットで詳しく情報が得られるように整備する。彦根市における障害者雇用のとりくみを発信して、行政が率先して民間企業に広げていくとりくみをしてもらいたい。

◎相談支援の事業所における偏った抱き込みや、相談さん（相談支援の事業所）に利用者さんを紹介していただいたとき、うちのニーズにあわなかったためお断りしたところ、干されてしまったという噂などを耳にしております。そのような偏見をなくし利用者の今後を一番に考えた相談支援を新規でめざしていきたいと考えています。

◎移動支援を行う事業所があいかわらず少ない。他市では自動車での移動支援に対する加算など、単価にプラスされているところもある。もう少し考えてほしい。

◎移動支援の利用（介護保険に移行後）等、他の市町村に比べ利用が難しい。

◎これまでの課題や力を入れて取り組もうとされている施策、進捗を知る上での情報を提供して頂けるとありがたく思いますし、障害者さんをお持ちの家人の主のお話しを聞ける機会があれば良いと思います。

- ◎仲よしでかためられています。一部はあふれ出るくらいの利用者があって一部はガラガラが何年もつづいています。なぜなのか教えてください。
- ◎若年で高次機能障害をもったとき、病院のMSWからは、(だいたい)介護保険を先にすすめられます。そのため、リハビリや機能回復等で、あともう少しのサポート、例えば自立して社会参画できるまでのサービス(移動支援)が利用できにくい(支給決定されない)現状です。スムーズに若年の方への余暇活動や社会参画へつなげられる介護保険から障害福祉サービスへの移行も、今後は多くあると思います。
- ◎サービスに関して利用したい人達への周知がされていない。施設があり、利用できる事を市町村がもっとアピールする必要があると思う。支援級に通学している子どもさんへ、学校からお便りは入れられない。利用されたい人達がサービスを知る機会が少ない。
- ◎障害者本人に、様々な情報がとどかないこと。事業者とサービスを求めている利用者が適切につながるようなしくみや情報共有。コロナ渦で就職等が遠のいてしまう人たちが出てきている。市内の事業(企業)間で、雇用について検討できる機会を設けてほしい(あくまで企業ベースで)。
- ◎これまでグループホームにおいては、世話人の善意に助けられ運営してこられていますが、世話人の高齢化に伴い、これまでのような運営も難しくなってきました。多職種と比べても、福祉の業界の評判や待遇面においてはまだまだ低いことから、求人募集をしても応募すらない状況となっており、人員確保については喫緊の課題となっています。安定した事業につながるよう人員確保や報酬面においてもご協力頂ければと思います。

4 総合的な課題

1 障害のある人にとって住みよい生活環境

障害のある人にとって住みよい生活環境をめざして、ユニバーサルデザインに基づき、交通環境や住環境、情報環境、公共的空間において障害に応じたさまざまなバリアフリー化の配慮がされたまちづくりをさらに進める必要があります。また、災害時要援護者対策等を充実させる必要があります。

2 障害のある子どもへの支援

子どもたち一人ひとりの多様な障害特性に応じた適切な療育や教育を、乳幼児期から成人期の各ライフステージにおいて一貫して提供する仕組みづくりが必要です。そのためにも、発達障害を含む障害について早期把握、早期対応の推進と支援内容の一層の充実が求められます。

3 発達障害のある人への支援

発達障害や発達特性のある人は増加傾向にあり、発達障害の特性が表出する時期や程度には個人差があります。特に、発達障害の人は、乳幼児期からの適切かつ継続的な支援および周囲の正しい理解を得ることで個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくことができます。そのためには、発達障害に対しての早期発見、早期対応、相談・支援の継続した体制が求められます。

4 障害福祉サービス等の充実

自立支援、地域生活支援、障害のある人が自立し、人生の各段階に応じた必要な支援を継続的に受けながら、安心して生活できるよう、自立支援サービス、地域生活支援サービス提供の基盤強化と障害者福祉を支える人材の確保を恒常的に進める必要があります。また、本人や介助家族の高齢化への対応、発達障害や難病、重度障害のある人などのさまざまなニーズに合わせ、多様なサービスの提供体制を確保するとともに利用要件等を見直すなど柔軟な対応が求められます。

5 社会参加と就労機会の充実

障害のある人の社会参加のさらなる促進に向けて日中活動や余暇活動の支援など、本人の希望や能力に応じながら、さまざまな社会参加を支援していく必要があります。

また、就労相談の充実、企業への啓発、就労へ向けた訓練の充実、就労機会の確保および福祉的就労環境の充実に向けた取組を進め、進路相談から福祉的就労や一般就労に至る支援の連続性のある新体制を確立する必要があります。

6 権利擁護、相談体制および地域福祉の充実

平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人の人権が尊重されるだけでなく、障害を理由とする差別の解消を目的とする法律が制定されました。

地域社会において、障害のある人の生活が保障されるためには、障害のある人とその家族が身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談窓口サービス体制の充実と一人ひとりの特徴やニーズに応じた支援を行えるよう、相談員のさらなる資質の向上が必要です。また、サービス等に関するきめ細かでわかりやすい情報提供の充実が求められています。

障害や障害のある人についての市民の理解を深め、だれもが障害の有無や年齢に関係なく地域社会に参加でき、ともに支えあい助けあうことのできるまちづくりをめざす必要があります。

7 地域ケアにおける多様な主体の連携

湖東福祉圏域において構成する1市4町と、湖東地域障害者自立支援協議会が中心となって、障害福祉サービス事業所や関係機関、市民団体等とともに連携し、障害のある人一人ひとりのニーズや専門的なケア、地域での見守りなどに応える総合的な地域ケアの仕組みをさらに充実させる必要があります。

5 第4期障害者計画の新たな視点 ～各分野に共通する横断的視点～

(1) 障害者権利条約の理念の尊重および整合性の確保

障害のある人に係る施策、事業等を策定し、実施するに当たっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(Nothing About Us Without Us)の考え方の下、「インクルージョン[※]」を推進する観点から、障害のある人を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえるとともに、障害者施策の検討および評価に当たっては、障害のある人が意思決定過程に参画することとし、障害がある人の視点を施策に反映させることが求められます。

あわせて、障害のある本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ[※]の向上

障害者基本法第2条においても、障害のある人を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障害のある人が経験する困難や制限が障害のある個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害のある人の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。そのため、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。

また、障害者差別解消法および障害者雇用促進法に基づき、関係機関や障害者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、福祉、保健、医療、教育、就労などとの有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害がある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。その際、外見からは分かりにくい障害が持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障害は、症状が多様化しがちであり、一般に、障害の程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害^{*}、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

(5) 障害のある女性、子どもおよび高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害のある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定および実施する必要があります。

障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いて障害者施策を策定し、実施することが重要です。また、障害のある子どもは、成人の障害のある人とは異なる支援を行うことに留意する必要があります。さらに、障害のある高齢者に係る施策については、障害者権利条約の理念も踏まえ、高齢者施策との整合性に留意して実施していくため、協議の場を設ける必要があります。

(6) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

1. 地域課題の解決力の強化

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。

2. 地域丸ごとのつながりの強化

社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害のある人や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

(7) PDCAサイクル[※]等を通じた実効性のある取組の推進

「証拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)の実現に向け、必要なデータ収集および統計の充実を図るとともに、障害者施策のPDCAのサイクルを構築し、着実に実行します。また、当該サイクル等を通じて施策の不断の見直しを行っていきます。

※PDCA(ピーディシーイー)サイクル：計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返しながら、着実に効果的な計画等の推進を図る方法。

※インクルージョン：「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育および福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている

※アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

※高次脳機能障害：知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情(情動)を含めた精神(心理)機能を総称する。病気(脳血管障害、脳症、脳炎など)や、事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

このページは白場です。

第 3 章

● 基本理念と基本方針 ●

第1節 基本理念

国では、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約である「障害者の権利に関する条約」を平成26年1月に締結以降、障害者基本法の改正で「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とうたっています。

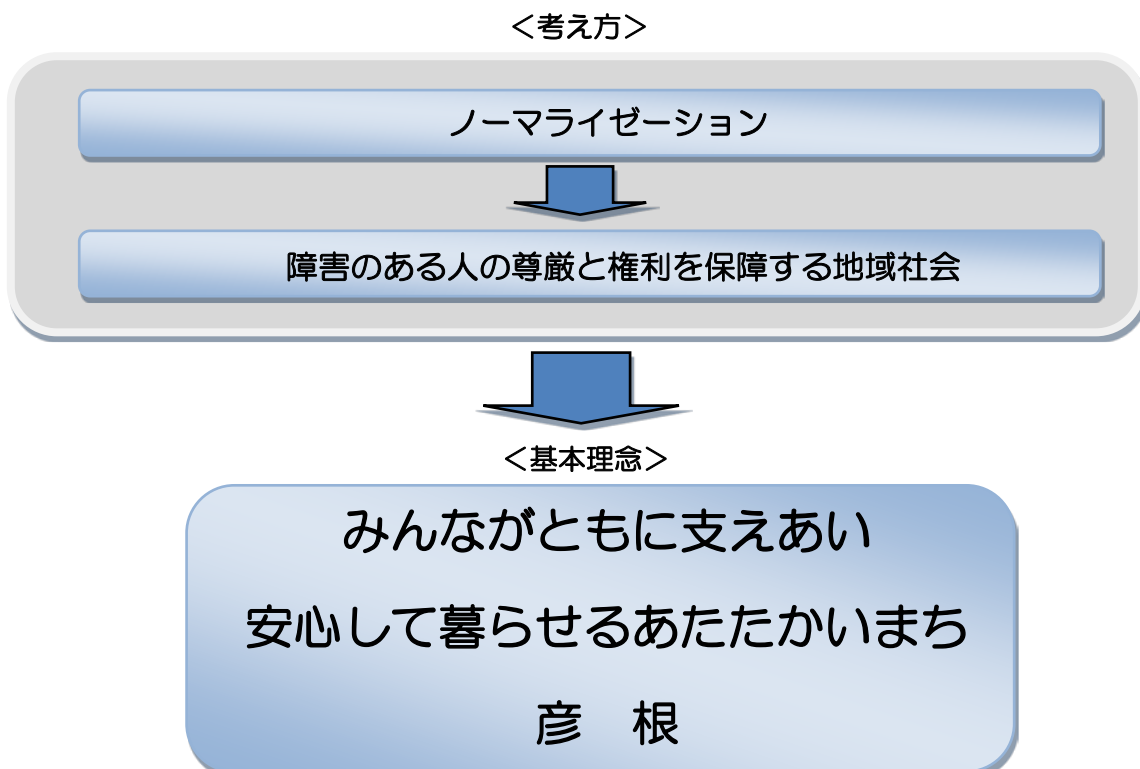
その後、平成28年度には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」の施行に続いて、障害者総合支援法が改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図ることが掲げられています。

この理念や考え方は、障害のある人が障害の状態に関わらず普通に生活できるのが通常の世界であり、人々がお互いを認め合い、ともに生きる社会を築いていくというノーマライゼーションの理念に根ざしています。

本計画では、これまでの、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会をめざし、基本理念を掲げます。

そして、あらゆる市民が障害の有無に関わらず、福祉、保健、医療、教育、就労、雇用、社会保障、余暇活動等の幅広い分野にわたって平等であり、安心して暮らし、社会参加を果たせるまちをめざします。また、そのために彦根市や障害福祉サービス事業所、市民が連携し、障害のある人一人ひとりを見守り、支援する地域づくりを進めます。

このため、本計画の基本理念は「みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根」とします。



第2節 基本方針

本計画においては、新たに成年後見制度に関する基本方針を加え、次の7つの基本方針を掲げ、これらに沿って具体的な施策を展開します。

1 誰もが社会に参加し、いきいき暮らせる地域共生社会づくり

障害のある人も障害のない人も、ともに、気兼ねなく意見や思いが伝えられ、生きがいをもってその人らしく暮らせるよう、多様な日中活動や余暇活動を支援します。また、行政と障害福祉サービス事業所、企業等が連携して、福祉的就労や一般就労等その人らしく働ける機会の拡充をめざすとともに、障害特性に合わせた就労が継続できるよう、障害のある人自身の力が発揮できるための支援や職場環境づくりへの支援など、地域丸ごと共生社会づくりを進めます。

2 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり

障害のある子どもが一人ひとりの個性や能力に応じて健やかに成長できるよう、市民のだれもが理解し合い、みんなで育てるまちづくりを進めます。また、療育や保育、教育、福祉、就労等の連携を図り、一貫した支援システムを構築します。

3 発達障害のある人を支える体制づくり

発達障害のある人が、安心してその人らしい生活を送るためにライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・労働の関係機関の連携による総合的な発達支援の仕組みづくりを進めます。

4 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供

障害のある人のさまざまな特性や状況に対応できるサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、障害福祉サービス事業所と市の連携強化を図ります。

障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供体制の確立を一層進めます。

5 成年後見制度利用促進基本計画の推進

障害のある人の高齢化等にともない成年後見制度利用の必要性が高まっていくと考えられます。このため、自己決定権の尊重と本人保護との調和に関して、精神上的障害により判断能力が不十分で意思決定が困難な人への支援を進めるため、本計画においても成年後見制度利用促進計画を掲げ、必要とする人の適切な制度利用の促進に努めます。

6 身近で見守り支える体制づくり

障害のある人の人権を尊重し、その人らしい生活を支援するため、きめ細かな情報提供に努め、身近で相談しやすい窓口の充実を図るとともに、相談が的確で迅速な支援に結びつくよう、相談と支援のネットワークを築きます。さらに、みんなが支えあう、市民主体の地域福祉活動を促進します。

7 安心・安全の地域づくり

障害のある人が安心して外出できるよう、道路や駅、公共施設等にバリアのないまちづくりを進めるとともに、さまざまな障害に対応した案内や広報に努めます。また、災害時に自力で避難できない人を日頃から見守り、安心・安全なまちづくりを進めます。

第 4 章

● 各 施 策 ●

第4期彦根市障害者計画（中間見直し）・施策体系図

考え方	基本理念	基本方針	基本施策	施策
ノーマライゼーション 障害のある人の尊厳と権利を保障する地域社会	みんながともに支えあい 安心して暮らせるあたたかいまち 彦根	<p>1 社会に参加し、いきいき暮らせる地域共生社会づくり</p>	<p>(1) 多様な日中活動や余暇活動への支援</p>	<p>①多様な活動機会の確保 ②生涯学習の推進 ③文化・芸術活動への支援 ④スポーツ・レクリエーション活動への支援</p>
		<p>(2) 就労環境</p>	<p>①企業啓発等による雇用の促進 ②就労相談・支援体制の充実 ③経済的自立の支援</p>	
		<p>(3) 職業リハビリテーションと福祉的就労環境</p>	<p>①職業リハビリテーションの充実 ②福祉的就労環境の充実</p>	
		<p>2 子どもの成長を一貫して見守る支援の仕組みづくり</p>	<p>(1) 療育・保育</p>	<p>①母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応の充実 ②療育の推進 ③障害児保育・特別支援教育(就学前)の推進</p>
		<p>(2) 学校教育と進路指導</p>	<p>①障害のある子どもへの教育の充実 ②教育相談、就学、進路指導の充実 ③インクルーシブ教育システムの構築</p>	
		<p>(3) 休日・放課後・長期休暇中の支援</p>	<p>休日、放課後、長期休暇中の支援</p>	
		<p>3 発達障害のある人を支える体制づくり</p>	<p>(1) 発達支援システムの構築</p>	<p>①早期発見体制の充実 ②相談・支援体制の充実 ③普及・啓発の促進</p>
		<p>(2) ライフステージ間の途切れない支援</p>	<p>継続支援体制の充実</p>	
		<p>4 いつまでも安心して暮らせるサービスの提供</p>	<p>(1) 地域生活を支えるサービス</p>	<p>①自立支援給付等によるサービス提供 ②地域生活支援事業等によるサービスの提供 ③家族介護者への支援 ④各種手当等の支給と利用者負担の軽減 ⑤障害福祉を支える人材の育成・確保</p>
		<p>(2) 保健医療</p>	<p>①健康増進と中途障害への対応 ②医療・リハビリテーションの推進 ③自立支援医療の給付・医療費の助成等 ④精神保健・医療の提供 ⑤難病に関する施策の推進</p>	
		<p>5 身近で見守り支える体制づくり</p>	<p>(1) 権利擁護</p>	<p>①権利擁護の推進 ②意思決定支援の充実 ③意思疎通支援の充実</p>
		<p>(2) 相談支援体制</p>	<p>①相談支援の充実 ②情報提供の推進</p>	
		<p>(3) 市民啓発</p>	<p>①人権尊重の推進 ②啓発・広報活動の推進 ③福祉教育・福祉学習の推進</p>	
		<p>(4) ボランティアおよび市民活動</p>	<p>①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の振興 ③地域交流の推進</p>	
		<p>6 安心・安全の地域づくり</p>	<p>(1) 福祉のまちづくり</p>	<p>①情報環境の充実 ②福祉のまちづくりの推進 ③公共交通の環境整備の推進 ④道路の安全性・快適性の確保</p>
		<p>(2) 防犯・防災</p>	<p>①防災対策の推進 ②防犯対策の推進</p>	
		<p>(3) 住環境の整備</p>	<p>障害のある人に配慮した住宅の整備</p>	

(1) 多様な日中活動や余暇活動への支援

① 多様な活動機会の確保

■現状と課題

本市では、彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ 21」と地域生活支援センター「まな」において、精神に障害のある人が相互の交流と仲間づくりや社会参加を図る場として地域活動支援センターⅠ型事業を実施しています。また、18歳以上で障害支援区分が軽い身体障害のある人と知的障害のある人を対象としたデイサービス事業を地域活動支援センターⅡ型として「ステップアップ 21」で実施しています。これらはいずれも、障害のある人の生きがいや日中活動の充実に資する場であることが求められています。

また、障害のある人同士の交流やレクリエーション、訓練などを提供する場として、障害者福祉センターでデイサービス事業を実施しています。

■取組の基本方向

さまざまな障害に対応した日中活動の場として引き続き、地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型やデイサービス事業の充実に努めるとともに、「ステップアップ 21」への利用促進を図ります。

- ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実に努めます。
- ・ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を進めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
地域活動支援センターⅠ型事業	精神に障害のある人が通所して、創作的活動または生産活動を行い、社会との交流を促進する場として、地域活動支援センターⅠ型事業を実施します。また、精神に障害のある人の地域における支援体制の強化を図ります。	障害福祉課
地域活動支援センターⅡ型事業	生活介護サービスを受けることができない障害のある人を対象に、通所して創作的活動、軽作業、日常生活訓練等を行う場として、地域活動支援センターⅡ型事業を実施します。	障害福祉課
滋賀型地域活動支援センター事業	ひきこもりや薬物依存など、障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない障害のある人に対し、就労と日中活動の場を提供する「滋賀型地域活動支援センター」の運営支援を行います。	障害福祉課

サービス基盤の確保とサービス内容の充実	<p>運営や施設整備に対する支援と合わせ、定員数増加の働きかけによりサービス基盤を確保し、地域バランスのとれた地域活動支援センターの設置を検討します。</p> <p>また、地域との交流活動や訓練機能の充実に向けて指導等の支援を行います。</p>	障害福祉課
障害者福祉センターデイサービス事業	<p>障害者手帳を所持する人を対象に、参加者のニーズに応じた内容のデイサービスを提供します。</p>	障害者福祉センター
若者サロン活動等	<p>ニートやひきこもり等、何らかの生きづらさのある子ども・若者(概ね39歳まで)に対して「子ども・若者総合相談センター」を設置して、その相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言、サロン活動を行います。また、地域の中で子ども・若者が一歩を踏み出す場所となる居場所(サロン)づくりにも努めます。</p>	子ども・若者課

② 生涯学習の推進

■現状と課題

市民の学習ニーズは一層高度化・多様化し、社会の各分野においても生涯学習への関心が高まり、その重要性が言われています。障害のある人にとっても変化する社会とのつながりを持ちながら自己の可能性を追求し、自己実現を図ることが求められています。

本市では、市民大学講座や公民館で開催される各種講座、各種研修会等の生涯学習関連事業を総合的に推進しています。

今後はさらに障害のある人のニーズに応じた学習を体系的、効果的に進め、だれもが参加でき、ともに楽しめる催し等を開催するなど、引き続き生涯学習の推進・支援体制の充実を図る必要があります。

■取組の基本方向

生涯学習事業において障害のある人の幅広い参加が可能となるよう、手話通訳や要約筆記を準備する等、体制整備に努めます。また、障害のある人が気軽に生涯学習の講座等に参加できるよう、事業者や市民の一層の理解と協力の促進に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
幅広い生涯学習メニューの推進	障害のある人のニーズに応えられるよう、多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを推進します。	生涯学習課 他

③ 文化・芸術活動への支援

■現状と課題

人生をより豊かにし、障害特性等に応じて自分のさらなる可能性や生きがい、生き方を見つけていくために、文化・芸術活動は大きな影響力があります。

このため、本市においても文化・芸術活動に対する支援を行ってきましたが、今後は文化・芸術活動への参加の機会を広げるとともに、障害のある人にとって利用しやすい施設の整備や参加機会の創出を図る必要があります。

また、障害のある人の文化・芸術活動の取組を支援するため、引き続き指導ボランティアの養成が求められます。

■取組の基本方向

文化・芸術の鑑賞だけでなく、障害のある人自身の日頃の文化・芸術活動の成果を発表する機会を確保することで、活動への動機づけや仲間づくりの支援に努めます。また、市民の参加による活動の取組を工夫し、障害のある人との交流や理解を深める機会になるように推進します。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
指導者の確保	文化・芸術の各分野における高度な技術や知識を有するとともに、さまざまな障害についても深く理解する指導者の確保に努め、障害のある人がより広く深く文化芸術にふれ、自ら創作する活動を支援します。	文化振興室
文化・芸術活動の発表機会への支援	地域で障害のある人の文化・芸術活動の振興を図るため、障害のある人の作品展や音楽会の開催等への支援に努めるとともに、障害のある人の文化・芸術活動について市民理解の促進に努めます。また、地域における幅広い文化・芸術活動の場に障害のある人が気軽に参加できるよう努めます。	文化振興室
施設入場料の割引	障害のある人が市の文化・芸術施設を利用する際の入場料等を減免することにより、障害のある人の文化・芸術活動への参加の機会の拡大を図り社会参加の促進に努めます。	文化振興室

④ スポーツ・レクリエーション活動への支援

■現状と課題

障害のある人のスポーツ・レクリエーションへの参加機会の確保は、健康づくり、自立意欲の向上、地域住民との交流促進、お互いの理解を深める観点から重要であると考えます。本市では毎年多くの参加がある障害者スポーツ大会等の実施や、滋賀県や全国レベルの障害者関連スポーツ大会に出場する選手の支援・激励を行っています。

滋賀県で国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が決まり、本市でも同大会に対する機運が高まっているため、障害のある人にとっても、より一層、スポーツを身近に感じられる参加機会の拡充や環境整備などに取り組んでいく必要があります。

■取組の基本方向

障害のある人がより多くの市民との交流が深まるスポーツ活動の振興や機会の創出に取り組みます。また、滋賀県や全国レベルの障害者関連スポーツ大会等に出場する選手の支援・激励を行い、障害者スポーツ活動の推進を図ります。

スポーツ活動の運営等においては、地域住民やボランティアの参加を呼びかける等、障害のある人についての理解やボランティア育成が促進されるよう、幅広い観点から支援に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
障害者スポーツの充実	障害のある人の体力の維持・向上や機能の回復を図り、社会参加の意欲を養い、障害のある人相互の親睦と協調を促進するため、障害者スポーツ大会を開催します。また、広く市民に参加を呼びかけ障害理解の機会提供に努めます。	障害福祉課
スポーツ大会への参加促進	全国障害者スポーツ大会、県障害者スポーツ大会等への参加を促進します。また、スペシャルオリンピックの活動周知を行います。その他、各種障害者スポーツ・レクリエーション大会へ参加しやすい環境づくりに努めるとともに、全国大会出場選手への激励を行います。	障害福祉課 スポーツ課
交流の場の創出	より多くの市民との交流が深まるスポーツ・レクリエーション機会の創出に取り組みます。	障害福祉課
肢体不自由児（者）スポーツ・レクリエーション活動支援	重度の肢体不自由のある子どもなどが身体を動かす機会の創出を目的に開催されるスポーツ・レクリエーション活動への支援を行います。	障害福祉課

(2) 就労環境

① 企業啓発等による雇用の促進

■現状と課題

障害のある人にとって就労は、生きがい、所得等の面で自立した生活、社会参加の幅が広がるという意味でたいへん重要です。

わが国においては法定雇用率が設定されており、障害のある人の雇用に関する取組が進められていますが、未だ法定雇用率が達成されていない事業所もあるなど、障害のある人の一般雇用を取り巻く環境は必ずしも良好とはいえず、福祉的就労も含めた就労支援の取組の工夫が求められます。

本市では彦根公共職業安定所や働き・暮らしコトー支援センターとの連携のもと、機会あるごとに障害者雇用の啓発を企業に行っていますが、その対象は障害者雇用の法的義務のある企業にとどまっていることから、より多くの企業への啓発も視野に入れた取組が必要です。

なお、本市には県内で最初の地方公共団体と民間企業との共同出資（第三セクター方式）による重度障害者多数雇用事業所が設立されています。

現状として、法定雇用率の引き上げなどもあり、障害者雇用そのものに対する企業の関心は高まっている一方で、環境条件整備に対する企業の意識はまだ十分とはいえず、引き続きの啓発が必要です。

■取組の基本方向

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、「職業安定法」、「雇用促進法」に基づき、彦根公共職業安定所、働き・暮らしコトー支援センター等と連携しながら企業に対し、障害のある人の雇用環境の条件整備に向け、公的機関での職業実習等取り組みの推進を図るとともに引き続き、障害者雇用環境条件整備に対する企業への啓発に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
彦根公共職業安定所との連携強化	障害のある人の就職等について、専門の職員が相談・指導を行っている彦根公共職業安定所等と本市との連携をさらに強化し、障害のある人の就労の支援に努めます。	障害福祉課 他
働き・暮らしコトー支援センターの取組支援	働き・暮らしコトー支援センターの取組を支援し、障害者雇用事業所の開拓や障害者雇用に係る啓発活動の促進に努めます。	障害福祉課
企業訪問等による啓発	企業訪問を通じて障害者雇用の促進、環境条件整備を推進するよう啓発に努めます。	地域経済振興課 人権政策課

障害者雇用事業者への支援等	障害者雇用事業者への情報提供や相談支援を進めます。また、障害者雇用を積極的に推進している市内事業所の表彰など、障害者雇用を奨励する取組を推進します。	地域経済振興課
重度障害者多数雇用事業所への就労促進	市内にある重度障害者多数雇用事業所における雇用を今後も促進します。	障害福祉課 他
一般企業と福祉施設との連携	障害福祉施設の自主製品の販売活動等に対して、各種団体や企業の協力も得ながら販路開拓への支援に努めるなど、一般企業と福祉施設の連携強化を支援します。	障害福祉課 他
障害者優先調達推進法の推進	市役所等において障害者就労施設等からの物品等の調達を優先して行うよう努めます。	障害福祉課 他

② 就労相談・支援体制の充実

■現状と課題

就業面の相談・指導支援機関としては、彦根公共職業安定所に加え、湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコト支援センター）の専任の生活支援ワーカーと雇用支援ワーカーによる支援が進められてきました。同センターによって連絡会議が開催され、障害のある人の就労のため関係機関の連絡調整が行われています。

また、特別支援学級や特別支援学校、中・高等学校の進路指導においても、本人や保護者の就労希望に沿うよう、学校をはじめ関係機関が連携した取組を進めています。

障害者総合支援法においては、障害のある人の就労促進が掲げられていることから職業相談・指導の強化が必要であり、一人ひとりへの丁寧な進路指導などへの対応を求められています。

■取組の基本方向

働き・暮らしコト支援センターを中心に障害のある人の就労相談・指導を一層強化します。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
身近な就業・生活支援拠点の充実	働き・暮らしコト支援センターに職場開拓員と就労サポーターを設置し、雇用・就労の開拓機能を一層充実させるための運営支援を行います。また、雇用や保健、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に進めながら、就業や日常生活、社会生活上の相談・支援、職場や職種の開拓を一体的に実施します。さらに、彦根公共職業安定所と管内の障害福祉事業所等の関係機関が連携を密にし、就職希望のある管内の障害のある人の把握に努めるとともに、各機関がそれぞれの役割を明確に認識し、連絡調整に努めます。	障害福祉課
学校における進路指導への支援	特別支援学校や中・高等学校の進路指導に対して、指定相談支援事業者や働き・暮らしコト支援センターと連携しながら情報提供等の支援を行います。	障害福祉課 学校支援・人権・いじめ対策課 他

③ 経済的自立の支援

■現状と課題

湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコト支援センター）と連携しながら、これまで、就労支援を行っていますが、働く意欲のある人に対して、彦根公共職業安定所など就労関係機関と連携し、一人ひとりの特性や能力に応じた就労支援、自立支援に努めることが求められています。また、有効な収入源となる障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度等の適切かつ有効な活用が求められます。

■取組の基本方向

経済的自立支援においては、特に就労、生活面において湖東地域障害者就業・生活支援センター（働き・暮らしコト支援センター）との連携を中心に本人に働く意欲と本人の希望や能力に応じたリハビリテーション活動支援、年金の制度の有効活用による経済面での支援、また、健康管理、金銭管理等はじめとした日常生活における相談・支援を一層充実させます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
就労支援の充実	障害のある人に対して、本人に働く意欲と本人の希望や能力に応じたリハビリテーション活動支援を行い、経済的自立支援を促すための就労活動支援を関係機関や地元企業との連携をもとに積極的に進めます。	障害福祉課
年金制度等による所得保障の充実	障害のある人の経済的自立を図る上で、各年金制度は極めて重要な役割を果たしており、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度などの有効活用による所得対策等を支援します。	障害福祉課
生活面での支援	生活習慣の形成や健康管理、金銭管理等の日常生活の様々な管理に関する助言などとともに、余暇活動などの地域生活に関する相談支援に努めます。	障害福祉課

(3) 職業リハビリテーションと福祉的就労環境

① 職業リハビリテーションの充実

■現状と課題

就労支援を行う上で、障害のある人の職業リハビリテーション機会の提供は重要です。その機会提供の窓口として、滋賀障害者職業センターがあり、これと福祉部門とのさらなる連携が求められています。

また、障害者総合支援法の施行により就労移行支援のサービスが設けられましたが、利用期間が限定されるなどの課題もあるため、このサービスに限らない多様な職業リハビリテーション機会の確保と適切なサービス提供が必要となっています。

さらに職業リハビリテーションを終えたサービス利用者の就労支援や就労後の技術等向上のための取組の推進が、引き続き求められています。

■取組の基本方向

障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、対象者が就労に必要な情報収集や多様な技能習得ができる職業リハビリテーション機会を確保するため、自立支援給付による就労移行支援の提供に努めます。

また能力開発から職業評価、職業相談、職場定着まで、一般就労を希望する障害のある人への一貫した就労支援を行います。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
就労移行支援	自立支援給付として、就労を希望する障害のある人を対象に一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識習得や能力向上のために必要な訓練等を行います。	障害福祉課
多様な職業リハビリテーション機会の確保	就労継続支援B型事業所からA型事業所への移行など各機能の向上を働きかけるとともに、働き・暮らしコト支援センターや商工会議所、特別支援学校、市の連携強化によって多様な技能習得機会の確保を図ります。	障害福祉課 他
公的機関等における職場実習等の取組	公的機関等における障害のある人の職場実習等の受け入れの推進を図ります。	障害福祉課 他
実践的訓練機会の提供	国・県等の各関係機関との連携により、サービス利用後の就労への移行をめざした障害者委託訓練、障害者試行雇用（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を推進します。	障害福祉課 他

障害者職業センターとの連携	滋賀障害者職業センターとの連携を図り、障害のある人に適した職業リハビリテーションの提供に努めます。	障害福祉課 他
自立生活支援ホームの利用促進	グループホームに、通常世話人の他に職場訪問・職場定着支援等の就労支援や独立・自活に必要な相談や指導、訓練等を行う支援員が配置された自立生活支援ホームの利用促進を図ります。	障害福祉課

② 福祉的就労環境の充実

■現状と課題

就労継続支援 A 型・B 型の障害福祉サービスは、一般企業への就労が困難な障害のある人の福祉的就労により、地域密着の活動の場として社会的自立をめざすものですが、今後も各障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある人の多様なニーズに対応した福祉的就労機会の確保と適切なサービス提供が必要です。

また、これらの施設における仕事を安定的に確保し、施設利用者の工賃向上を図っていくことも重要課題です。

■取組の基本方向

自立支援給付による就労継続支援 A 型・B 型を引き続き提供します。また、障害のある人の就労に対するニーズを考慮し、より生きがいに結びつく作業内容や作業環境の整備を促し、そのために就労継続支援の必要性を見極めながら、支援に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
就労継続支援（A 型・B 型）	自立支援給付として、一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶ A 型（雇成型）と、雇用契約を結ばず訓練等を受ける B 型（非雇成型）があります。	障害福祉課
サービス基盤の確保	湖東福祉圏域全体の課題として、就労継続支援 A 型事業所の確保を引き続き行います。	障害福祉課
多様な就労機会の確保	働き・暮らしコト支援センターや商工会議所、特別支援学校、市の連携を強化し、より生きがいに結びつく多様な就労機会の確保を図ります。	障害福祉課 他
サービス事業所への優先発注	市の一部の業務委託や物品購入を可能な限り、障害福祉サービス事業所へ優先発注できるよう検討・実施等行います。	障害福祉課 他
関係機関との連携強化	働き・暮らしコト支援センターや特別支援学校、就労支援事業所における販路拡大・仕事の確保等の活動を行っている NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センターとの連携を強化し、障害のある人の就労の支援に努めます。	障害福祉課 他

<p>精神障害のある人の就労に向けた配慮</p>	<p>回復途上の精神に障害のある人を受け入れ、社会復帰のため福祉的就労の場を提供している就労支援事業所等の運営について、配慮を行っていきます。また、希望する施設で就労ができるよう、新たなサービス基盤の確保に努めます。さらに適切な利用環境を確保するため、施設と福祉、保健、医療、教育、就労、生きがいや社会参加、住みやすいまちづくりなどの関係機関との連携強化に努めます。</p>	<p>障害福祉課 他</p>
--------------------------	---	--------------------

(1) 療育・保育

① 母子保健の充実と障害の早期発見・早期対応の充実

■現状と課題

本市では、乳幼児健康診査をはじめ各種母子保健事業により、乳幼児期から障害のある子どもの早期発見と養育支援を行っています。また、地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭に対して週 1 回相談日を設けて相談に応じるとともに、ひろば事業では、親子のふれあいや交流等を図っています。

保育所・幼稚園・認定こども園、学校などでは気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、療育の場へつなげています。今後は障害のある子どものところとからの健やかな成長のために、関係各課および関係機関との連携による継続的な取組を一層進める必要があります。

さらに、安心して安全な出産期における支援から、出産後の乳児健診時において、障害の早期発見、早期対応に努め、必要があれば早期治療、リハビリテーション医療へつなげていく母子保健施策の充実が求められています。

このため、本市では妊娠中の異常または疾病の早期発見・早期治療のため、妊婦一般健康診査や訪問指導等を実施しており、乳幼児健康診査の受診率は、各健診とも高い水準にあり、未受診児については、通知や訪問等により状況把握に努めています。

今後は専門性の向上なども視野に入れ、医療機関等との連携強化による、療育体制の充実、支援が求められています。

■取組の基本方向

発育・発達の上で大きな節目となる 4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・2 歳 6 か月・3 歳 6 か月の乳幼児に対して、集団健康診査を実施し、適切なアドバイスを行うことで、疾病の早期発見・早期治療、子どもの健全な育成を支援するとともに、母子保健と療育、保育、学校保健などとの連携強化を進めます。

また、障害の早期発見のため、母子保健事業について、今後医療機関などの関係機関や地域との連携を一層密にし、安心して分娩・出産・育児ができる支援体制の充実に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
乳幼児健康診査	<p>発育・発達の節目の時期に健康診査を行うことで、子どもの健全な育成を支援するとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療等につなげます。必要に応じて発達相談等へつなげます。</p> <p>また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つ相談支援の充実に努めます。</p>	健康推進課
要観察児相談	健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、再度発達の確認を行う場を設け、子どもの成長に合わせて適切なアドバイスを行い、早期発見・早期支援につなげます。	健康推進課
精神発達相談	精神発達面において課題のある乳幼児に対して、発達相談員による相談を実施し、適切な指導・療育へつなげ、発達を促進します。また、発達相談員による相談の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。	健康推進課 発達支援センター 他
子育て相談	地域子育て支援センターでは、子育てに関する情報提供や、随時の子育て相談、定期的な子育て講座を実施し、乳幼児の育成の支援に努めます。また、主に乳幼児の保護者に対して、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言などを行います。	子ども・若者課
学校保健等の連携と推進	就学期間にある身体障害や知的障害、発達障害のある児童や生徒について、母子保健や療育施設、保育所、幼稚園、認定こども園等との情報交換や医療との連携を図り、学校保健における健康管理の充実に努めます。	保健体育課
人材の育成	母子保健や保育、教育に携わる支援者が、障害についてより専門性を高め、知識や情報を習得していくため、研修等の充実に努めます。	発達支援センター、健康推進課、学校支援・人権・いじめ対策課、障害福祉課 他
妊娠・出産に関する支援	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期からの相談に応じるとともに、妊婦教室、妊産婦訪問指導、妊婦健康診査、産後ケア事業等に取り組みます。	健康推進課
新生児訪問指導	訪問を希望する新生児（未熟児含む）のいる保護者および関係機関から連絡のあった家庭に、必要に応じて発育・栄養・育児・生活環境・疾病予防等の訪問指導を行い健やかな成長を促進します。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいるすべての家庭を、子どもが4か月になるまでに訪問し子育てに関する情報提供を行い、必要に応じて助言やサービス提供につなげます。	健康推進課
障害の早期発見	乳幼児健康診査や発達相談、保育所・幼稚園・認定こども園への巡回支援相談等により障害の早期発見・早期療育に努めます。また、医療機関や保育所、幼稚園、認定こども園や小学校と研修や情報交換を進めます。	健康推進課 発達支援センター 他

② 療育の推進

■現状と課題

本市では、母子保健事業として子育て教室を行っており、また療育の拠点でもある発達支援センターでは、より専門的な療育事業である「あすなろ教室」と「親子療育教室つぼみ」を開設しています。

これまで、受入人数の拡大に努めてきましたが、引き続き多様なニーズへの対応や専門性の充実が求められています。今後は、療育等についての市民や保護者の理解を促すとともに、より効果的な早期療育を行うため、障害の早期発見や情報提供、相談体制の整備などが求められています。

■取組の基本方向

早期療育については、障害のある子ども本人に対するサービス内容はもとより、保護者の障害受容や療育に対する理解がその効果を大きく左右するため、このことを念頭においた相談・支援体制の充実に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
子育て教室	精神発達相談の経過観察児と保護者を対象に、親子で楽しく遊び、親同士の交流を通じた情報交換等により、子育てを支援します。必要に応じて発達支援センターと連携をとり、療育へつなげます。	健康推進課
療育事業あすなろ教室（児童発達支援センター）	障害やその疑いのある乳幼児に早期療育を勧め、子どもの発達（成長）を促進し持てる力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。また、障害のある子どもを抱える家族への相談に応じるなど支援に努めます。	発達支援センター
親子療育教室つぼみ	親子で参加する療育事業として、未就園で発達に心配のある子どもとその保護者に対し、随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてより良い親子関係が持てるように支援を行います。また、早期に発達障害に気づき、特性に応じた支援ができるよう療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。	発達支援センター

③障害児保育・特別支援教育（就学前）の推進

■現状と課題

市内の保育所・幼稚園・認定こども園では、障害のある子どもの受入を行うため、子どもの障害の程度に合わせ市独自の基準により保育士や教職員を配置しています。

発達障害のある子どもを含め、対象となる子どもは増加傾向にあります。また、保育を行う上で、子ども一人ひとりに対するより緊密な関わりが求められているため、職員に対する専門的な支援も必要となってきています。

さらに、医療的ケアの必要な子どもの保育に必要な看護師の配置や施設の改修など障害のある子どもを含めた児童福祉の充実を図る上で、これまで以上に各施設の負担が増加しており、民間施設への助成についても検討が必要です。

また、就学前のことばについて心配のある子どもが相談しやすい環境整備が求められています。

■取組の基本方向

障害のある子どもの保育と就学前教育を充実するために、保育士や教職員の資質の向上や体制整備を行うとともに、必要となる保育・教育施設の整備など保育環境等の充実に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
障害児保育・特別支援教育の充実	障害のある子どもの保育を充実するため、保育所・幼稚園・認定こども園において、職員の資質の向上や保育士、看護師等の配置などの体制整備に努めます。また、専門機関との連携を密にし、必要に応じて助言を受けるなど、保育内容の一層の充実に努めるとともに、保育・教育施設の整備などの保育環境の充実に努めます。	幼児課
障害のある子どもの保育・教育環境の整備	障害児保育・特別支援教育に従事する職員の専門的知識と技術の向上を図り、保育所等への訪問支援を実施し、巡回支援相談や指導の機会を設けるとともに、障害のある子どもへの適切な保育・教育ができるようサポートします。	発達支援センター
ことばの相談	ことばやコミュニケーションに心配のある就学前の子どもに対して言語聴覚士が相談や訓練を行います。ことばの発達を促し必要に応じて発達相談等へつなげます。	発達支援センター
職員研修の充実	保育所、幼稚園、認定こども園において、障害や障害のある子どもについての理解啓発を積極的に推進し、障害のある児童に適切な教育や専門的な指導を行うため、職員の研修等の一層の充実に努めます。	幼児課 発達支援センター

(2) 学校教育と進路指導

① 障害のある子どもへの教育の充実

■現状と課題

本市では、発達障害を含む障害のあるすべての児童生徒を対象とした教育的支援を行っています。

障害のある子どもの保護者に対しては、就学相談を行い、また特別支援教育専門家チームを設置し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校および中学校に巡回訪問指導を行い教育相談や研修を行っています。

今後も障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切で効果的な教育的支援が行えるよう、特別支援教育を含む発達支援システムの整備を図るとともに、施設整備、教育内容・方法の充実、教職員の資質や能力の向上、さらに交流および共同学習の推進等を図っていく必要があります。

また、ことばの障害や発達障害のある児童生徒のための通級指導教室を開設しており、対象となる児童生徒の増加への対応が課題となっています。

■取組の基本方向

障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし自己実現を促進するために、本人や保護者の思いやニーズを大切にしながら、障害の状況に応じた適切な就学指導・相談を実施するとともに、教育・指導内容の充実に努めます。また、ライフステージを通じて教育ニーズに応じた計画的・継続的な指導が可能となるよう、教育内容の充実、教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育の充実に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
特別支援教育の推進	教育、福祉、保健など関係機関が連携し、小中学校において障害のある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実に努めます。また、「個別の支援計画」を就学前から作成し、一貫した教育・指導が提供できるようにします。サポートブック等の活用を積極的に行います。	学校支援・人権・いじめ対策課
教育活動等の推進	自立し社会参加する資質や能力を育てるために、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流および共同学習を教育活動全体に位置づけて、計画的、継続的に推進します。また、特別支援学校や特別支援学級との連携の充実に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
教育環境の整備	特別支援学級をはじめとして、教育環境をよりよくするため、教材や施設、設備等の整備充実に努めます。	教育総務課

通級指導教室(言語障害・発達障害)	ことばの障害や発達障害のある児童生徒に対して個別指導やグループ学習を通してその遅れや障害の改善を図るため通級指導教室を開設し、その実施にあたっては、子どもだけでなく保護者の支援も併せ精神面にいっそう配慮し、より利用しやすい環境整備を検討するとともに、その増設に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
-------------------	---	----------------

② 教育相談、就学、進路指導の充実

■現状と課題

教育相談・就学指導においては、本人に最も適切な教育の場に就学できるよう入学時の進路指導の充実に加え、卒業後の進路を念頭においた取組が求められることから、教育の分野だけでなく、一般就労や福祉施設の利用など卒業後の進路に関わる分野との連携を念頭におき、ライフステージ全体を視野においた指導が求められます。特に児童生徒とその保護者にとって就学や進路の判断を求められる就学時期や卒業を控えた時期は重要であり、保護者が必要とする適切な時期の情報提供と相談活動が求められています。このため、現在は体験入学、体験実習の取組、保護者等の特別支援学校教育相談への参加、小中特別支援学級担任者会主催による進路指導研修会の開催、児童福祉施設を含めた関係機関による個別支援会議などを行っています。

また中学、高等学校卒業後の進路については、学校と職業安定所、障害福祉サービス事業所など関係機関が幅広く連携し、相談機能をさらに充実させることが必要です。

■取組の基本方向

子どもの状況に応じて個性や能力を伸ばし、特別な配慮のもとにきめ細かな教育が受けられるよう、教育相談・就学指導の充実に取り組みます。

また、本人の能力や希望に沿った進学・就学が実現できるよう、情報提供や体験の機会を充実させるとともに、それぞれの進路において継続性が確保されるよう、関係機関等との連携を強化しフォロー体制の充実を努めます。さらに、進学・就労の場の拡大に向けて、関係団体、事業所等との連携を強化し、本人の進路ニーズに応じた環境整備が推進されるよう取り組むとともに、就労環境や就学環境が充実するよう市内の企業や経済団体、学校などへの啓発に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
相談事業の充実	教育（就学）相談を通じて障害のある子どもの保護者の相談・指導を行い、専門家による特別支援教育推進委員会等において、障害の程度や状況に応じた教育対応や指導内容に関する相談事業の一層の充実に取り組みます。	学校支援・人権・いじめ対策課
職員研修の充実	小・中学校において、障害や障害のある子どもについての理解啓発を積極的に推進し、障害のある児童や生徒に適切な教育や専門的な指導を行うために、教職員の研修等の一層の充実に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
進路指導の充実	特に義務教育を終える中学校特別支援学級在籍生徒に対して、職場見学の機会確保に努め、また、県の認証発達障害者ケアマネジメント事業の委託を受ける相談支援事業所や働き・暮らしコト支援センターなど関係機関との連携を強化しながら積極的に社会参加を行い、自立した生活が可能となるよう指導を充実します。	学校支援・人権・いじめ対策課

③ インクルーシブ教育システムの構築

■現状と課題

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らす権利を有しています。これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会を共生社会とされています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指すことは、本市において最も積極的に取り組むべき重要な課題とされています。

■取組の基本方向

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、また、障害のある人が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや住民との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。障害のある人や子どもとともに学び合い生きの中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことで、次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくため、インクルーシブな社会の構築をめざします。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
インクルーシブ教育システムの構築	教育分野の重要課題である、一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある人とない人が可能な限りともに学ぶ仕組みの構築に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
インクルーシブ教育に関する特別支援教育の推進	障害のある子ども一人ひとりが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課 障害福祉課

(3) 休日・放課後・長期休暇中の支援

休日・放課後・長期休暇中の支援

■現状と課題

近年、ライフスタイルの変化や女性の社会進出などに伴い、障害のある子どもの日中活動や休日・放課後の生活の充実に対するニーズも変化しつつあり、これまでの取組や事業についてもサービスがより効果的に提供されるよう検討が必要です。また、障害のある子どもは、家庭に閉じこもりがちのため、身近な場所で気軽に仲間と集える場の提供が求められます。

特別支援学校に通学している子どもをはじめ障害のある子どもの多くが、放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用していますが、学校と事業所が遠距離であるため通所手段の確保が困難なこともあります。また、障害のある子どもの障害特性に応じた指導員の人員や人材の確保により、身近な放課後児童クラブの利用を促進することも必要です。

さらに、障害のある子どもの長期休暇中の支援についても、放課後等デイサービスと日中一時支援事業で対応していますが、この期間は利用ニーズが急増するため、新たな事業所の開拓や既存事業所の定員増、人材の確保が必要です。

■取組の基本方向

障害のある子どもの平日の放課後や休日、長期休暇中に対応し、放課後児童クラブでの受入の充実を図るとともに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業の充実を図ります。

また障害のある子どもが身近な学校や地域で過ごすことができ、一人ひとりの生活に応じた支援ができるよう、各事業において、指導員の確保やボランティアの育成、活動場所の確保に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
放課後児童クラブ	保護者が就労等のため昼間家庭にいない、小学生で障害のある子どもが遊びと生活の場として、放課後児童クラブをさらに利用できるよう、体制整備等に努めます。また、発達障害のある子どもも含めた指導ができるよう、指導員研修等の充実を図ります。	生涯学習課
日中一時支援事業	障害のある子どもの放課後の活動の場を確保するとともに、保護者の就労や一時的な休息のため、障害のある子どもの状態に合わせた多様な預かりを実施します。また、学校の長期休暇中、外出機会の少ない障害のある子どもへ活動の場を提供し、規則正しい生活習慣の維持や豊かな余暇活動を支援します。	障害福祉課
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等を提供して自立の促進を図ります。	障害福祉課

(1) 発達支援システムの構築

① 早期発見体制の充実

■現状と課題

発達障害の人やその保護者は、障害の発見から支援、また保健、保育、教育、進路選択等の各過程においてさまざまな悩みや課題を抱えています。

診断基準の普及や社会に発達障害が知られるようになり、発達障害や発達特性のある人は増加傾向にあります。しかしながら、発達障害の特性が表出する時期や程度には個人差があり、多様性もあることから、本人や周りの人たちも障害があることに気づきにくいという特徴があります。

特に、乳幼児期は、ことばの発達をはじめコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ちの基盤を作る時期であり、それをもとに学校での学習や集団生活、社会性が形成されます。早期に発達障害に気づかず適切な対応が難しい場合は、学習面や生活面にさまざまな困難を抱えることが多くなります。発達障害の人は、早期発見と適切かつ継続的な支援および周囲の正しい理解があることで個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくことができます。

そのためには、発達障害に対しての早期発見、早期対応、相談・支援の体制が必要です。

■取組の基本方向

発達障害に対して乳幼児健康診査や集団の場で発見できる体制の充実に努めます。

発達障害に関する相談窓口を明確にして支援につながる早期の相談・支援体制の整備を図ります。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
発見体制の充実	<p>健診や集団の場で発見できる体制を充実させます。</p> <p>早期発見から相談につなぎ、早期の支援が受けられるよう関係機関との連携を図ります。</p> <p>集団の場でかかわる保育者や教職員などの支援者の発達障害に関する専門知識が向上するよう研修等を充実し、気づきから早期発見・支援につながるように努めます。</p>	<p>健康推進課</p> <p>幼児課</p> <p>学校支援・人権・いじめ対策課</p> <p>発達支援センター</p> <p>他</p>

巡回支援専門員 整備事業の充実	発達障害等に関する知識を有する専門員が保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	発達支援センター
乳幼児健康診査	<p>発育・発達の節目の時期に健康診査を行うことで、子どもの健全な育成を支援するとともに、疾病や障害の早期発見、早期治療等につなげます。必要に応じて発達相談等へつなげます。</p> <p>また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つ相談支援の充実に努めます。</p>	健康推進課
要観察児相談	健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な子どもと保護者に対して、再度発達の確認を行う場を設け、子どもの成長に合わせて適切なアドバイスを行い、早期発見・早期支援につなげます。	健康推進課
精神発達相談	精神発達面において課題のある乳幼児に対して、発達相談員による相談を実施し、適切な指導・療育へつなげ、発達を促進します。また、発達相談員による相談の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園・認定こども園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。	健康推進課 発達支援センター
各種の子育て相談	各機関が子育てに関する相談を行う中で、発達障害に関する相談は発達支援センター等と連携をとり、適切な対応や支援ができるよう努めます。	健康推進課 保育所、幼稚園、 認定こども園 子ども・若者課 幼児課 子育て支援課 他
ことばの相談	ことばやコミュニケーションに心配のある就学前の子どもに対して言語聴覚士が相談や訓練を行います。ことばの発達を促し必要に応じて発達相談等へつなげます。	発達支援センター
親子療育教室 つぼみ	親子で参加する療育事業として、未就園で発達に心配のある子どもとその保護者に対し、随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてより良い親子関係が持てるように支援を行います。また、早期に発達障害に気づき、特性に応じた支援ができるよう療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。	発達支援センター

② 相談・支援体制の充実

■現状と課題

これまで本市では、平成 30 年度に発達支援センターを開設し、乳幼児期から発達特性に合わせた療育を行うなど、発達障害のある人に対して支援を行ってきました。さらに、保育所や幼稚園、認定こども園では、発達障害のある子どもの受け入れ、特別支援教育での対応を行っているところ です。

保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等の特別支援教育コーディネーターや専門知見を有する教職員の育成など発達障害児への適切な指導・支援体制の強化、充実が求められており、さらに、学齢期以降における進路や就労等の社会参加、生活支援も課題となっています。

また、発達障害は知的障害を伴う場合と伴わない場合があります。伴う場合は「療育手帳」が交付対象となり、伴わない場合は「精神障害者保健福祉手帳」が交付の対象となりますが、手帳の申請自体が行われないことも多く、手帳から発達障害のある人を把握することが難しいのが現状です。成人の場合は、仕事がうまくできない、仕事が続かない、職場の人とうまくコミュニケーションが取れないなど本人の困り感から発達障害に気づくことも多く、相談窓口の明確化や相談しやすい窓口づくりが求められています。

さらに、不登校や引きこもりの人の中に発達障害をともなう人が多数おられることが指摘されており、各機関における発達障害への支援ニーズは高くなっています。

乳幼児期から成人期における各ライフステージにおける相談窓口の明確化と発達特性に応じた支援および途切れのない継続した支援体制が求められます。そのためには発達障害のある人を支援する人材の育成や資質の向上を図ることが必要です。

■取組の基本方向

必要な支援がライフステージに合わせて提供できるよう、療育や保育、教育、福祉、医療、労働の各分野と連携体制を図りながら、保護者支援を含めた相談・支援体制や各種事業の一層の充実に努めます。

また、発達障害に対する専門的な関わりができるよう研修体系を整理するとともに、支援を行う人の役割や経験に応じ、段階的・継続的な研修体制を構築します。

発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制に努めます。

発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門に行うことができる医療機関等を確保するための方策を検討します。

■事業・取組内容

●就学前

事業・取組	内容	主な取組主体
療育事業の充実	発達特性に応じた支援方法の研究・研修に努め、療育事業の充実を図ります。	発達支援センター
療育事業あすなろ教室	障害やその疑いのある乳幼児に早期療育を勧め、子どもの発達（成長）を促進し、持てる力を十分に発揮できるよう、関係機関との連携を図りながら専門的な立場で指導します。また、障害のある子どもを抱える家族への相談に応じるなど支援に努めます。	発達支援センター
親子療育教室 つぼみ	親子で参加する療育事業として、未就園で発達に心配のある子どもとその保護者に対し、随時入園できる「親子療育教室つぼみ」を開設し、家庭以外での親子遊びを通じて豊かな刺激を受け、生活空間を広げてより良い親子関係が持てるように支援を行います。また、早期に発達障害に気づき、特性に応じた支援ができるよう療育内容の充実や必要に応じた事業の拡充を図ります。	発達支援センター
子育て教室	精神発達相談の経過観察児と親を対象に、親子で楽しく遊び、親同士の交流を通じた情報交換等により、子育てを支援します。必要に応じて発達支援センターと連携をとり、療育へつなげます。	健康推進課
子育て家庭への支援	<p>発達の遅れが疑われる乳幼児と保護者に、療育や子育てのアドバイスを行い、子どもの発達を促し、持てる力を十分に発揮できるように努めます。</p> <p>地域子育て支援センターでの、子育て情報の提供、子育て相談、子育て講座の実施および、子ども・若者課や幼児課窓口における、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整などで、乳幼児の育成と保護者等への支援に努めます。</p> <p>家庭児童相談室において、子育てに悩みや困難を抱える家庭に対して、発達支援センター等と連携をとりながら支援を行います。</p>	健康推進課 発達支援センター 子ども・若者課、幼児課 子育て支援課 他
障害児保育・特別支援教育（就学前）の充実	障害児保育・特別支援教育（就学前）を実施している保育所や幼稚園、認定こども園などにおいて、人数に応じた保育者等の配置を行います。また、専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど、保育・教育内容の一層の充実に努めます。	幼児課

●義務教育時

事業・取組	内容	主な取組主体
特別支援教育の推進	教育、福祉、保健など関係機関が連携し、小中学校において障害のある子どもの教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育の充実を図ります。また、「個別の支援計画」を就学前から作成し、一貫した教育・指導が提供できるようにします。また、サポートブック等の活用を積極的に行います。	学校支援・人権・いじめ対策課
就学相談	障害のある幼児・児童がニーズに応じた教育を受けることができるよう、教育相談と支援の充実に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
特別支援教育コーディネーター	特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置づけ、児童の実態把握や具体的な指導と支援を計画的に推進するなど、校内支援体制が組織的に機能するように努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
特別支援学級（自閉症・情緒障害）	個に応じた適切な教育を提供できるよう、受け入れ体制の確保、担当教諭の専門性の向上と教育内容の充実を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課
通級指導教室	小・中学校の通常学級に在籍する児童生徒が、障害による学習上または生活上の困難を通級指導教室における個別の指導により改善・克服できるように努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
特別支援教育巡回相談	障害のある児童がニーズに応じた教育を受けることができるよう、教育相談と支援の充実に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
放課後児童クラブ	発達障害のある子どもへの適切な対応ができるよう指導員研修等の充実を進めます。 保護者が共働き等のため昼間にいない、小学生で障害のある子どもが遊びと生活の場として、放課後児童クラブをさらに利用できるよう、体制整備等に努めます。	生涯学習課
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中の居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等を提供して自立促進を図ります。 発達障害のある子どもへの適切な対応ができるよう、指導員研修等の充実を進めます。	障害福祉課
教育相談の充実	教育（就学）相談を通じて障害のある子どもの保護者の相談・指導を行い、障害の程度や状況に即した教育対応や指導内容に関する相談事業に取り組みます。	学校支援・人権・いじめ対策課

進路相談の充実	義務教育を終える中学校特別支援学級在籍生徒に対して、関係機関との連携を強化しながら、進学・進路を選択する支援を行います。	学校支援・人権・いじめ対策課
学校における進路指導への支援	特別支援学校や中・高等学校の進路指導に対して、また関係機関と連携しながら情報提供等の支援を行います。	学校支援・人権・いじめ対策課
不登校・不登校傾向がある子への支援	友だち関係や家庭環境を要因とする不登校および不登校傾向にある4年生以上の児童と中学校生徒に対して、自主性や意欲を高める相談や個別支援を行います。学校復帰を目的とするため、学校・園や発達支援センター、関係機関との連携を図ります。	教育研究所

●義務教育終了から成人期以降

成人の発達障害に対する対応	人間関係やコミュニケーションの問題など、発達特性や特性への気づきのある人に対して相談支援を行います。また、関係機関と連携を図ります。	発達支援センター
引きこもり等への支援	発達障害における二次障害から引きこもり等の状態の方に対して自主性や意欲を高める相談や個別支援を行います。また、発達支援センターと連携を図ります。 ニートやひきこもりなど、何らかの生きづらさのある子ども・若者（概ね39歳まで）に対して、「子ども・若者総合相談センター」を設置して、その相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言、サロン活動を行います。また、地域の中での若者等の居場所（サロン）づくりにも努めます。	子ども・若者課
就労への支援	彦根公共職業安定所などと連携して、多様な就労の場の情報提供や就労を支援する機関へのつなぎに努めます。また、円滑な社会生活を送るための対人スキルを学ぶソーシャルスキルトレーニングなどを展開します。	発達支援センター
就労移行支援	就労を希望する障害のある人を対象に、定められた期間、生産活動、その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のための必要な訓練の機会を提供します。	障害福祉課
生活困窮者支援	経済的な困窮から最低限度の生活の維持が困難になるおそれのある人に、計画を立て、自立に向けた支援を行います。対象となる人で、発達の特性がある人には発達支援センターと連携を図りながら支援を行います。	社会福祉課

●全期間を通して

<p>相談・支援体制の整備</p>	<p>発達支援センターを、子どもに限らず成人を含めた発達障害に対する相談窓口として明確にします。</p> <p>発達相談や療育、ソーシャルスキルトレーニング、サロンなど必要に応じて支援につなぐための連携体制を整備します。</p> <p>様々な相談に関わる職員の発達障害に関する知識を向上させるために、支援者向けの研修の実施や参加および支援者に対する支援を行います。発達障害に対する専門的な関わりができるよう研修体系を整理するとともに支援を行う人の役割や経験に応じ段階的・継続的に育成を進めます。</p> <p>保育所や幼稚園、認定こども園など集団の場で適切に支援されるよう体制の充実および専門的なアドバイスをするために発達支援センターの園訪問等を充実させます。</p>	<p>発達支援センター</p>
<p>医療ニーズへの対応</p>	<p>発達障害に関する医療の情報提供や、受診のための情報の提供などを行い医療的な関わりが必要な人への対応に向けて必要機関と連携を図ります。また、発達支援センターにおいて医療相談等が受けられるよう努力します。</p>	<p>発達支援センター</p>
<p>日中一時支援</p>	<p>障害のある人や子どもに日中活動の場を提供し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>

③ 普及・啓発の促進

■現状と課題

アンケートでは、発達障害を知らない（「名前は知っているが内容は知らない」を含む）市民は約 45.5%となっています。

発達障害のある人は決して特別な存在ではありません。発達障害についての正しい理解や認識は、早期対応やその後の成長に大きく関わることから、乳幼児期からの早期発見・早期対応の体制整備とともに、発達障害に関わる人をはじめ、地域の人や市民の発達障害に対する正しい理解と適切な配慮が得られるよう啓発が求められています。

成人期は、会社などでうまく人間関係を構築できず疎外感を感じたり、仕事を転々とするなど職場に定着できず徐々に自信を失ったり、また、常識を知らないなどといった誤解や非難により劣等感を持ち、二次障害を併発することが多くあります。特に家族が障害を認めないことに苦しみ、うまくいかない生活に自暴自棄になり引きこもり状態になることもあります。発達障害のある人の独特な行動への理解を家族や会社、同僚に求めていくことが大事であり、そのためには発症への理解が必要です。どのライフステージにおいても発達障害と一緒に取り組んでいく姿勢が求められ、ライフステージに合わせた啓発や研修の機会を持つように努力します。

■取組の基本方向

発達障害のある人の発達および円滑な社会生活を促進するため、家族をはじめ、より多くの市民や、各種団体、企業等を対象に発達障害について正しい理解の普及を図ります。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
発達障害の理解と周知	市民への発達障害に対する正しい理解の普及のため、「世界自閉症啓発デー（4月2日）」や「発達障害啓発週間（4月2日～8日）」を中心とした啓発活動のほか、広報、パンフレットなどの媒体の活用、また、他機関と共同しての啓発など様々な機会をとらえて発達障害に対する正しい理解の普及を図ります。 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマスメディアによる市民理解促進のための広報活動を計画的に推進するよう努めます。	発達支援センター
研修等による啓発	発達障害に関する市民向け研修会の開催や、地域住民、学校、各種団体等への出前講座を行い、発達障害の理解について広く啓発を行います。	発達支援センター

(2) ライフステージ間の途切れのない支援

継続支援体制の充実

■現状と課題

発達障害によって生じる生活上の困りごとは、乳幼児期から成人期における各ライフステージによってその現れ方が変わります。そのため、早期の気づきと支援が重要なことはもちろん、各年代で関わる保健・福祉・医療・教育・労働等各分野の関係機関による横断的な将来を見据えた取組が重要です。

本市では、個人情報保護に配慮しつつ、関係機関が必要な情報を共有できるように情報提供書やサポートファイル等また学校においては個別の支援計画等を用いての就学・進級・進学時に支援の引継ぎを行っていますが、アンケートからは、「出生から学校生活までの連携がとれているようでも、子どもへの支援は途切れている。一貫して一つの課が中心となる体制をとってほしい。」との意見があり、引継ぎ方については引き続き検討が必要です。

彦根市発達支援センターにおいては、関係機関の連携強化を図りながら発達障害のある人を支える拠点としてさらなるシステム整備や充実が必要です。

■取組の基本方向

発達支援センターを拠点とした、発達障害にかかる多様な相談対応から支援までの流れを分かりやすくし、初期の段階からの相談・支援につながるシステムを構築し、ライフステージに応じた途切れのない発達支援の展開をめざします。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
継続的な支援のための体制づくり	各ライフステージ間における円滑な支援を行うために、発達支援関係機関会議や個別のケース会議などを活用し、関係者間の連携の強化を図ります。 発達障害の子どもへの支援は母子保健や療育・保育・特別支援教育等による指導、不登校の子どもへの対応、在宅サービス、コミュニケーション支援、就労支援、精神保健に関するものを含むものとし、有機的で効果的な組合せによる総合的支援を図ることをその内容とします。特に、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校・高等学校から進学先や就職先、福祉施設へ子どもの特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携に努めます。	発達支援センター 健康推進課 幼児課 学校支援・人権・いじめ対策課 障害福祉課
サポートファイル「絆」による継続的な支援	発達障害のある子どもの成長や特性、支援情報などを保護者が記録・保管し、支援者や学校等との連携や計画的で継続的な支援に活用するサポートファイル「絆」をより使いやすくし、有効な活用を図ります。	発達支援センター 健康推進課 幼児課 学校支援・人権・いじめ対策課 障害福祉課

(1) 地域生活を支えるサービス

① 自立支援給付等によるサービス提供

■現状と課題

障害のある人が安心して地域で生活するために必要となる24時間介護や夜間の介護の課題は依然としてありますが、重度障害のある人については、地域での日中活動のサービスを利用できるように、複数看護師や特別支援員等を配置する重症心身障害者通園施設への運営支援や、行動障害のある人に対する職員配置のできる支援を行っており、さらに安定的な事業の継続ができるよう工夫も必要です。生活介護等のサービスを利用している人たちの中には、加齢により直接介助の必要性が高くなったり、体力低下等で若年者と日中活動を過ごすことが難しくなるなどの課題があります。障害があってもいきいきと高齢期を過ごすために、障害福祉サービスと介護保険サービスとの併用や移行など、本人の意思を尊重しながら一人ひとりに適したサービスのあり方についての検討が求められています。

その上、施設入所者や長期入院をしている精神障害のある人などが、退所や退院をして地域で安心して暮らせるように、退所・退院前からの相談支援体制の強化を図ることも必要となっています。

■取組の基本方向

「彦根市障害福祉計画」に基づき、自立支援給付による各種サービスが適切に提供されるよう努めます。重度障害のある人の日中活動を支援する制度については、利用者のニーズに対応しながら継続実施します。さらに、高齢障害者に対する課題等について協議する場の設置について検討を進めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
居宅介護等	居宅における入浴、排せつ、食事等、生活全般にわたる介護サービスと通院等支援のサービスを提供します。	障害福祉課
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人などで常時介護を要する人（18歳以上）が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等から外出時の移動中の介護まで総合的なサービスを提供します。	障害福祉課

同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	障害福祉課
行動援護	知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するための支援や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。	障害福祉課
重度障害者等包括支援	常時介護が必要でその程度が著しく高い障害のある人を対象として、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課
生活介護	常時介護を必要とする障害のある人を対象に、主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴や排せつ、食事の介護と併せ、創作活動や生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。	障害福祉課
療養介護	医療や常時介護を要する人を対象に、医療機関（病院等）での機能訓練や療養上の管理、看護および医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。	障害福祉課
短期入所	介護者が病気などの理由により介護ができない場合、障害者支援施設等において、短期間、夜間も含めて入浴や排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。	障害福祉課
施設入所支援	施設入所者に対して居住の場を提供し、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。	障害福祉課
補装具費の支給	補装具の購入や修理に要した費用について補装具費を支給します。	障害福祉課
重症心身障害者通園施設運営費補助	在宅の重症心身障害のある人の日中活動の場を確保するため、生活介護サービスを実施する重症心身障害者彦愛犬通園施設「せいふう」などに対し、医療的ケアと特に濃厚な療育を行うために必要な職員体制を整えるための運営費の一部助成を湖東福祉圏域 1 市 4 町共同で引き続き行います。	障害福祉課
在宅重度障害者等支援事業	重症心身障害および強度行動障害のある人の在宅生活が可能となり、事業所の運営の安定が図れるように、一定の条件を満たす生活介護等事業所等に対して看護師等の複数配置や特別支援員の配置等への報酬加算を行う事業を湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同で実施するとともに、ニーズに合わせて制度変更等も行います。	障害福祉課
計画相談支援	障害のある人が安心して暮らせるよう障害福祉サービス等の利用内容や回数等について、「サービス等利用計画」を作成します。	障害福祉課

地域相談支援	障害のある人が施設や病院から地域での生活に家族とともに安心して移行できるよう、相談に応じ退所や退院に向けた支援を行います。また、退院や退所後当分の間は、24時間の連絡体制を確保し緊急時の対応を行います。	障害福祉課
--------	---	-------

② 地域生活支援事業等によるサービスの提供

■現状と課題

地域生活支援事業は、自立支援給付サービスとは別に、障害のある人が日常生活や社会生活を営むために地域や利用者の実情に応じて市町村が実施する事業です。提供にあたっては障害福祉サービスと相まって障害のある人を総合的に支援できるという視点に立ち、利用者負担にも配慮しながら、サービス内容を充実することが求められています。

また、重度障害のある人の外出のための交通費助成等の支援なども併せて実施しています。

■取組の基本方向

本市では相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業および訪問入浴サービス事業等を実施します。また、常にニーズを把握し、新たなサービスの検討、ニーズに応じた適切なサービス提供とサービス内容の充実に努めるとともに、地域生活支援拠点等の機能の充実、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を進めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
日常生活用具の給付	障害のある人に自立した日常生活を支援する用具を給付します。	障害福祉課
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、余暇活動等の社会参加や日常生活に必要な移動や外出を容易にするための支援を行います。また、対象者の拡大等について検討します。	障害福祉課
日中一時支援	障害のある人や子どもに日中活動の場を提供し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	障害福祉課
訪問入浴サービス	自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車により自宅で入浴介護を行います。	障害福祉課
心身障害者自動車燃料費・福祉タクシー運賃の助成	障害のある人や家族等が所有する自動車の燃料費やタクシー運賃の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

自動車操作訓練費の助成	身体障害のある人が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合に、必要な運転免許取得費用の一部を助成し社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
身体障害者自動車改造費の助成	重度身体障害のある人本人が運転する車、または家族等が所有する車を障害のある人用に改造する場合、その費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

③ 家族介護者への支援

■現状と課題

本市では、家族介護者への支援として自立支援給付の短期入所の他、24時間対応型利用制度支援事業を行ってきました。今後は、入所施設等から地域生活へ移行する障害のある人のためにも、家族の介護負担軽減を図るための各種サービスを引き続き提供していく必要があります。

■取組の基本方向

障害のある人を介護する家族等は、心身両面にわたって負担が大きく、障害のある人が施設等から自宅等へ生活に移行するにあたって、介護者の状況に応じて必要な支援が行えるよう制度の充実に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
24時間対応型利用制度支援事業	家族等の援助が必要な障害のある人を、突発的な理由により、一時的に介護することにより、家族の負担を軽減するとともに、障害のある人の在宅生活の維持や向上に努めます。	障害福祉課
家族介護者の相談体制の充実・情報提供	家族介護者の相談について、介護やサービス利用をはじめ、家族自身の就労、健康づくり、リフレッシュなど様々な相談内容に対応し、関係機関との連携に努めます。また、制度やサービス利用、地域資源に関する情報など、家族が必要とするさまざまな情報の提供に努めます。	障害福祉課
家族介護者や保護者同士の交流	家族介護者や保護者の団体に対して、その活動の紹介や事業等の後援などの方法による支援を行います。	障害福祉課

④ 各種手当等の支給と利用者負担の軽減

■現状と課題

これまで各種年金・手当等の制度の充実が進められてきましたが、制度のはざままで十分な保障が得られないケースもみられることから、これらの対応を含めた施策のより一層の充実が求められます。また、障害福祉サービス利用料の負担軽減は、障害のある人の自立を図る上で大きな役割を果たしてきており、今後も取組が必要です。

■取組の基本方向

障害のある人の所得保障制度としての年金制度や各種手当等や、経済的負担軽減のための各種公共料金等の割引制度は、障害のある人の生活の質を高めていく上で欠かせないものです。そうしたことから、今後も制度の周知に努めていくとともに、制度の充実・改善について国・県に対して要望等に努めます。また、障害福祉サービス利用料の負担軽減について、国や県へ要望するとともに、市が実施する各種サービスについて、利用料負担の軽減に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
年金制度の周知	国民年金の重要性について、正しい理解が得られるよう周知・啓発を推進し、免除制度も含め、被保険者の保険料納付の意識を高めるとともに、障害基礎年金等の受給権の確保に努めます。	保険年金課
特別障害者手当・障害児福祉手当の支給	常時特別な介護を必要とする在宅の重度障害のある人や子どもに手当を支給します。手当制度の周知に努めるとともに、制度充実のため国や県へ要望等を行います。	障害福祉課
児童扶養手当の支給	両親のいる家庭で、父または母が重度の障害の状態にあり、18歳未満の子どもまたは20歳未満の中度から重度の障害のある子どもを養育している場合、父または母に対し手当を支給するとともに、手当制度の周知に努めます。	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の中度から重度の障害のある子どもを養育する人に手当を支給するとともに、手当制度の周知に努めます。	障害福祉課
生活福祉資金の貸付制度の周知	障害のある人等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活の促進につながるよう、今後も制度の周知に努めます。	障害福祉課 他

各種税の障害者控除の周知	障害のある人の経済的負担の軽減のため、所得税・市県民税の控除、事業税の非課税、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免、相続税・贈与税の控除があります。今後も制度の周知に努めます。	障害福祉課 他
心身障害者扶養共済制度	保護者が亡くなった後の障害のある子どもの生活の安定を図るため、保護者が生存中に掛金を納め、万一の場合に残された障害のある子どもに対し終身一定額の手当が支給されます。今後も手当制度の周知に努めます。	障害福祉課
スモン障害者採暖費の支給	在宅でスモン障害のある人に対し、採暖費を支給することにより日常生活の負担軽減に努めます。	障害福祉課
公共料金割引等の充実への要望	障害のある人の経済的負担軽減のため、各種交通機関の運賃や有料道路等通行料金の割引、NHK受信料の減免等の充実のため、今後も国や県、関係機関に対して要望を行います。	障害福祉課
障害福祉施設通所費の助成	障害のある人が就労支援事業所等の福祉施設へ通所している場合、通所に必要な交通費の一部を助成し、通所者の経済的負担の軽減に努めます。	障害福祉課
障害のある人の負担軽減に対する働きかけ	JR やバス、航空機等の運賃や国や県等の公共施設利用の割引等の制度について関係機関に要望を行います。	障害福祉課
サービス利用費等の軽減	市が実施する各種サービスについて、障害者手帳の所持または所得等に応じた利用負担の軽減や無料化に努めます。	障害福祉課 他

⑤ 障害福祉を支える人材の育成・確保

■現状と課題

少子・高齢社会の進展等により、今後、高齢で障害のある人や発達障害のある人等の増加によって、障害福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保険制度や障害者総合支援法により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービス提供の根幹である福祉人材の育成・確保がきわめて重要な課題となっています。

■取組の基本方向

福祉・介護サービスの仕事が今後の少子高齢社会を支える働きがいのある仕事であることの理解を広めつつ、将来にわたって福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくことが重要です。そのために、従事者の定着の促進を図るための労働環境の整備を関係機関に働きかけるとともに、福祉・介護サービスの周知・理解啓発を進めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
障害福祉を支える人材の育成・確保	福祉分野への就労を希望する人材を安定的に確保していくため、関係機関や障害福祉関連事業所等との連携に努めるとともに、従事者の定着促進を図るために働く環境や条件の整備等に関して支援していきます。	障害福祉課

(2) 保健医療

① 健康増進と中途障害への対応

■現状と課題

本市では、市民に対する健康増進事業を実施しています。今後はこれらのサービスの利用等を促すとともに、障害のある人については障害の種別や特性に応じた支援が必要です。

また、成人以降に加齢に伴う中途障害の発生も多いことから、成人期以降の生活習慣病予防や介護予防等の充実が必要です。

■取組の基本方向

市民が、健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送るために、「ひこね元気計画 21」に基づく健康づくりを推進します。また、障害のある人の障害特性やライフステージに応じた、健康教育や健康相談、健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健や医療、福祉、介護各分野の連携を強化します。

障害の状態となった初期の段階で、本人や家族に対して障害の軽減に係る各種施策の情報提供や支援等を行う相談体制については、各分野との連携を図りながら推進します。

さらに、壮年期や高齢期における生活習慣病の予防や介護予防を充実させます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
成人保険の推進	生活習慣病等の疾病予防や早期発見・早期治療を図るため、各種健診（検診）や保健サービスを提供し、健康増進に努めます。	保険年金課 健康推進課
高齢期の健康維持と介護予防	高齢になっても、できる限り寝たきり等介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業をはじめとする地域支援事業に取り組みます。 また、介護保険サービスや高齢福祉サービスを一体的に提供することにより、高齢期の障害のある人の健康維持と状態悪化予防を図ります。	医療福祉推進課 介護福祉課 障害福祉課
中途障害や2次障害への対応	健康教育・健康相談の充実により、生活習慣病の予防や健康推進等について正しい知識の普及を図り、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。 また、国民健康保険加入者の人間ドック助成制度により、健康の維持増進や疾病の予防を促進します。 さらに、保健・医療・福祉の連携によって、2次障害の予防に取り組みます。	健康推進課 保険年金課

② 医療・リハビリテーションの推進

■現状と課題

障害のある人を取り巻く湖東福祉圏域の医療については、医療機関や訪問看護ステーションによる在宅医療の充実や心身障害児(者) 歯科保健医療体制の整備に取り組んできました。

それぞれの障害の状況に応じてより身近なところで気軽に医療機関を利用したいという障害のある人のニーズは依然として高く、医療機関に対してこうしたニーズについての一層の理解と協力を求め、できるだけ多くの医療機関との連携強化が必要です。

また、医療の必要度の高い在宅患者が増加する中、訪問看護の充実や福祉サービスとの連携を強化し総合的なサービス提供が行われるよう取り組んでいくことが必要です。

精神障害のある人の社会復帰のためのリハビリテーションとして取り組まれている医療機関での精神科デイケアについては、指定相談支援事業所等との一層の連携が必要です。また、障害者福祉センターでは、任意グループによる機能回復訓練の自主活動も行われています。

併せて社会的なストレスを抱えながらうつ病などの精神疾患を患い、自死する人がいることから、精神科医療機関をはじめ関係各機関と連携しながら自殺予防に取り組んでいく必要もあります。

■取組の基本方向

医療機関や医師会、歯科医師会等関係機関との連携を図るとともに、在宅医療の充実も含め、障害のある人の医療ニーズに応えられる医療体制の充実に努めます。

また、精神障害のある人の社会復帰の促進を図るため、医療機関や障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、関係行政機関等の相互連携体制の強化に努めます。

リハビリテーションについては、専門的な技術および知識を有する人材の確保を促すとともに、自主活動グループなどに対して身近な機能回復訓練の場を提供します。

精神疾患との関わりにおいて、自殺予防対策の取組の体制整備や相談支援体制の充実を推進します。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
地域医療体制の充実	保健・医療の連携により、乳幼児がかかりやすい病気や事故についての応急手当や家庭における看護の知識や技術の普及を図ります。また、かかりつけの医師と専門病院の連携による疾病の予防・早期発見等の充実に努めるとともに、救急医療体制の継続を図ります。	健康推進課
訪問看護の充実	保健・医療・福祉の連携により、在宅において継続して療養を受ける状態にある障害のある人、難病患者等を支援し、心身機能の維持回復を目的に行う訪問看護サービスの充実に努めます。	訪問看護ステーション

精神障害のある人への対応の充実	精神障害のある人について、医療機関や保健所による相談事業や訪問指導、救急ニーズへの対応の充実を促すとともに、連携の強化に努めます。また、指定相談支援事業所において精神障害のある人に対する専門的人材の確保に努め、地域活動支援センター I 型等において身近な相談体制の整備に努めます。	障害福祉課
精神科デイケアとの連携	医学的リハビリテーションにより精神障害のある人の社会復帰を促進するため、保健所や精神科デイケア、指定相談支援事業所等との連携に努めます。	障害福祉課
自主活動グループによる機能回復訓練の実施	一人ひとりの障害特性にあった機能回復訓練等の自主活動を行うグループに、障害者福祉センター等の活動の場を提供するなど、身近な機能回復訓練の場づくりに努めます。	障害者福祉センター
自殺予防	精神科医療機関や救急医療、医師会、保健所等と連携して、必要な精神科医療を適切に受けられることができる体制整備に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課 健康推進課

③ 自立支援医療の給付・医療費の助成等

■現状と課題

自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）は、高齢化や傷病等による身体障害のある人の増加に加え精神疾患患者の大幅な増加、また医療技術の高度化によりこれまで不可能であった病気やけがの治療が可能となってきているため、今後も増加していくと見込まれます。その反面、医療費の高額化により障害のある人やその家族の経済的負担が重くなっていることから、自立支援医療の必要性はますます高まっています。

その他、福祉医療費助成事業については、重度心身障害のある人の健康を保持するため、治療に要した保険診療費の自己負担分に対し助成を行い、福祉の向上を図っていますが、年々、一人当たりの医療費が増加傾向にあり、制度の安定的な継続が課題です。

■取組の基本方向

障害のある人に対する医療費の公費負担制度の充実のために、国や県に対する要望等の取組に努めるとともに、制度の周知を図ります。また、重度障害のある人に対する福祉医療費助成制度についても、引き続き取り組んでいきます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
公費負担医療制度の運営	自立支援給付の自立支援医療給付において適切な給付を図ります。また広報、窓口での対応などによって制度の周知に取り組みます。	障害福祉課
重度障害のある人の福祉医療費助成	重度心身障害のある人の健康を保持するため、福祉医療費助成を継続します。	保険年金課

④ 精神保健・医療の提供

■現状と課題

精神疾患および精神障害のある人への対応については、医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等の連携による対応が重要です。精神科通院助成については、精神障害のある人の健康保持および医療費負担の軽減等、経済的支援していくために必要とされています。また、うつ病予防をはじめ、こころの健康に関する啓発や身近な相談窓口での対応を図っていく必要があります。

■取組の基本方向

精神科通院医療費助成など、障害のある人に対する医療費の公費負担制度の充実のために、国や県に対する要望等の取組に努めるとともに、制度の周知を図ります。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
こころの健康づくり	保健所や医療機関等と連携し、学校や地域等において、うつ病予防をはじめ、こころの健康に関する啓発や気軽な相談先の充実を図ります。また、講座等の開催によりこころの健康に関する知識の向上を図ります。	健康推進課 障害福祉課
精神疾患への正しい理解の啓発	精神疾患は誰にでも起こりうる病気であることとして、その発生要因の理解について、教育の機会や職場、地域において啓発を進めるとともに、早期発見、正しい治療や支援方法等の啓発に努めます。	障害福祉課

⑤ 難病に関する施策の推進

■現状と課題

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病については、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援することを目的に指定難病とされています。

今日、増加傾向にある難病については症状も多様化してきており、難病と診断された方やその家族に対する、医療費や日常生活支援が求められています。

■取組の基本方向

難病と診断された方やその家族に対して、医療機関を始め関係機関と連携のもとに必要な支援に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
難病対策	難病と診断された人やその家族等に対して、医療機関を始め関係機関との連携のもとに必要な生活支援サービスおよび福祉サービスの提供や福祉用具の給付などの支援に努めます。	障害福祉課

(1) 権利擁護

① 権利擁護の推進

■現状と課題

本市は、彦根市民憲章において、人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくることをうたい、彦根市人権尊重都市を宣言し、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定して、人権尊重のまちづくりを推進しています。しかしながら、障害のある人に対する正しい理解と認識が未だ十分とは言えず、誤解や偏見の他、虐待などの人権侵害等、課題も少なくありません。

こうした中、国では、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて推進されてきた障害者制度改革において、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成 24 年 10 月から市町村に障害者虐待防止センター（機能）の設置が義務付けられ、また「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行されました。現在の取組としては、日常生活等の相談に対して各関係機関での個別調整会議の開催や連携を通して障害のある人の支援を図るとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用して権利擁護を図っています。また、彦根市が提供する福祉サービス利用については、苦情に対して中立・公平な立場から相談を行う「福祉サービス調整委員」を設置してその解決を図っています。

今後は、権利擁護の支援対象者の把握と制度の周知、虐待防止システムの構築が必要です。

■取組の基本方向

障害福祉課における障害者虐待防止センター機能の推進を図り、加えて虐待防止ネットワーク協議会において連携強化を図り、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行います。また、県社会福祉協議会の設置する「権利擁護センター・高齢者総合相談センター」（淡海ひょうまんねっと）や市社会福祉協議会、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、権利擁護システムが障害のある人にとって効果的に機能するよう取り組みます。さらに、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨を浸透させ、市民意識の高揚に努めます。

また、令和元年 10 月 1 日に施行された「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき設置された、障害のある人に寄り添い、相談内容を障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）」と連携しながら、様々な事案の解決を図っていきます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
各権利擁護のための取組	<p>県社会福祉協議会や市社会福祉協議会が実施している権利擁護のための取組と合わせ、成年後見制度について広報ひこねや市ホームページ、パンフレットを活用しました啓発を図り、これらの利用を促すとともに、市の各窓口や指定相談支援事業所等における相談の充実を図ります。また、成年後見制度や虐待防止を含む権利擁護に対応するため、権利擁護サポートセンターの充実に努めます。</p>	<p>障害福祉課 介護福祉課</p>
人権擁護活動の推進	<p>「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」の趣旨に基づき、啓発誌、広報ひこね、各種講演会や講座等による市民啓発の充実を図ります。また、障害のある人が人権侵害を受けた場合の相談窓口として、人権擁護委員や法務局等による人権相談の開設について、広く市民に周知します。</p>	<p>人権政策課</p>
虐待防止への取組	<p>障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を図るため、障害者虐待防止センター機能を充実させるとともに、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会において連携強化に努めます。</p> <p>虐待防止を行うにあたっては、教育や福祉、保健、医療、警察、相談支援事業所など関係機関が緊密な連携を図り、障害のある子どもの虐待防止は子育て支援課、障害のある高齢者の虐待防止は介護福祉課と地域包括支援センター、その他の障害者虐待は障害福祉課が所管して実施します。また、虐待を行う養護者に対して相談等を行い、精神面と介護面の負担の軽減を図る他、障害者虐待に係る通報義務等について市民啓発を行います。</p>	<p>障害福祉課 子育て支援課 介護福祉課</p>
福祉サービスの利用支援	<p>自ら判断する能力が十分でない知的障害や精神障害のある人等が自立し安心して地域生活を送ることができるよう福祉サービスの利用支援に努めます。</p>	<p>障害福祉課</p>
職域における権利擁護の確保	<p>障害のある人の就労に際して、雇用時や就労条件、職場での権利擁護のための方策を検討します。</p>	<p>障害福祉課 他</p>

② 意思決定支援の充実

■現状と課題

障害者総合支援法では、障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある人およびその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害のある人の権利利益の保護等のための施策または制度が、適切に行われ、または広く利用されるようにしなければならないとされています。

このため、障害のある人が自ら意思を決定することに困難を抱える場合、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、引き続き支援していきます。

■取り組みの基本方向

障害のある人が自ら意思を決定することに困難を抱える場合、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援体制の充実に努めます。また、判断能力が十分でない障害のある人を支援するため、市民成年後見人の育成に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
意思決定支援	意思決定に困難を抱える知的障害や精神障害（発達障害を含む）のある人やその家族等に対して、自分自身の意思決定を反映した日常生活や社会生活等が送れるよう、支援体制の充実に努めます。	障害福祉課
市民成年後見人の育成	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない障害のある人を支援する市民成年後見人の育成に努めます。	障害福祉課

③ 意思疎通支援の充実

■現状と課題

聴覚、言語機能、音声機能などに障害のある人が地域社会で暮らしていくためには、手話通訳や要約筆記、代読などを介して普通にコミュニケーションできる支援が求められています。

■取組の基本方針

意思疎通支援を担うため、手話通訳や要約筆記、代読や代筆などのコミュニケーション支援をおこなう人材の育成・確保のため、県、湖東圏域 1 市 4 町の連携に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
意思疎通支援	聴覚障害のある人への手話通訳や要約筆記に限らず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害のある人への代読や代筆など、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーションの支援体制の充実と手話、点字意思疎通など専門性の高い人材の育成・確保に努めます。	障害福祉課

(2) 相談支援体制

① 相談支援の充実

■現状と課題

障害のある人にとっては、障害福祉サービスの利用等だけでなく、生活全般についての相談に対応する体制整備が必要です。

湖東福祉圏域の相談支援機関としては、これまで障害種別に関わりなく対応する彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ 21」と、精神に障害のある人等に対応する地域生活支援センター「まな」があり、多様な相談業務を行ってきました。

障害福祉サービス利用にかかるサービス利用計画作成対象者が大幅に拡大され、相談支援機関の拡充など相談支援体制の一層の整備が必要なことから、平成26年度には「ステップアップ 21」を基幹相談支援センターとするなどの経過を経て、令和2年度現在7か所の相談支援事業所の整備を図ってきました。

また、障害福祉課では引き続き手話通訳者や精神保健福祉士等を配置して、相談支援のより一層の充実に努めてきましたが、障害や相談内容等は広範で多岐にわたっているため、今まで以上に相談支援に関するより高い専門性が求められています。

■取組の基本方向

障害のある人やその家族が、地域のより身近な所でさまざまな問題や悩みについて気軽に相談できるように努め、個々の心身の状況や環境に応じた的確で多様な助言、障害福祉サービスの情報提供や利用促進を行います。また、わかりやすい相談体系等の整理をし、相談窓口の周知を行い、生活支援の充実に努めます。

地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
相談窓口の充実	障害のある人のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うため、障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業者への業務委託による相談窓口の充実を図るとともに、障害福祉課における相談支援の充実に努めます。また、市関係部局との連携を図ります。併せて、わかりやすい相談体系等の整理も行います。	障害福祉課
相談支援体制の充実	障害のある人がライフステージや個々の心身の状況および環境に応じて、的確で多様なサービスが受けられるよう、湖東地域障害者自立支援協議会が中立・公平な相談支援事業の推進と関係機関の連携強化を図り、個々の機能による役割を担っていきます。さらに、広域的なサービス・支援体制がより効果的に機能するよう調整し、さまざまなケースへの対応に努めます。加えて、基幹相談支援センターを核として、障害のある人やその家族等に対する総合的で専門的な相談支援の更なる充実を図ります。	障害福祉課
訪問相談の実施	障害特性に応じて訪問等、柔軟な方法での相談に努めます。	障害福祉課 他
各種の福祉や保健に関する専門相談の充実	福祉事務所、地域包括支援センターや健康推進課において各種の福祉や保健に関する専門的な相談や指導の充実を図るとともに、国・県等の各種専門機関や医療機関との連携に努めます。	子育て支援課 医療福祉推進課 健康推進課 社会福祉課 他
人材の確保と育成	障害のある人の様々な不安や悩みに対して、社会福祉士、精神保健福祉士等がより専門的に相談・支援活動ができるよう、人材の確保や育成を図るとともに、関係機関の専門職員との連携強化に努めます。また、障害のある外国人に対応できる人材の確保をめざします。	障害福祉課 他
身近な相談活動の促進	民生委員・児童委員や障害者福祉推進員(障害者相談員)等による身近な相談活動を促進します。	社会福祉課 障害福祉課
相談支援機関等の連携	保健・医療・福祉、教育、労働等の分野にまたがる相談に応じるため、市関係部局間や相談支援機関およびサービス提供事業所間の連携強化を図り、包括的な相談支援のためのネットワークを確立します。	社会福祉課、障害福祉課、健康推進課、発達支援センター、学校支援・人権・いじめ対策課、子ども・若者課、社会福祉協議会 他

② 情報提供の推進

■現状と課題

障害福祉サービスや制度についての情報提供は、主に「障害福祉のてびき」の配布や広報ひこね、市ホームページへの記事掲載により行っていますが、情報提供機会の拡大や視覚・聴覚・知的・発達など障害種別に応じた伝達方法等の工夫などさらなる充実が必要です。

■取組の基本方向

各種制度やサービスの周知を図ります。また、サービスを必要とする人に、現在利用できるサービスの種類や内容、利用手続き等の情報が必要なときに、わかりやすく提供できるよう努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
「障害福祉のてびき」の発行	障害のある人が各種福祉サービスを利用したり、社会参加を図るために、制度等の熟知できる「障害福祉のてびき」の作成に努めます。	障害福祉課
インターネット等を活用した情報提供	障害のある人が市ホームページ等により、福祉関連情報をはじめとする行政情報等を気軽に利用できるよう、その整備に努めます。	障害福祉課
障害者団体や障害者福祉推進員への情報提供	各種障害者団体や障害者福祉推進員（障害者相談員）への福祉関連情報の提供やサービス・制度等の説明を通じて、多くの障害のある人に情報提供できるよう体制整備に努めます。	障害福祉課
難病患者・高次脳機能障害のある人等への支援	難病患者への支援について、湖東圏域難病対策地域協議会でネットワークの構築をはじめ、県や医療機関と連携しながら生活支援対策の充実を図ります。また、県や医療機関等が実施する難病や高次脳機能障害についての各種支援事業に関する対象者への情報提供に努めます。	障害福祉課

(3) 市民啓発

① 人権尊重の推進

■現状と課題

すべての人々が国籍や性別、年齢、障害の有無などに関係なく暮らせる社会が通常社会であるとするノーマライゼーションの考え方は障害者福祉施策の実施だけでなく、互いの人権を尊重し合う、すべてのまちづくりの根本に通じます。

人権尊重の取組については、市民や企業等に対して、障害のある人を初め、高齢者、女性、子ども、外国人等に対する人権問題や部落差別について、さまざまな啓発や教育を行ってきましたが、今なお人権侵害事象等があることから、今後も一層の推進が求められます。

■取組の基本方向

市民・地域・企業・行政等が協力・連携して、地域社会のあらゆる場で人権に対する理解を深め、人権に関する課題を解決するよう取組を進め、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会をめざします。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
人権尊重のまちづくりへの総合的取組	誰もが自分らしく輝きながら、夢や希望をもって安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、家庭、地域、学校、企業などとの協力・連携によってそれぞれにおける課題別の学習を進めます。	人権政策課 学校支援・人権・いじめ対策課
学習機会の提供	人権問題通信講座や人権集会、人権のまちづくり懇談会等、市民の主体的な学びの機会に、障害や障害のある人を正しく理解するための教育や啓発を行い、ノーマライゼーションの理念等の普及啓発に努めます。また、あらゆる人権問題の解決に向けて、学習機会の提供と指導者の育成に努め、市民の人権意識の高揚を図ることで障害のある人の人権が尊重されるまちづくりにつなげていきます。	人権政策課 学校支援・人権・いじめ対策課

② 啓発・広報活動の推進

■現状と課題

本市ではこれまで広報ひこねによる啓発や「障害者週間」における啓発活動、世界自閉症啓発デーによる啓発を行っています。さらに、障害のある人自身や関係団体の取組も成果をあげており、障害や障害のある人についての理解は広がっているものの、精神障害や発達障害などの理解については、まだ十分とは言えない領域もあり、周囲の理解不足から不利益が生じたり、十分な支援が受けられない状況もあります。このため、障害のある人もない人もできるだけ多くの人々が交流できる機会の拡充を図るなど、障害理解を深める機会をさらに増やして行く必要があります。また障害のある人の社会参加や就労の観点から、企業や経済団体等への理解と協力も重要となります。

■取組の基本方向

市民一人ひとりが障害や障害のある人についての正しい知識と理解を持てるよう、関係団体・機関、障害のある人の家族等の協力を得ながら、市民や企業、各種団体等へ広報・啓発活動を展開します。また、精神障害や発達障害を初め、障害者団体、障害福祉サービス事業所の活動紹介等の啓発に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
広報等の活用	「広報ひこね」や「市ホームページ」等を活用し、障害者施策等について紹介するなど、障害のある人が安心して生活できる地域づくりのための啓発や広報に努めます。また、障害者週間に関連した特集記事の広報掲載により、障害に関する理解の促進に努めます。加えて、市民の理解がまだ十分とはいえない精神障害や発達障害等については、正しい理解とその対応等について啓発や広報に努めます。	障害福祉課 発達支援センター 人権政策課
パンフレット等による啓発	障害や障害のある人についての正しい知識と理解に向けた啓発パンフレット等を作成し、市民や企業等に配布するとともに、福祉イベント等で障害福祉に関する情報提供を行います。	障害福祉課 人権政策課
啓発のための体制整備	企業や団体に対する啓発のための市および関係機関との連携体制を整備します。	人権政策課
障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知	障害や障害のある人についての正しい知識の取得と理解を促進し、障害者虐待の防止と障害者差別解消法について、有効な啓発方法を検討し実施します。	障害福祉課
障害者週間等における啓発	障害者週間や世界自閉症啓発デー等における啓発活動の強化を図ります。	障害福祉課 発達支援センター

③ 福祉教育・福祉学習の推進

■現状と課題

市民が福祉を学ぶ機会として、これまで市内全小中学校において福祉ふれあい校の指定による活動などを進めてきました。また、市社会福祉協議会との連携により、市民に実践的な学習機会を提供してきました。今後も引き続き、地域が抱える問題を地域住民一人ひとりの問題として認識し、より一層、主体的に問題解決に関わっていく意識を持つ取組が求められます。

■取組の基本方向

市民一人ひとりが自主的・主体的に地域づくりの担い手である自覚を持ち、学校教育や社会教育において、障害福祉に関する講座学習等、受講機会等の一層の取組を図ります。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
小中学校の活動 充実	障害福祉団体や障害福祉施設、社会福祉協議会等との連携を図りながら、市内全ての小中学校において、障害のある人の話や体験活動など、障害のある人の暮らしに寄り添った福祉教育・学習を推進していきます。	学校支援・人権・いじめ対策課
保育所、幼稚園、 認定こども園での取組	就学前の保育や教育の場において、障害に対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。	幼児課

(4) ボランティアおよび市民活動

① 地域福祉活動の推進

■現状と課題

アンケートでは、障害のある人の日頃近所づきあいが無い世帯も約 20%あります。日常生活の困りごとや見守り、災害時の対応については、市や障害福祉サービス事業所等による支援だけでは十分でない場合もあるため、本市では学区（地区）社会福祉協議会が中心となって、小学校区や自治会単位、さらに小さな単位でのサロン活動や声かけ・見守りなどを行う小地域福祉活動が行われています。

また、小学校区、自治会単位で障害理解の講座の開催等の取組や、障害者福祉推進員（障害者相談員）による相談活動も行っています。

今後も「彦根市地域福祉計画」を基本に、支援が必要な障害のある人がいる身近な地域においては、地域住民同士がつながりを強め、小地域での見守りや福祉活動の活性化を図る必要があります。

■取組の基本方向

学区（地区）社会福祉協議会を中心に展開される身近な生活圏における小地域福祉活動の充実と活性化を支援します。また、そのため学区（地区）社会福祉協議会の基盤強化やリーダー等の人材育成を支援します。さらに「彦根市地域福祉計画」を基本に、地域住民同士が支え合い、地域における見守りや福祉活動のネットワーク化を図り、障害のある人が安心して暮らせる地域をつくっていただけるよう、市社会福祉協議会と連携し支援に努めます。

また、地域での相談活動がより活発化するよう障害者福祉推進員制度の見直しを検討します。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
社会福祉協議会の活動支援	市社会福祉協議会が実施する地域福祉ふれあい事業をはじめ、小地域福祉活動による福祉ネットワークづくりなどによる福祉のまちづくりを推進する各種事業に対して助成を行い、地域福祉の根幹を担う組織として連携強化を図ります。	社会福祉課
小地域福祉活動の充実支援	学区（地区）社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動が自治会や地域の福祉団体等との協働によりネットワーク化され、地域で支え合い助け合える地域づくりを推進する事業を支援します。また、この地域のネットワークにおいて地域リーダーの発掘や育成に努めます。	社会福祉課
地域福祉活動計画の取組の推進	「地域福祉計画」と連動して市社会福祉協議会において策定される「地域福祉活動計画」に合わせて、小地域福祉活動や体制整備を体系的に構築しながら、地域福祉に携わる団体・機関・ボランティア等との連携を図り、安心して暮らせる福祉のまちづくりに努めます。	社会福祉課
障害者福祉推進員（障害者相談員）活動の充実	障害のある人の自立についての相談に応じ、必要な指導や助言を行い、併せて民生委員・児童委員や各相談支援事業所等との連携を図り、地域福祉活動を推進するとともに、その活動を活発化するため、推進員・相談員の制度の活動検証および見直しを行います。	障害福祉課
民生委員・児童委員等の活動支援	各種相談・支援活動や委員の資質向上を図るための研修事業等を支援するとともに、学区（地区）社会福祉協議会や自治会等と連携した地域福祉活動を行う単位民生委員児童委員協議会等の活動支援を通じ、地域での支え合いづくりの推進を図ります。また、民生委員・児童委員と各相談支援事業所等との連携を促進します。	社会福祉課

② ボランティア活動の振興

■現状と課題

ボランティア活動は障害のある人の日常生活を支える重要な力であり、多くの市民がボランティア活動に参加しています。本市では、ボランティアについての、市や県の情報を市民へ提供し、福祉活動に取り組めるよう支援しています。また学校教育におけるボランティア活動や福祉教育、市民向けボランティア講座の開催、小地域での福祉活動への支援などの結果、ボランティア意識が高まり、その担い手づくりが活性化し、自治会単位でのボランティアグループの結成もみられるようになっていきます。

しかし、障害のある人をはじめ関係団体のニーズは多岐にわたり、より多くの市民が自主的・主体的に地域福祉活動へ参加できる仕組みづくりと地域福祉力のネットワーク化が必要です。

ボランティア活動と関係性が深い存在として、民生委員・児童委員の他、障害者福祉推進員（障害者相談員）等が活動していますが、各組織の体制強化と活動の連携を図る必要があります。

市民活動団体（NPO 法人やボランティア団体等）の活動の拠点・交流の場となっている「ひこね市民活動センター」には、福祉や教育、環境など幅広い分野で活動する約 40 の団体やグループが登録しています。市では、センターの事業や催し物の情報を広報ひこね等に掲載し情報発信するなど連携を図っています。

■取組の基本方向

だれもが自分に合った参加しやすい方法で活動・体験できるボランティア活動の場の開拓、市民が持っている知識・技能をボランティア活動に結び付けるコーディネート体制づくり等、市社会福祉協議会を中心に取り組んでいるボランティア活動において障害のある人を対象とした活動が育成されるよう支援します。

また、地域での相談や情報提供活動を担っている民生委員・児童委員、障害者福祉推進員（障害者相談員）をはじめさまざまな当事者団体などによる市民活動の育成に向けた支援を充実します。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
ボランティア活動への支援	市民活動への助成など多様な支援を行うとともに、身近な地域における障害者支援のボランティアの養成とボランティア活動の調整機能の充実を図ります。また、幅広い地域住民の参加を促進するためにボランティア活動に対する意識の高揚に努めます。	社会福祉課
市民へのNPO情報の提供	NPOなどの市民活動団体の活動に対する市民の関心を高め、自発的な取組の活性化を図るため、ひこね市民活動センター等と連携し、活動に関する啓発や相談を行うとともに、助成金制度をはじめとした活動支援についての情報提供に努めます。 また、市社会福祉協議会において市民活動に関する事例やノウハウなどの情報を収集・整備し、広報紙やインターネット等を活用して提供します。	まちづくり推進室 社会福祉課
学校等におけるボランティア活動の推進	豊かな人間性や社会性を育む教育活動として、福祉やボランティアに関する学習を深めるとともに、地域社会や学校の実態に応じた福祉・ボランティア活動の推進に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
福祉教育実践プログラムの構築	福祉施設や事業所、ボランティア、関係機関等の連携による福祉教育実践プログラムを構築し、福祉に対する理解が市民に浸透するよう努めます。	障害福祉課 他

③ 地域交流の推進

■現状と課題

障害や障害のある人に対する正しい理解を広め、地域社会で生活する障害のある人への支援活動を推進していくためには、地域で障害のある人もない人も交流する機会が重要です。

本市では、市社会福祉協議会が行う「いきいき安心推進事業」で、障害のある人の社会参加を促進する取組として、学区（地区）社会福祉協議会単位でふれあい活動が展開されています。今後は、障害のある人もない人も地域のみんなの一層の参加と、その後の認識の高まりや福祉活動の活性化につながるよう内容の充実が求められています。

■取組の基本方向

市社会福祉協議会、関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携して、障害のある人もない人も地域住民が交流する機会を拡充するとともに、参加の呼びかけ等周知に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
いきいき安心推進事業	学区（地区）社会福祉協議会による福祉講座の開催やサロンおよびふれあい活動が学区ごとに、より活発に運営され、参加者が拡大するよう支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
障害のある人もない人も参加できる交流機会の充実	障害のある人もない人も相互に理解を深め、交流を促進するため、市社会福祉協議会、学区（地区）社会福祉協議会、各自治会と連携し、ともに理解しあえる文化芸術やスポーツ活動等の交流機会の充実を図ります。	障害福祉課 他
障害福祉施設の地域開放の促進	障害福祉施設が地域の社会資源として活かされるよう、地域への開放を促し、施設やその利用者に対する市民の理解を深め、支援が得られるよう努めます。	障害福祉課
気軽に過ごせる居場所づくり	障害のある人が日常的に気軽に過ごせるとともに、障害の有無に関わらずさまざまな市民が交流できる居場所を確保し、地域交流を進めます。	障害福祉課 障害者福祉センター

(1) 福祉のまちづくり

① 情報環境の充実

■現状と課題

聴覚や音声言語に障害のある人など、コミュニケーションの方法に配慮が必要な障害のある人は、情報の収集や伝達に大きなハンディキャップがあるため、本市ではこれまで聴覚障害者用ファックス中継サービスでの緊急時対応等を行ってきました。しかし近年は携帯電話、インターネット等の情報通信機器の普及が顕著であり、障害のある人の生活や社会参加において情報通信機器は欠かせないものとなっているため、今後もこうした情報通信機器の活用や、障害のある人が情報通信機器を利用・技術習得できる機会の確保に努めるなど、情報収集や伝達の格差解消を図る必要があります。

手話通訳については、障害福祉課に専任職員を配置する他、市の登録通訳者の派遣や県聴覚障害者協会への派遣委託による対応を行っています。また、聴覚に障害のある人の理解や日常生活で交流を深めるための入口となる手話奉仕員養成講座を開催し、毎年約 30 人が受講を修了しています。この修了者を手話通訳者として育成し、通訳の利用増に対応する必要があります。

一方、全盲や弱視など視覚障害のある人は、情報の入手が非常に困難で、障害の状況により情報の入手方法も多様なことから、その人に応じた配慮が必要です。途中で視覚に障害のある人の場合は、点字を読解できないことも多いため、情報機器の活用等きめ細かな対応が求められます。このため、広報ひこね等の広報物や案内においては、点字版・音声版の広報等を発行しており、今後もその取組の充実に努めるとともに、その他の情報伝達方法について検討が必要です。

■取組の基本方向

情報収集やコミュニケーション確保に大きなハンディキャップがある聴覚や視覚に障害のある人等の社会参加を促進するために、情報通信機器の進歩を踏まえて多様なコミュニケーション手段の活用を図るなど、情報のバリアフリー化を推進します。

また、市独自の手話奉仕員の養成や手話通訳者の派遣を引き続き行います。

さらに、市の広報や案内、選挙に関する情報ははじめ市政や暮らしについての必要な情報等が、障害の有無に関わらず、できる限り早く十分に伝えられるよう、情報伝達手段の充実に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
聴覚障害者用ファックス中継サービス	聴覚に障害のある人が、市のファックスに相手への伝言を転送できる仕組みを整備することにより、聴覚に障害のある人のコミュニケーションの確保に努めます。	障害福祉課
情報通信機器を活用したコミュニケーション手段の拡大	携帯電話やインターネットなどを活用し、障害のある人が日常生活や緊急時、災害時に利用できる情報伝達手段の拡大を図ります。また、そのために障害のある人が機器操作を習得できるよう支援します。	障害福祉課 危機管理課 消防本部
手話通訳者等の派遣	聴覚に障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者等の派遣を行います。	障害福祉課
手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催するとともに、修了者が手話通訳者へステップアップし活躍できるシステムの整備に努めます。	障害福祉課
コミュニケーション支援の体制整備	聴覚や視覚に障害のある人への情報伝達機会の充実を図り、自立と社会参加を促進するため、要約筆記や点訳、朗読等の体制整備に努めます。	障害福祉課 他
点字版・音声版の広報等の発行	視覚に障害のある人に、点字版・音声版の広報ひこねを発行する等、視覚障害のある人への情報提供に努めます。	障害福祉課

② 福祉のまちづくりの推進

■現状と課題

障害のある人が地域で生活するためには、安心して外出できる環境整備が大切です。本市では「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建築主への指導、啓発を進めており、今後も引き続き指導と条例の周知を行う必要があります。

また、本市の公共施設等には、バリアフリー化が必要な施設等も多くあるため、年次的に改修を進めています。

■取組の基本方向

市関係部局はもとより、関係団体や企業、地域と連携を図りながら、公共空間の環境や交通、住宅、情報環境など生活に深く関わる分野全般にわたって、ユニバーサルデザインの視点から捉えた問題を総合的に解決する福祉のまちづくりを進めます。

また、優先度に配慮しつつ公共施設の改修を進め、障害のある人が利用しやすい公園や緑地の整備に努めます。

障害のある人が安心して気軽に外出できるよう、市内の公共施設等のバリアフリーに関する情報を掲載したバリアフリーマップを市ホームページに開設しており、障害のある人が有効に活用

できるようホームページ内容の充実に努めていきます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
福祉のまちづくりに関する啓発の推進	ユニバーサルデザインの考え方や、障害のある人とともに生きる共生社会の理念、そのために求められる共助の重要性など、福祉のまちづくりと「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に関する啓発を推進します。	建築指導課 社会福祉課
公共施設のバリアフリー化の促進	公共施設のバリアフリー化に計画的に取り組むとともに、整備に当たっては障害の程度や種別にかかわらず対応できるよう検討し、施設整備・改修に努めます。	公共施設を所管する庁内所属
施設の点検	多くの市民が利用する公共施設を障害のある人の視点から点検し、改修に努めます。	障害福祉課 他
園路・トイレ等公園施設のバリアフリー化	市民が快適に利用できるよう、公園施設の適正管理、園路やトイレ等を障害のある人に配慮した施設となるよう整備に努めます。	都市計画課 他
ふれあい交流の場としての公園・緑地の整備	障害のある人が、公園や湖辺における緑地空間を安全で快適に利用し、屋外活動を通じて地域の交流、世代間の交流ができるふれあいの場として整備に努めます。	都市計画課
バリアフリーマップの周知等	障害のある人が安心して気軽に外出できるよう、市内公共施設等のバリアフリーに関する情報を掲載したバリアフリーマップを市ホームページに開設しており、内容の周知や有効に活用できるよう努めます。	障害福祉課

③ 公共交通の環境整備の推進

■現状と課題

障害のある人へのアンケートによると、外出時に困ることの上位に公共交通機関が少ないことや道路や駅に階段や段差が多い等があがっています。

市内には JR と近江鉄道の駅があり、平成 28 年度には JR 稲枝駅にエレベーターおよび自由通路を整備するなど、市内 JR 各駅のバリアフリー化整備は着実に進みつつありますが、今後もより一層、障害のある人に利用しやすい計画的な整備推進が必要です。

また現在、市内には路線バスや予約型乗合タクシーが運行しており、市がバス事業者やタクシー事業者に補助金を出して運行しているコミュニティバスおよび予約型乗合タクシーがあります。これらは、障害のある人の日常生活を支える重要な役割を担っており、持続的に発展させていくために、より多くの市民に利用を促す必要があります。

■取組の基本方向

障害のある人に限らず多くの市民が利用する輸送施設とその周辺について、総合的なまちづくりの一環として関係機関と連携し、バリアフリー化に取り組みます。

また、使いやすさ・分かりやすさ・親しみやすさをめざして路線バスや予約型乗合タクシーの適切な維持、利便性の向上等に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
鉄道環境のバリアフリー化の促進	人にやさしい駅づくり等に向け、安全で円滑な移動対策として、道路から建物敷地内へ続く連続したアプローチの整備や音響誘導システム等の設置が今後も進むよう、JR や近江鉄道等関係機関との協議を進めます。	交通対策課
路線バス・予約型乗合タクシーの維持	路線バスや予約型乗合タクシーについて、市民の意見を反映しつつ財政状況との妥協点を見出しながら維持し、利便性の確保に努めます。また、そのため多くの市民に利用を呼びかけます。	交通対策課
バス・タクシーのバリアフリー化の促進	障害のある人のバスやタクシーの乗降に配慮した車両の導入をはじめ、乗務員の一層のきめ細かな対応をバス事業者およびタクシー事業者に要望します。	交通対策課

④ 道路の安全性・快適性の確保

■現状と課題

障害のある人が自立した生活を送るためには、障害のある人に配慮した移動・交通手段の確保が必要です。本市では彦根市交通バリアフリー基本構想に基づき、歩道や交通安全施設の整備を図っていますが、厳しい財政状況から当初計画に比べ整備が遅れています。

また、違法駐車等の防止や通勤・通学者へ放置自転車防止の啓発および撤去の定期的な実施、さらに歩行者の安全を図るための自転車運転等、関係機関等と連携したマナー向上の取り組みが必要です。

■取組の基本方向

歩行空間の線的、面的な広がり重視し、バリアフリーとユニバーサルデザインの理念に基づいた道路環境の整備や、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）などの整備等を高齢者や障害のある人等の意見を取り入れながら、交通安全教室の開催、定期的な点検、管理等、計画的な安全で快適な道路環境づくりを進めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
歩行空間等のバリアフリー化の促進	高齢者や身体に障害のある人等の移動の利便性や安全性の向上を図るため、歩道の段差の解消や視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の整備に取り組みます。	道路河川課
違法駐車・放置自転車防止対策の推進	違法駐車等については、路上駐車等の多い地域を中心に市民や関係機関と連携し、違法駐車防止の啓発を実施します。また、放置自転車については、通勤・通学者等へのチラシ配布による啓発や、条例に基づく定期的な自転車撤去、放置禁止区域の見直しを行い、放置自転車の防止に努めます。	交通対策課
歩行者ネットワーク形成の促進	広い歩道のある幹線道路の整備とともに、既存の歩道空間を活用した歩行者ネットワークを形成し、快適で安全な歩行空間の創出に努めます。	道路河川課
交通安全施設の整備促進	歩行者や車両の安全を確保するため、ガードレール、カーブミラー等交通安全施設の整備を進めるとともに、県道や国道についても道路管理者等に整備を働きかけます。	道路河川課
障害者団体等に対する交通安全教室の開催	障害者団体等による障害の種別に応じた交通安全教室の開催を促します。	交通対策課

(2) 防災・防犯

① 防災対策の推進

■現状と課題

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震等、近年の自然災害は規模も大きく、被害も甚大です。また、世界各国に瞬く間に拡散した新型コロナウイルス感染症は、人々の健康を脅かすだけでなく、社会活動や経済活動にも大きな影響をもたらしています。コロナ禍といわれる世界的な「健康災害」は、人々に公衆衛生の意識や生活慣習にも大きな変化をもたらし、今後の生活スタイルの再考が求められています。

これらの数々の災害を教訓に、本市においても障害のある人の防災対策の強化がさらに重要な課題であります。また、障害のある人へのアンケートによれば、災害時に「自力で避難ができない」と答えた人が 30.9%、「わからない」が 22.9%の結果でした。

本市においては「彦根市地域防災計画」「彦根市水防計画」に基づき防災対策を進めています。中でも、災害時避難行動要支援者支援制度については、あらかじめ要支援者を地域が把握する取組として重要です。

また、防災訓練の実施や彦根市民防災マニュアルの配布、さらには広報ひこねやホームページ、出前講座「防災講習会」により、地域の自主防災活動の活性化や市民の防災意識の向上を図っています。特に地域においては、障害のある人（災害時要配慮者）に対する避難支援等を地域ぐるみで実施してもらえるよう、普及啓発の機会を拡充しています。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内においては災害時要援護者が利用する施設への連絡体制を整備し、災害に備えています。

しかし、災害発生時における情報提供や避難誘導については、それぞれの障害に応じたきめ細かな具体策が万全であるとはいえません。そのため、緊急時のコミュニケーションや避難方法、あるいは避難先での対応等について、災害時要配慮者の視点から対応策を検討すると同時に、地域社会での支援体制を強化することが求められています。

■取組の基本方向

日頃から市民の防災意識の向上を促すとともに、災害時避難行動要支援者支援制度の周知と普及を行い登録者を増やし、地域において災害時要配慮者の避難誘導を含む自主防災活動が迅速に行われるよう、避難支援マニュアルを作成し、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の確立を図るとともに、障害者団体や障害者関係機関を通じて、防災知識の普及啓発に努めます。

また、日常的に支援や介護が必要な障害のある人に対する避難先での医療・保健・福祉サービスの提供において、専門性を要する場合も想定されるため、関係機関と連携して必要なサービスが迅速に提供されるよう努めるとともに、災害時要配慮者に特別な配慮を行う福祉避難所の拡充を図ります。また、災害対策とともに新型コロナウイルス感染症対策の強化によって、障害のある人と障害のない人がともに安心できる防災力の高い共生社会をめざします。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
防災知識の普及	障害のある人（災害時要配慮者）を対象に防災講習会等を行うとともに災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。また、災害時要援護者に配慮した防災に関するパンフレットの配布等により、全市的に防災に関する知識の普及を図るとともに、市民や事業所等に災害時要援護者への援助に関する知識の普及を図ります。	危機管理課 社会福祉課
火災予防活動の充実	障害福祉施設や障害者雇用事業所の査察を定期的を実施し、出火危険の排除に努めるとともに、防火指導を強化することにより、出火防止を図ります。また、市民には「広報ひこね」、「FM ひこね」等での広報や、消防訓練指導や防火座談会等の機会を通じ防火知識の普及を図り、住宅防火の推進に努めます。	予防課
災害時避難行動要支援者支援制度の登録の推進	災害時避難行動要支援者支援制度の周知に努め、登録数の増加を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
在宅の災害時要援護者対策の充実	災害時要援護者に対する地域ぐるみの避難支援体制の確立に努め、「広報ひこね」や出前講座「防災講習会」等において、災害時要援護者への具体的な支援方法等の知識を普及啓発します。また、自主防災組織やボランティア組織等と連携して、災害時に支援できる体制を整備するとともに、防災訓練への参加を通じて、避難誘導體制の強化に努めます。	危機管理課 社会福祉課
緊急通報システムの普及	重度身体障害のある人等に緊急通報装置等を貸与し、急病など緊急事態の連絡を円滑にします。また、近隣協力者の確保が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。	障害福祉課
避難支援マニュアルの整備	災害時要援護者の把握や災害時の避難支援体制、迅速で的確な広報伝達のあり方等を盛り込んだ「災害時要援護者個別支援計画作成マニュアル」の作成とその周知徹底を図り、避難支援体制の充実に努めます。	社会福祉課
障害福祉施設等における避難対策等の充実	障害福祉施設等における避難確保計画の策定および避難訓練の実施等水防法の順守に加え、その他のあらゆる災害に対し利用者が安全に避難できるよう、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立等を網羅した効果的な計画を策定するよう指導します。また、災害時には施設職員に加え、地域住民や自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織等の協力が得られる体制づくりに努めます。	予防課 危機管理課 障害福祉課
災害ボランティアセンターの運用	大規模災害発生時に立ち上げられる「災害ボランティアセンター」の円滑な運営をめざし、全国各地から駆けつけてくれるボランティアとの協力・連携体制や要配慮者への支援体制の構築、被災地域への効果的な支援を行うボランティアの養成や確保に努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

福祉避難所の拡充	障害のある人など、特別な配慮が必要な人が、安心・安全に避難生活できるよう、福祉関連施設等に一層の協力を求め、福祉避難所の協定拡充に努めます。	社会福祉課 危機管理課 障害福祉課
----------	--	-------------------------

② 防犯対策の推進

■現状と課題

近年、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、障害のある人等は犯罪被害を受けやすく、より一層安心・安全の生活環境の確保が望まれています。このため、警察署などの関係機関や市民、事業所、行政等の連携による防犯体制の確立を図るとともに、家庭や地域における防犯意識を高め、自主防犯パトロール活動等により地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。そして、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、市民にとって安心・安全な地域づくりを進める必要があります。

また、消費生活においても判断能力が十分でない障害のある人や認知症の高齢者等を狙った悪質な振り込め詐欺等特殊詐欺は依然後を絶ちません。このため、関係機関等の役割分担と連携強化により、見守りと安心のネットワークの構築を図る必要が急務です。さらに、被害の拡大を防ぐために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用も必要です。

■取組の基本方向

障害のある人が安心して生活できるよう、いつでも安心・安全のまちづくりに地域ぐるみで協力し合い、日常生活で何らかの支援を要する障害のある人について、地域住民と市や警察等が連携した見守りと安心のネットワークを整備します。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の利用ができる体制整備に努めます。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
防犯知識の普及	地域の安全を守るための取組や備えなど、関係機関と連携しながら防犯知識に関する情報提供に努めます。	まちづくり推進室
消費者の保護および相談の推進	悪質な振り込め詐欺や契約行為等を未然に防止するため広報、出前講座、消費生活相談員による相談、警察との連携に努めます。 また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等を活用するための相談に応じます。	生活環境課 障害福祉課
障害のある人に配慮した防犯対策等の推進	関係機関や地域との連携によって、障害のある人等への見守りと防犯対策の推進を図ります。	障害福祉課 まちづくり推進室 保健体育課 他

(3) 住環境の整備

障害のある人に配慮した住宅の整備

■現状と課題

近年、障害のある人に配慮した住環境整備が求められています。

公営住宅については、「彦根市住宅マスタープラン」に基づきバリアフリー化を推進しており、今後も継続して実施する必要があります。

また、一定規模以上の共同住宅の建設については、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」で整備基準が設けられ、指導を行っています。

在宅の重度障害のある人の住宅改修・改造の助成制度として、改修費の給付や改造費の助成を行っています。また、改修・改造に際して、必要により作業療法士等からアドバイスを受けることもできます。在宅の障害のある人は、障害が重度化や高齢化することもあり、在宅介護の面からも住宅環境改善のニーズは高く、引き続きこれらに対応していく必要があります。

障害のある人の介護者が高齢化する中、「親なき後」の生活の場の整備について早急な取組が求められており、障害のある人へのアンケートでも将来の不安について、「暮らしの上での経済的なこと」、「介助者がいなくなった時のこと」、「住み続ける場所のこと」が上位に上がっています。障害者総合支援法に基づき、障害のある人で施設や病院に入院（所）している人が地域生活へ移行するために、障害のある人に適した多様な住まいの確保が必要となっています。併せて、グループホームに暮らしている障害のある人の高齢化への適切な対応も課題となっています。

今後は、障害種別のニーズに対応したグループホームの確保や既存の住宅の活用とともに、障害のある人を支える地域づくりについての市民啓発が必要です。

■取組の基本方向

障害のある人に限らず誰もが住みよい住宅整備の推進に努め、公営住宅の改修を行います。また、障害のある人一人ひとりの現在の住環境の改善を図ります。

地域における障害のある人の生活の場を確保するため、グループホームの確保とこれらのホームにおける支援内容の充実を図るとともに、これらの施設整備や障害のある人の地域生活への移行について、地域住民の理解と協力を引き続き求めていきます。また、既存の住宅を活用し、多様な住まいの確保を図ります。

■事業・取組内容

事業・取組	内容	主な取組主体
公営住宅の改修	公営住宅の整備においては、入居者のニーズも踏まえつつ、住宅内部や外部のバリアフリー化など障害のある人等が暮らしやすい住宅整備を計画的に推進します。	建築住宅課

<p>障害のある人に適した住宅の改造支援制度の充実</p>	<p>障害のある人の住宅改造に関する支援制度について、介護保険など関連制度と連携しながら充実に努めます。また、障害のある人一人ひとりに応じたより適切な改修ができるよう、作業療法士等の専門的人材を積極的に活用しながら相談・指導を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>障害のある人向けの多様な住まいの確保</p>	<p>公営住宅や民間の賃貸住宅などの活用や働きかけによって、障害のある人の住みよい住まいの確保を図ります。</p>	<p>建築住宅課 障害福祉課</p>
<p>グループホームの確保</p>	<p>グループホームの確保を図るため、整備に対し助成を行います。また、整備にあたり障害や障害のある人についての理解と協力が地域において得られるよう啓発を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>

○数値目標

【改訂時】平成 29 年度(中間見直し：令和 2 年度)

本計画の施策を推進することにより達成をめざす目標値を次のとおり掲げます。

※中間時点で目標数値の見直しを行います。

区分	指標名	現況 1 (平成 30 年度)	現況 2 (令和元年度)	令和 5 年度 目標	備考
1 社会に 参加し、 いきいき 暮らせる 地域共生 社会づくり	働き・暮らしコトー支援センターからの新規就職者数	29 人/年 (平成 31 年 3 月末 現在)	50 人/年 (令和 2 年 10 月 現在)	⇒ 58 人/年	
2 子どもの 成長を一 貫して見 守る支援 の仕組み づくり	障害のある子どもを対象とした継続的・計画的な支援システムの構築	構築中 (平成 31 年 3 月末 現在)	構築中 (令和 2 年 10 月 現在)	⇒ 構築	
3 発達障 害のある 人を支え る体制づ くり	発達障害のある人を対象としたライフステージ毎の支援システムの構築	調整中 相談実人数： 383 人	調整中 相談実人数： 389 人	⇒ 構築	平成 30 年度 発 達 支 援 センタ ー 開 設
4 いつま でも安心 して暮ら せるサー ビスの提 供	湖東福祉圏域内の短期入所のベッド数	22 床 (平成 31 年 3 月末 現在)	22 床 (令和 2 年 3 月末 現在)	⇒ 24 床	
	湖東福祉圏域内の放課後等デイサービスおよび日中一時支援事業の実施事業所数	25 力所 (平成 31 年 3 月末 現在)	29 力所 (令和 2 年 3 月末 現在)	⇒ 33 力所	
5 身近で 見守り支 える体制 づくり	障害福祉課および湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所に配置されている精神保健福祉士の人数	12 人 (平成 31 年 3 月末 現在)	13 人 (令和 2 年 3 月末 現在)	⇒ 14 人	
	湖東福祉圏域内の指定相談支援事業所数	12 力所 (平成 31 年 3 月末 現在)	12 力所 (令和 2 年 3 月末 現在)	⇒ 13 力所	
6 安心・ 安全の地 域づくり	市内における福祉避難所の拡充	10 力所 (平成 31 年 3 月末 現在)	14 力所 (令和 2 年 10 月 現在)	⇒ 20 力所	
	災害時要援護者登録者数	2,446 人 (平成 31 年 3 月末 現在)	2,548 人 (令和 2 年 10 月 現在)	⇒ 3,000 人	

このページは白場です。

第 5 章

●彦根市成年後見制度利用促進 基本計画●

第1節 権利擁護と成年後見制度

「権利擁護」とは、「その人らしく生きる権利を守ること」です。認知症、知的障害その他の精神上的の障害など、判断能力の問題により、自分らしい生活を送る上で大切なことを決め、主張し、実現することが困難な状態にある人が、可能な限り自らの意思に基づき、財産の管理または医療・介護・福祉等の生活の基本となるサービスを適切に利用(契約)できるよう、地域で支え合うことが求められています。

そのためには、早期に「権利擁護」のための支援(権利擁護支援)が必要であることに気付ける地域・場づくりが必要になります。また、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、本人が自ら決定できるように支援する(意思決定支援)ことも必要です。

「成年後見制度」は、これらの支援を推進するための手段の一つであり、判断能力が不十分な人が財産管理や日常生活での契約などを行うときに、不利益を被ったり、悪徳商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援をする制度です。成年後見制度の利用が必要な人が、適切に制度利用につながるようにするためには、利用促進に向けた取組をしていく必要があります。

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年4月15日施行)の主旨にのっとり、成年後見制度の利用促進を図ることで、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合う体制を構築することを目的に策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本章では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取組に係る基本方針を定めています。

本章の内容を、市が策定する成年後見制度計画利用促進基本計画として位置付け、認知症、知的障害その他の精神上的の障害等により日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進を図るものです。

高齢者に係る部分については、第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にて同様に基本方針を策定しており、本市における成年後見制度利用促進基本計画を構成するものです。

第3節 現状の整理

(1) 65歳以上の認知症高齢者数の推移

本市の65歳以上の認知症高齢者数は、平成27年度(2015年度)の4,228人から令和元年度(2019年度)には4,526人と増加しており、令和2年度(2020年度)以降の推計では、令和2年度(2020年度)には4,617人、令和7年度(2025年度)には4,812人と増加していくことが予想されています。

(単位：人)

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度) ※1	令和 7 年度 (2025 年度) ※1	令和 22 年度 (2040 年度) ※1
4,228	4,315	4,394	4,458	4,526	4,617	4,812	5,601

上記人数は、年度末時点での彦根市の高齢者数に、国が推計した認知症に関する推計率（16%）※2 を乗じて算出したものです。

※1 令和 2 年度（2020 年度）以降の高齢者数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年度（2018 年度）推計）」

※2 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度高齢労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

（2）障害者数の推移

本市の知的障害者数と精神障害者数は、いずれも増加傾向にあります。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
知的障害者※1	1,065	1,108	1,166	1,233	1,326
うち 65 歳以上の人数	62	64	68	71	73
全体に占める割合	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%	5.5%

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
精神障害者※2	725	786	845	955	1,026
うち 65 歳以上の人数	91	100	100	108	124
全体に占める割合	12.6%	12.7%	11.8%	11.3%	12.1%

※1 知的障害者：療育手帳交付台帳登載数

※2 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数【単位：人】

（3）大津家庭裁判所彦根支部管轄エリア※内における申立件数の推移

大津家庭裁判所彦根支部が管轄するエリア内においては、概ね 100 件弱の申立が行われています。

後見申立が多くを占め、補助申立は全体の 10%未満となっています。

(単位：件)

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
後見申立	78	69	74	68	63
保佐申立	24	17	16	20	24
補助申立	3	5	3	9	8
合計	105	91	93	97	95

※彦根市、近江八幡市、東近江市、愛知郡、犬上郡、蒲生郡を含む。

(4) 彦根市権利擁護サポートセンターについて

彦根市権利擁護サポートセンターは、①権利擁護に関する相談の解決支援、②成年後見制度の利用支援、③権利擁護の普及・啓発を行い、高齢者および障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を推進することを目的に、設置しているものです。

令和元年度 相談実績

令和元年度(2019年度)における相談者数は、障害者が270人と全体の約20%を占めています。相談内容は「金銭管理・財産管理」が114件と最も多く、次いで「債務整理・浪費等」が109件となっています。「成年後見制度」は63件で、成年後見制度そのものよりも、金銭に係る相談が多くを占めていることがわかります。

相談者数(実人数)(単位:件)

区分	計
高齢者	939
障害者	270
不明*	147
計	1,356

※高齢者と障害者の区分に明確に振り分けられない相談者の人数

相談内容

(単位:件)

区分	高齢	障害	不明*	全体
成年後見制度	487	63	41	591
金銭管理・財産管理	213	114	26	353
債務整理・浪費等	64	109	0	173
消費者被害・悪徳商法	6	8	0	14
相続・遺言	64	13	9	86
計	834	307	76	1,217

(5) 広報・啓発の現状 [令和元年度(2019年度)実績]

- 市民または関係機関を対象に成年後見制度の普及啓発や権利擁護サポートセンターのPRをテーマとした講座を彦根市権利擁護サポートセンターが開催しました。
(開催回数:10回、参加者数:約270人)
- 彦根市権利擁護サポートセンターの運営を受託している社会福祉法人彦根市社会福祉協議会の広報紙「社協ひこね」に定期的に記事を掲載し、市民向けに成年後見制度の概要などを周知しました。
(広報紙への記事掲載:4回)

(6) 報酬助成の交付実績

本市では、後見人等(保佐人、補助人を含む)への報酬を支払うことが困難な被成年後見人等に対し、報酬費用の助成を行っています。交付件数は年々増加傾向にあり、それに伴い交付総額も増加傾向にあります。報酬助成に係る費用には、国庫補助金約30%、県補助金約15%の割合で充当されており、本市の実支出額は下表の交付総額のうち、約55%となっています。

区分	障害者(交付件数・交付総額)	
平成27年度(2015年度)	1件	280,800円
平成28年度(2016年度)	1件	259,200円
平成29年度(2017年度)	3件	584,868円
平成30年度(2018年度)	3件	558,013円
令和元年度(2019年度)	4件	608,734円

(7) 市長申立ての件数

成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、支援できる親族がいない等の理由で、制度の利用ができない人に対しては、市長申立により成年後見人等の申立を行っています。件数については年度ごとにばらつきがあります。

(単位：件)

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
3	1	0	3	1

第4節 課題の抽出

(1) 調査概要

計画を策定するに当たり、令和 2 年（2020 年）1 月から 3 月まで、支援者向けに成年後見制度に係る意識調査を実施しました。

【実施した調査】

・市民向け意識調査

第 4 期彦根市障害者計画策定のため、平成 29 年（2017 年度）に実施したアンケート調査結果から、制度の認知度や利用意向を把握しました。（有効回答数 436 人）

・支援者向け意識調査

社会福祉士会・弁護士会・司法書士会の会員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員、相談支援専門員(基幹相談支援センター含む)にアンケートによる意識調査を実施しました。

（配布数 235 人、有効回答数 187 人、回答率 79.6%）

また、親族後見人（2 人）と法人後見を受託している法人（1 法人）に聞き取り調査を実施しました。

(2) 調査結果を踏まえた課題

課題番号	調査結果	調査結果から見た課題	計画の基本方向
1	・市民の制度に関する認知度が低い。また、支援者側の認知度も高いとは言えず、制度利用の提案まで至っていないことが考えられる。	成年後見制度について知られていない。	広報・啓発の充実
2	・多様な相談窓口があることの周知が十分ではない。制度の必要性を感じても、窓口につながっていない可能性がある。	相談窓口の周知が十分ではない。	
3	・支援者側は、彦根市権利擁護サポートセンターを制度の相談窓口として認識はしているが、具体的な役割まで十分に理解しているとは言い難い。そのために権利擁護支援が彦根市権利擁護サポートセンターにつながらず、必要な連携が取れていない事例がある。	彦根市権利擁護サポートセンターの役割が知られていない。	

課題番号	調査結果	調査結果から見た課題	計画の基本方向
4	<ul style="list-style-type: none"> 今後制度が必要になると思われる人数に比べ、実際の相談者数が少なく、早期の相談や対応ができる体制が必要な状況である。 	<p>早期の段階からの相談・対応が十分ではない。</p>	<p>広報・啓発の充実</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> 支援者でも、後見人等の職務について、できることとできないこととの理解が不十分であり、後見人等が業務以上のことを支援者から求められることがある。 申立までに時間がかかり、後見人等が就任するまでの手続き期間が長くなる。 	<p>制度や手続きが複雑で分かりづらいため、福祉関係者であっても理解が十分ではない。</p>	
6	<ul style="list-style-type: none"> 今後、制度の利用が必要だと思われる人の理由として、「親族等の支援が見込めない」という意見が最も多かった。本人の判断能力がある段階から、意思決定支援を行えるようにする必要がある。 	<p>制度利用が必要になった時に、親族等からの支援が見込めない可能性が高い。</p>	<p>権利擁護支援の体制整備</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> 今後、制度の利用が必要になると思われる人が「いる」と答えた支援者の数と比べると、実際の利用者数や相談数が少ない。 	<p>制度の利用が必要になると思われる人が、利用や相談に至っていない現状がある。</p>	
8	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の体制整備の充実や関係者との連携や役割分担の整理が必要であるとの意見が多かった。 	<p>権利擁護の相談から支援までの体制が十分ではない。</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> 申立費用や報酬の負担が大きいという意見や、報酬助成制度の充実、費用負担の軽減を求める支援者の意見が多い。 自治体により、報酬助成制度の運用や適用に差が見受けられるという意見もある。 	<p>成年後見制度の利用に係る費用負担が大きい。</p>	
10	<ul style="list-style-type: none"> 専門職におけるチームや地域連携ネットワークの認知度が低い。 関係機関と連携する場を求める意見や、成年後見制度の利用の十分な検討、また検討ができる組織の整備が必要とする意見があった。 	<p>チーム（※1）や地域連携ネットワーク（※2）の体制整備ができていない。 ※1 本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等から成る支援者の集まりを「チーム」と呼びます。 ※2 専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体を「協議会」と呼び、その「協議会」が個別のチームと連携して利用者の支援に当たる仕組みを「地域連携ネットワーク」と呼びます。</p>	

課題番号	調査結果	調査結果から見た課題	計画の基本方向
11	・後見人等が被後見人等を支援する中で、定期的な関係機関との連携や、法的な効果が生じない事実行に対しての支援を求める意見が多かった。また、身上監護の充実が課題となっている。	支援者へのサポートが十分ではない。	後見人等への支援の充実
12	・後見人等からは、成年後見制度利用の検討が不十分であるとの意見があり、成年後見制度のメリットとデメリットを考慮した上で成年後見制度の利用を判断し、その決定について専門職が検討できる体制整備が必要である。	制度利用の検討が十分ではない。	
13	・後見人等が選任されるまで時間がかかる。 ・後見人等が、辞任申立てをしても後任者が決まらない。不採算でも後見人等を辞めることができないという問題がある。	後見人等の受任者が不足している。	

第5節 計画の基本理念の設定

本計画における基本理念は、第4期彦根市障害者計画の基本理念に準じて、以下のとおりとします。

みんながともに支えあい安心して暮らせる
あたたかいまち 彦根

これらの基本理念を実現するために、成年後見制度の利用が必要な人が、適切に制度利用につながり、メリットを実感できる形で制度が運用されるよう、本市の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

第6節 計画の基本目標

抽出した課題と基本理念に基づき、課題解決に向けた目標を以下の3つに大別します。

- | | |
|-------|-------------|
| 基本目標1 | 広報・啓発の充実 |
| 基本目標2 | 権利擁護支援の体制整備 |
| 基本目標3 | 後見人等への支援の充実 |

第7節 中核機関

基本目標を達成し、本市において権利擁護支援と成年後見制度のより一層の利用促進を図るために、権利擁護サポートセンターを中核機関として位置付けることとします。

(1) 権利擁護サポートセンターの取組内容（令和2年度）

①権利擁護に関する専門相談に関すること

権利擁護に係る相談を受け、本市および各地域包括支援センター、各障害者相談事業所等に報告し、課題を整理し、必要に応じて適切な支援先などにもつなぎ、連携しながら課題解決を図る。

②虐待等の権利侵害への対応および権利擁護に関する専門的支援に関すること

老人福祉施設等への措置の支援、虐待対応に係る相談・助言等の支援を行う。

③成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援等に関すること

・成年後見制度の活用

本人申立て、親族申立てに関する支援(制度の説明や申立て書類の作成補助など)を行うこと。

・成年後見制度への円滑な移行

地域福祉権利擁護事業の対象者のうち、成年後見制度への転換が望ましい場合について、関係機関と連携し円滑な移行を進めること。

・市長申立てが必要な場合は、本市や関係機関等と連携しながら、市長申立てへの支援を行うこと。

・市が開催する市長申立て判定会議へ出席し、候補者の選定も含め、その対応等について協議・助言を行うこと。

・後見人等へのサポート

後見人等が日常的な相談や支援を得やすい体制を整備すること。

④高齢者および障害者の権利擁護に関する普及啓発および研修に関すること。

地域における権利擁護を推進するための普及啓発を行うとともに、研修会を開催すること。

⑤権利擁護支援システムの構築および活動に関すること

・地域の実情に応じた権利擁護支援システムの構築に当たり、中核機関としての役割を果たすこと。

・様々な社会資源が有機的に連携する権利擁護支援ネットワークを構築すること。

・地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるようにすること。

・市の各種行政計画の策定に関する協議会等への参画依頼があった場合は、その取組に協力すること。

⑥地域の権利擁護支援の担い手の養成および活動に関すること

「(仮称)市民後見人」の養成、育成方法について検討を行うこと。

⑦その他権利擁護の推進に関すること。

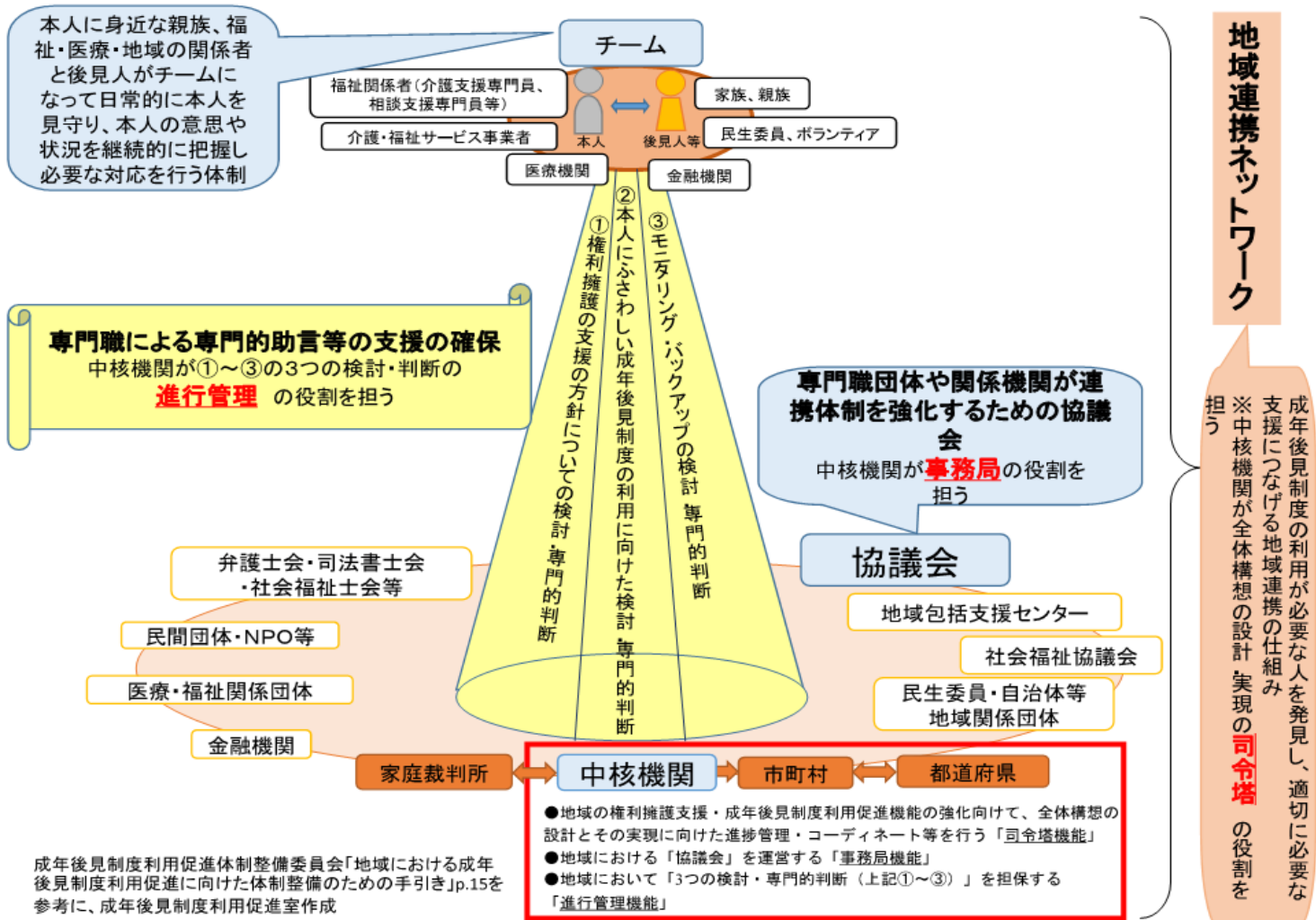
その他権利擁護の推進に関して、本市と協議の上、必要に応じて取り組むこと。

(2) 中核機関の3つの機能

本計画に基づき、中核機関に求められる以下の3つの機能を権利擁護サポートセンターに整備します。

- 機能1** 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・調整等を行う「司令塔機能」
- 機能2** 地域において協議会を運営する「事務局機能」
- 機能3** 支援方針の決定、後見人等を受任する候補者の推薦、支援状況の確認、受任後の支援といった、支援過程における重要な事項について検討・判断し、個別のチームを支援する「進行管理機能」

中核機関の役割イメージ図



第8節 施策の展開

基本目標を達成するために、以下の取組を推進します。

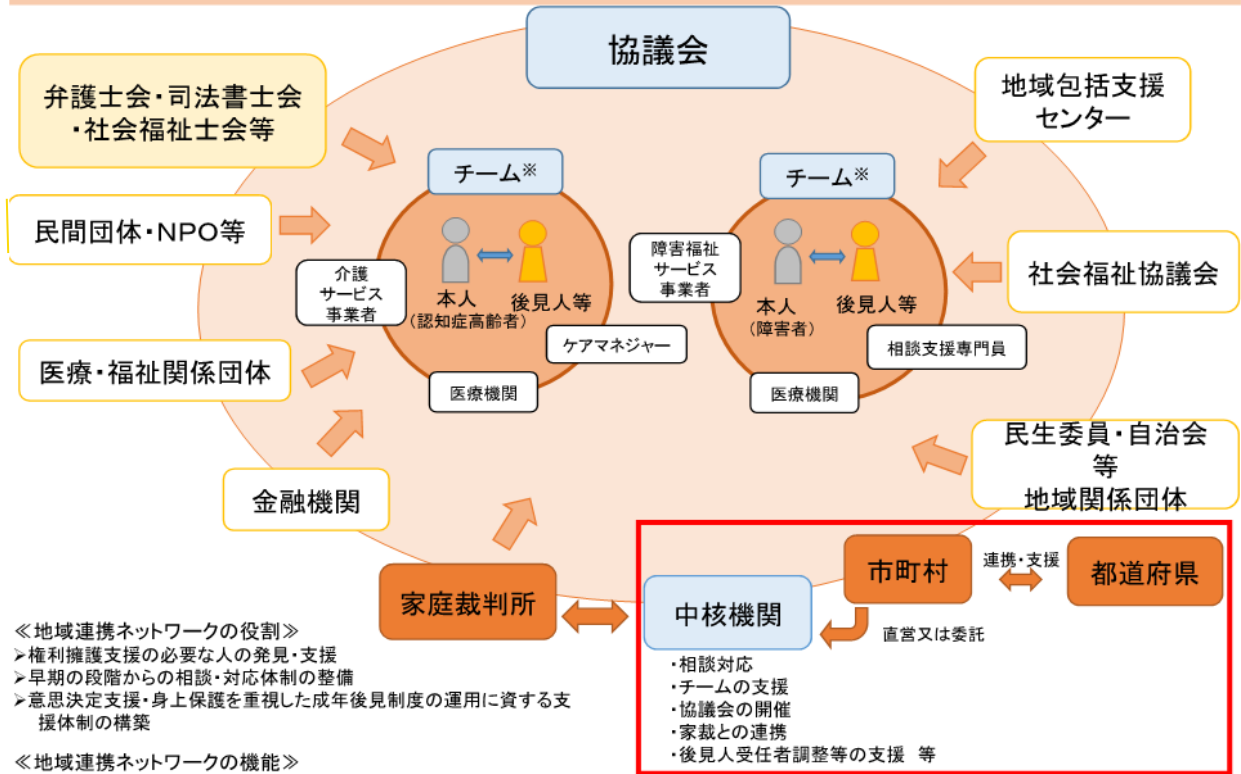
基本目標1 「広報・啓発の充実」に対応した施策

施策	事業・取組	主担当
<p>施策1 成年後見制度に関する広報・啓発</p> <p>市民、行政機関、福祉関係者、医療関係者等に対する権利擁護支援および成年後見制度の普及・啓発を行う。</p>	<p>権利擁護支援の各種支援制度の周知・啓発を行う。</p>	<p>障害福祉課</p>
	<p>制度内容、後見人等の業務内容についての普及・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けに広報ひこねでの記事掲載やパンフレット等の配布により啓発を行う。 ・民生委員等の早期発見と相談へのつなぎの役割を担う人々向けに研修を始めとする啓発を行う。 ・医師会に協力を依頼し、医療関係者へ啓発を行う。 ・金融機関職員へ啓発を行う。 	
	<p>多様な相談窓口の周知、特に権利擁護サポートセンターの認知度の向上と役割の周知を行う。</p>	
	<p>本市の職員が、支援が必要な人と接触した際に、適切に支援につなげられるよう周知・理解の促進を図る。(福祉以外の窓口担当職員にも啓発を実施し、適切な支援につなげられる体制づくりを行う。)</p>	
	<p>市民向けの啓発として、地域の公共施設等、人が集まりやすいところでの出張相談会の開催・個別訪問を実施する。</p>	
	<p>地域住民の他に、地域の相談受理機関の職員なども相談に寄れるような形で福祉関係施設等において権利擁護支援に係る出張相談会を開催する。相談者の身近な場所に出向き、ニーズを拾い上げる仕組みを定着させる。</p>	
	<p>専門職等、行政機関、福祉関係者、医療関係者と合同の勉強会や研修等を開催し、意思決定支援も含めた制度の理解と普及に努め、顔の見える関係づくりの中で相談しやすい関係性を構築する。実施には家庭裁判所にも協力を依頼する。</p>	

基本目標 2 「権利擁護支援の体制整備」に対応した施策

施策	事業・取組	主担当
施策2 権利擁護支援の仕組みの構築 (1) 地域連携ネットワークの支援の仕組みをつくり、意思決定支援の理念の普及を目指す。 (2) 協議会の体制整備を行う。 (3) 地域の中で権利擁護支援の必要性を認識してもらう仕組みをつくる。 (4) 権利擁護支援推進のために多職種が連携できる場をつくり、研修会等を積極的に開催する。 (5) 保佐・補助および任意後見の利用促進を図る。	専門職団体・関係機関等から構成される協議会を設置し、会議の開催や、地域課題の検討・調整・解決を行うことで、多職種間での更なる連携強化を図る。 ・チーム（特に親族後見人等）への適切な支援体制を整備する。 ・困難ケースに対処するため、会議等を適切に開催する体制を整備する。 ・家庭裁判所など新たな関係機関との情報交換・調整を行い、連携強化に努める。 協議会が効果的に運営されるよう、中核機関は関係機関との連携において必要な支援・調整を行う。 各案件において、権利擁護支援に入る必要性を判断するための指標等を作成し共有する。（市長申立ての必要性についての判断根拠（検討項目）を整理する。）	障害福祉課

地域連携ネットワークのイメージ



※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

施策	事業・取組	主担当
<p>施策3 相談・支援機関等との連携強化</p> <p>(1) 福祉関係者、医療関係者、地域の関係者、後見人等がチームとして関われる体制を構築する。</p> <p>(2) 専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組む。</p> <p>(3) 地域福祉権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化する。</p>	<p>中核機関が必要に応じて専門職等と連携した支援を行う。また、中核機関において、権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討・専門的判断を、法律・福祉等の専門的観点から多角的に行う。</p>	
<p>施策4 中核機関の機能整備</p> <p>(1) 中核機関の役割を整理する。</p> <p>(2) 中核機関の4つの役割（1 広報、2 相談、3 成年後見制度利用促進、4 後見人等支援）を強化する。</p>	<p>中核機関が担う具体的機能（「司令塔機能」「事務局機能」「進行管理機能」）に基づき、支援の各段階においてどのように4つの役割を担っていくか、整理を進める。</p> <p>関係機関との連携調整の中で、中核機関の調整力が発揮されるよう、関係機関との役割分担を明確にする。</p>	障害福祉課
<p>施策5 後見等申立支援体制の整備</p> <p>(1) 制度利用が必要かどうか検討する会議において、必要に応じて専門職等からの助言を得る。</p> <p>(2) 中核機関の専門的機能を向上させる。</p> <p>(3) 受任者調整会議の仕組みづくりをする。</p> <p>(4) 必要に応じた市長申立てによる支援をする。</p>	<p>権利擁護支援の必要性の有無、内容等を判断するための指標等を作成し共有する。</p> <p>中核機関における判断の専門性・客観性を担保するため、専門職等、第三者を含めた後見人等候補者調整会議（受任者調整会議）を設置する。</p> <p>後見人等候補者の同意を得た上で、推薦された後見人等候補者の情報等について、家庭裁判所へ推薦依頼を確認して伝達する。</p>	

基本目標 3 「後見人等への支援の充実」に対応した施策

施策	事業・取組	主担当
施策6 後見人等への支援施策の整備 (1) チーム体制を充実させ、後見人等を支援できる仕組みをつくる。 (2) 親族後見人が日常的に相談できる窓口や支援体制を整備する。 (3) 後見人等による不正の防止を図るために啓発の強化や相談窓口の周知を行う。 (4) 後見人等が後見業務を学ぶ機会を提供する。	チームの支援方針を決める事例検討の場において、中核機関が必要に応じて専門職の関与等について支援する。権利擁護に関する支援の必要性や、適切な支援内容の検討などが、司法・福祉等専門的な観点により多角的に行われるようにする。	障害福祉課
	本人の能力や状態の変化、付与されている権限の妥当性や必要性の検討等、本人にふさわしい支援が行われているか定期的に検証できる仕組みをつくる。	
	中核機関が親族後見人等の報告書類作成の相談に乗り、不安解消に向けた具体的な助言を行う。	
	後見人選任後、後見人等が他の支援者と円滑に連携できるように、必要に応じて中核機関が調整を行う。	
	後見人等が後見業務に係る知識を習得できる研修会等を開催する。	
施策7 受任者不足の解消 (1) 法人後見実施機関の拡大を目指す。 (2) 法人後見実施機関の活動を支援する。 (3) 市民後見人の養成に係る研究を進める。	法人後見実施機関からの相談を受け、必要に応じて中核機関が法人後見実施機関と他機関との連携を支援する。	
	法人後見実施機関の拡大に向けて、後見人等の業務を適切に継続することができる社会福祉法人等に対して、法人後見受任の取組を喚起し、後見人等の担い手を拡大する。	
	市民後見人の受任者を養成する取組等について、全国の事例の情報収集を行う。	

第9節 重点取組事項

◎広報・啓発の充実

- 成年後見制度の認知度を向上させるため、市と中核機関は、広報ひこね等の様々な媒体を利用し啓発を進める。
- 中核機関は、医療関係者、法律職、保健・福祉関係者、行政職員向けの研修等を開催し、権利擁護サポートセンターの認知度向上に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。市民に対しては出前講座の実施を始めとする啓発を積極的に行う。

◎権利擁護支援の体制整備

- 中核機関は、介護福祉課・障害福祉課と連携し広報・啓発を積極的に進めるとともに、本計画期間においては協議会における連携の仕組みづくりに優先的に取り組む。
- 協議会を設置し、関係機関の連携強化に係る具体的な運営方針について、協議会での意見交換を踏まえて定めていく。
- 効果的な受任者調整会議の在り方について検討を進める。

◎後見人等への支援の充実

- チームの困り事の相談が中核機関につながるよう、事例検討の場に積極的に関わり、後見人等との接触機会を増やすことで、後見人等を取り巻く現状の把握に努め、後見人等との連携強化を図る。
- 法人後見受任機関の実態を調査し、受任機関を増やすための取組について研究を進める。

第 6 章

●計画推進のために●

第1節 地域ケア体制

(1) 総合的な地域ケアの推進

障害のある人が地域で生活するためには、障害のある人一人ひとりの各ライフステージにおいてその障害特性に応じた地域ケアが行える体制整備が必要不可欠です。

障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つとして、「相談支援」が位置づけられ、地域生活を送る上で計画的な障害福祉サービスの利用が特に必要な障害のある人に対して、サービス利用計画を作成しており、引き続きケアマネジメントを実施する指定相談支援事業所の体制の充実を図る必要があります。

また、個別のサービスの充実と合わせて、適切なサービス調整に基づきながら、生涯を通じた継続的で分野を横断した多面的な支援や、障害種別に関わりのない総合的な支援システムを確立することが必要です。

このため、障害のある人が生涯を通じて、自分の障害や生活、希望に応じた療育や教育、保健・医療・福祉、生きがい、そして社会参加のための支援などの多面的なサービスを効果的で一体的に受けることができるよう、ライフステージに応じた適切なサービス提供のためのサービス調整機能を、湖東地域障害者自立支援協議会を核に指定相談支援事業所や行政、関係機関、サービス提供事業所の連携のもとに確立し、連続性、一貫性のある施策の展開に取り組みます。

また、高齢者福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障害のある人のニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加などにより、障害のある人が地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

特に、発達障害、精神障害および医療的ケアのある人等への各種支援については、法令や制度、市町村での取組も比較的新しく不十分な面もあるため、今後重点的にサービス調整・提供体制の整備に努めます。

また、障害者総合支援法の自立支援給付（介護サービスや日中活動系サービスなど）や地域生活支援事業等の提供にあたっては、「第6期彦根市障害福祉計画」を別途策定し、サービス基盤の整備等を推進します。

「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制の確立をめざします。

■取組内容

取組	内容	主な取組主体
湖東地域障害者自立支援協議会の運用とケアマネジメント	<p>地域の関係機関の連携強化を図るとともに、障害のある人の生活を支えるため、保健・医療・福祉関連のサービス資源に限らず、教育や就労、文化・スポーツに関する資源も視野に入れた包括的なケアマネジメントが実施できるよう、湖東地域障害者自立支援協議会を中心にその体制の確立を図ります。その際、障害区分ごとの専門性も確保しながら、年齢や障害の特性に配慮するとともに、地域や一般企業が提供できるインフォーマルサービスなども視野に入れたケアマネジメントをめざします。</p>	障害福祉課 他
サービス提供事業者、団体、企業との協力・連携	<p>さまざまなケースに積極的に対応できる事業者や専門性の高い事業所を育成するとともに、さまざまな障害の特性に対応できる知識・技術を共有するため、事業所間の情報交流など連携体制の構築に向けて支援します。</p> <p>発達支援システムの構築については、彦根市発達支援センターを中心に体制整備に努めます。</p> <p>また、各種障害者関係団体の活動との連携により、さまざまな制度の周知と普及を図ります。</p> <p>さらに NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センターや彦根公共職業安定所等との連携強化と障害者雇用のための企業への働きかけにより、障害者雇用を促進します。</p>	障害福祉課 発達支援センター 他
対象者の把握	<p>自分では意思表示や判断が困難な障害のある人も含め、自立支援給付対象外のサービスを含む、多様な支援が必要な障害のある人の把握に努めます。</p>	障害福祉課 他
専門的な支援機関の確保と育成	<p>重度障害や行動障害、精神障害、発達障害など障害のある人一人ひとりのニーズを把握し、そのニーズにきめ細かに対応し相談に応じながら、地域のあらゆる社会資源を活用した個別支援計画の作成から、それに基づくサービス提供のための調整までを行うことができる、地域に密着した専門的な支援機関の育成をめざします。</p>	障害福祉課 他
サービス基盤の確保	<p>訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービス、療育等に必要なサービス基盤の確保に努めます。</p>	障害福祉課 他
障害福祉サービスの質向上への取組	<p>湖東地域障害者自立支援協議会における活動を通じて、湖東福祉圏域の障害福祉サービス事業所のサービスの質を高め、維持することを推進します。</p> <p>また、滋賀県下で実施されている「健康福祉サービス自己評価」制度の活用を図り、利用者に正しいサービス情報を提供していきます。</p>	障害福祉課 他

<p>支援者の確保と育成</p>	<p>相談やサービス調整、介護、保健・医療、療育・保育の専門的人材の確保と育成に努めます。また、これらの職種毎の専門的研修と合わせ、分野を横断した研修を支援し技術の向上をめざします。</p> <p>保育所、幼稚園や認定こども園、小中学校における障害のある子どもの教育・指導については、発達障害のある子どもへの対応も含め、県の専門機関とも連携し、教職員を援助できる専門的人材による体制の確立をめざします。</p> <p>地域福祉の理念を啓発しながら、障害者福祉推進員（障害者相談員）、民生委員・児童委員をはじめ、身近な地域で障害のある人を支えるさまざまな支援者を育成します。</p>	<p>障害福祉課 発達支援センター 他</p>
<p>総合的支援体制の整備</p>	<p>各種事業・取組を有機的に実現するため、市はもとより湖東地域障害者自立支援協議会を中心にし、指定相談支援事業所、関係機関、サービス提供事業所、専門的人材等を結ぶ、総合的な支援ネットワーク体制を整備します。また、保健・医療や福祉、教育、就労支援機関等の連携強化を図ります。</p>	<p>障害福祉課 他</p>

(2) 障害のある人のニーズや地域資源の把握

今後も障害のある一人ひとりのニーズや障害種別の全体ニーズ等の把握に努める必要があります。また、障害のある人の日常生活や社会参加を支援する社会資源は福祉サービスや障害福祉施設等にとどまらないことから、行政や障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会、地域住民等との連携によって多様な地域資源の把握に努める必要があります。

このため、湖東地域障害者自立支援協議会や各種団体、障害福祉サービス事業所等との連携によって、障害のある人と家族のニーズの把握に努めるとともに、対応すべきニーズの速やかな施策化に努めます。また、障害のある人を支援する上で有効なサービス、企業活動、市民活動や施設等多様な地域資源の情報収集に努め、その有効活用を図ります。

■取組内容

取組	内容	主な取組主体
自立支援協議会による把握	湖東地域障害者自立支援協議会により、障害のある人と家族のニーズや自立支援等に資する地域資源の把握に努めます。	障害福祉課 他
障害者団体等との懇談会	各種障害者関係団体との懇談会を開催し、障害のある人と家族の生活におけるニーズの把握に努めます。	障害福祉課 他
市民参加による施策づくり	障害者関連施策全般について障害のある人をはじめ市民の声を聞く機会を設けます。また、施策の推進や計画策定、条例の制定などにあたっては、アンケートや意見公募手続（パブリックコメント）などの手法によって障害のある人をはじめ市民のニーズや意見の反映に努めます。	障害福祉課 他

第2部

第6期 彦根市障害福祉計画

第1章 ●はじめに●

第1節 計画の背景および趣旨

平成18年の「障害者自立支援法」の施行から5年を経て、平成23年8月には、障害者基本法が改正され、その趣旨として障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられました。

平成25年4月には、障害者自立支援法が障害者基本法の趣旨を踏まえ、「障害者総合支援法」（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律）として改正施行されました。また、平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。さらに、平成30年4月には、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、児童福祉法の一部改正が施行されました。

本市では、平成18年度から3カ年の第1期彦根市障害福祉計画を策定した後は、3年ごとに第2期から第5期計画を策定し、障害福祉施策の計画的な推進を図っています。また、新たな計画として、平成30年度から3カ年の第1期彦根市障害児福祉計画を策定しました。

このたび、令和2年度で第5期彦根市障害福祉計画および第1期彦根市障害児福祉計画の期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況やサービスの利用状況、障害のある人や子どもなどへの実態調査等の結果と、国や県の動向を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの3カ年の第6期彦根市障害福祉計画および第2期彦根市障害児福祉計画を策定するものです。

◇彦根市障害福祉計画策定の推移

第 1 期障害福祉計画 平成 18～20 年度	第 2 期障害福祉計画 平成 21～23 年度	第 3 期障害福祉計画 平成 24～26 年度
第 1 期障害福祉計画を策定（平成 23 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定）	第 2 期障害福祉計画を策定（第 1 期の実績を踏まえ、障害福祉サービスの見込量等を設定）	第 3 期障害福祉計画を策定（障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成 26 年度を目標として、障害福祉サービスの見込量等を設定）

第 4 期障害福祉計画 平成 27～29 年度	第 5 期障害福祉計画 平成 30～令和 2 年度	第 6 期障害福祉計画 令和 3～5 年度
第 4 期障害福祉計画を策定（障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成 29 年度を目標として、障害福祉サービスの見込量等を設定）	第 5 期障害福祉計画を策定（令和 2 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定）	第 6 期障害福祉計画を策定（令和 5 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定）

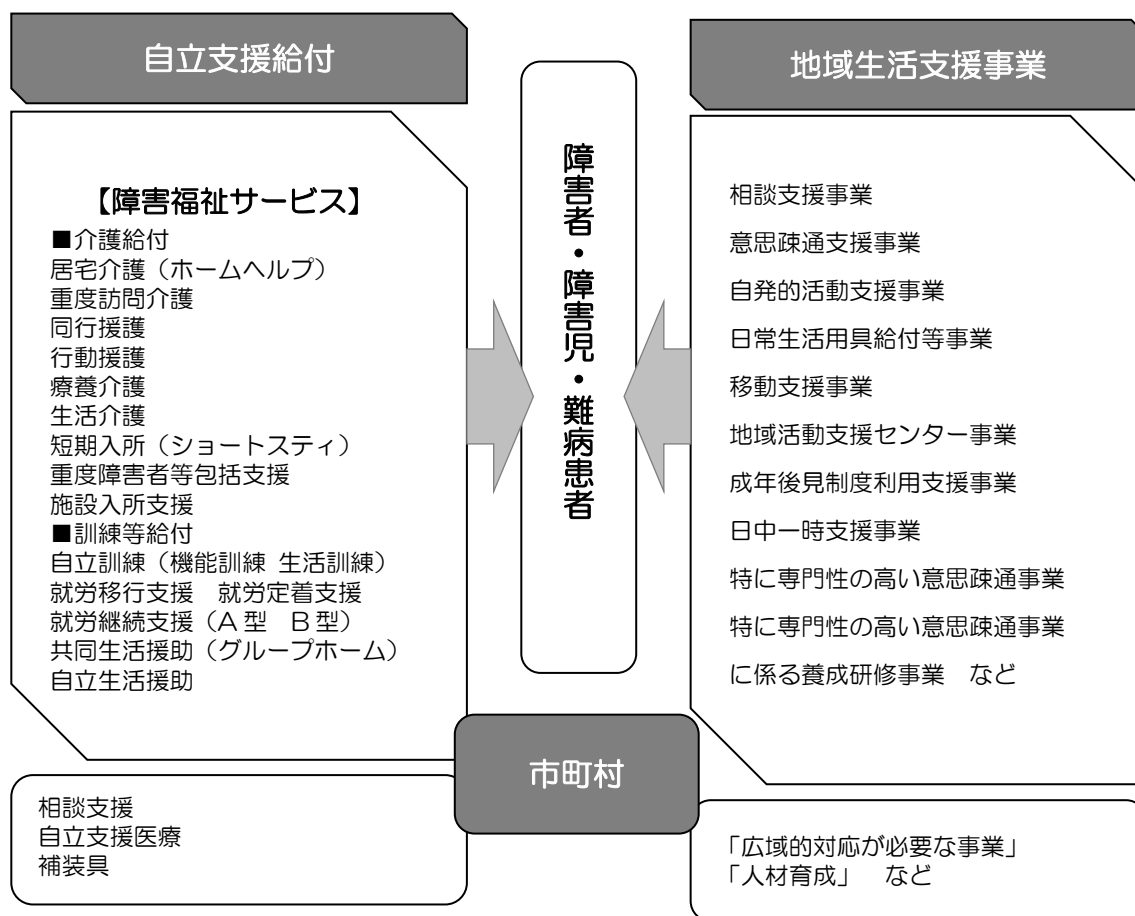
第 1 期障害児福祉計画 平成 30～令和 2 年度	第 2 期障害児福祉計画 令和 3～5 年度
第 1 期障害児福祉計画を策定（令和 2 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定）	第 2 期障害児福祉計画を策定（令和 5 年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標および障害福祉サービスの見込量等を設定）

第2節 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらずサービスが提供されることとなっています。

サービス体系は、全国一律に提供される「自立支援給付」と地域の実情に応じて市町村などが独自に実施する「地域生活支援事業」に大別され、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援」、「自立支援医療」、および「補装具」等の給付サービスです。

「障害者総合支援法」に基づくサービス体系



第3節 障害福祉計画の新たな視点

第6期彦根市障害福祉計画からの、計画内容に関わる主な視点は次のとおりです。

(1) 地域における生活の維持および継続の推進

地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実の進めるために運用状況を検証および検討することとなりました。

(2) 相談支援体制の充実・強化の推進

本市における相談体制について、市民目線からの検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言および人材育成等各種機能の更なる強化および充実に向けた取組を進めることが求められます。

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざすことが求められます。

(4) 福祉施設から一般就労および就労定着に向けた支援

福祉施設から一般就労への移行支援を進めるとともに、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援の利用促進を図るにあたって、就労定着支援事業の利用者数を成果目標に追加することとなりました。

(5) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置など連携支援体制を構築することが求められます。

(6) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進することが求められます。

(7) 発達障害者支援のより一層の充実

発達障害のある人が、その人らしい生活を送るために可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう、発達支援センターを拠点とし、発達支援のより一層の充実を図ることが求められます。

(8) 障害のある人の社会参加を支える取組の促進

障害のある人が文化芸術を享受し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮および社会参加を促進することが求められます。

＜障害者支援施策に関する法令等の推移＞

平成 22 年

- 「障害者自立支援法」改正
 - ・発達障害のある人が障害福祉サービスの給付対象
- 「児童福祉法」改正（平成 24 年 4 月施行）
 - ・サービス改編、創設

平成 23 年

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定（平成 24 年 10 月施行）
 - ・虐待発見の場合の通報義務化
 - ・市町村の安全確保のための方策立案義務化
- 「障害者基本法」の改正
 - ・障害のある人の定義として「発達障害」が明記され、その他心身の機能の障害のある人も対象と捉える

平成 24 年

- 「障害者自立支援法」を改正し「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の成立（平成 25 年 4 月施行）
 - ・障害のある人の定義に難病等を追加（平成 26 年 4 月施行）
 - ・重度訪問介護の対象者拡大
 - ・ケアホームのグループホームへの一元化
 - ・障害程度区分から障害支援区分へ変更
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」制定（平成 25 年 4 月施行）
 - ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進
 - ・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る

平成 28 年

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行
 - ・改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則の具体化
 - ・障害を理由とする差別の解消を推進することを目的
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正
 - ・障害のある人の雇用の一層の促進等

平成 30 年

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 28 年 6 月改正）（平成 30 年 4 月施行）
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年 6 月改正）（平成 30 年 4 月施行）

第 2 章

●サービスの利用状況●

第1節 自立支援給付の実績

平成29年度から令和2年度（見込み）の自立支援給付の利用状況は次のとおりです。

■自立支援給付サービスの利用実績（年間）

サービス名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	見込	74,855	67,451	70,267	73,380
			実績	64,817	69,623	72,778	75,006
	人	見込	330	341	365	391	
		実績	304	329	325	333	
その他サービス	短期入所 (福祉型)	人・日	見込	3,900	2,323	2,431	2,615
			実績	2,407	2,445	2,333	2,333
		人	見込	125	74	79	85
			実績	77	68	70	70
	短期入所 (医療型)	人・日	見込	1,005	589	524	622
			実績	421	361	254	254
		人	見込	15	18	16	19
			実績	14	13	11	11
	計画相談支援	人	見込	836	776	812	850
			実績	780	787	836	862
	地域移行支援	人	見込	5	1	1	2
			実績	1	1	3	3
地域定着支援	人	見込	1	1	1	1	
		実績	0	0	0	0	

サービス名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	療養介護	人	見込	20	22	23	25
			実績	20	21	22	23
	生活介護	人・日	見込	70,924	58,642	61,351	64,491
			実績	55,013	55,881	56,228	56,228
		人	見込	330	295	309	325
			実績	278	284	278	278
	自立訓練 (機能訓練)	人・日	見込	1,033	579	676	789
			実績	617	1,011	133	133
		人	見込	5	6	7	8
			実績	5	5	2	2
	自立訓練 (生活訓練)	人・日	見込	4,266	3,287	4,430	5,971
			実績	2,989	3,194	2,734	2,734
		人	見込	29	31	42	42
			実績	34	25	25	25
	宿泊型 自立訓練	人・日	見込	7,911	1,656	1,656	1,656
			実績	1,372	1,128	1,668	1,656
		人	見込	25	10	10	10
			実績	9	7	9	9
	就労移行支援	人・日	見込	10,080	5,914	7,108	8,544
			実績	5,483	6,504	6,510	7,490
人		見込	51	72	87	105	
		実績	61	56	63	69	
就労継続支援 (A型)	人・日	見込	3,196	5,147	6,851	9,071	
		実績	9,069	12,298	13,448	15,546	
	人	見込	13	56	74	98	
		実績	66	79	75	88	
就労継続支援 (B型)	人・日	見込	66,717	45,578	46,262	46,956	
		実績	44,327	45,000	48,196	49,368	
	人	見込	321	249	253	257	
		実績	259	271	277	287	

サービス名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
居住系サービス	施設入所支援	人	見込	85	87	89	91
			実績	90	89	89	89
	共同生活援助 (グループホーム)	人	見込	90	85	87	89
			実績	86	83	90	92

サービス名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
自立生活援助	人	見込		1	1	1	
		実績		0	7	9	

サービス名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
就労定着支援	人	見込		7	7	7	
		実績		4	9	9	

第2節 地域生活支援事業の実績

平成29年度から令和2年度（見込み）の地域生活支援事業の利用状況は次のとおりです。

事業名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
相談支援事業	障害者相談 支援事業	箇所数	見込	7	7	8	8
			実績	7	7	7	7
	基幹相談支援 センター	設置 の有無	見込	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
	住宅入居等 支援事業	実施 の有無	見込	無	無	無	検討
			実績	無	無	無	無
成年後見制度 利用支援事業		実利用 者数	見込	6	3	3	3
			実績	3	3	4	8
意思疎通支援事業	手話通訳者等派遣	延利用 者数	見込	482	415	444	475
			実績	427	502	565	565
	要約筆記者等派遣	延利用 者数	見込	9	44	49	53
			実績	27	24	41	41
	手話通訳者 設置事業	手話通 訳者設 置人数	見込	3	3	3	3
			実績	2	2	2	2

事業名		単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	延利用 件数	見込	9	23	24	24
			実績	6	5	7	6
	自立生活支援用具	延利用 件数	見込	38	24	42	33
			実績	32	24	21	16
	在宅療養等支援 用具	延利用 件数	見込	25	26	26	26
			実績	29	27	23	18
	情報・意思疎通支援 用具	延利用 件数	見込	38	23	22	22
			実績	26	41	38	20
	排泄管理支援用具	延利用 件数	見込	2,598	2,677	2,880	2,779
			実績	2,719	2,840	2,644	2,916
	居住生活動作補助 用具(住宅改修費)	延利用 件数	見込	7	9	10	11
			実績	4	6	2	6
	計	延利用 件数	見込	2,715	2,782	3,004	2,895
			実績	2,816	2,943	2,735	2,982
手話奉仕員養成研修事業	修了者 数	見込	20	24	25	25	
		実績	19	19	16	無	
移動支援事業	利用 実人数	見込	81	113	121	130	
		実績	128	138	141	141	
	延利用 時間数	見込	4,499	5,001	5,355	5,754	
		実績	5,546	5,229	5,401	5,401	
地域活動支援センター	箇所数	見込	3	3	3	3	
		実績	3	3	3	3	
	利用 実人数	見込	127	132	121	111	
		実績	81	118	99	99	
	機能強化事業	箇所数	見込	2	2	2	2
			実績	2	2	2	2
任意事業	日中一時 支援事業	利用 実人数	見込	234	241	245	249
			実績	228	227	219	219
	延利用 日数	見込	9,349	10,483	10,648	10,816	
		実績	6,403	6,469	7,206	10,706	
	訪問入浴 サービス事業	利用 実人数	見込	10	11	13	14
			実績	7	9	9	11
		延利用 日数	見込	661	750	856	975
			実績	699	672	767	787

第3節 障害児通所支援サービスの実績

平成29年度から令和2年度(見込み)の障害児通所支援サービスの利用状況は次のとおりです。

■通所系サービス(年間)

サービス名	単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
児童発達支援	実利用者数	見込	150	129	139	150
		実績	111	132	115	120
	利用日数	見込	6,372	3,859	4,483	4,838
		実績	3,455	4,832	4,757	5,266
医療型児童発達支援	実利用者数	見込	1	2	2	2
		実績	2	1	0	1
	利用日数	見込	48	115	110	113
		実績	126	67	0	67
放課後等デイサービス	実利用者数	見込	181	220	250	280
		実績	185	221	265	282
	利用日数	見込	20,532	24,860	28,250	31,640
		実績	22,436	27,461	31,983	34,721

■訪問系サービス

サービス名	単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
保育所等訪問支援	実利用者数	見込	6	4	4	4
		実績	5	2	0	2
	延利用日数	見込	80	4	4	4
		実績	30	14	0	14

■相談支援

サービス名	単位等		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (見込み)
計画相談支援	実利用者数	見込	34	10	10	10
		実績	10	6	4	3
障害児相談支援	実利用者数	見込	283	367	409	418
		実績	340	400	430	436

第 3 章

●数值目標●

第1節 第5期計画の数値目標 達成状況

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者数（令和2年度末まで）

平成29年度末の入所者数(A)	実績	90人
令和2年度末の入所者数(B)	目標値	82人
	実績(R1年度末)	89人
削減見込A-B	目標値	8人
	実績	1人

(2) 入所施設利用者の地域生活への移行者数（令和2年度末まで）

入所施設利用者の地域移行者数	目標値	3人
	実績(R1年度末)	1人

(3) 県外入所施設から県内入所施設への移行者（令和2年度末まで）

県内入所施設への移行者数	目標値	1人
	実績(R1年度末)	0人

2 精神障害者の地域生活の実現

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設定（令和2年度末まで）

協議の場の設置	目標値	設置
	実績(R1年度末)	設置

(2) ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数（令和2年度末まで）

福祉施設の新規利用者数	目標値	19人
	実績(R1年度末)	6人

3 地域全体で支える仕組みづくり（令和2年度末まで）

地域生活支援拠点等の数	目標値	1箇所
	実績(R1年度末)	0箇所

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行数（令和2年度末まで）

福祉施設から一般就労への移行数	目標値	10人
	実績(R1年度末)	9人

(2) 就労移行支援事業の利用者数（令和2年度末まで）

就労移行支援事業の利用者数	目標値	18人
	実績(R1年度末)	7人

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加（令和2年度末まで）

就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	目標値	50%
	実績(R1年度末)	16%

(4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率
（令和2年度末まで）

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	目標値	50%
	実績(R1年度末)	71.9%

第2節 第6期計画の成果指標・数値目標

(国の基本指針・滋賀県の考え方に基づく)

1 施設入所者の地域生活の実現

国が示した基本指針では、福祉施設から地域生活への移行促進の目標として、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

本市では、滋賀県の目標値に沿って第6期計画期間中の成果目標を次のように定めます。

(1) 施設入所者数

【目標値】 令和5年度末の施設入所者数	92人
------------------------	-----

(2) 施設入所者の地域生活への移行者数

【目標値】 地域生活移行者数（令和3年度～令和5年度）	1人
--------------------------------	----

(3) 県外入所施設から県内入所施設への移行者数

【目標値】 県内入所施設への移行者数（令和3年度～令和5年度）	1人
------------------------------------	----

2 精神障害者の地域生活の実現

国が示した基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標として、令和2年度末までに市町村または各圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

本市では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを運用するにあたって、成果目標を次のように定めます。

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催の有無

【目標値】 令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の開催の有無	有
--	---

(2) ひきこもりの精神障害のある人における福祉施設の新規利用者数 (本市独自)

【目標値】 令和5年度末の福祉施設の新規利用者数	6人
-----------------------------	----

3 地域全体で支える仕組みづくり

地域生活支援拠点等について、基幹相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害のある人や子どもの地域生活を支援する観点から、障害のある人や子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような仕組みを確保しつつ、その機能の充実のため、運用状況を検証および検討を行うことが求められます。

地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数

【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証および検討の回数	6回
------------------------------------	----

4 福祉施設から一般就労の実現

国が示した基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用し、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを基本としています。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

【目標値】 令和5年度の一般就労移行者数	15人
-------------------------	-----

(2) 上記(1)のうち、就労移行支援事業の利用者数

【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業の利用者数	13人
------------------------------	-----

(3) 上記(1)のうち、就労定着支援事業の利用者数

【目標値】 令和5年度の就労定着支援事業の利用者数	11人
------------------------------	-----

第4章

● サービス見込量と確保 のための方策 ●

第1節 障害福祉サービス等の見込みおよび見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

＜居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援＞

■サービスの内容

◎居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事など生活全般にわたる介護サービスと通院等の支援のサービスを提供します。

◎重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人や知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難がある人で、常時介護を要する人（18歳以上）が対象で、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯および掃除などの家事、外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスを提供します。

◎同行援護

視覚障害のある人に対する移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護など外出の際に必要な援助を行います。

◎行動援護

知的または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じる危険を回避するための支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。

◎重度障害者等包括支援

常時介護が必要でその程度が著しく高い人を対象として、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

■現状と課題

○利用時間と実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、訪問系サービスは69,623時間/年、329人から75,006時間/年、333人へと微増しており、今後も増加傾向が続くことが見込まれます。

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和2年10月現在、居宅介護は26事業所（うち市内20事業所）、重度訪問介護は24事業所（うち市内18事業所）、同行援護は16事業所（うち市内11事業所）、行動援護は5事業所（うち市内4事業所）となっています。また、第5期計画の始期である平成30年4月以降新たに増加した事業所数は、居宅介護が1事業所、重度訪問介護が1事業所となっています。

○支給決定の状況では、平成30年4月1日現在と令和2年度（見込み）を比較すると、居

宅介護は 336 人、5,304 時間/年から 361 人、5,909 時間/年、重度訪問介護は 54 人、5,528 時間/年から 52 人、5,591 時間/年、同行援護は、57 人、2,056 時間/年から 55 人、1,983 時間/年、行動援護は 75 人、2,549 時間/年から 79 人、2,871 時間/年と、居宅介護と行動援護は増加傾向にあります。重度訪問介護と同行援護が横ばい傾向にあります。

○特に長時間の支援が必要となる重度の全身性障害（四肢体幹機能障害の肢体不自由）のある人や、障害特性により支援が困難な精神障害や行動障害のある人に対するサービス事業所は充分にありません。

○同行援護については、移動支援事業との調整を図りながら、視覚障害のある人の外出介護等の充実を図る必要があります。

○さまざまな障害の特性に対応できるホームヘルパー等の人材の確保と育成について、引き続き対策を進める必要があります。

■ サービス量の見込み

平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）までのサービス利用者数をもとに算出した 1 年当たりの利用者数に加え、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域移行者や在宅の新規利用者の増加を含めて、サービス見込量を推計しました。

表 サービス見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実利用者数(年)	343 人	354 人	365 人
	利用時間数(月)	6,297 時間	6,438 時間	6,578 時間
	利用時間数(年)	75,565 時間	77,251 時間	78,939 時間

■ サービス見込量確保のための方策

- 湖東福祉圏域内の訪問介護等を行う介護保険事業所に対し、引き続き、障害福祉サービス事業への新規参入を促進します。また、障害福祉サービス事業所で、未実施のサービスがある場合は、未実施サービスの実施を引き続き、働きかけます。
- 指定居宅介護事業所等に対して専門的技術等習得のための情報提供を行い引き続き、行動障害、精神障害および重症心身障害に対応できる事業所数の確保に努めます。
- 同行援護サービス事業所を確保し、移動支援事業との調整を図りながら、視覚障害のある人の外出介護等の充実を図ります。
- 草刈りなど居宅介護等では対象外となるサービスに関して、引き続き、インフォーマルなサービスなどの代替手段の情報提供等に努めます。
- 65 歳以上の障害のある人に対しても、本人の心身の状況や介護保険サービスの利用状況等を勘案し、引き続き、訪問系サービスの必要性を判断していきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

■サービスの内容

常時介護を必要とする障害のある人を対象に、主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動または生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数では、平成 30 年度と令和 2 年度を比較すると、55,881 日/年、284 人から 56,228 日/年、278 人と、実利用人数は横ばいですが、利用日数は増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。
- 湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和 2 年 10 月現在、13 事業所（うち市内 9 事業所）となっています。
- 重症心身障害のある人等専用の生活介護事業所の「せいふう」は、平成 22 年度の事業開始以後、毎年利用者を増やして、医療的ケアの必要な利用者への支援も行っています。
- 平成 28 年 8 月には、訪問看護ステーションを併設する療養通所介護多機能型事業所ふみりいにおいて、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもの支援が強化されました。
- しかし、医療的ケアを要する障害のある人や行動障害のある人などで、特に濃厚な支援の必要な重度障害のある人への対応は、まだまだ課題があります。（コロナ対応）
- サービス調整が困難な時間帯や事業所の不足と合わせて、ヘルパーの高齢化が進んでいます。
- また、利用者の高齢化と家族介護者の高齢化への対応にも課題があります。
- 第 5 期計画期間において生活介護事業者は増加しておらず、利用ニーズに対応できる日中活動場所は充足していません。

■サービス量の見込み

平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）9 月までのサービス利用者数をもとに、今後の特別支援学校卒業生や施設・病院から地域移行する人の利用者数を見込んでサービス実利用者数を推計した結果、増加が見込まれます。

表 サービス見込量

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	実利用者数(年)	284 人	290 人	296 人
	利用日数(月)	4,787 人日	4,888 人日	4,989 人日
	利用日数(年)	57,442 人日	58,655 人日	59,869 人日

■サービス見込量確保のための方策

- ・重症心身障害者通園施設「せいふう」に対し、引き続き、湖東福祉圏域 1 市 4 町で共同あるいは共通ルールでの看護師の複数配置や特別支援員の配置等ができるよう、運営支援を行います。
- ・湖東福祉圏域における基盤整備を促進するため、引き続き事業所整備に対する支援を行います。
- ・重症心身障害や行動障害、精神障害などの障害特性に対応するための技術習得のための研修の実施や支援を行うとともに、常時介護を要する人のサービス利用に対応できる人材の確保等支援体制が整えられるよう支援します。
- ・障害特性や高齢化など一人ひとりに適したサービスのあり方について検討します。
- ・障害のある人が安心して利用できる日中活動の場所の確保に努めます。
- ・医療的ケアの必要な障害のある人や強度行動障害のある人のサービス利用が促進されるために、新たな施策の検討や国・県への制度要望等を行います。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

■サービスの内容

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数では、平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）を比較すると、機能訓練は 1,011 日/年、5 人から 133 日/年、2 人、生活訓練は 3,194 日/年、25 人から 2,734 日/年、25 人と減少しています。
- 市内に 2 箇所の生活訓練事業所があり、機能訓練サービスを提供する事業所は近隣に無く県内 1 箇所のみで、一定期間に身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を受けることを希望する人の多くは、市外のサービス事業所（施設）を利用しています。
- 利用者本人が望むサービスが受けられるよう、サービス事業所の状況等について、利用者へ情報提供しています。
- 地域移行のために必要なサービスとして、利用者に適切な情報提供と利用支援を行うとともに、基盤整備についても検討する必要があります。

■サービス量の見込み

令和 2 年 4 月から令和 5 年 9 月までのサービス利用者数の状況と今後の利用ニーズをほぼ横ばいと見込み、1 年当たりのサービス実利用者数を推計しました。また、1 人 1 月当たりの平均利用日数は令和 2 年度上半期実績から見込みました。そして、機能訓練は滋賀県立むれやま荘を、生活訓練は市内外の事業所を、宿泊型自立訓練は市外の事業所の利用を見込みました。

表 サービス見込量

上段:1月、下段:年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数(年)	2人	2人	2人
	利用日数(月)	15人日	15人日	15人日
	利用日数(年)	176人日	176人日	176人日
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数(年)	26人	27人	28人
	利用日数(月)	237人日	246人日	255人日
	利用日数(年)	2,843人日	2,953人日	3,062人日
宿泊型 自立訓練	実利用者数(年)	10人	10人	10人
	利用日数(月)	148人日	148人日	148人日
	利用日数(年)	1,771人日	1,771人日	1,771人日

■サービス見込量確保のための方策

- ・市内生活訓練事業所の利用が促進されるよう支援します。
- ・機能訓練や宿泊型自立訓練については、県内と近隣市町のサービス事業所の情報収集に努め、引き続き個々の利用者ニーズにあったサービス提供事業所の紹介をします。

③就労移行支援

■サービスの内容

就労を希望する障害のある人を対象に、一定期間（原則2年間）、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、6,504日/年、56人から7,490日/年、69人と、増加しています。
- 湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和2年10月現在、6事業所（うち市内5事業所）となっています。また、第5期計画の始期である平成30年4月以降新規の事業所はありません。
- 潜在的に訓練していく必要がありますが、適切なサービスにつながない状況があります。
- どこに相談するか利用者が困ったときなど、圏域レベルでの相談体制の見直しが必要です。
- 就労のため体力や知識などが必要な特別支援学校卒業生や、職場の不応などの理由で離職した人、福祉施設を退所し就労を希望する人の個々に応じたニーズに対応した訓練機会の確保が必要です。

○利用者の一般就労を目指す就労移行支援事業では、障害に配慮した就労場所の確保が困難、福祉的就労から一般就労に向けた企業啓発が不十分、障害のある人の雇用促進のための関係機関（労働・教育・福祉等）との連携が不十分な現状があります。

○スムーズな地域移行のシステムの検討が必要です。

■サービス量の見込み

平成30年度と令和2年度（見込み）までのサービス利用者数をもとに、今後の特別支援学校卒業生や施設・病院からの地域移行者の利用者数を加え、サービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量

上段:1月、下段:年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	実利用者数(年)	74人日	78人日	83人日
	利用日数(月)	667人日	703人日	748人日
	利用日数(年)	7,998人日	8,430人日	8,971人日

■サービス見込量確保のための方策

- ・事業所において一人ひとりの障害特性（視覚障害含む）やニーズに合わせた効果的な支援が提供できるように、技術習得などの課題について、圏域市町社会福祉協議会（SW等）や湖東地域障害者自立支援協議会等で支援体制の見直しを行い、その解決策について検討します。
- ・引き続き、働き・暮らしコト支援センター（湖東地域障害者就業・生活支援センター）への支援により、指定相談支援事業所、特別支援学校、商工会議所と連携を強化し、サービス事業所が能力開発から職場定着まで、一般就労希望者への一貫した就労支援を図れるようにします。
- ・サービス利用期間中に就労の実体験ができるよう市の公務を活用した職業リハビリテーション機会の提供を実施するとともに、企業等での実習の場の開拓をさらに促進します。

④就労継続支援（A型・B型）

■サービスの内容

一般企業等での就労が困難な障害のある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型（雇成型）と、雇用契約を結ばず訓練等を受けるB型（非雇成型）があります。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、A型は12,298日/年、79人から15,546日/年、88人と増加し、B型は45,000日/年、271人から49,368日/年、287人と増加しています。
- 湖東福祉圏域における令和2年10月現在のA型事業所数は、4事業所（うち市内3事業所）で、B型事業所数は、21事業所（うち市内12事業所）となっています。また、平成30年4月以降新たに増加した事業所数は、B型の1事業所です。
- 今後毎年、特別支援学校卒業生の利用が見込まれ、A型・B型のサービス利用者数は増加していくと思われます。
- 就労継続支援の利用においては、利用前の適切な就労アセスメントの実施と、利用における工賃等の水準の向上が求められています。

■サービス量の見込み

平成30年度から令和2年度（見込み）までのサービス実利用者数をもとに、今後の特別支援学校卒業生や施設・病院からの地域移行者の利用者数を加え、サービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量

上段:1月、下段:年間

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	実利用者数(年)	99人	111人	125人
	利用日数(月)	1,459人日	1,636人日	1,843人日
	利用日数(年)	17,511人日	19,634人日	22,110人日
就労継続支援 (B型)	実利用者数(年)	300人	314人	329人
	利用日数(月)	4,300人日	4,501人日	4,716人日
	利用日数(年)	51,603人日	54,011人日	56,591人日

■サービス見込量確保のための方策

- B型事業者とともに事業の収益性向上等について検討を進める中で、B型（非雇用型）からA型（雇用型）への移行を図るなど引き続き、求人窓口である彦根公共職業安定所などに働きかけ、湖東福祉圏域におけるA型事業所の利用を促進します。
- B型事業所での業務量の確保や拡充、工賃の増額を図るため、NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター、商工会議所および一般企業等との連携強化を、働き・暮らしコト支援センターや湖東地域障害者自立支援協議会とともに引き続き行います。
- 障害者優先調達推進法に基づき、引き続き市の業務委託、物品購入等について、サービス事業所への発注を推進します。

⑤療養介護

■サービスの内容

医療や常時介護を要する人を対象に、医療機関（病院等）で行われる機能訓練、療養上の管理、看護ならびに医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

■現状と課題

- 令和2年10月現在、本市における療養介護サービス利用者は23人です。
- 圏域内に事業所は現在ありませんが、県内では、びわこ学園医療福祉センター草津および野洲と独立行政法人 国立病院機構 紫香楽病院が、療養介護事業を実施しています。
- 県内外のサービス基盤がごく限られているため、療養介護利用希望待機者（入所希望待機者）が多くいる他、今後の特別支援学校卒業生の中にも医療的ケアを要する人がいて、地域の中で、医療機関や訪問看護ステーション等による医療的ケアや障害福祉サービスの介護サービス等と連携し、その在宅生活を支援していくことが必要です。

■サービス量の見込み

平成30年4月から令和2年9月（見込み）までの新規利用者を基に、サービス見込量を推計しました。

表 サービス見込量（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	実利用者数	24人	25人	26人

■サービス見込量確保のための方策

- ・県内および近隣府県のサービス事業所の情報収集に努め、引き続き個々の利用者ニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
- ・湖東・湖北福祉圏域での事業所設置に関する働きかけを、引き続き国や県、法人等へ要望していきます。
- ・療養介護利用待機期間中（施設入所待機期間中）の在宅生活については、医療・保健・福祉のサービスとの連携等で支援をしていきます。
- ・療養介護利用者で、地域生活への移行が可能な人については、移行を働きかけていきます。

◎短期入所

■サービスの内容

介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期の入所が必要な人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数（福祉型）では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、2,445日/年、68人から2,333日/年70人と、人数はやや増加傾向を示しています。
- 湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は令和2年10月現在、4事業所（うち市内4事業所）となっており、平成30年4月以降、事業所数の増減はありません。
- 医療的ケアを要する人や強度行動障害のある人、精神障害のある人からの利用ニーズに対する圏域内のサービス提供体制が十分に整っていないため、市外の事業所で短期入所を利用する人もいます。
- 強度行動障害のある人に対応できる事業所が少なく、新たに受け入れる事業所がほとんどない状況です。
- 特に重度の行動障害があるため、日常生活の場や施設入所支援でのサービスの確保が困難な人、介護者の高齢化等で在宅生活が困難になりつつある人が、長期的また定期的に短期入所サービスを利用する事例もあり、これら重度の障害のある人等に対する更なるサービス基盤の整備（ベッド数の増、職員体制の確保など）が引き続き必要です。
- 重症心身障害や行動障害のある人が圏域内で短期入所の利用ができるように、今後は、利用実態を踏まえ制度の改廃等の検討も必要です。

■ サービス量の見込み

平成 30 年 4 月から令和 2 年 9 月までのサービス利用者数と利用ニーズ等からサービス見込量を推計しました。

表 サービス見込量

上段:1 月、下段:年間

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所 (福祉型)	実利用者数(年)	72 人	74 人	76 人
	利用日数(月)	200 人日	206 人日	211 人日
	利用日数(年)	2,400 人日	2,466 人日	2,533 人日
短期入所 (医療型)	実利用者数(年)	11 人	11 人	11 人
	利用日数(月)	24 人日	24 人日	24 人日
	利用日数(年)	286 人日	286 人日	286 人日

■ サービス見込量確保のための方策

- ・精神障害、重度の全身性障害、重症心身障害等、さまざまな障害種別に対応できる事業所の確保を図るために、湖東地域自立支援協議会等と連携して、専門的技術等習得のための研修等を行います。
- ・湖東福祉圏域における障害のある人のニーズを考慮しながら基盤整備を促進することとし、事業所整備に対する支援および運営支援を継続して行います。
- ・グループホーム等の居住系サービス事業所等において、短期入所サービスの事業実施等を働きかけます。
- ・医療的ケアの必要な人や重症心身障害・強度行動障害のある人も、湖東福祉圏域内でサービスが利用できるよう新たな制度の制定や、既存制度の改廃を検討していきます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

■サービスの内容

主に夜間や休日に共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の支援および介護を行うサービスを提供します。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、83人から92人と、増加の結果でした。
- 湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和2年10月現在、24事業所（うち市内10事業所）となっています。また、平成30年4月以降新たに増加した事業所数は、3事業所となっています。
- 就労先等の関係から市外のグループホームを利用する人もいます。
- 家族等介護者の高齢化への対応や、施設・病院からの地域移行のためにも、グループホームの確保は、今後さらに必要となります。
- 重症心身障害や行動障害など重度の障害のある利用者や利用者本人の高齢化への適切な支援も必要となっています。

■サービス量の見込み

平成30年4月から令和2年9月（見込み）の利用者数の伸びと地域生活移行者数を勘案し、サービス実利用者数と利用日数を推計しました。

表 サービス見込量（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	実利用者数	96人	101人	106人

■サービス見込量確保のための方策

- ・共同生活援助（グループホーム）の基盤整備を促進するため引き続き、事業所整備に対する支援を行うとともに、運営面にも配慮します。
- ・障害のある人が、障害の特性や高齢化に関わらず、住みなれた場所に住み続けたいというニーズへも対応できるように引き続き、障害のある人の希望を尊重して、一人ひとりに適したサービスのあり方について検討します。
- ・施設・病院からの地域移行を進めるため引き続き、グループホーム等の体験宿泊等の利用を促進します。

②施設入所支援

■サービスの内容

施設入所者に対して居住の場と夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

■現状と課題

- 年間利用日数と年間実利用人数では、平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）を比較すると、89 人から 89 人と、利用人数は横ばいで推移しています。
- 湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、平成 30 年 4 月現在と令和 2 年 10 月現在で、3 事業所のままで増減はありません。
- 令和 2 年 10 月現在、本市の長期施設入所者は 3 事業所にて 46 人となっています。（訓練等給付の施設入所者を除く。）
- 施設入所の待機者がある他、今後の特別支援学校等の卒業生や児童福祉施設の退所者の中には、在宅での生活が困難な重度の障害のある人もいますが、入所施設（定員）は増える方向に無いため、すぐには入所できない状況になっています。
- 入所施設から地域移行、地域から施設へ円滑に循環するシステムづくりが引き続き必要です。
- 施設入所者の高齢化への対応に課題があります。

■サービス量の見込み

令和 2 年 9 月末の利用者数をもとに、サービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量（年間）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	実利用者数	90 人	91 人	92 人

■サービス見込量確保のための方策

- ・施設入所待機期間中の在宅支援サービスの充実に努めます。
- ・地域のグループホームなどを利用しながら、施設入所者が地域生活を体験できる機会を提供し、円滑な地域移行を支援します。
- ・施設入所希望者へ、市外のサービス事業所も含めて情報収集に努め、利用者一人ひとりのニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
- ・施設入所者の高齢化等に対するサービスのあり方について検討します。

(4) 相談支援

■ サービスの内容

障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行う（基本相談支援）とともに、障害福祉サービス等の利用に関してサービス利用計画を作成し（サービス利用支援・計画相談支援）、また施設・病院から地域移行のための相談や支援（地域移行支援）、地域移行後の相談や支援（地域定着支援）を行います。

■ 現状と課題

- 計画相談支援の実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、787人から862人へ増加しています。
- 湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和2年10月現在、12事業所（うち市内10事業所）となっています。
- 利用者によりよいサービス等利用計画の作成のために、指定特定相談支援事業所と相談支援専門員の更なる専門性の向上を図る必要があります。
- 障害福祉サービス提供事業所の情報や法定サービス以外の情報についても的確に把握し、提供していくことが必要です。
- 様々な国籍の外国籍の障害のある人が増えていることから、多言語への対応も必要です。
- 障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たっての課題があります。
- 障害者手帳所持者や障害福祉サービスの利用者の人数は年々増加しており、サービス事業所や相談支援専門員は、まだまだ不足しています。

■ サービス量の見込み

介護保険利用者を除くすべての障害福祉サービス利用者および地域相談支援（地域移行支援および地域定着支援）の利用者が計画相談支援の対象者となるように実利用者数を見込んでいます。

地域移行支援については、入所施設や精神科病院から地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。地域定着支援については、単身の障害のある人の数や地域生活への移行者数を勘案して見込んでいます。

表 サービス見込量（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	891人	921人	952人
地域移行支援	4人	5人	7人
地域定着支援	1人	1人	1人

■サービス見込量確保のための方策

- ・さまざまな障害に対応できる指定特定相談支援事業所および相談支援専門員の確保に努めます。
- ・居宅介護事業所や介護保険サービス事業所等に対して引き続き、指定相談支援事業所の実施を要請します。
- ・相談支援において多言語に対応できる体制を検討します。
- ・障害福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行のため、相談支援専門員と介護支援専門員の連携を強化し、課題解決の検討を行います。

(5) 自立生活援助

■サービスの内容

障害のある人が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められていますが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害のある人のなかには、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない人がいます。

このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うものです。

■サービス量の見込み

国が示すサービス見込みの参考例を基に、本市において入所施設から地域移行する人数を9人程度とほぼ横ばいと見込んでいます。

表 サービス見込量（年間）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	9人	9人	9人

■サービス見込量確保のための方策

- ・障害者支援施設など入居施設等との連携により、一人暮らし希望者などの対象者の把握を行います。
- ・障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人に対して、適切な支援が行えるようサービス事業所の確保に努めます。

(6) 就労定着支援

■ サービスの内容

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害のある人が増加している中で、今後、在職の障害のある人の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられます。このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。

■ サービス量の見込み

国が示すサービス見込みの参考例を基に、本市における平成 30 年度から令和 2 年度（見込み）の福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から、一般就労した人数の実績により推計しました。

表 サービス見込量（年間）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	9 人	9 人	9 人

■ サービス見込量確保のための方策

- ・一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人について、就労もしくは就労移行先等との連携により、就労定着支援が必要な人の把握を行います。
- ・引き続き、障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会等と連携し、適切な支援が行えるようサービス事業所の確保に努めます。
- ・一般就労への意向や工賃・賃金向上への取組を一層促進させます。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害のある人が安心して働き続けられる環境整備を進めます。
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携を更に推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について支援します。

(7) サービス見込量総括表

■訪問系サービス

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・ 行動援護・重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	329	325	333	343	354	365
	利用時間数(時間)	69,623	72,778	75,006	75,565	77,251	78,939

■日中活動系サービス(年間)

上段:実利用者数(人) 下段:利用日数(年)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	284	278	278	284	290	296
	55,881	56,228	56,228	57,442	58,655	59,869
自立訓練(機能訓練)	5	2	2	2	2	2
	1,011	133	133	176	176	176
自立訓練(生活訓練)	25	25	25	26	27	28
	3,194	2,734	2,734	2,843	2,953	3,062
宿泊型自立訓練	7	9	9	10	10	10
	1,128	1,668	1,656	1,771	1,771	1,771
就労移行支援	56	63	69	74	78	83
	6,504	6,510	7,490	7,998	8,430	8,971
就労継続支援(A型)	79	75	88	99	111	125
	12,298	13,448	15,546	17,511	19,634	22,110
就労継続支援(B型)	271	277	287	300	314	329
	45,000	48,196	49,368	51,603	54,011	56,591
療養介護	21	22	23	24	25	26
短期入所(福祉型)	68	70	70	72	74	76
	2,445	2,333	2,333	2,400	2,466	2,533
短期入所(医療型)	13	11	11	11	11	11
	361	254	254	286	286	286

■居住系サービス(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	83	90	92	96	101	106
施設入所支援	89	89	89	90	91	92

■相談支援(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	787	836	862	891	921	952
地域移行支援	1	3	3	4	5	7
地域定着支援	0	0	0	1	1	1

■自立生活援助(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	0	7	9	9	9	9

■就労定着支援(年間) 実利用者数(人)

給付サービス項目	実績			見込み量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	4	9	9	9	9	9

第2節 地域生活支援事業の見込みおよび見込量確保のための方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容

障害のある人や子どもが日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■現状と課題

- 12月の障害者週間の時期に「広報ひこね」へ障害に関する記事掲載を行うなどして、障害のある人や一般市民、企業等に対して障害に関する理解や啓発を呼びかけています。
- 障害理解を深めるための定期的な講演会を湖東福祉圏域1市4町共同で実施しています。
- 講演会の参加者が固定化されつつあるため、障害のある人を取り巻く社会情勢や新たなサービス・制度等の情報や内容について伝えていくことなども盛り込んでいく必要があります。
- その他、障害のある人自身や関係機関の取組もあり、障害や障害のある人についての理解は徐々に広がっているものの、近年増加する精神障害や発達障害などまだまだ十分とは言えない領域もあり、引き続き、様々な機会を捉えての障害に関する正しい理解促進や新しい情報などわかりやすい啓発に取り組む必要があります。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■サービス見込量確保のための方策

これまで、障害者週間時期の「広報ひこね」への障害関連記事の掲載と障害理解を深めるための講習会や企業訪問など、様々な機会を捉えて障害に関する理解を呼びかけるなど、一層の障害理解促進のための啓発活動等に取り組んでいますが、市民アンケート結果からみると、一般市民の障害に対する知識や理解はまだまだ浸透していません。また、障害福祉ボランティアへの参加や障害のある人に関する制度や市の取組についてもほとんどの市民は知らないと答えています。ひこね障害者まちづくりプランのめざす目標の達成には一般市民の関心と

理解が不可欠であることは言うまでもありません。今後、より一層、障害理解促進のための啓発活動をさらに進めます。

(2) 自発的活動支援事業

■サービスの内容

障害のある人や子ども等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行います。

■現状と課題

- 地域生活支援事業の必須事業として、これまでも障害のある人やその家族の団体等が自発的に行ってきた取組に対して、その活動費の補助を実施してきました。
- 今後もその活動内容がより充実したものとなるよう、さらに活動の支援を行っていく必要があります。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

■サービス見込量確保のための方策

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的な取組を行い、その活動内容がより充実したものとなるよう、補助金等により支援をします。

(3) 相談支援事業

■サービスの内容

障害のある人のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、賃貸住居への入居の支援を行います。事業の体系は次のとおりです。

◎相談支援事業

障害者相談支援事業…障害のある人からの相談に応じます。

基幹相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人に対する相談等の業務を総合的にを行います。

◎基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的として実施します。

◎住宅入居等支援事業

賃貸契約に支援が必要な障害のある人について、入居や居住の支援を行います。

■現状と課題

○障害のある人の相談内容は広範多岐にわたり、また件数も増加しており、障害のある本人やその家族の身近なところで、高度な専門性をもった窓口の設置と関係機関との連携を適切に行うことが必要であり、このため、本事業は、湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として実施しています。

○社会福祉法人とよさと「ステップアップ21」、医療法人逢山会「まな」、社会福祉法人青い鳥会「彦根学園」、社会福祉法人ひかり福祉会「相談支援センターあおい」、社会福祉法人かすみ会「かいぜ寮」、特定非営利活動法人 NPO ぼぼハウス「ぼぼ相談室」、社会福祉法人あすなろ福祉会「相談支援センターあすなろ」等、委託先を拡充して、計画相談支援への対応と相談支援体制の充実を図っています。

○障害のある人や子どもは年々増加しており、それに比例して相談件数も増加しています。このため、今後もさらに、相談支援体制の拡充を図る必要があります。

○また、発達障害や高次脳機能障害に関する相談も増加しており、利用者に身近な場所での相談ができるよう、湖東地域障害者自立支援協議会との連携を強化するとともに、引き続き関係機関のネットワークづくりにも取り組んでいます。

○基幹相談支援センターを「ステップアップ21」へ委託設置しており、この基幹相談支援センターを核として、湖東福祉圏域の障害のある人やその家族に対する相談支援体制の更なる充実を図っていきます。

■ サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施箇所数を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
相談支援事業所数	箇所数	7	8	8
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	検討	検討	検討

※湖東福祉圏域内箇所数

■ サービス見込量確保のための方策

◆ 相談支援事業

- 相談支援体制について、当事者目線でわかりやすいものとするため、相談支援体制システムの見直しなどの改革に努めていきます。（自立）
- 指定特定相談支援事業所でもある社会福祉法人とよさと「ステップアップ 21」、医療法人 遙山会「まな」、社会福祉法人青い鳥会「彦根学園」、社会福祉法人ひかり福祉会「相談支援センターあおい」、社会福祉法人かすみ会「かいぜ寮」、特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス「ぽぽ相談室」、社会福祉法人あすなろ福祉会「あすなろ」の7箇所へ、引き続き委託実施するとともに、さらに事業所数の増加を図るなど相談支援体制の充実に努めます。
- 発達障害や高次脳機能障害等について、県の専門的な相談支援機関と相談窓口との連携を深め、より適切な相談支援が行えるよう努めるとともに、湖東福祉圏域 1 市 4 町において発達障害のある人のサービス利用等についての相談支援の更なる充実に努めます。
- 相談支援事業の利用が増えるよう、制度等の周知や啓発に努めます。
- 訪問など、障害特性に応じた柔軟な方法での相談に努めます。

◆ 基幹相談支援センター等機能強化事業

- 専門職員の配置および関係機関や指定相談支援事業所との連携による、困難ケースへの対応を含む専門的な相談事業を引き続き実施します。
- 湖東地域障害者自立支援協議会において、相談事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや協議会の更なる活性化を進めます。
- 地域の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
- 湖東福祉圏域の障害のある人やその家族への相談支援体制の更なる充実に努めます。

◆住宅入居等支援事業

- ・障害のある人のニーズを踏まえながら、賃貸契約に関する支援、サービス実施事業者の確保等について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

障害福祉サービスの利用の観点等から、成年後見制度を利用することが必要であると認められる障害のある人のうち、家庭裁判所により、成年後見人等が選任された人で補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

■現状と課題

- 地域生活支援事業の必須事業として、本市においては、平成 18 年度から実施しています。
- 平成 27 年 10 月から、権利擁護サポートセンターを委託設置し、事業を推進していく体制を整備しています。
- 令和 2 年度において、彦根市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、広報・啓発の推進、権利擁護支援の体制整備、後見人等への支援の充実等の基本方針を定めています。
- 平成 30 年度は 3 件、令和元年度は障害のある人 1 件の市長申立がありました。

■サービス量の見込み

これまでの実績から、下記の実利用者数を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	5	5	5

■サービス見込量確保のための方策

- ・令和 2 年度策定の彦根市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広報・啓発の推進、権利擁護支援の体制整備、後見人等への支援の充実等の取組を進めます。
- ・さらに、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知を図るとともに、低所得等の理由により、成年後見制度の市長申立に係る経費等費用負担が困難な障害のある人について引き続き費用負担を行っていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ サービスの内容

障害のある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人等の権利擁護を図ります。

■ 現状と課題

○これまで、成年後見制度や虐待防止を含む権利擁護に対応するための『権利擁護サポートセンター』を市社会福祉協議会に委託実施していますが、今後は彦根市成年後見制度利用促進基本計画に基づきながら、障害のある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保が必要です。

■ サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の事業実施を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

■ サービス見込量確保のための方策

- ・成年後見制度や虐待防止を含む権利擁護に対応でき、障害のある人等に対する後見等の業務を適切に行うことができる法人の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの内容

聴覚、音声言語、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳や要約筆記などの方法により、障害のある人等とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行います。

■現状と課題

- 手話通訳者等派遣の延べ利用人数では、平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）を比較すると、502 人から 565 人と増加傾向で推移しています。
- 要約筆記者等の派遣の延べ利用人数では、平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）を比較すると、24 人から 41 人と増加傾向で推移しています。
- 手話通訳者等の派遣については、市独自の登録制度も設けています。
- 市の専任通訳者（令和 2 年 10 月現在 2 人）や市登録通訳者等による派遣の他、滋賀県聴覚障害者福祉協会への手話通訳等派遣業務委託もしています。
- 今後も派遣ニーズは増加することが見込まれ、これらに対応できるよう通訳者等の確保とスキルアップが必要となっています。
- 視覚障害のある人に対する代読・代筆等の支援は、現在、居宅介護や同行援護等のサービスで提供されていますが、代読・代筆等のコミュニケーション支援について「単体のサービス」としての実施方法を引き続き検討していく必要があります。

■サービス量の見込み

令和元年度は、手話通訳者等派遣は見込み量を上回りましたが、要約筆記者等派遣は見込み量を下回りました。本計画の見込み量では、今後の事業実施方針から、下記の延べサービス利用者数および市障害福祉課の手話通訳者設置人数を推計しました。

表 サービス見込み量（年間）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者等派遣	延利用者数	565 人	636 人	716 人
要約筆記者等派遣	延利用者数	41 人	46 人	51 人

※第 5 期計画期間平成 29 年度～令和 2 年度（見込み）のサービス利用実績を基に、見込んでいます。

表 サービス見込量（年間）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者設置事業	設置人数	3 人	3 人	3 人

■ サービス見込量確保のための方策

- ・市（障害福祉課）において専任の手話通訳士、手話通訳者を配置するとともに、市独自の手話通訳者・要約筆記者の登録制度の充実を図ります。また、滋賀県聴覚障害者福祉協会への派遣業務委託を引き続き実施します。
- ・手話通訳・要約筆記の登録者の増員を図ります。
- ・通訳者等のスキルアップのため研修会等を実施します。
- ・代読、代筆等の視覚障害のある人に対するコミュニケーション支援の実施方法を引き続き検討します。
- ・障害特性に応じた、コミュニケーション支援の在り方の研究を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

■ サービスの内容

障害のある人に、自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

■ 現状と課題

- 利用件数では、平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）を比較すると、2,943 件/年から 2,982 件/年へと増加しています。
- これまで、利用者のニーズに合わせて、入浴補助用具や電気式たん吸引器の耐用年数や、聴覚障害者用屋内信号装置や点字ディスプレイの給付要件（世帯要件）の見直し、人工内耳外部装置や電気式たん吸引器（バッテリー内蔵型）、排痰補助装置、紙おむつⅡの新規用具の追加、視覚障害者用ポータブルレコーダーの基準額改定を行ってきました。
- 利用者負担については、排泄管理支援用具の軽減策に加えて、市民税非課税世帯者について無料としています。（平成 22 年度以降）
- 新たな技術開発や給付品目の追加、給付対象者の見直し希望等もあり、今後も制度改正等を検討していくことが必要です。

■サービス量の見込み

これまでの実績から、下記の給付等の件数を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	延利用 件数	6	6	6
自立生活支援用具	延利用 件数	16	16	16
在宅療養等支援用具	延利用 件数	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	延利用 件数	22	24	26
排泄管理支援用具	延利用 件数	3,048	3,185	3,329
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用 件数	6	6	6

■サービス見込量確保のための方策

- ・障害の状況や程度の変化等、障害のある人のニーズに応じ、適切できめ細かな給付に努めます。
- ・日常生活用具の新たな技術開発・動向等について情報収集に努め、必要により追加品目の導入や給付要件の見直しなどを適宜検討します。
- ・利用者に合った用具選定のために湖東地域リハビリ推進センター等の療法士や用具納入事業者等と連携しながら円滑な事業実施に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの内容

聴覚障害のある人の理解と認識を深め、聴覚障害のある人の理解者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術の習得をめざす人）の養成研修を行います。

■現状と課題

○これまでも、聴覚障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援と、交流活動をするため、手話での日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講座を毎年実施してきました。

○今後もその活動内容がより充実したものとなるよう、さらに、活動の支援を行っていく必要があります。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の給付等の件数を見込みました。

表 サービス見込量（年間）

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	18人	18人	18人

■サービス見込量確保のための方策

地域で手話による日常会話を必要とする聴覚障害のある人に対する理解と認識を深めるための手話奉仕員養成研修事業の開催について、関係機関との連携の下、広報誌やホームページ等のさまざまな媒体を活用し、さらに受講者の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

■サービスの内容

社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■現状と課題

- 利用実績と実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、5,229時間/年、138人から5,401時間/年、141人へと増加しています。
- 委託事業所では、平成30年4月現在と令和2年10月現在を比較すると、14事業所（うち市内12事業所）から15事業所（うち市内13事業所）と事業所数は増加しています。
- 事業実施の形態については、個別支援とグループ支援、視覚障害者（児）外出介護（視覚障害者ガイドヘルプ）と身体障害・知的障害・精神障害者（児）外出介護に分けて実施しています。
- 身体障害・知的障害・精神障害者（児）外出介護においては、1回当りの利用時間制限がありました。利用制限を撤廃（平成26年度以降）しました。また、発達障害のある人や子どもに対しても対象者を拡大しました。
- 本市の制度上、視覚障害のある人（ガイドヘルプ）などを除いて、65歳以上の障害のある人は移動支援を利用できません。しかし、他のサービス等で代替のない利用目的については、65歳以上であってもサービス利用を可能とできるように制度を見直す必要があります。
- 今後においても、利用しやすい移動支援の充実とともに、利用者の障害の特性に対応した事業の実施が必要です。

■サービス量の見込み

これまでの実績、同行援護への移行状況を勘案して、下記のサービス実利用者数と延べ利用時間数を推計しました。

表 サービス見込量（年間）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	利用実人数	144人	147人	150人
	延利用時間	5,668時間	5,786時間	5,904時間

■サービス見込量確保のための方策

- ・事業所における移動介護技術の向上を促し、さまざまな障害特性に対応したサービス提供を促進します。
- ・65歳以上の高齢者や難病患者なども、サービスを利用できるよう制度の見直しを行っていきます。
- ・サービス提供事業所を確保していくため、移動支援事業に参入していない指定障害福祉サービス事業所に対して実施を働きかけていきます。
- ・同行援護、重度訪問介護、行動援護など自立支援給付における外出介護との調整を図りながら、効果的な事業実施に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

■サービスの内容

障害のある人に創作的活動や生産活動の機会を提供するなどの、社会との交流の促進等を図ります。事業の体系は次のとおりです。

●基礎的事業

地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。

●機能強化事業

基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。

・地域活動支援センターⅠ型事業

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及および啓発等の事業を実施します*。

※相談支援事業を併せて実施していること、または委託を受けていることを要件とします。

・地域活動支援センターⅡ型事業

地域において雇用・就労が困難な、在宅で生活する障害のある人（障害支援（程度）区分2以下・ただし50歳以上は区分1以下）等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

・地域活動支援センターⅢ型事業

運営年数が概ね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障害者団体等が実施する通所による事業（小規模作業所）。

■現状と課題

○実利用人数では、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、118人から99人と減少しています。

◆地域活動支援センターⅠ型事業

○湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、「ステップアップ21」と「まな」の2事業所で委託実施しています。

○特に、精神障害のある人の退院促進や地域生活の移行に有効です。

◆地域活動支援センターⅡ型事業

○障害支援（程度）区分の関係から生活介護の対象とならない人の日常生活の場として、センターⅡ型事業を湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、「ステップアップ21」で委託実施しています。

◆地域活動支援センターⅢ型事業

○対象となる事業所等が障害者総合支援法の法定サービスへ移行したことから、現在および今後とも実施しません。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、下記の実施箇所数とサービス実利用者数を推計しました。

表 サービス見込量（年間）

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域活動支援センター事業				
基礎的事業	箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	利用 実人数	108 人	117 人	127 人
機能強化事業	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所

※湖東福祉圏域内箇所数

■サービス見込量確保のための方策

◆地域活動支援センターⅠ型事業

- ・湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同事業として、引き続き「ステップアップ 21」と「まな」に委託実施します。
- ・「ステップアップ 21」と「まな」において利用しやすい、身近なセンターづくりを引き続きめざします。
- ・事業所において地域住民への障害の理解・啓発のための活動やボランティアの育成などを促します。

◆地域活動支援センターⅡ型事業

- ・湖東福祉圏域 1 市 4 町の共同ルールでの事業実施として「ステップアップ 21」で引き続き委託実施します。

(11) 任意事業

①日中一時支援事業

■サービスの内容

障害のある人や子どもの日中における活動の場を確保し、家族など介護者の就労や一時的な休息を支援します。

■現状と課題

- 利用日数と実利用人数では、平成 30 年度と令和 2 年度（見込み）を比較すると、227 人から 219 人へとやや減少しています。
- 委託事業所等では、平成 30 年 4 月現在と令和 2 年 10 月現在を比較すると 16 事業所（うち市内 15 事業所）から 19 事業所（うち市内 16 事業所）と、事業所数は増加しています。
- 利用者のニーズに応じて、これまでに重度障害のある人への事業所体制加算、プログラム加算、送迎加算の創設を行ったほか、加算額の引き上げなど制度を見直してきました。

○今後は、重度の肢体不自由障害のある人や医療的ケアが必要な人、精神障害のある人や行動援護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実も必要となってきています。

■サービス量の見込み

利用実績および今後の事業実施方針から、下記のサービス実利用者数と延べ利用日数を推計しました。

表 サービス見込量（年間）

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用実人数	219人	219人	219人
	延利用日数	10,816人日	10,927人日	11,040人日

■サービス量確保のための方策

- 重度の肢体不自由障害のある人や医療的ケアが必要な人、精神障害のある人や行動援護の必要な人、発達障害のある人等に対応できる人材確保やサービス内容の充実などに対応する一つとして、介護事業所等における事業実施を促進します。
- 利用者ニーズに対応して、サービス内容の充実を図るとともに、放課後等デイサービスへの移行を促進するなど、障害のある子ども等の日中活動の充実を図ります。
- サービス基盤確保のため、生活介護や就労支援を行う障害福祉サービス事業所への事業実施の働きかけを行います。

②訪問入浴サービス事業

■サービスの内容

自宅での入浴が困難な障害のある人を対象に、訪問入浴車を自宅に派遣し、入浴介護を行います。

■現状と課題

- 利用実人数と延べ利用回数は、平成30年度と令和2年度（見込み）を比較すると、9人、672回から11人、787回へ増加しています。
- 令和2年10月現在、市内3事業所に委託実施しています。
- 通所による入浴が困難な重度障害のある人の在宅生活を支援していくため、居宅介護や訪問看護等の在宅サービスとあわせ、重要なサービスとなっています。
- 医療的ケアの必要な児童の利用ニーズがあります。

■サービス量の見込み

これまでの実績および今後の事業実施方針から、平成30年度から令和2年度(4~10月)までの間の実績に基づき、下記のサービス実利用者数と延べ利用日数を推計しました。

表 サービス見込量(年間)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数	13人	15人	17人
	延利用日数	986人日	1,137人日	1,289人日

■サービス見込量確保のための方策

- ・介護保険の介護事業所への事業委託により引き続き実施します。
- ・医療的ケアの必要な児童に対してのサービス提供についての検討も引き続き行います。

③社会参加促進事業

■現状

障害のある人が社会の構成員として、地域の中で充実した生活が送れるよう、また社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、各種事業を実施しています。

■事業内容と方針

◆スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者スポーツを通じて体力の維持増強を図り、社会参加の意欲を養うことによって、障害のある人相互の親睦と協調を促進することを目的として、毎年秋に彦根市障害者スポーツカーニバルを実施します。

また障害のある人のスポーツの場として、スペシャルオリンピックス(SO)の活動を促進し、健康や体力の増進、スキルの向上だけでなく、多くの人との交流を通じて社会性を育み、自立への向上を図ります。

◆点字・声の広報等発行事業

普通文字による情報入手が困難な障害のある人に対して、「広報ひこね」と「ひこね市議会だより」の点字版と音声版を作成し、希望者に配布します。また、各戸配布の情報についても点字版と音声版での配付に努めます。

◆自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害のある人が、就労等社会参加のために自動車運転免許の取得、および自らが所有して運転する自動車の操作装置等の改造に要する費用の一部を助成します。

(12) サービス見込量総括表

■地域生活支援事業

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所数(箇所/年)	7	7	7	7	8	8
②基幹相談センター等機能強化事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
③住居入居者支援事業	実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人/年)	3	4	8	5	5	5
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者等設置	延利用者数 (人/年)	502	565	565	565	636	716
②要約筆記者等派遣事業	延利用者数 (人/年)	24	41	41	41	46	51
③手話通訳者派遣事業	設置人数 (人/年)	2	2	2	3	3	3
(7)日常生活用具給付事業							
①介護・訓練支援用具	延利用件数(件/年)	5	7	6	6	6	6
②自立生活支援用具	延利用件数(件/年)	24	21	16	16	16	16
③在宅療養等支援用具	延利用件数(件/年)	27	23	18	18	18	18
④情報・意思疎通支援用具	延利用件数(件/年)	41	38	20	22	24	26
⑤排泄管理支援用具	延利用件数(件/年)	2,840	2,644	2,916	3,048	3,185	3,329
⑥居宅生活動作補助用具	延利用件数(件/年)	6	2	6	6	6	6
(8)手話奉仕員養成研修事業	修了者数(人/年)	19	16	無	18	18	18
(9)移動支援事業	実利用人数(人/年)	138	141	141	144	147	150
	延利用時間数 (時間/年)	5,229	5,401	5,401	5,668	5,786	5,904
(10)地域活動支援センター							
①基礎的事業	箇所数(箇所/年)	3	3	3	3	3	3
	実利用人数(人/年)	118	99	99	108	117	127
②機能強化事業	箇所数(箇所/年)	2	2	2	2	2	2

■任意事業

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	実利用人数 (人/年)	227	219	219	219	219	219
	延利用日数 (人・日/年)	6,469	7,206	10,706	10,816	10,927	11,040
訪問入浴サービス	実利用人数 (人/年)	9	9	11	13	15	17
	延利用日数 (人・日/年)	672	767	787	986	1,137	1,289

このページは白場です。

第 5 章

●第 2 期障害児福祉計画●

第1節 第1期計画の数値目標 達成状況

1 発達障害のある子どもの支援の充実

発達障害のある子どもの支援を充実させるために、発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数の増加を目指します。

(1) 発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数（本市独自）

発達障害に関する相談件数	目標値	400人
	実績(R1年度末)	389人

2 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数

国の基本指針により、第1期障害児福祉計画の構築が示されたことにより、障害のある子どもの支援提供体制を計画的に確保することを目指します。

医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数	目標値	1カ所
	実績(R1年度末)	0カ所

(2) 医療的ケアの必要な子どもの関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

コーディネーターの配置人数	目標値	1人
	実績(R1年度末)	0人

第 2 節 第 2 期計画の成果指標・数値目標

1 発達障害のある子どもの支援の充実

発達障害のある子どもの支援を充実させるために、発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数の増加をめざします。

(1) 発達支援センターにおける発達障害に関する相談件数（本市独自）

【目標値】 令和 5 年度の発達支援センターにおける発達障害の実相談件数	666 人
【目標設定の考え方】 発達支援センターが整備され、相談員数や相談室がある一定増加したことを考慮し、臨床心理士 5 人が毎日 2 件は相談対応することを目標とし、臨床心理士が年間 200 日相談支援業務に従事した場合、延べ相談件数は 2,000 件と推計できる。また、相談者 1 人あたり年間 3 回の相談があるものとする、令和 5 年度の実相談件数は 666 件 (2,000 件÷3 回) と見込むことができる。発達支援センター開設以降における発達障害の実相談件数の実績（平成 29 年度=321 件、平成 30 年度=383 件、令和 1 年度=389 件）から伸び率は 0 とし、令和 5 年度の実相談件数として、666 件を目標とする。	

2 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針により、第 1 期障害児福祉計画の構築が示されたことにより、障害のある子どもの支援提供体制を計画的に確保することをめざします。

(1) 医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所の確保（本市独自）

【目標値】 令和 5 年度における医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所数	1 箇所
【目標設定の考え方】 湖東福祉圏域において、医療的ケアの必要な子どもの夜間支援を行う事業所がない実態を踏まえ、医療的ケアの必要な子どもの支援および介護者のレスパイトを目的に、本圏域内に 1 箇所の整備を目指す。	

(2) 医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【目標値】 コーディネーターの配置人数	1 人
【目標設定の考え方】 国の基本指針の考え方に基づき、湖東地域障害者自立支援協議会等において、コーディネーターの役割や配置について検討を行った上で、既存の専門職等を活用しコーディネーターを配置する。	

第3節 障害児通所支援等の見込みおよび見込み量確保のための方策

(1) 通所系サービス

＜児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス＞

■サービスの内容

◎児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

◎医療型児童発達支援

児童発達支援の内容に加え、治療の提供を行います。

◎放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■現状と課題

○実利用人数と利用日数は、平成30年度と令和2年度(見込み)を比較すると、児童発達支援は、132人、4,832日/年から、120人、5,266日/年へ増加傾向。医療型児童発達支援は、1人、67日/年から、1人、67日/年へ横ばい傾向。放課後等デイサービスは、221人、27,461日/年から、282人、34,721日/年となっています。

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和2年10月現在、児童発達支援は11事業所(うち市内10事業所)、医療型児童発達支援は0事業所、放課後等デイサービス事業所は19事業所(うち市内15事業所)となっています。

○医療的ケアの必要な子どもや強度行動障害のある子どもに対するサービス事業所は、まだまだ充足していません。

■サービス量の見込み

第1期障害児福祉計画期間(平成30年度～令和2年度見込み)のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

表 サービスの見込み量

(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数	121人	123人	125人
	利用日数	5,319人日	5,407人日	5,495人日
医療型児童発達支援	実利用者数	1人	1人	1人
	利用日数	67人日	67人日	67人日
放課後等デイサービス	実利用者数	315人	352人	394人
	利用日数	38,346人日	43,409人日	48,588人日

■サービス見込量確保のための方策

（児童発達支援・医療型児童発達支援）

- ・事業所と保育所や幼稚園等関係機関と連携して、支援を行うように努めます。

（放課後等デイサービス）

- ・放課後等デイサービス事業については、利用者ニーズが高く、これに伴い近隣において新規参入の事業所数が増えています。これらのサービスの質を担保するため、「湖東地域障害者自立支援協議会」等を通じて、利用者にとって必要なサービスの提供のあり方を事業者へ促す方策等を検討します。また、事業所と学校等関係機関と連携して、切れ目のない支援を行うように努めます。
- ・サービスの充実を図るため、日中一時支援事業所へ放課後等デイサービスへの移行を働きかけ、事業所の確保と育成に努めます。
- ・児童発達支援と放課後等デイサービスの基盤整備を促進するため、事業所整備に対する支援を行います。

（障害児通所支援等の地域支援体制の整備）

- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記します。
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備を検討します。
- ・自治体における重症心身障害児および医療的ケア児のニーズの把握に努めます。（国）

(2) 訪問系サービス

<保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援>

■サービスの内容

◎保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービス提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

◎居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■現状と課題

○実利用人数と利用日数について、保育所等訪問支援は平成 30 年度、令和 2 年度(見込み)ともに、2 人、36 日/年で横ばい傾向となっています。(居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年 4 月からの新規サービス)

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数について、保育所等訪問支援は令和 2 年 10 月現在、2 事業所(うち市内 2 事業所)です。令和 2 年 4 月以降新たに増加した事業所はありません。

■サービス量の見込み

保育所等訪問支援は、第 1 期障害児福祉計画期間(平成 30 年度～令和 2 年度見込み)のサービス利用実績を基に、在宅の新規利用者の増加を含めて見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援は、国が示すサービス見込みの参考例を基に、医療的ケアが必要な重症心身障害の子どもなど重度の障害のある子どもであって、通所系サービスを受けるために外出することが著しく困難な子どもであり、現在、訪問看護等を利用している子どもの人数を勘案し算出しています。

表 サービスの見込み量

(年間)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所等訪問支援	実利用者数	4 人	6 人	8 人
居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	1 人	1 人	1 人

■サービス見込量確保のための方策

保護者等のニーズを把握し、保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援の事業所の確保と育成に努めます。

(3) 相談支援

■サービスの内容

相談支援することにより、障害のある子どもの自立した生活を支えるとともに、本人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。

◎計画相談支援

障害児が、障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する場合において、ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行います。

◎障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対して、ケアマネジメントを行い、サービス利用等の支援を行います。

■現状と課題

○湖東福祉圏域におけるサービス事業所数は、令和2年10月現在、9事業所（うち市内7事業所）となっています。

○利用者によりよいサービス等利用計画の作成のために、指定特定相談支援事業所と相談支援専門員の更なる専門性の向上を図る必要があります。障害福祉サービス提供事業所の情報や法定サービス以外の情報についても的確に把握し、提供していくことが必要です。

○様々な国籍の外国籍の障害のある人が増えていることから、多言語への対応も必要です。

○障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行に当たっての課題があります。

○サービス事業所数は増加していますが、障害者手帳所持者や障害福祉サービスの利用者の人数は年々増加しており、サービス事業所や相談支援専門員は、まだまだ不足しています。

■サービス量の見込み

第1期障害児福祉計画期間（平成30年度から令和2年度見込み）のサービス利用実績を基に見込んでいます。

表 サービスの見込み量

（年間）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	5人	5人	5人
障害児相談支援	実利用者数	460人	485人	512人

■サービス見込量確保のための方策

- さまざまな障害に対応できる指定特定相談支援事業所および相談支援専門員の確保に努めます。
- 居宅介護事業所や介護保険サービス事業所等に対して、指定相談支援事業所の実施を要請します。
- 相談支援において多言語に対応できる体制を引き続き、検討します。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する必要があることから、障害児相談支援については、障害児相談支援事業所と特定相談支援事業所の両方の指定を受けた事業所が一体的に実施することを基本とします。

(4) 子ども・子育て支援等

■彦根市子ども・若者プラン（第2期：令和2年～6年度）における事業量の見込み

ア 教育・保育の提供体制

（単位：人）

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①1号認定：3～5歳 （教育のみ） [幼稚園・認定こども園]	938	906	798
②2号認定：3～5歳 （保育の必要性あり・教育希望強い） [保育所・認定こども園]	1,959	1,959	1,959
③3号認定：0～2歳 （保育のみ） [保育所・認定こども園・地域型保育事業]	1,127	1,127	1,127

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制（抜粋）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①時間外保育事業 （延長保育事業）（単位：人）		676	676	676
②放課後児童健全 育成事業 （単位：人）	1～3年生	1,161	1,124	1,114
	4～6年生	342	350	347
③一時預かり事業 （単位：人日）	幼稚園等	13,749	13,443	12,937
	上記以外	13,229	12,988	12,701
④地域子育て支援拠点事業 （単位：人日）		80,375	80,375	80,375

■子ども・子育て支援事業計画との連携

障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、第2期彦根市障害児福祉計画においても、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握およびその提供体制の確保にあたって、彦根市子ども・若者プラン（子ども・子育て支援事業計画）との調和を保ち、子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

(5) サービス見込量総括表

■障害児支援サービス

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)通所系サービス 児童発達支援	実利用者数(人)	132	115	120	121	123	125
	利用日数(人・日/年)	4,832	4,757	5,266	5,319	5,407	5,495
医療型児童発達支援	実利用者数(人)	1	0	1	1	1	1
	利用日数(人・日/年)	67	0	67	67	67	67
放課後等デイサービス	実利用者数(人)	221	265	282	315	352	394
	利用日数(人・日/年)	27,461	31,983	34,721	38,846	43,409	48,588
(2)訪問系サービス 保育所等訪問支援	実利用者数(人)	2	0	2	4	6	8
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
(3)相談支援 計画相談支援	実利用者数(人)	6	4	3	5	5	5
障害児相談支援	実利用者数(人)	400	430	436	460	485	512

このページは白場です。

第6章

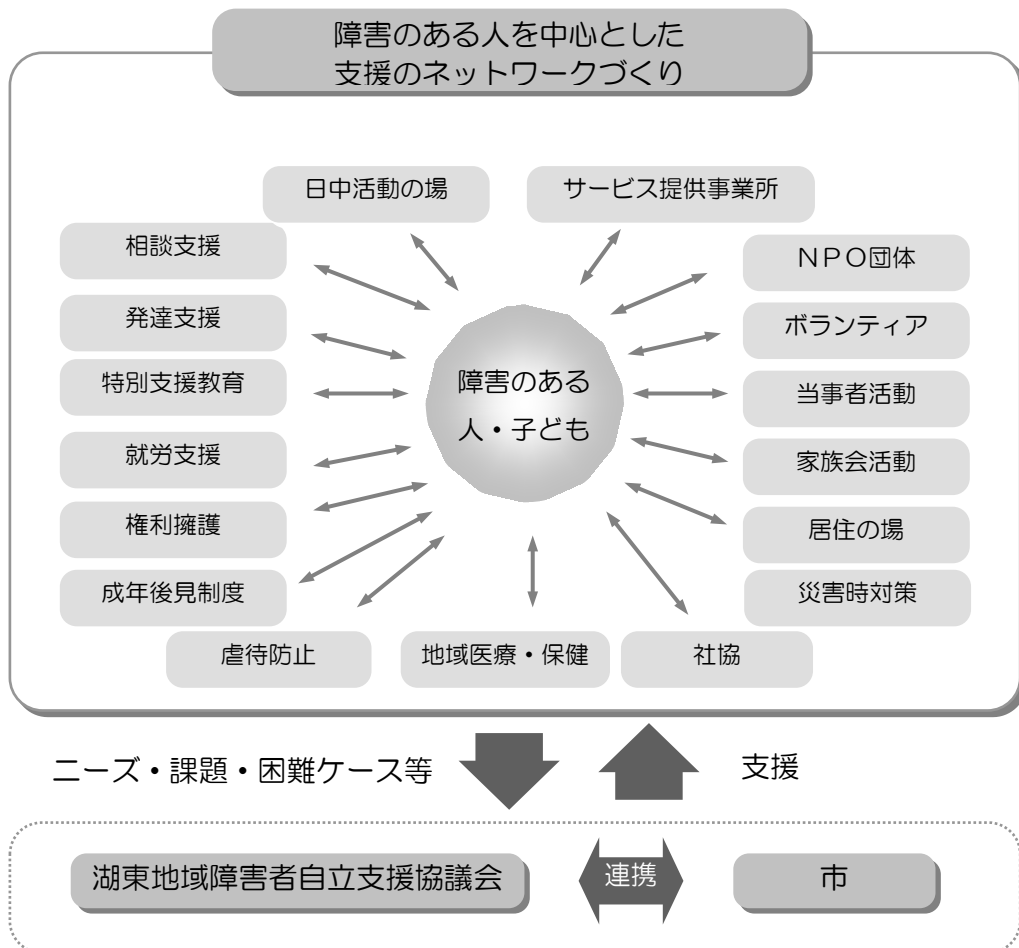
●計画の進行管理●

第1節 計画の総合的な推進体制

あらゆる障害のある人が生涯にわたって安心して暮らし、余暇活動や就労をはじめ社会参加できるよう、広く市民の理解と協力を得ながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ります。

また、地域社会を構成する市民やNPO団体、ボランティア、障害当事者団体、サービス提供者、企業、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりを一層推進しながら、相談支援体制の充実、障害福祉人材の確保・強化、施設から一般就労への移行等の支援の充実をめざして、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

さらに、湖東福祉圏域全体での取組を視野に入れて、湖東地域障害者自立支援協議会を中心に地域の関係機関の連携を図り、本計画の推進に必要な事項の協議や検討を行うとともに事業等の円滑な実施を推進します。



第2節 計画の進行管理

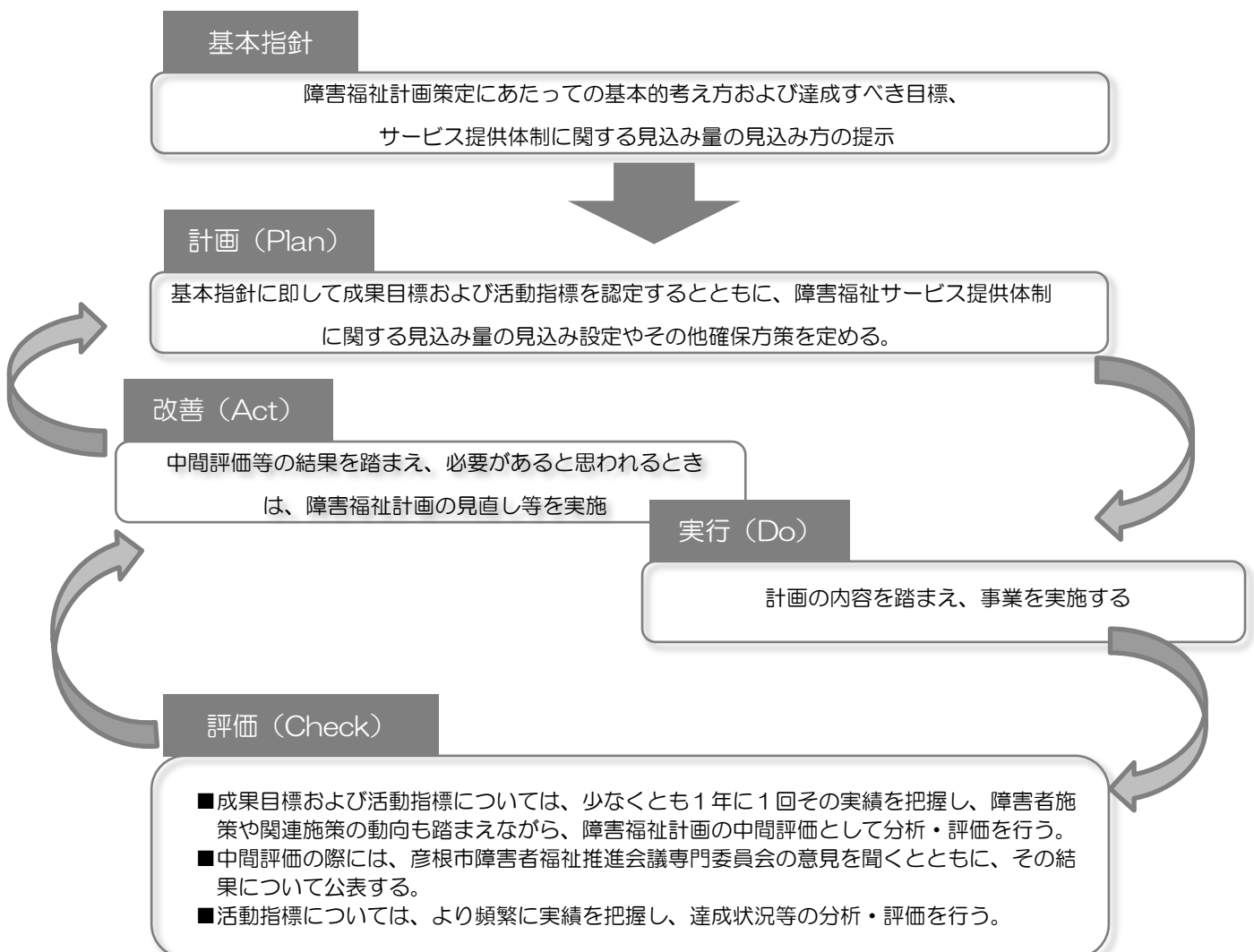
各年度において、サービス供給量の他、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況の点検・評価など進行管理について、行政内部での検討を行うとともに、彦根市障害者福祉推進会議で審議します。また、サービス見込量確保のための方策についても審議します。

また、湖東地域障害者自立支援協議会においても、状況分析や課題、対応策等の協議結果を定期的に確認し、計画の推進につなげます。

◇PDCA サイクルの導入

- 少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

障害福祉計画におけるPDCA サイクルのプロセスイメージ



このページは白場です。

●資料編●

1 福祉に関するアンケート調査の概要（抜粋）

1. 調査の目的

本調査は、第6期彦根市障害福祉計画の策定等にあたって、障害のある子ども・障害のある人やそのご家族、一般市民に対してアンケート調査を行い、それぞれの状況やニーズなどを把握し、計画策定等の基礎資料とするために実施したものです。

2. 調査期間と調査方法

- ・調査期間：令和2年8月11日から令和2年8月20日まで（8月末日まで受付）
- ・調査方法：郵送による配布・回収

3. 調査対象と回収状況

対象者	調査時期	配布 (実施)数(人)	有効回収数 (票)	有効 回収率
18歳未満の方 (障害のある子どもの保護者)	今回(R2)	584	326	55.8%
	前回(H29)	562	200	35.6%
18歳以上の方 (障害のある人)	今回(R2)	1,127	685	61.0%
	前回(H29)	1,193	586	49.1%
市民アンケート (18歳以上の一般市民)	今回(R2)	1,000	494	49.4%
	前回(H29)	1,000	436	43.6%
発達支援に関する調査 (18歳未満)	今回(R2)	864	363	42.0%
	前回(H29)	580	209	36.0%
発達支援に関する調査 (18歳以上)	今回(R2)	12	5	41.7%
	前回(H29)	47	13	27.7%

4. 報告書の見方

○集計結果はすべて、小数点第2位を四捨五入しているため、比率(%)の合計が100.0%にならないことがある。

○図表では、コンピュータ入力の都合上、回答の選択肢の文言を短縮している場合がある。

○階層集計の比率(%)は、すべて各階層ごとの該当対象者数を100として算出している。

○回答比率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出した。2つ以上の回答を求める設問では、比率(%)の合計は100%を超えている。

○アンケート調査結果のnは回答者数

(1) 障害のある人 18 歳未満のアンケート調査結果（抜粋）

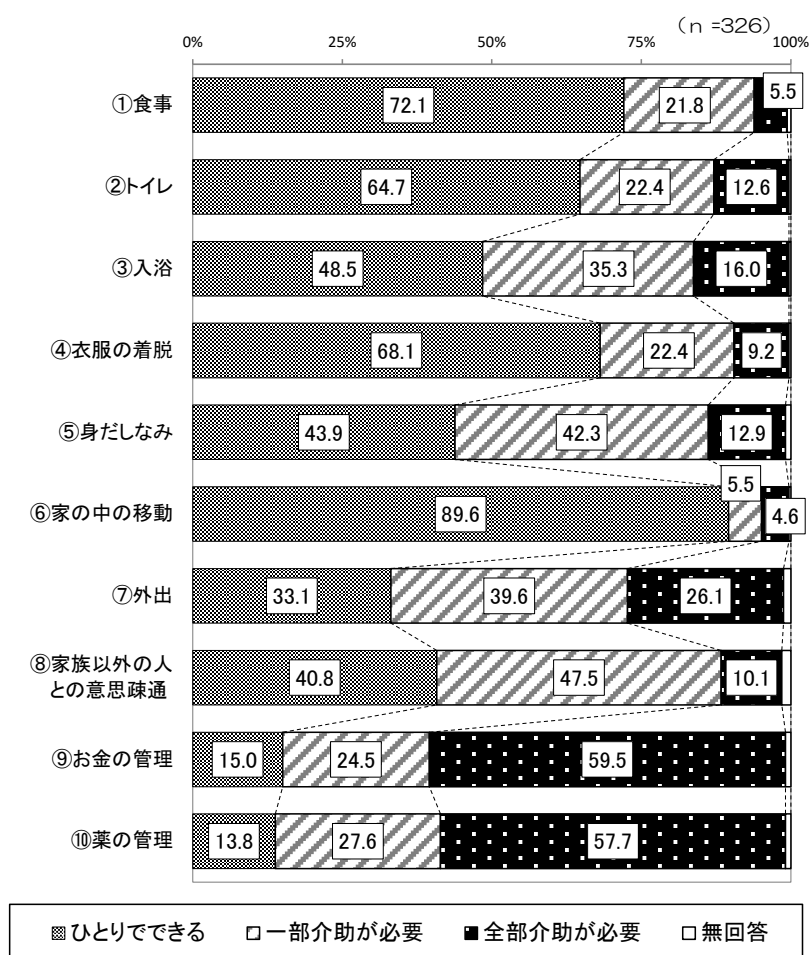
回答者：子ども（18 歳未満）の保護者

問5 日常生活の介助（それぞれ1つだけ選択）

日常生活で、次のことをどのようにされていますか。

日常生活について、「全部介助が必要」な項目としては、「⑨お金の管理」59.5%、「⑩薬の管理」57.7%でそれぞれ多くなっています。

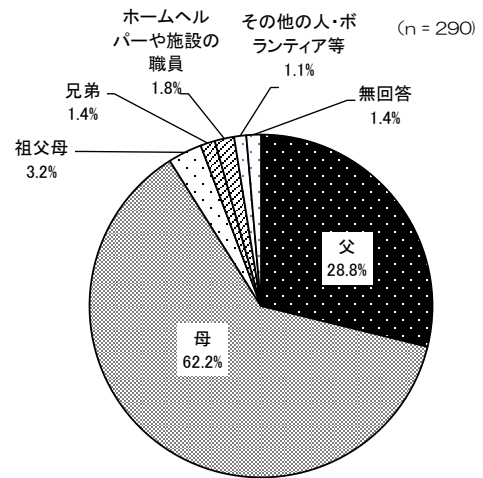
逆に、「ひとりできる」項目としては「⑥家の中の移動」が89.6%で最も多く、次いで「①食事」72.1%、「④衣服の着脱」68.1%の順で多くなっています。



問6 主に介助・介護しているのは誰か (いくつでも選択可)

お子さんを介助される方は主に誰ですか。

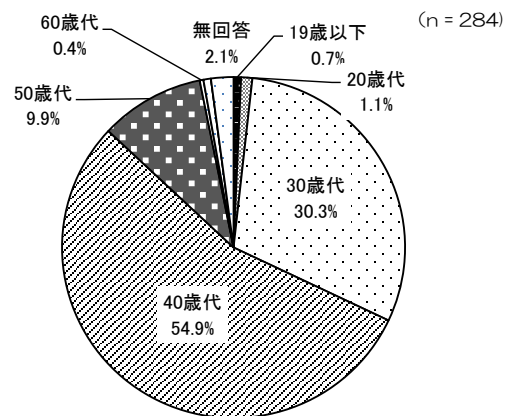
ご本人を介助・介護している方については、「母」が62.2%で最も多く、次いで「父」28.8%、「祖父母」3.2%となっています。



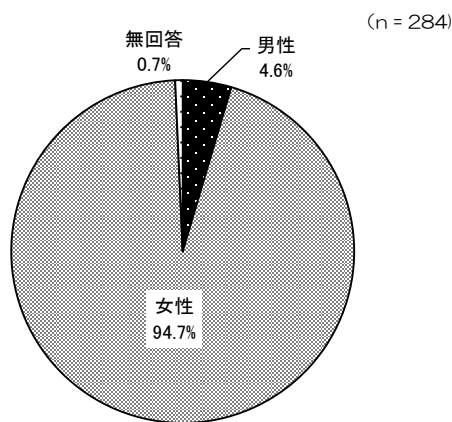
問7-① 主たる介護者の年齢 (記述)

お子さんを介助される家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

ご本人を介助・介護している方の年齢については、「40歳代」が54.9%と最も多く、次いで「30歳代」が30.3%となっています。



問7-② 主たる介護者の性別 (1つだけ選択)



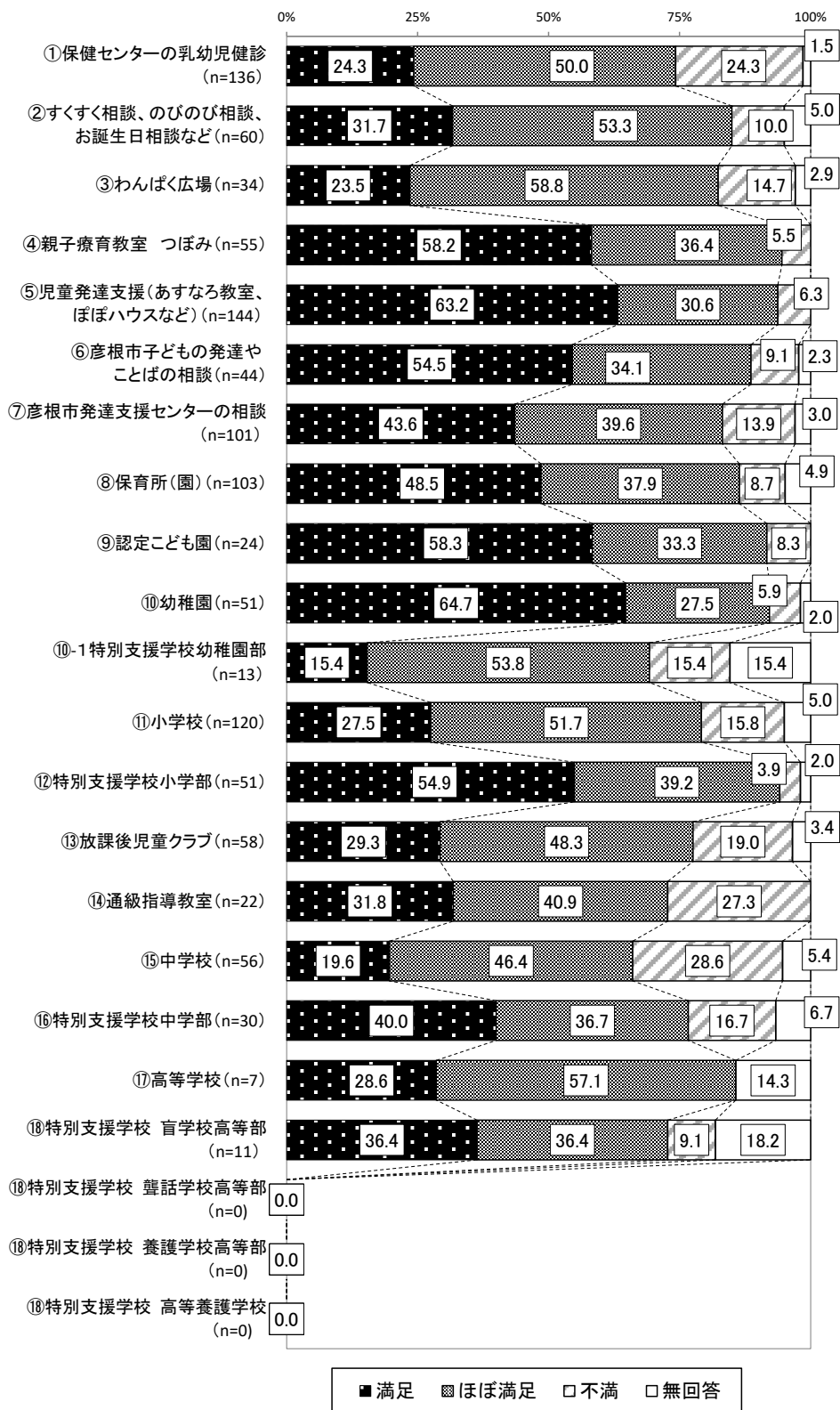
ご本人を介助・介護している方の性別については、「女性」が94.7%とほとんどを占め、「男性」は4.6%となっています。

問 23 (2) 就園・就学の満足度 (1つだけ選択)

○をつけた項目の満足度を次の3つから選んで該当の番号に○を1つだけつけてください。

ほとんどの項目で、「満足」と「ほぼ満足」の割合を合わせると約7割以上を占めています。「不満」の割合が、「⑮中学校」、「⑭通級指導教室」、「①保健センターの乳幼児健診」で多くなっています。

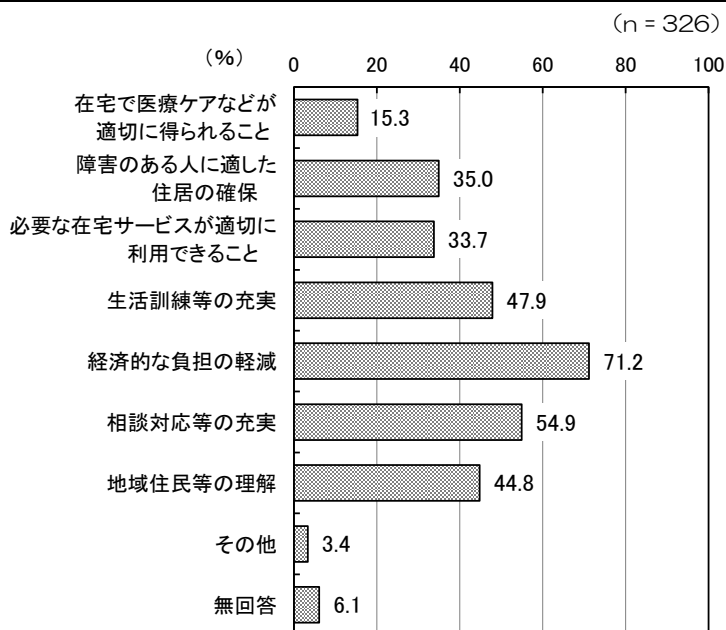
〈就園・就学の満足度〉



問 26 お子さんが地域で生活するためにあればよい支援 (いくつでも選択可)

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

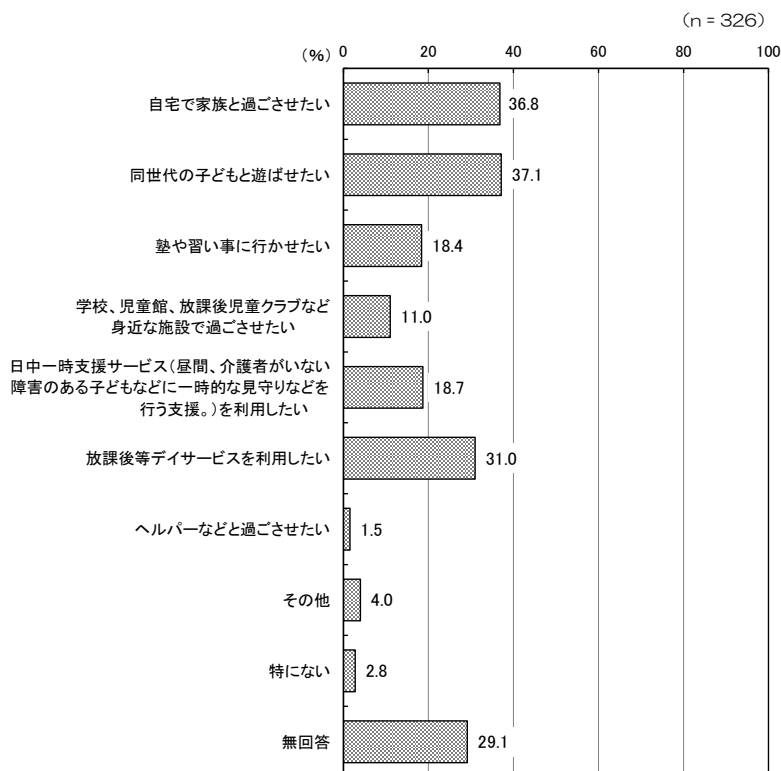
お子さんが地域で生活するためにあればよい支援については、「経済的な負担の軽減」が 71.2%で最も多く、次いで「相談体制等の充実」が 54.9%、「生活訓練等の充実」が 47.9%となっています。



問 32 お子さんに放課後や長期休暇をどのように過ごしてほしいか (いくつでも選択可)

お子さんが小学生以上の方のみお答えください。放課後や長期休暇のとき、どのように過ごしてもらいたいと思いますか。

お子さんに放課後や長期休暇をどのように過ごしてほしいかについては、「同世代の子どもと遊ばせたい」が 37.1%で最も多く、次いで「自宅で家族と過ごさせたい」が 36.8%となっています。

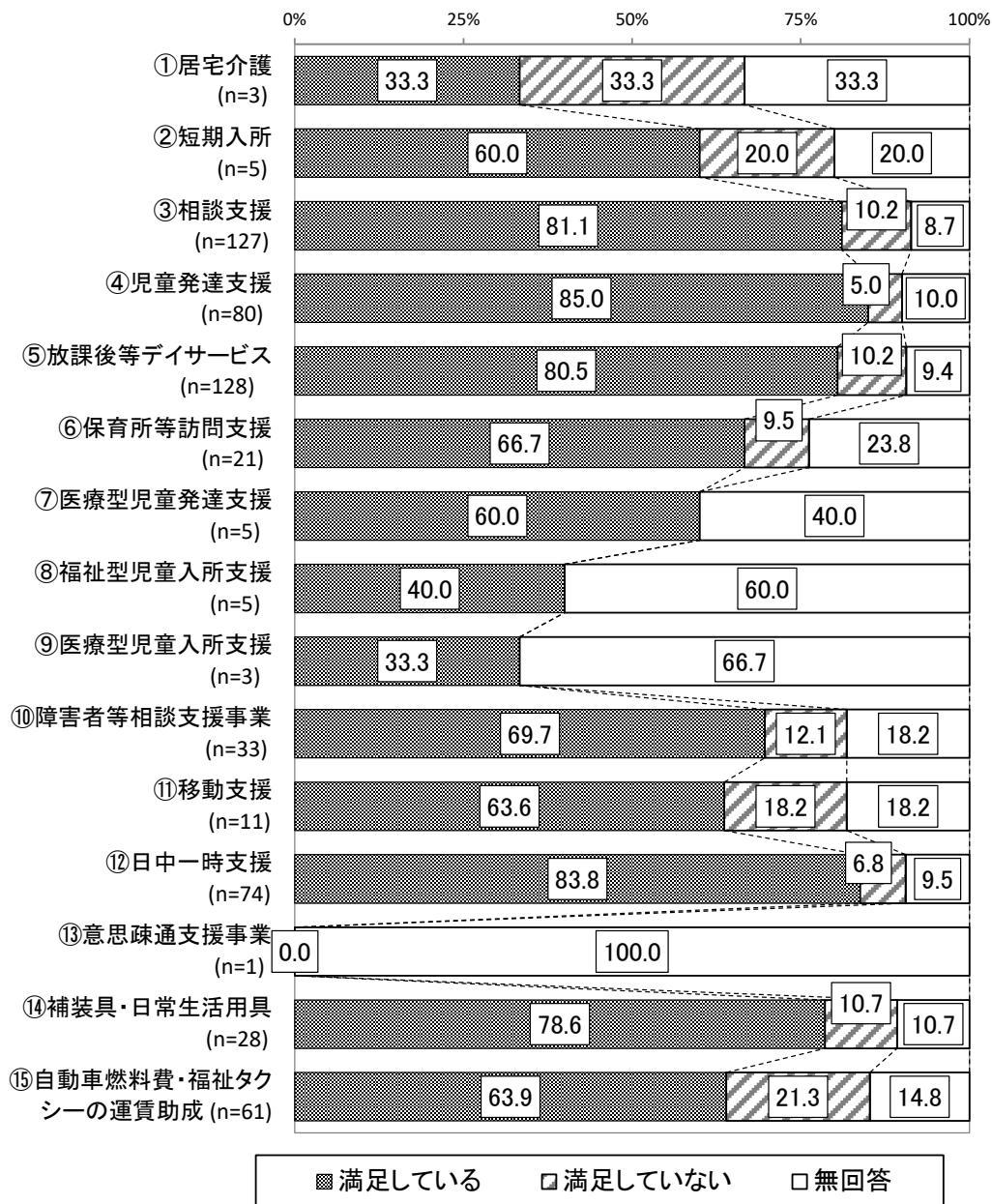


問 34 (2) 障害福祉サービス 満足度 (それぞれ1つだけ選択)

利用している場合、その評価について回答してください

「満足している」の割合が最も多かったのは、「④児童発達支援」で85.0%、次いで「⑫日中一時支援」で83.8%、「⑤放課後等デイサービス」で80.5%となっています。

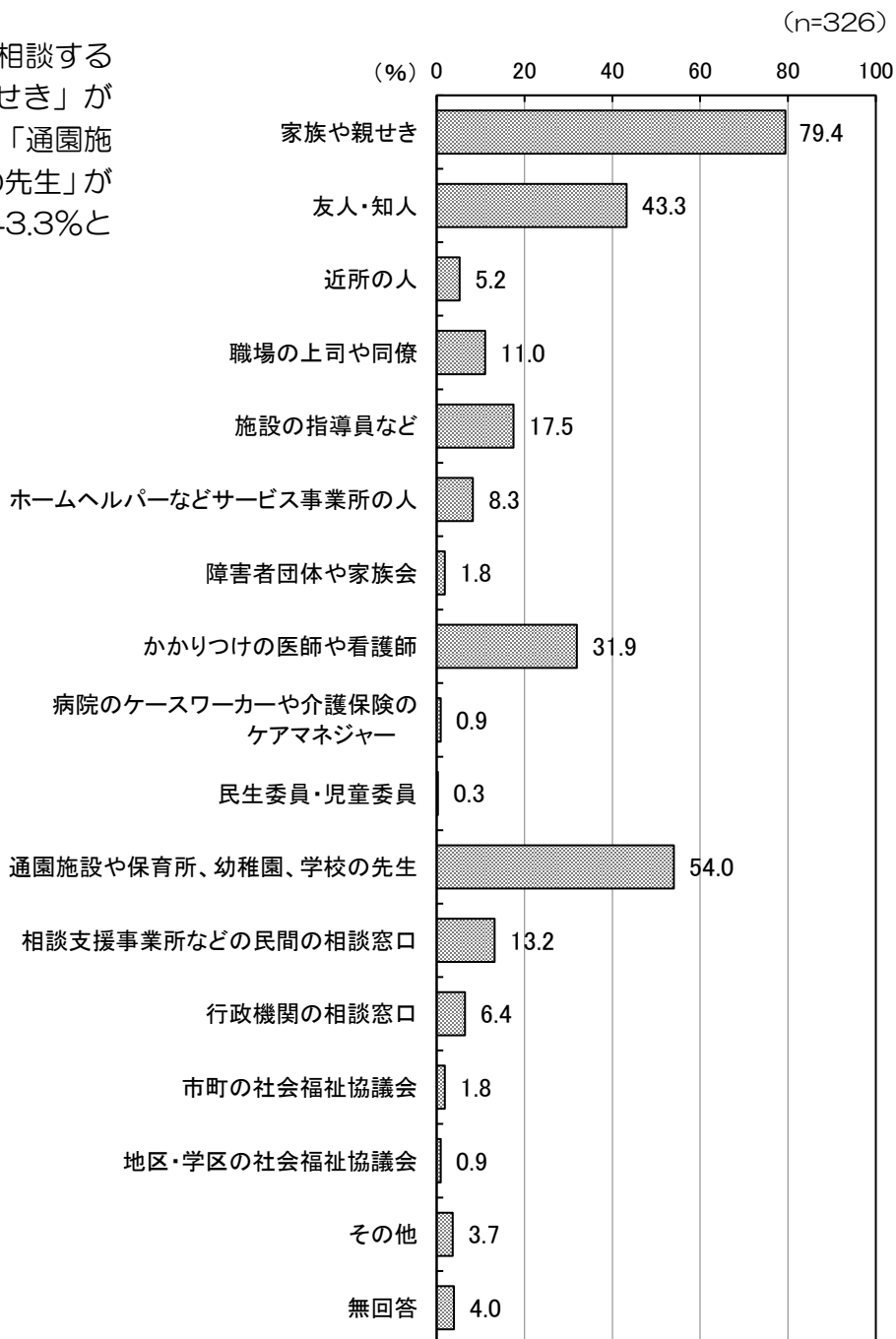
逆に、「満足していない」の割合が最も多かったのは、「①居宅介護」で33.3%、次いで「⑮自動車燃料費・福祉タクシーの運賃助成」が21.3%となっています。



問 36 悩みや困ったことなどを相談する人 (いくつでも選択可)

あなたはお子さんのことで、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

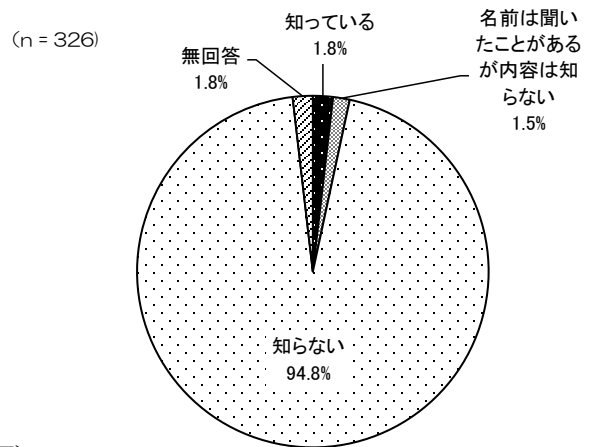
悩みや困ったことなどを相談する人については、「家族や親せき」が79.4%と最も多く、次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」が54.0%、「友人・知人」が43.3%となっています。



問 37 「地域アドボケーター」を知っているか (1つだけ選択)

あなたは「地域アドボケーター」を知っていますか。

「地域アドボケーター」を知っているかについては、「知らない」が94.8%、「知っている」が1.8%、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」が1.5%となっています。

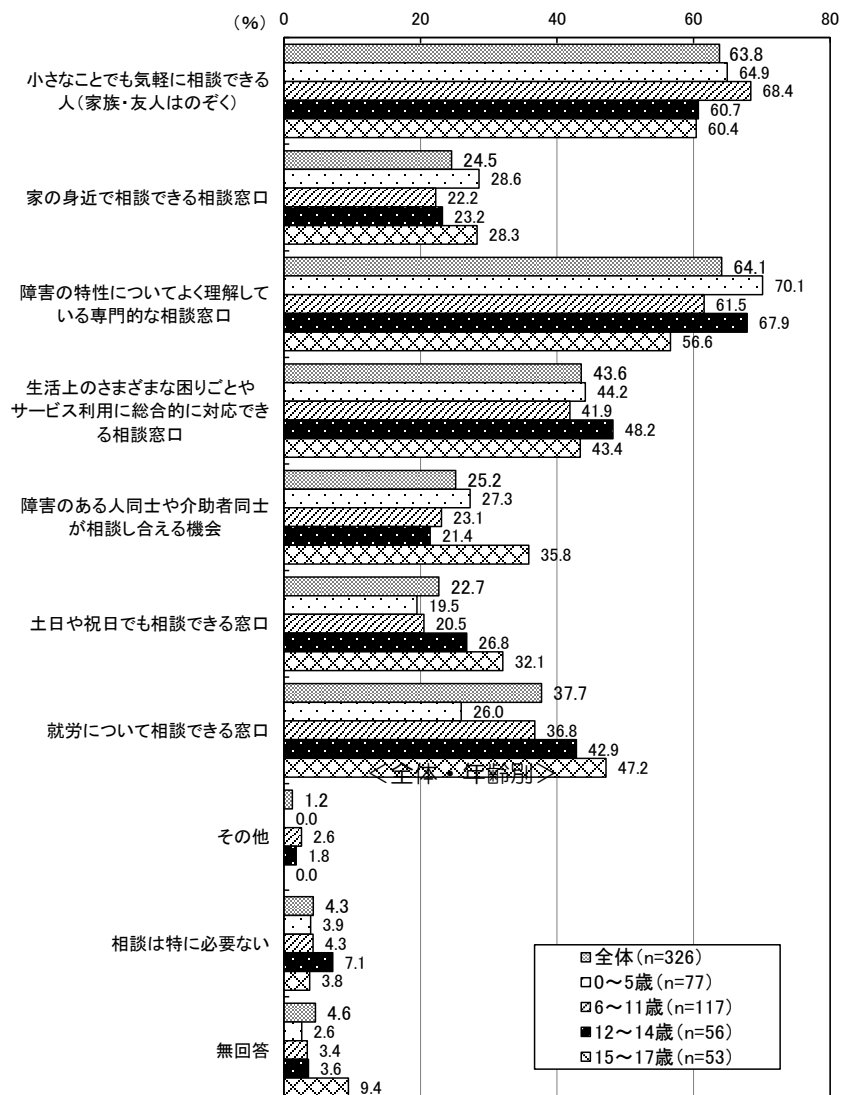


問 39 相談について希望すること (いくつでも選択可)

あなたが相談について希望することは何ですか。

相談について希望することについて、全体では「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」が64.1%と最も多く、次いで「小さなことでも気軽に相談できる人(家族・友人はのぞく)」が63.8%、「生活上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」が43.6%となっています。

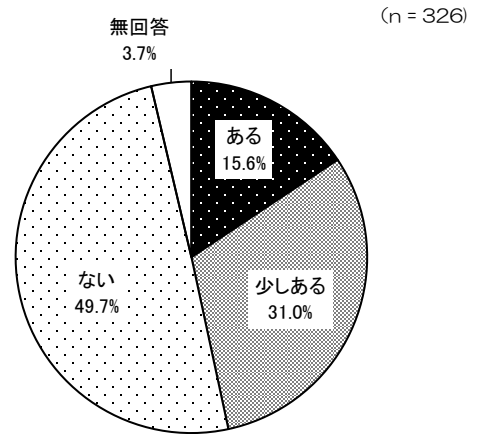
年齢別にみると、6～11歳と15～17歳では「小さなことでも気軽に相談できる人(家族・友人はのぞく)」が、0～5歳と12～14歳では「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」が最も多くなっています。



問 41 差別体験の有無 (1つだけ選択)

お子さんや保護者の方は、お子さんの障害のあることで差別や虐待など嫌な思いをする(した)ことがありますか。

差別体験の有無については、「ある」が 15.6%、「少しある」が 31.0%、「ない」が 49.7%となっています。



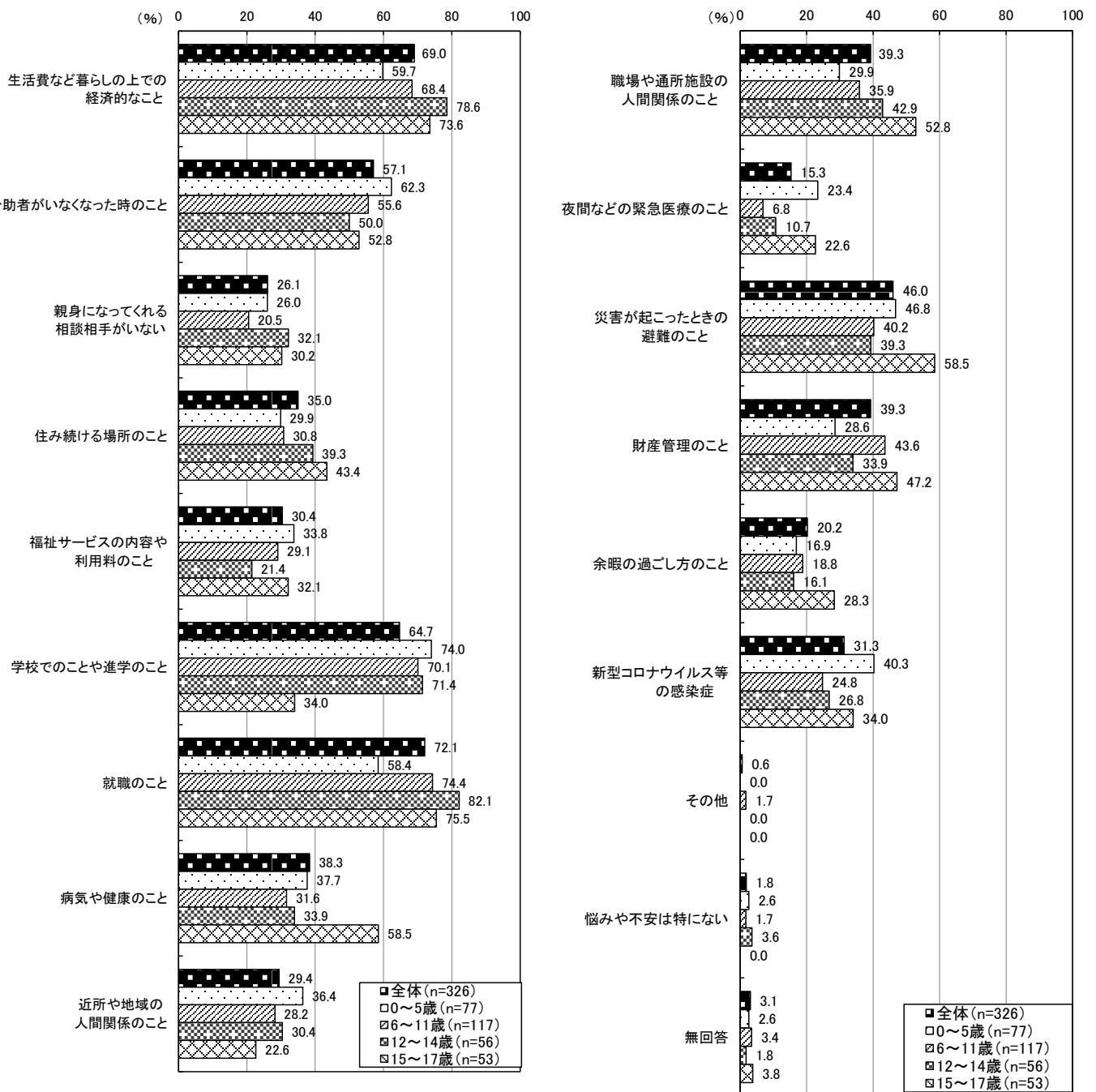
問 44 将来の生活についての不安 (いくつでも選択可)

将来の生活について、不安となる項目はどのようなことですか。

将来の生活の不安について全体的にみると、「就職のこと」が72.1%と最も多く、次いで「生活費など暮らしのうえでの経済的なこと」が69.0%、「学校でのことや進学のこと」が64.7%となっています。

年齢別にみると、0～5歳では「学校でのことや進学のこと」が、6～11歳、12～14歳、15～17歳では「就職のこと」が最も多くなっています。

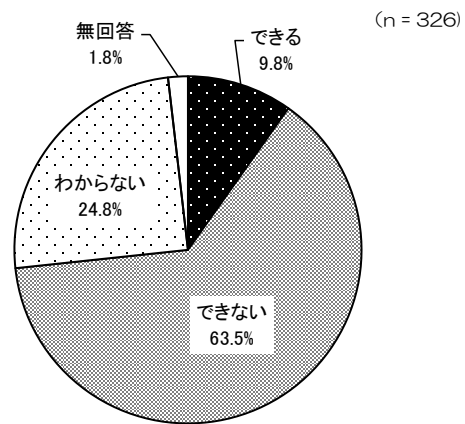
<全体・年齢別>



問 45 災害時に一人で避難できるか。 (1 つだけ選択)

お子さんは、災害時に一人で避難できますか。

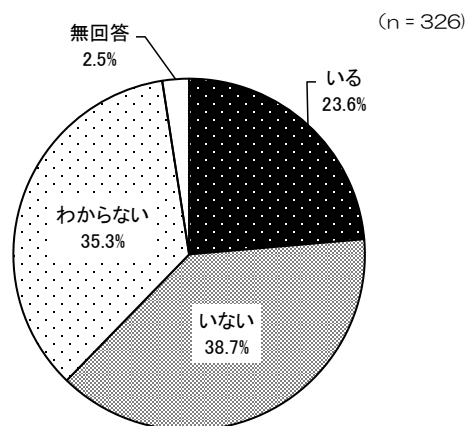
災害時に一人で避難できるかについて、「できない」が63.5%、「わからない」が24.8%、「できる」が9.8%となっています。



問 46 近所に助けてくれる人はいるか。 (1 つだけ選択)

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

近所に助けてくれる人はいるかについて、「わからない」が35.3%、「いない」が38.7%、「いる」が23.6%となっています。

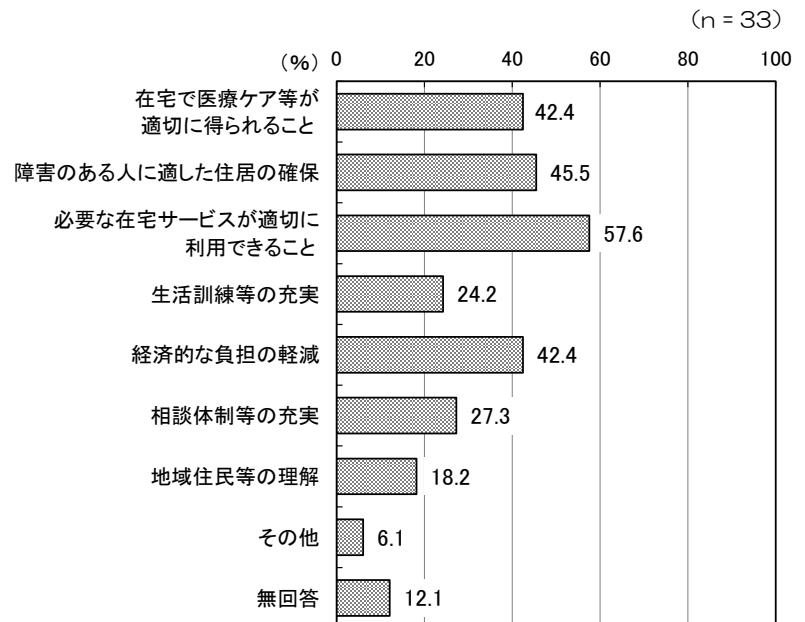


(2) 障害のある人 18 歳以上のアンケート調査結果（抜粋）

問 19 地域で生活するためにあればよい支援（いくつでも選択可）

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

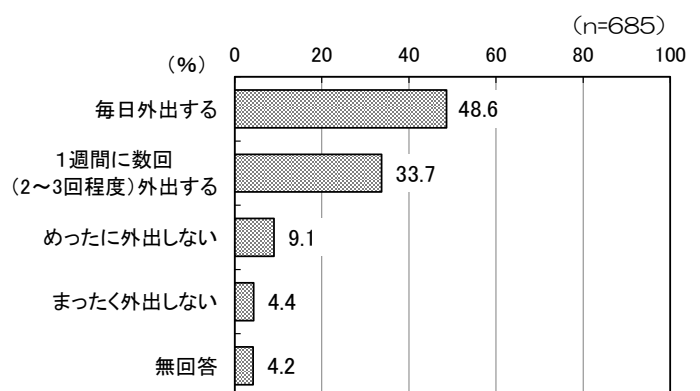
地域で生活するためにあればよい支援については、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」57.6%で最も多く、次いで「障害のある人に適した住居の確保」45.5%、「在宅で医療ケア等が適切に受けられること」と「経済的な負担の軽減」が同率で42.4%となっています。



問 20 1 週間に外出する程度（1 つだけ選択）

あなたは、1 週間にどの程度外出しますか。

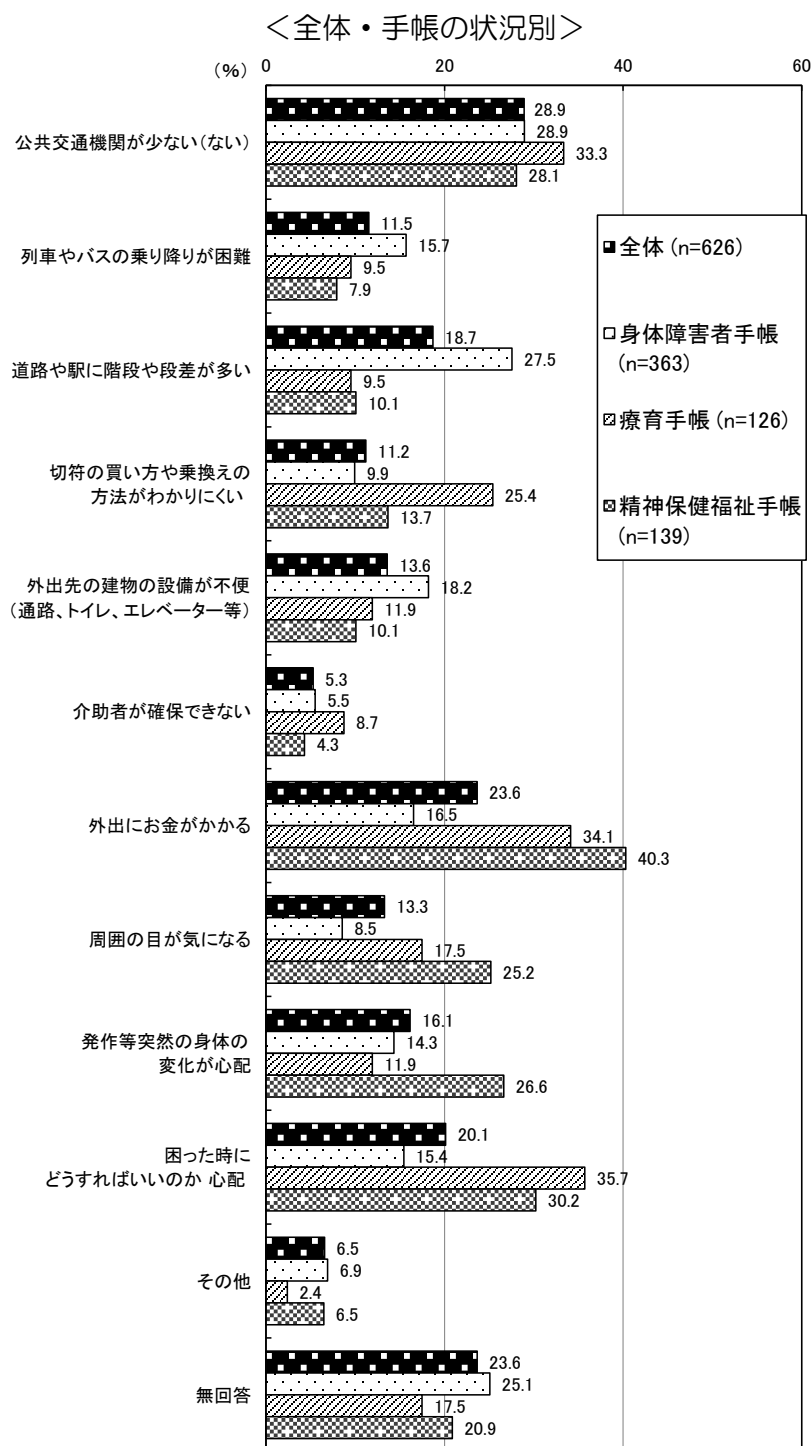
1 週間に外出する程度については、「毎日外出する」が 48.6%で最も多く、次いで「1 週間に数回（2～3 回程度）外出する」33.7%、「めったに外出しない」9.1%となっています。



問23 外出で困ること (いくつでも選択可)

外出する時に困ることは何ですか。

外出で困ることについて、全体では「公共交通機関が少ない」が28.9%で最も多くなっています。障害者手帳の状況別でみると、身体障害者手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」、療育手帳所持者では「困った時にどうすればいいのか心配」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」でそれぞれ多くなっています。



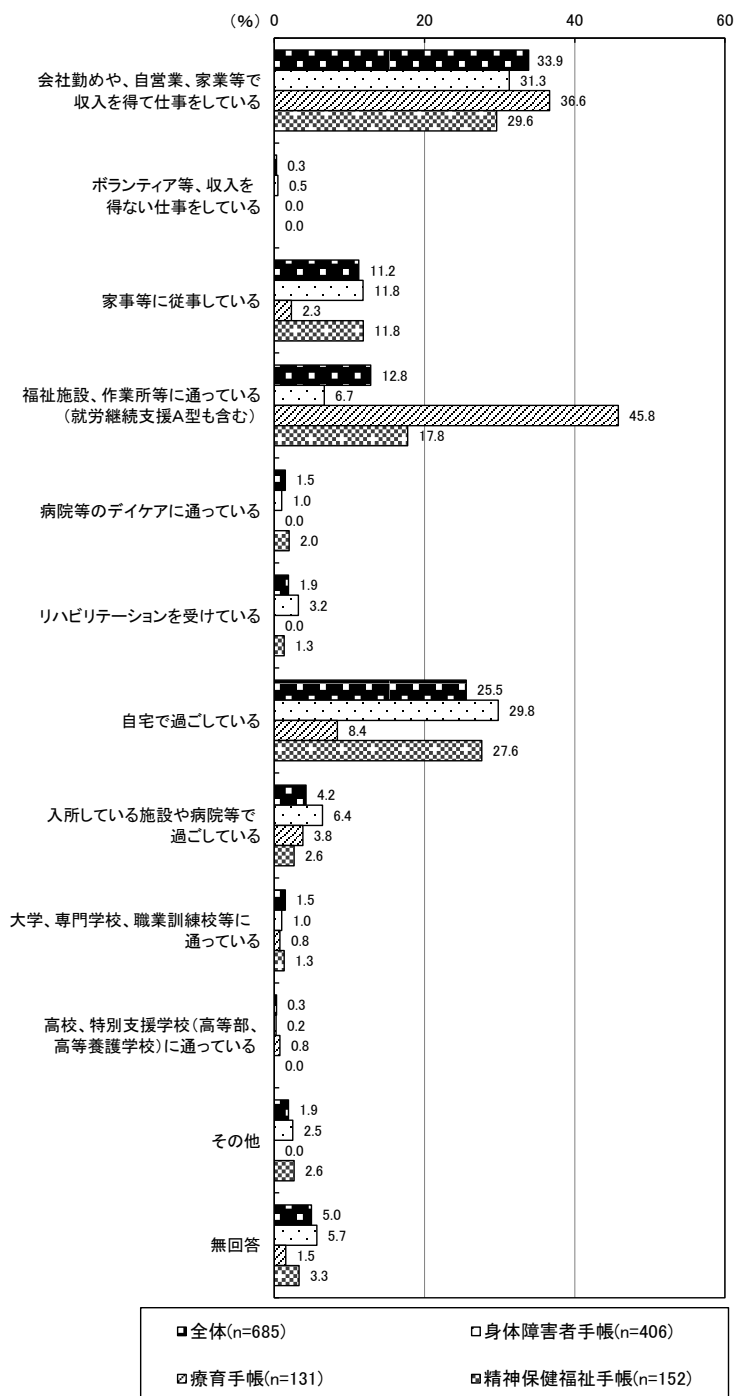
問24 平日の日中の過ごし方 (いくつでも選択可)

あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

平日の日中の過ごし方については、全体では「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が33.9%で最も多く、次いで「自宅で過ごしている」25.5%となっています。

障害者手帳の状況別にみると、身体障害者手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者では「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」が、療育手帳所持者では「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が最も多くなっています。

＜全体・手帳の状況別＞



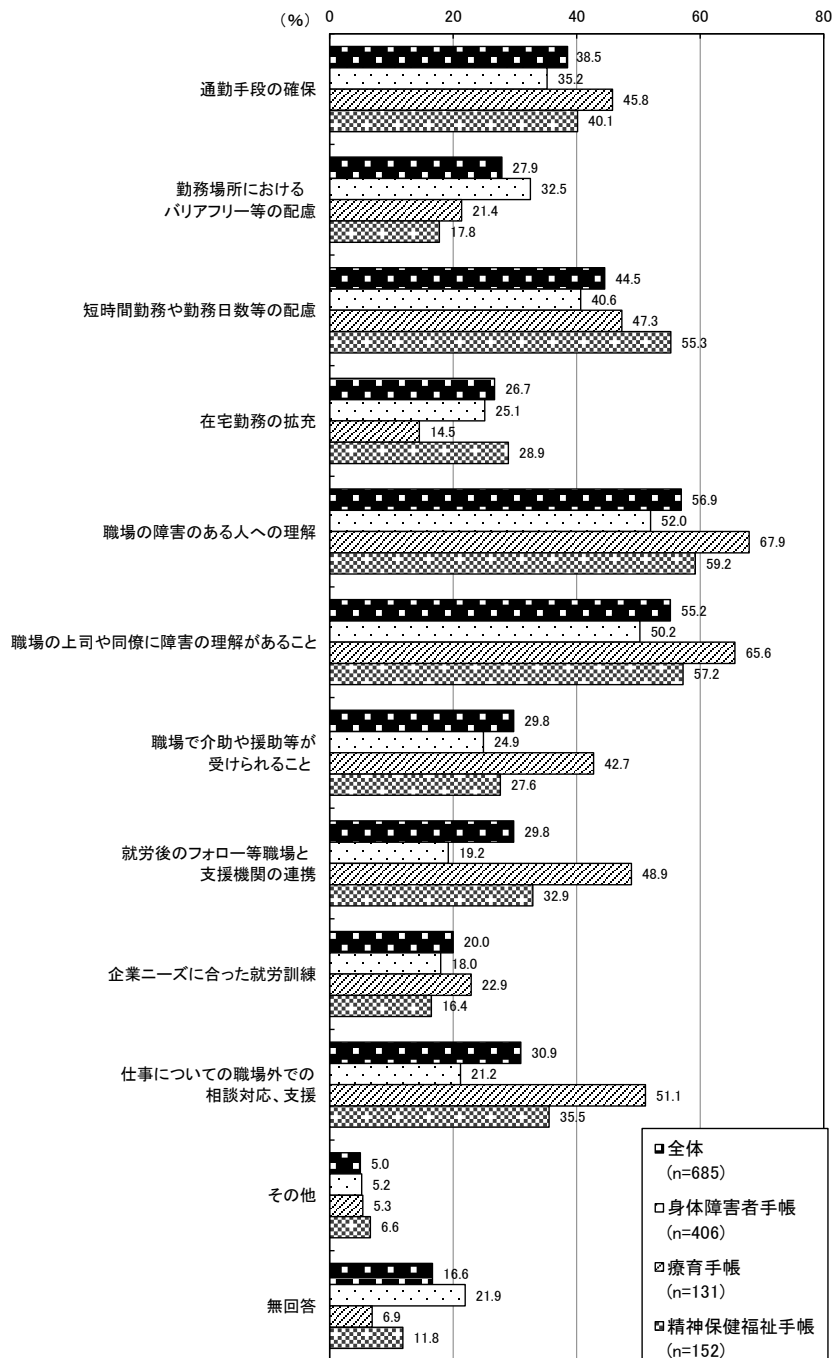
問 30 障害者の就労支援として必要なこと (いくつでも選択可)

あなたは、障害のある人への就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。

障害のある人への就労支援として必要なことについては、全体では「職場の障害のある人への理解」が56.9%で最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が55.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」44.5%となっています。

障害者手帳の状況別にみると、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳それぞれの手帳保持者で「職場の障害のある人への理解」が特に多くなっています。

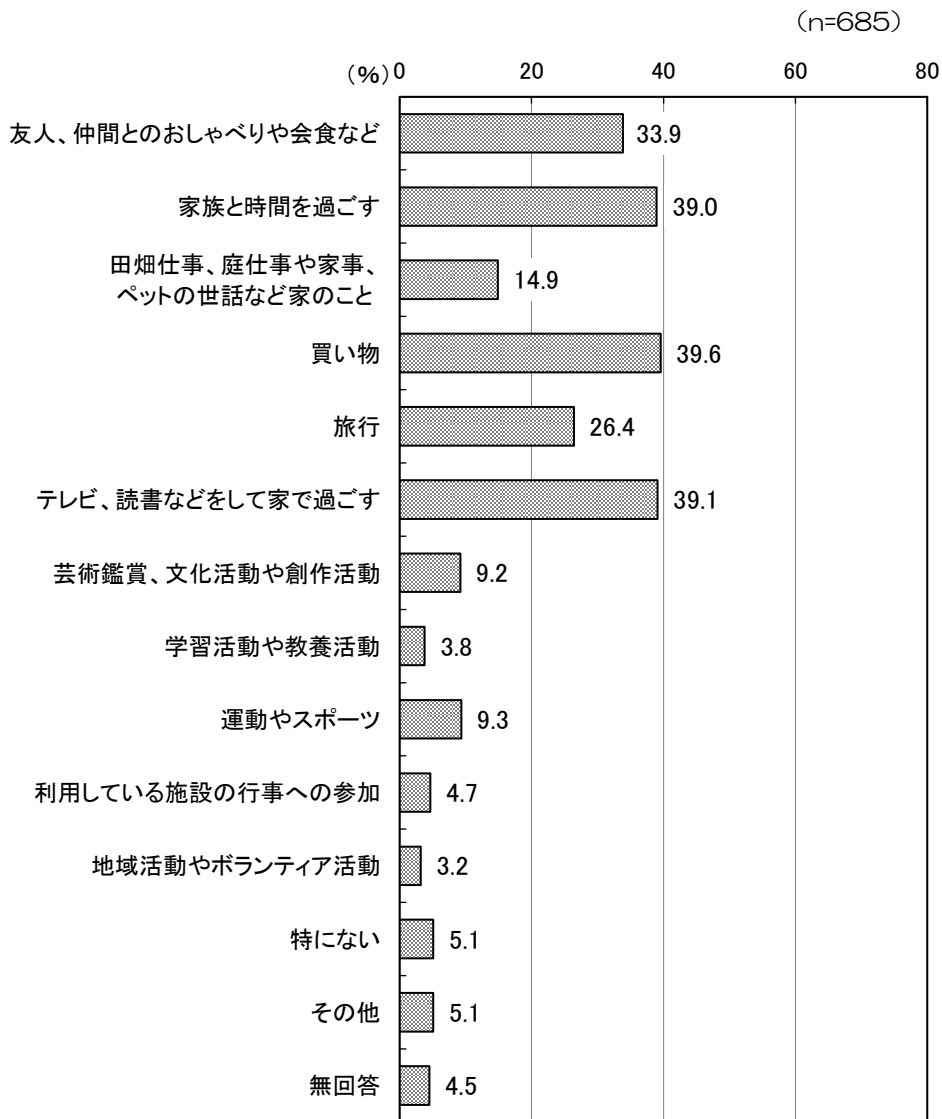
<全体・手帳の状況別>



問31 自由時間にしたいこと (3つまで選択可)

あなたは自由時間に何をしたいですか。

自由時間にしたいことについては、「買い物」39.6%で最も多く、次いで「テレビ、読書などをして家で過ごす」39.1%、「家族と時間を過ごす」が39.0%、「友人、仲間とのおしゃべりや会食など」33.9%となっています。

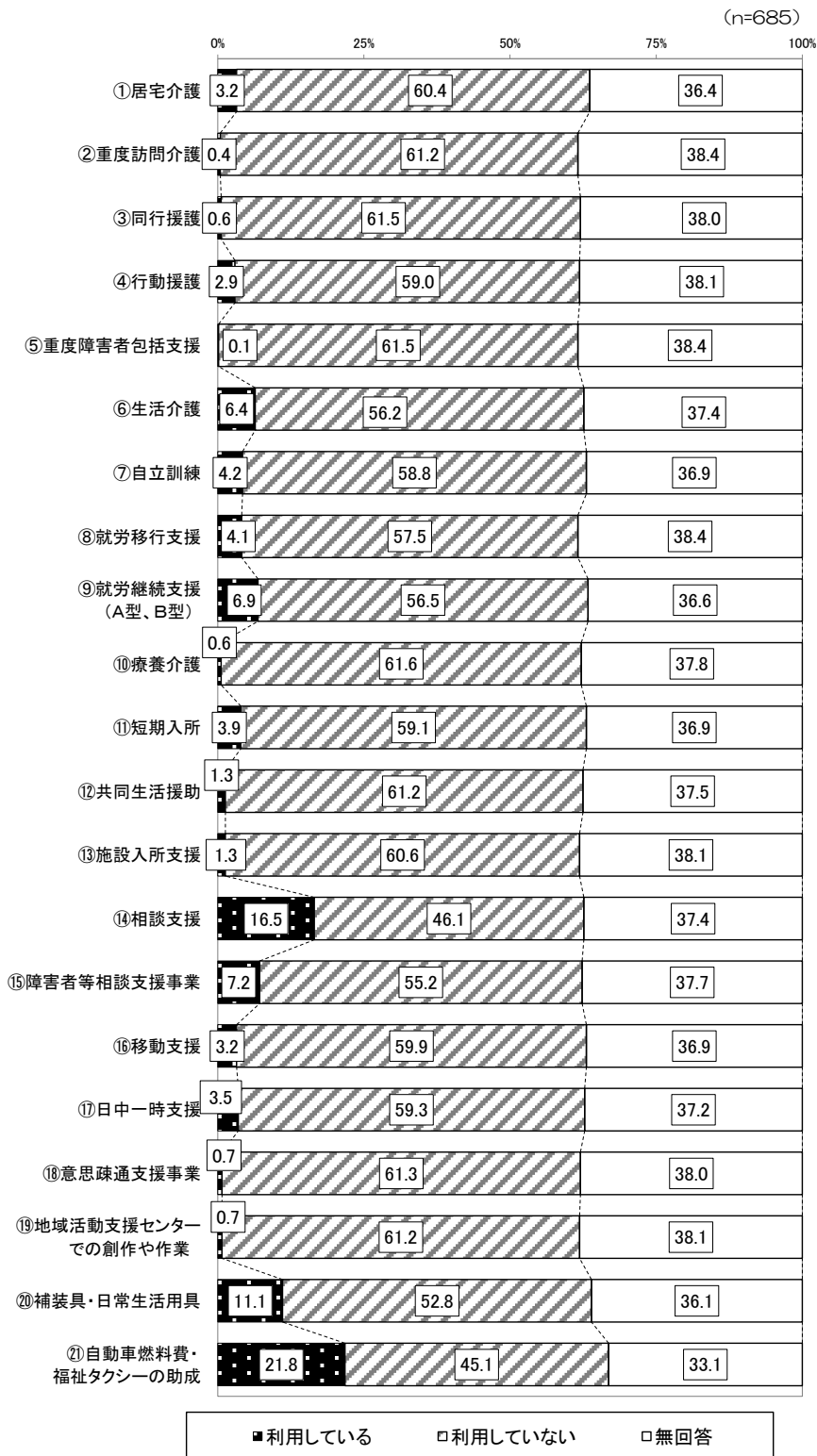


問 36 (1) 障害福祉サービス 利用経験 (それぞれ1つだけ選択)

あなたは次のサービスを利用していますか。

「利用している」の割合が最も高かったのは、「⑳自動車燃料費・福祉タクシーの助成」となっています。

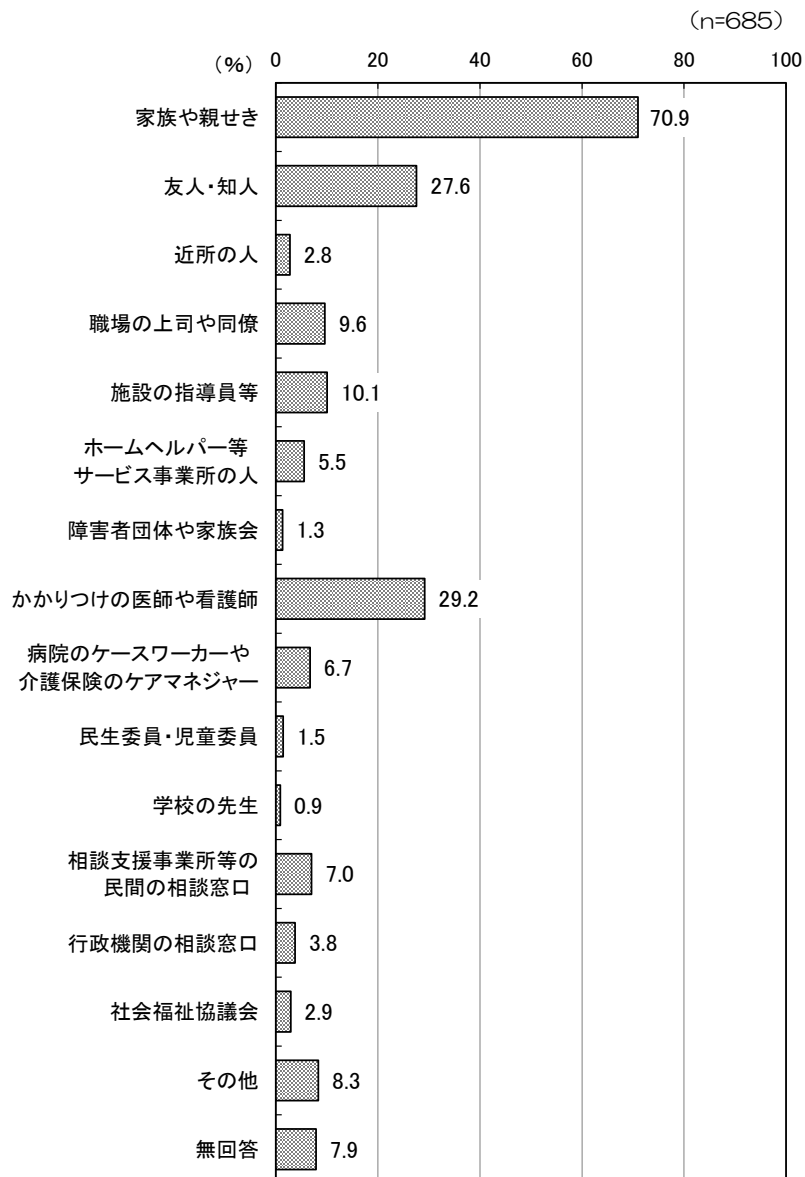
逆に、「利用していない」の割合が最も高かったのは、「⑩療養介護」となっています。



問 38 悩みや困ったことを相談する人 (いくつでも選択可)

あなたは、悩みや困ったことなどをどなたに相談しますか。

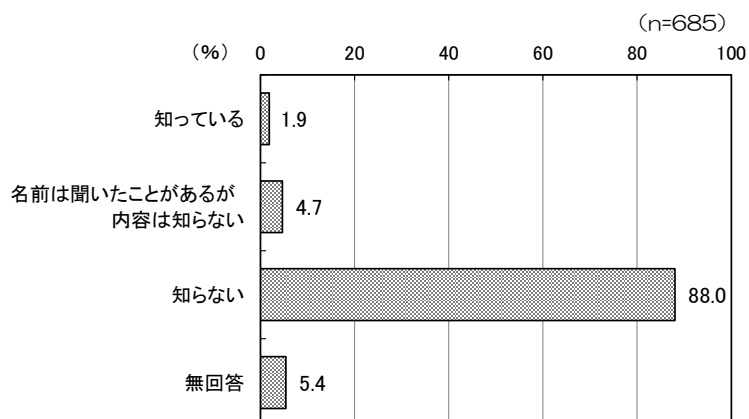
悩みや困ったことなどを相談する人については、「家族や親せき」が70.9%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」29.2%、「友人・知人」27.6%となっています。



問 39 「地域アドボケーター」を知っているか

あなたは「地域アドボケーター」を知っていますか。

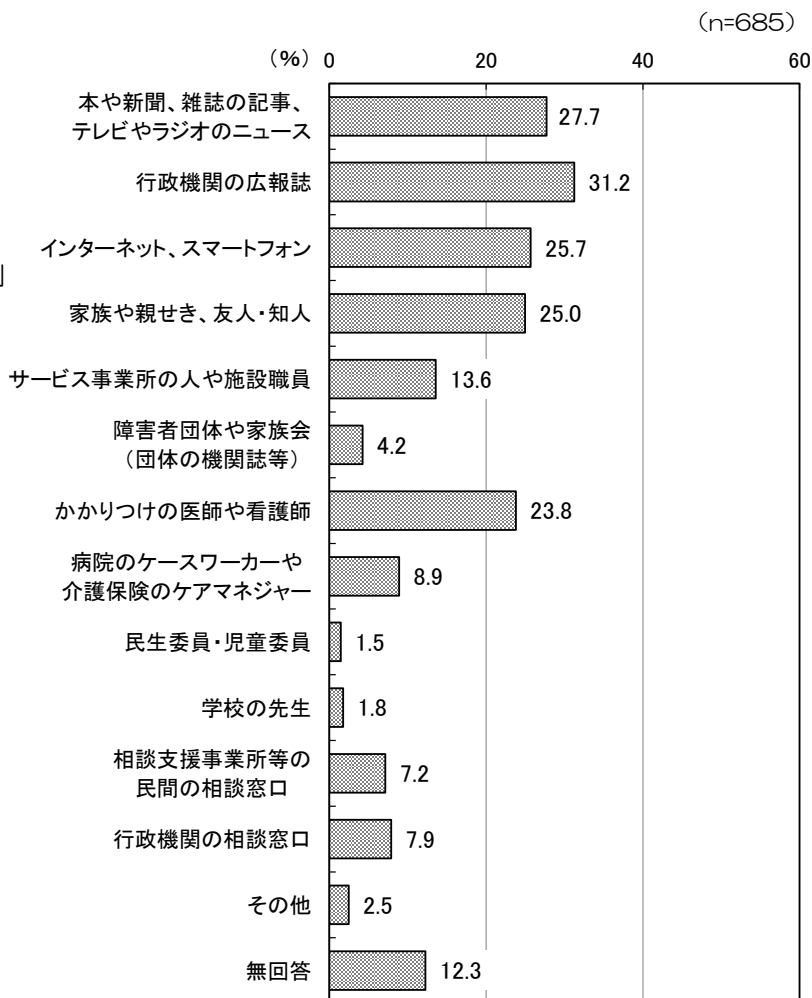
「地域アドボケーター」を知っているかについて、「知らない」88.0%、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない」4.7%、「知っている」1.9%となっています。



問 40 障害や福祉サービスの情報をどこから知るか (いくつでも選択可)

あなたは障害のことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障害や福祉サービスの情報をどこから知るかについては、「行政機関の広報誌」が31.2%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」27.7%、「インターネット、スマートフォン」25.7%、「インターネット、スマートフォン」25.7%となっています。

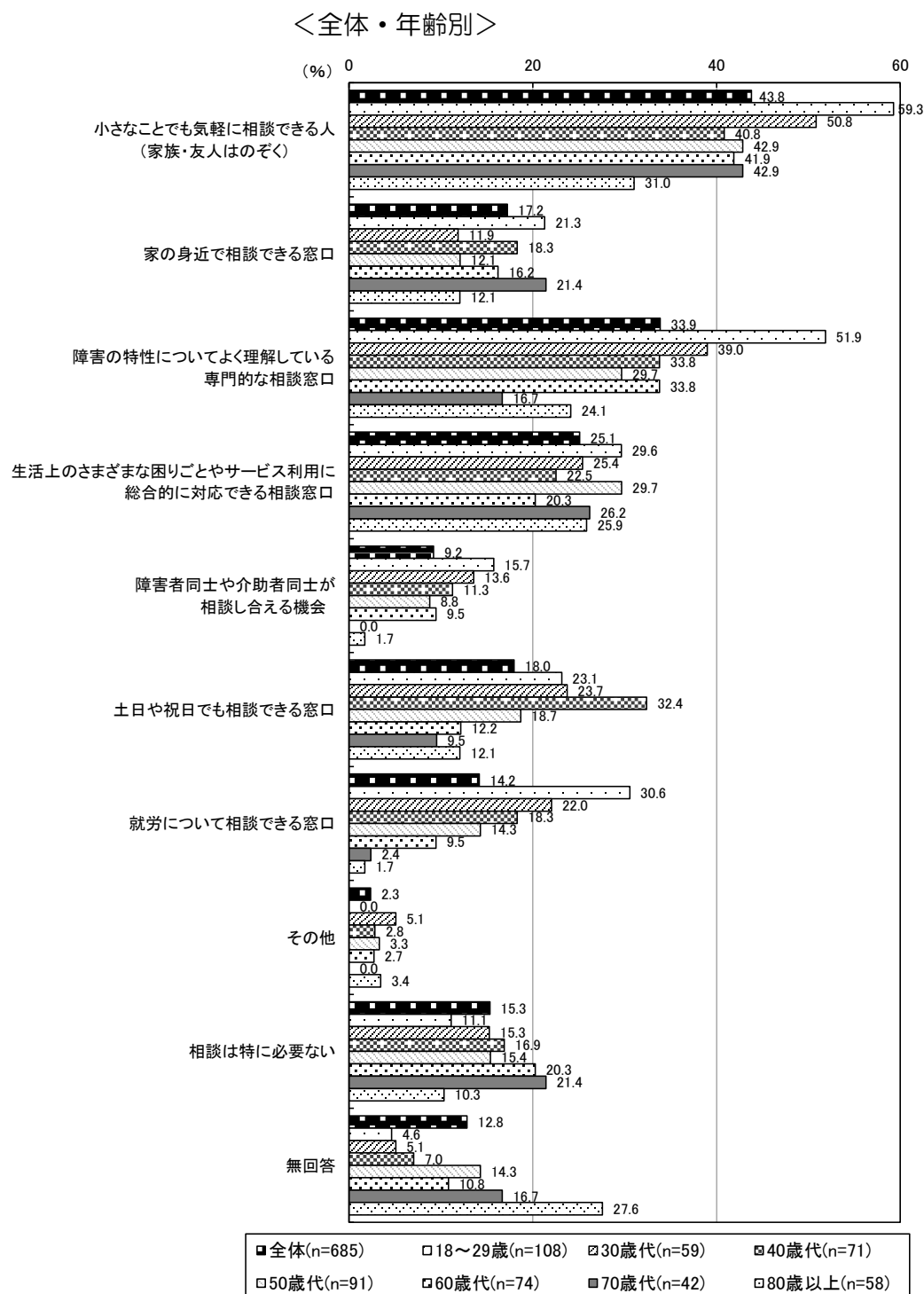


問 41 相談について希望すること (いくつでも選択可)

あなたが相談について希望することは何ですか。

相談について希望することについて、全体では「小さなことでも気軽に相談できる人（家族・友人はのぞく）」が43.8%で最も多く、次いで「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」33.9%となっています。

年齢別にみると、いずれの世代においても「小さなことでも気軽に相談できる人（家族・友人はのぞく）」が最も多くなっています。またほとんどの項目で若い世代のニーズが高い傾向がみられます。

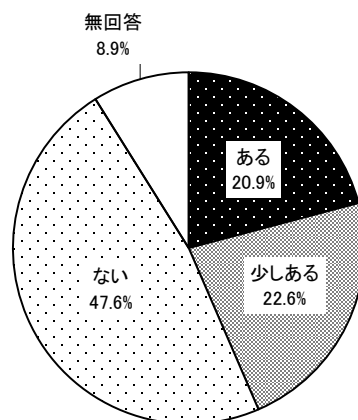


問 43 差別体験の有無 (1つだけ選択)

あなたは、障害のあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。

(n=685)

差別体験の有無については、「ない」が47.6%で最も多いものの、「少しある」22.6%、「ある」20.9%となっています。

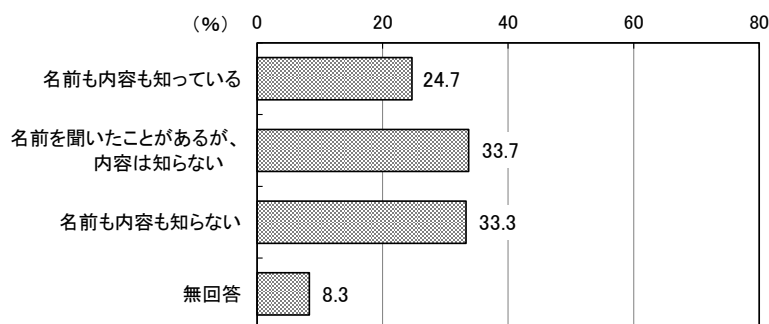


問 45 成年後見制度を知っているか (1つだけ選択)

成年後見制度についてご存じですか。

(n=685)

成年後見制度を知っているかについては、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が33.7%で最も多く、次いで「名前も内容も知らない」が33.3%、「名前も内容も知っている」は24.7%となっています。

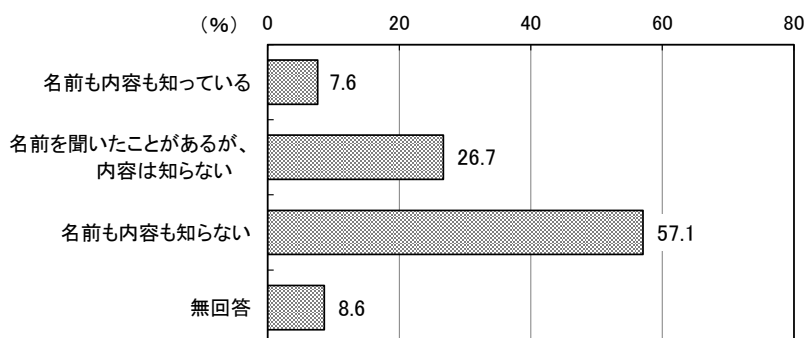


問 46 地域福祉権利擁護事業を知っているか (1つだけ選択)

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)についてご存じですか。

(n=685)

地域福祉権利擁護事業を知っているかについては、「名前も内容も知らない」が57.1%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」26.7%、「名前も内容も知っている」は7.6%となっています。

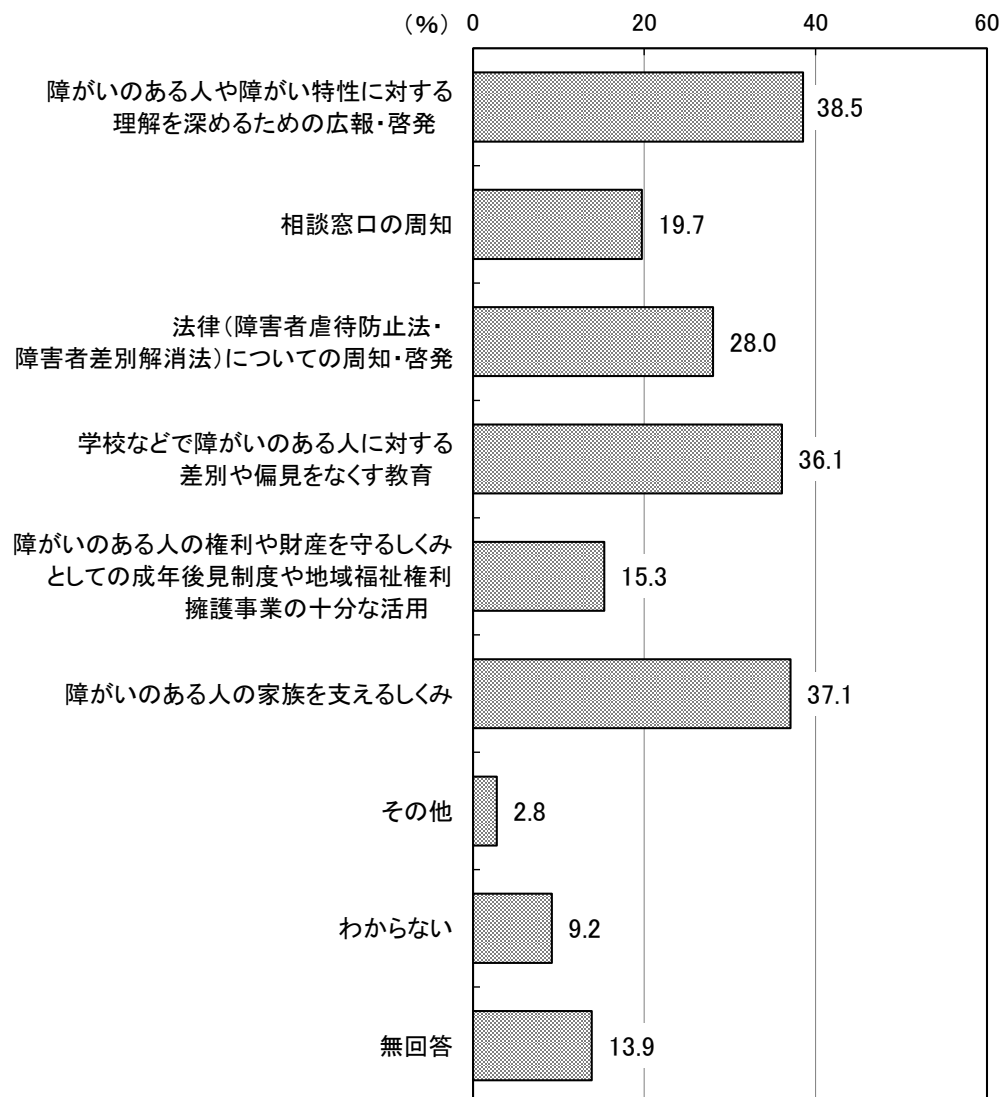


問 49 障がいへの差別をなくすためにどのような取り組みが必要か (3つまで選択可)

障がいのある人への差別や偏見、虐待などの不適切な扱いをなくすために、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。

障がいへの差別をなくすためにどのような取り組みが必要かについて、「障がいのある人や障がい特性に対する理解を深めるための広報・啓発」が38.5%で最も多く、次いで「障がいのある人の家族を支えるしくみ」が37.1%、「学校などで障がいのある人に対する差別や偏見をなくす教育」が36.1%となっています。

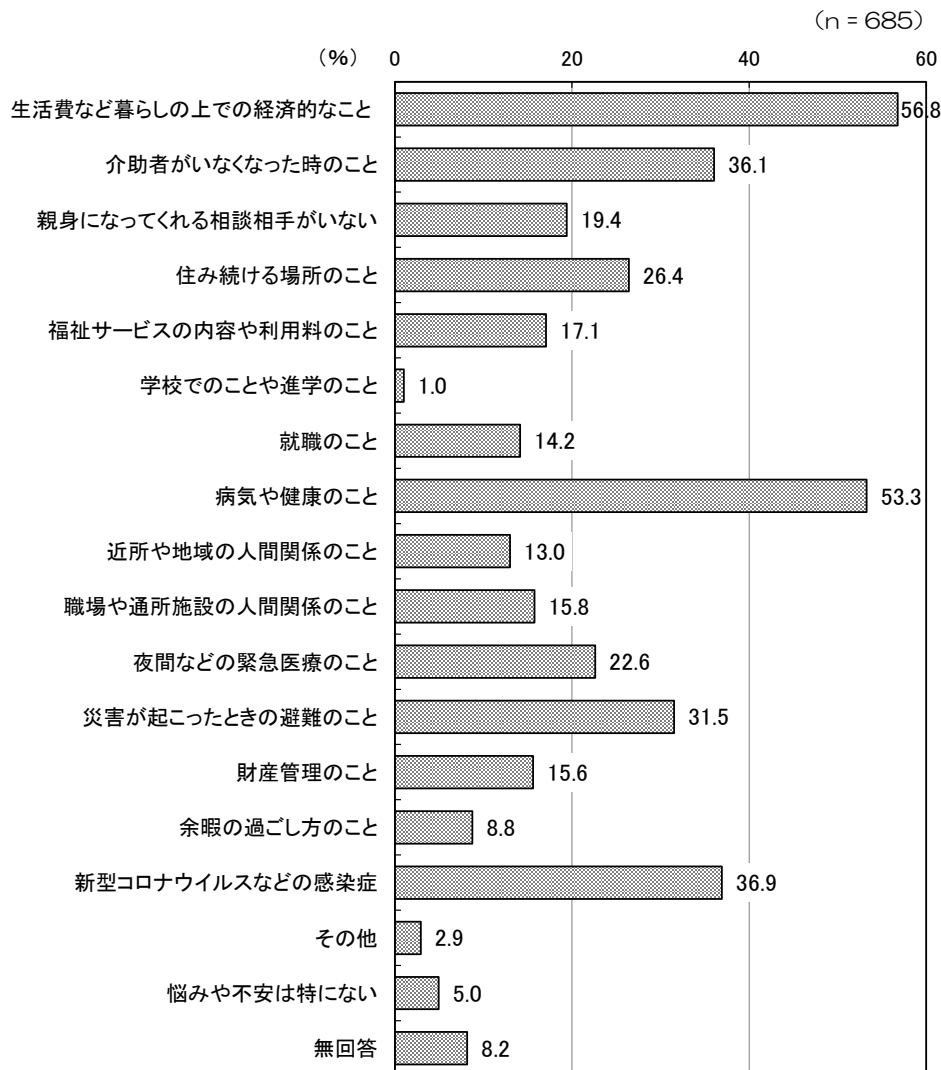
(n = 685)



問 50 将来の生活についての不安 (いくつでも選択可)

将来の生活について、不安となる項目はどのようなことですか。

将来の生活の不安について、全体では「生活費など暮らしの上での経済的なこと」が56.8%で最も多く、次いで「病気や健康のこと」53.3%、「新型コロナウイルスなどの感染症」36.9%となっています。



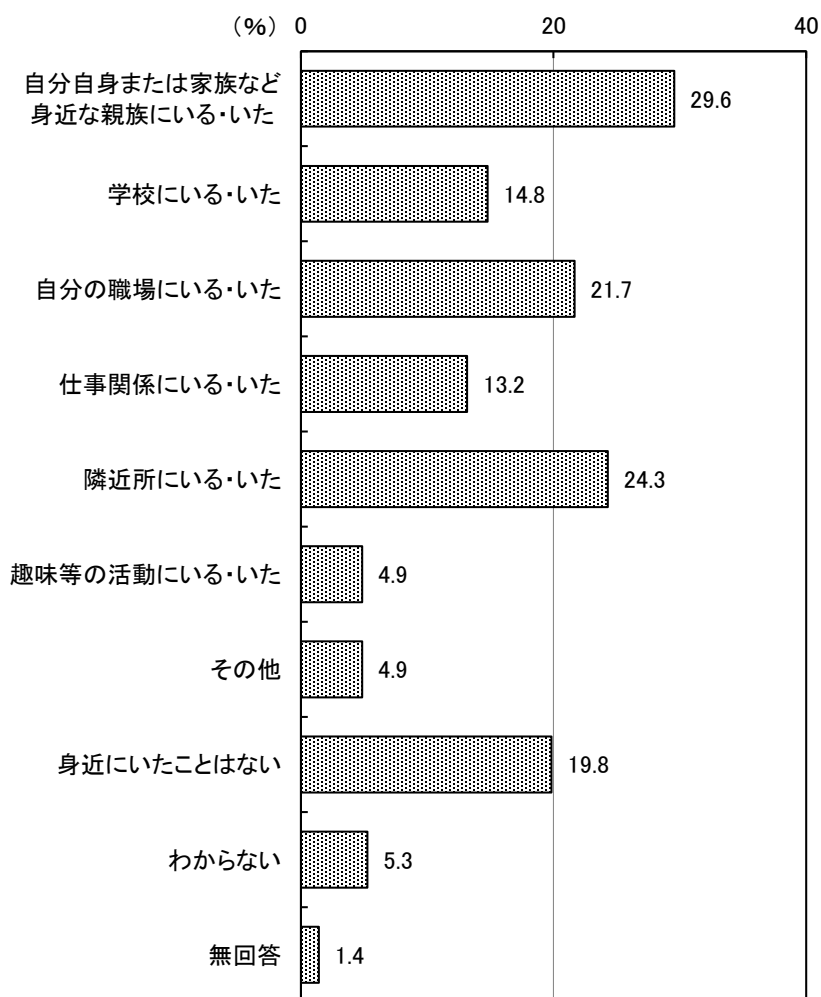
(3) 市民アンケート（18歳以上の一般市民）調査結果（抜粋）

問6 身近に障害のある人がいる（いた）かどうか（いくつでも選択可）

あなたの身近に障害のある人がいますか。また、これまでにいたことがありますか。

身近に障害のある人がいる（いた）かどうかについては、「自分自身または家族など身近な親族にいる・いた」が29.6%で最も多く、次いで「隣近所にいる・いた」が24.3%、「自分の職場にいる・いた」が21.7%となっています。

(n = 494)

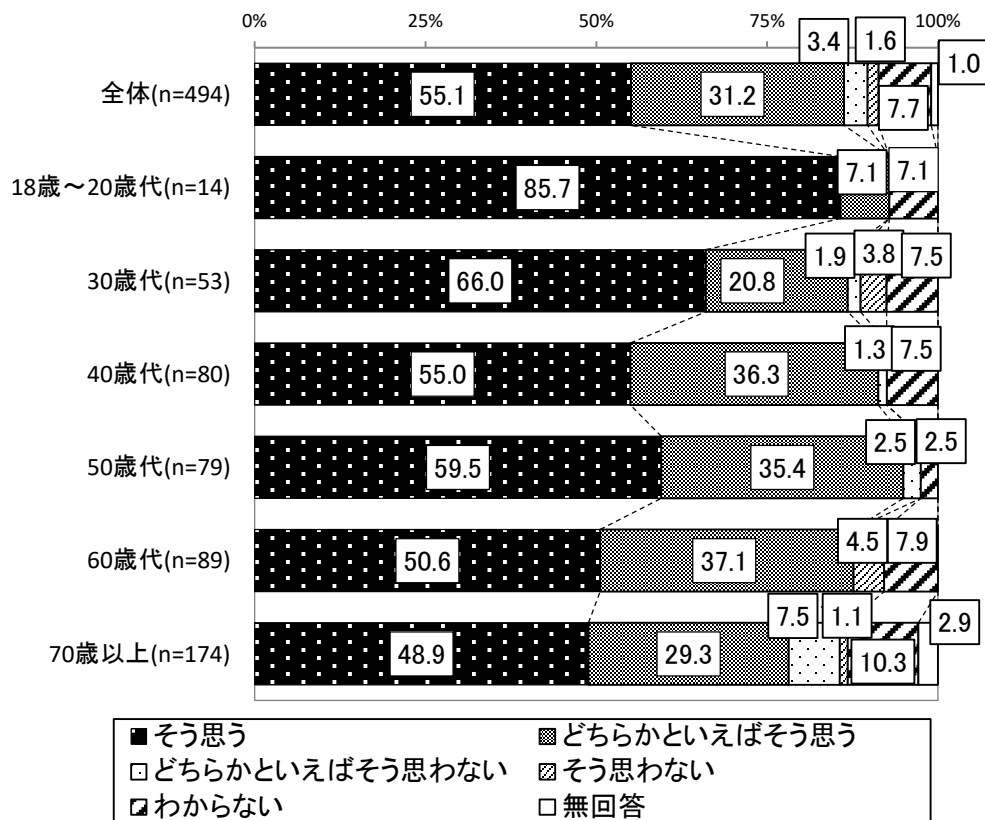


問9 ノーマライゼーションの考え方について (1つだけ選択)

彦根市をはじめ、国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。

ノーマライゼーションの考え方について、全体では「そう思う」が55.1%で最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が31.2%となっています。
 年齢別にみると、ほとんどの年代で「そう思う」が約5割以上となっており、18歳～20歳代では「そう思う」が85.7%と高い割合を占めています。

<全体・年齢別>



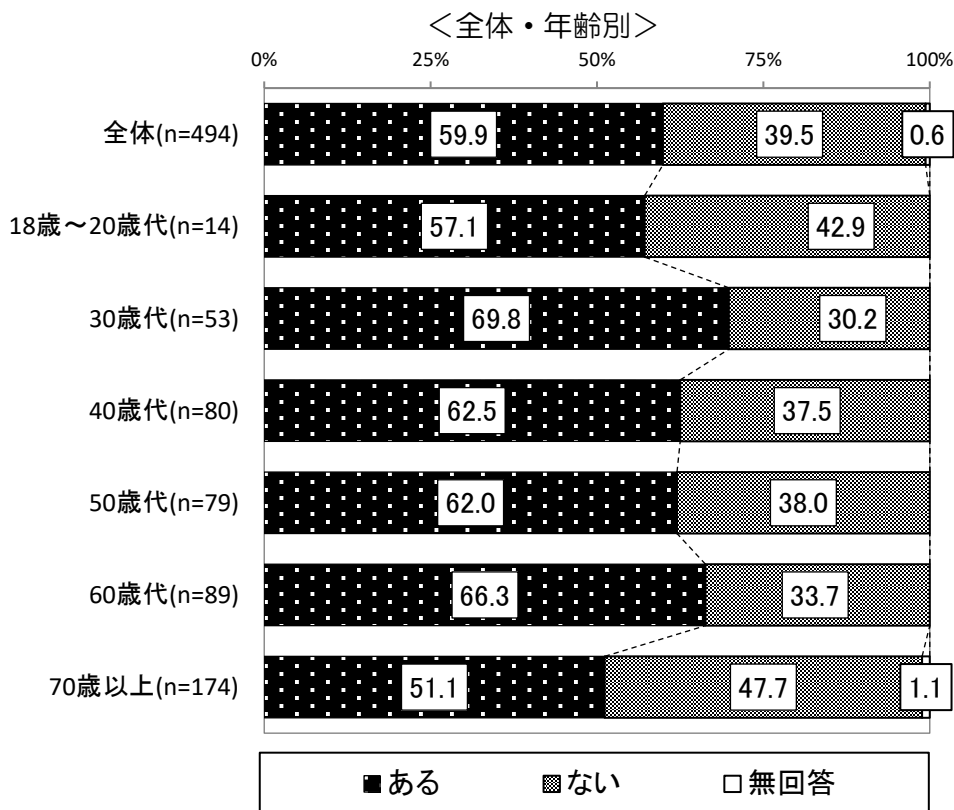
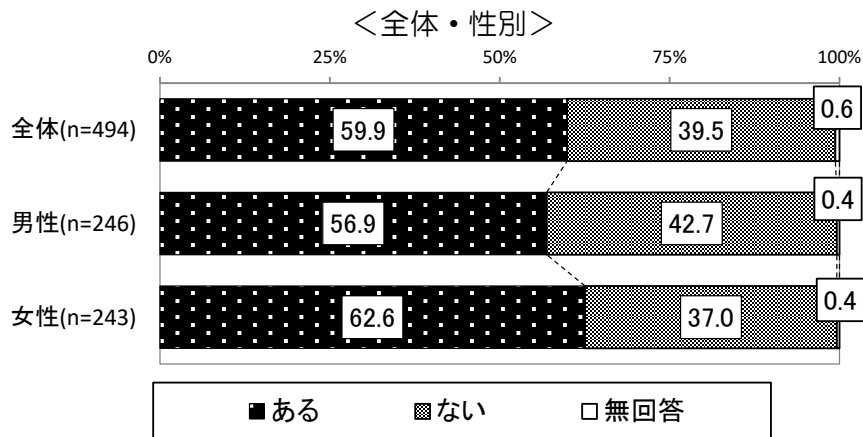
問 10 障害のある人の手助けをしたことがあるか (1つだけ選択)

あなたは、障害のある人の手助けをしたことがありますか。

障害のある人の手助けをしたことがあるかについては、全体では「ある」が59.9%で「ない」が39.5%となっています。

性別で見ると、「ある」が女性で62.6%、男性で56.9%となっています。

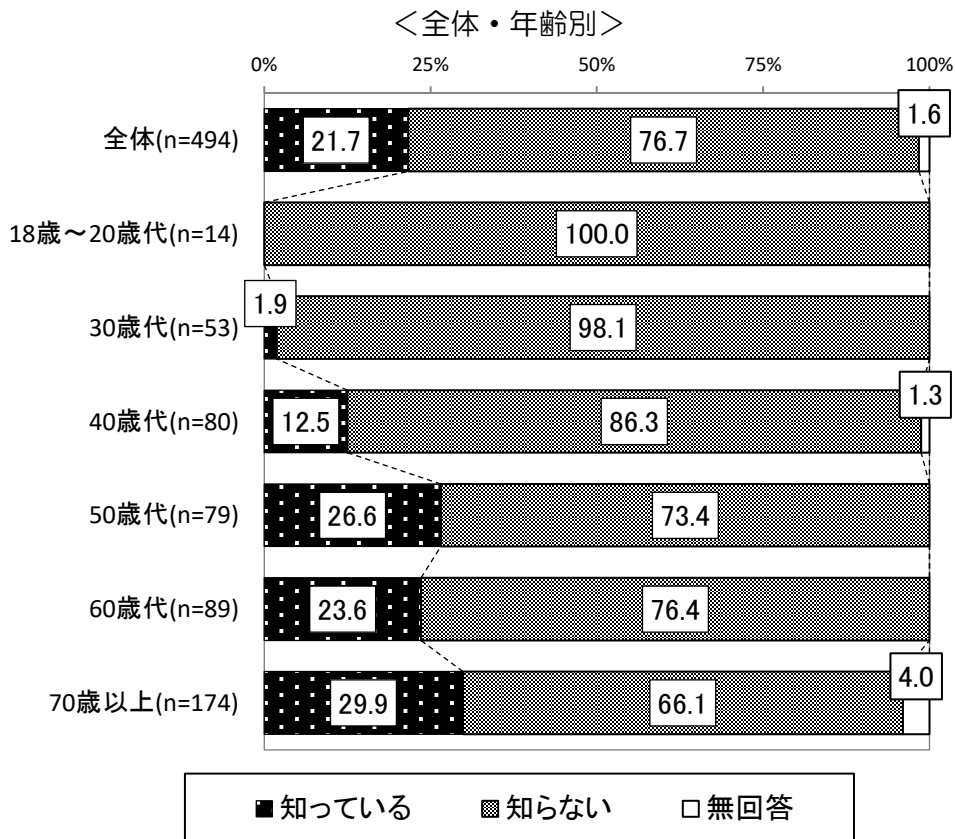
年齢別にみると、すべての年代で「ある」が過半数を占めています。



問 13 地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知っているか (1つだけ選択)

彦根市では、災害時に一人で避難することが困難な人を災害時避難行動要支援者と位置づけ、個別支援計画を策定するなどの対策を進めています。あなたは、ご自分の地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知っていますか。

地域に災害時避難行動要支援者がいるのを知っているかについて、全体で見ると「知らない」が76.7%、「知っている」が21.7%となっています。
年齢別にみると、若い世代ほど「知っている」が少なくなっています。

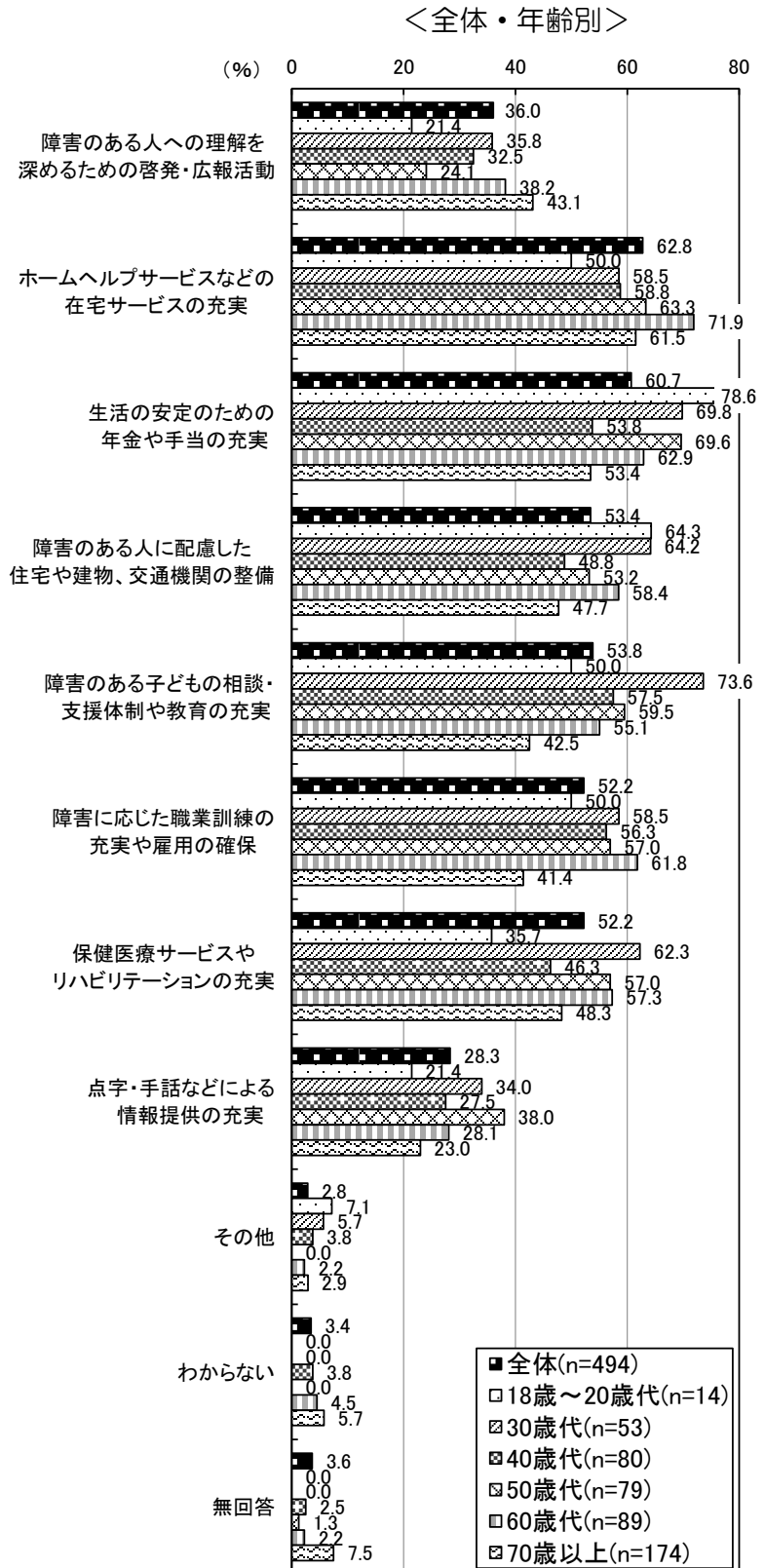


問 20 どのような施策やサービスに力を入れる必要があるか (いくつでも選択可)

中途障害など、だれもがいつ障害者になってもおかしくありませんが、あなたは、障害のある人が安心して暮らせるまちにするために、どのような施策やサービスに力を入れる必要があると思いますか。

どのような施策やサービスに力を入れる必要があるかについては、全体では「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が62.8%と最も多く、次いで「生活の安定のための年金や手当の充実」が60.7%、「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」が53.8%となっています。

年齢別にみると、18歳～20歳代と50歳代では「生活の安定のための年金や手当の充実」が、30歳代では「障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実」が、40歳代、60歳代、70歳代では「ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実」が約6割から8割と高い割合を占めています。



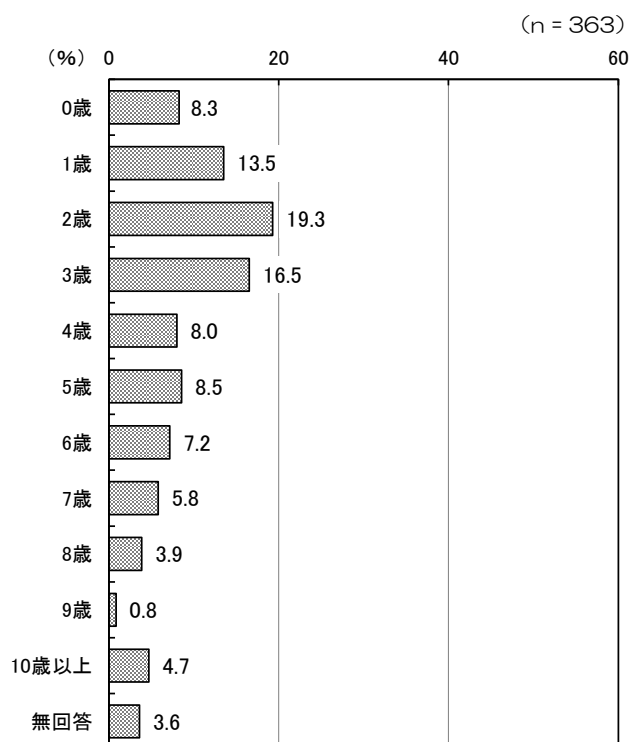
(4) 発達障害のある18歳未満のアンケート調査結果（抜粋）

回答者：子ども（18歳未満）の保護者

問9 お子さんの発達の特徴を最初に心配した年齢（それぞれ1つ選択）

お子さんの発達の特徴を最初に心配されたのはお子さんがいくつの時ですか。年齢をお書き下さい。

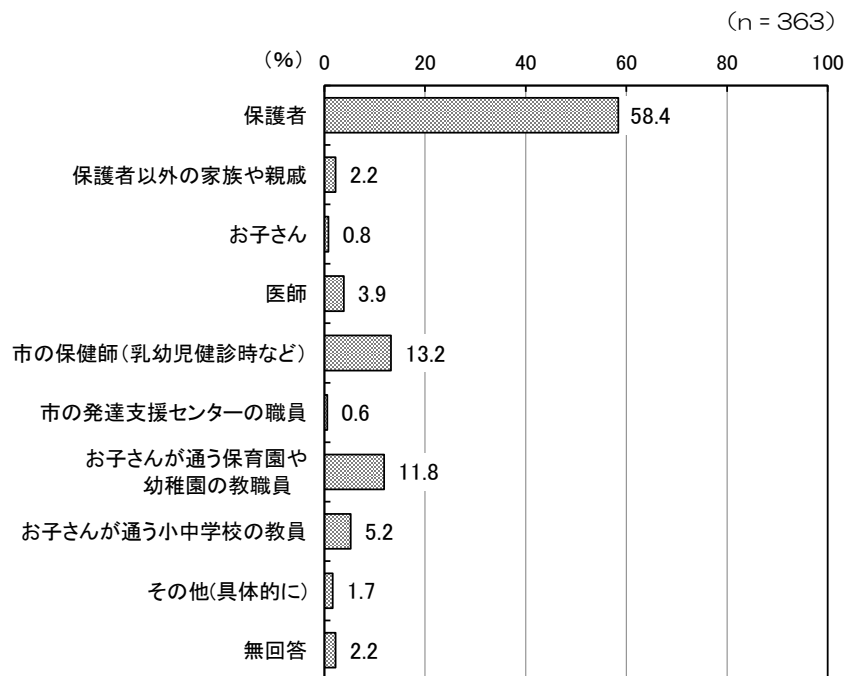
最も多いのは「2歳」19.3%、次いで「3歳」16.5%、「1歳」13.5%などとなっています。



問 10 誰が最初に気づきましたか。 (それぞれ1つ選択)

誰が最初に気づきましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

最も多いのは「保護者」58.4%、次いで「市の保健師（乳幼児健診時など）」13.2%、「お子さんが通う保育園や幼稚園の教職員」11.8%などとなっています。

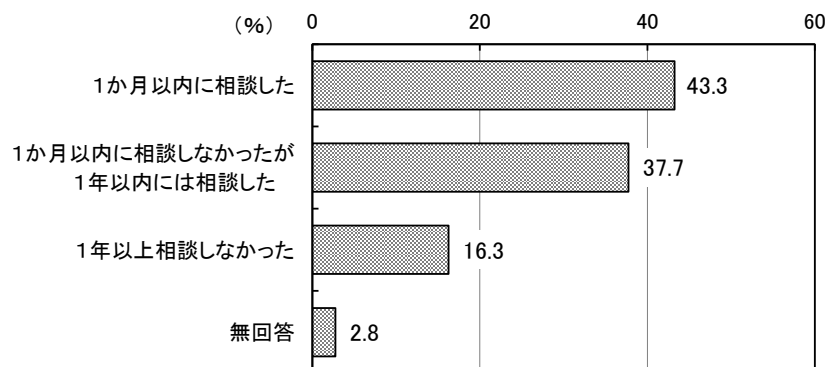


問 11 お子さんの発達の特徴に気づき、すぐに専門機関等に相談したか (それぞれ1つ選択)

お子さんの発達の特徴に気づき、すぐに専門機関等に相談しましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

(n = 363)

最も多いのは「1か月以内に相談した」43.3%、次いで「1か月以内に相談しなかったが1年以内には相談した」37.7%、「1年以上相談しなかった」16.3%などとなっています。

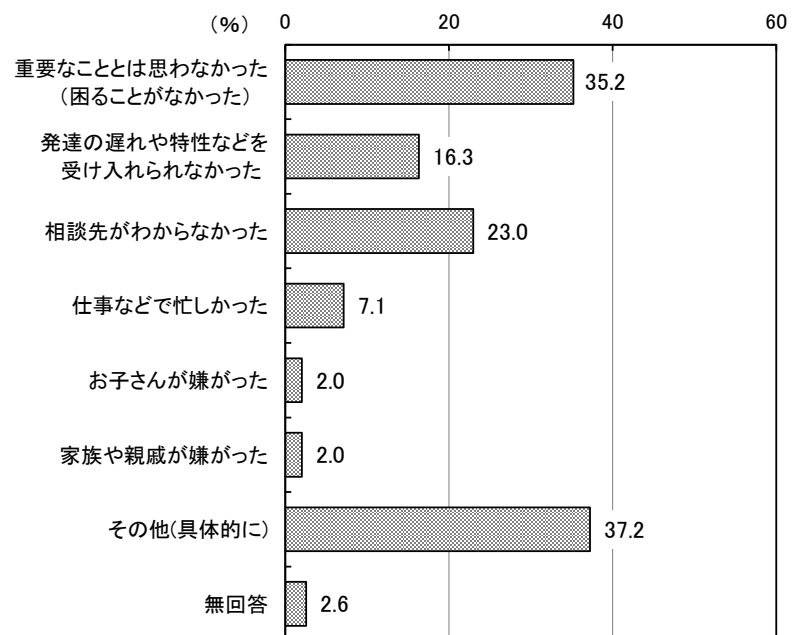


問 12 問 11 で2、3を選んだ方。すぐに相談しなかった理由 (いくつでも選択)

すぐに相談しなかった理由は何でしたか。あてはまる番号にいくつでも○をつけてください。

すぐに相談しなかった理由について最も多いのは「その他(具体的に)」37.2%、次いで「重要なこととは思わなかった(困ることがなかった)」35.2%、「重要なこととは思わなかった(困ることがなかった)」35.2%、「相談先がわからなかった」23.0%、「発達の遅れや特性などを受け入れられなかった」16.3%などとなっています。

(n = 196)



問 12 すぐに相談しなかった理由（その他の意見）

- 本人の個性や性格だと思った
- 言葉のおくれを言われ学校で言葉の教室に通わせていた。専門機関に相談しなくてもそれでいいと思った。
- 学校で仲よし学級にも通っていたので
- 病院に通院していたから
- 発達相談に通っていません
- 2歳半までは待てると思った。友達を噛んでしまうという困りごとだったのでそういう所を避けた。
- 性格とも思っていたから
- 検診まで待っていた
- 個性だと思っていた
- 検診時に予約を取ってもらったが一か月以内だったか覚えていない
- 発育には個人差があると言われたので様子を見ようと思った
- 言葉の遅れが心配で乳幼児健診時から相談していたがはっきりわからなかった
- 病院の予約が2か月先しか取れなかった。
- 学校の判断に任せた
- 幼稚園でする予定だったのでその日を待ちました
- 治療を優先した
- 学校の先生に相談したが発達に問題ないと言われた
- 保育園や健診時「ゆっくりさん」で見守ると言われたから
- 転居のために、相談のタイミングをのがした
- 本人の個性や性格だと思った
- 定期健診で言おうと思ったので
- 学校での検査を待っていた
- 幼稚園の担任の先生が大丈夫と言っていたから
- 専門機関の予約が1ヶ月以上取れなかった
- 兄弟に支援の必要な子供が居たため様子をみながらの相談にしていた
- 二人目妊娠でつわりがひどかったため
- 家族に否定された
- 保育園の先生も気に掛けていてくれて、色々相談にのってくれ、検査など手続きをしてくれていた
- まだ幼いからかな？と思い様子を見守っていました
- 相談先の予約が1ヶ月以上先に
- 自分が心配症、神経質と言われるのが嫌だった
- 保育園に入ってから相談しようと思っていたから
- もう少し様子を見ようと思った

2 彦根市障害者福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 彦根市総合計画に基づき障害福祉の推進に関する総合的な施策および重要事項について、各団体、各機関その他市民を代表する者から意見を聴取し、審議するため、彦根市障害者福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 推進会議は、20人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)市民
- (2)障害者団体および社会福祉団体
- (3)障害福祉に関し学識または経験を有する者
- (4)障害福祉の事業に従事する者
- (5)関係行政機関
- (6)その他市長が必要と認めたる者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員および任務)

第4条 推進会議に会長および副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、専門の事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者および障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

3 市長は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときに、専門委員の職を解くものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この告示は、昭和 57 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 10 月 3 日告示第 70 号)

この告示は、平成 3 年 10 月 3 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 5 月 2 日告示第 96 号)

この告示は、平成 14 年 5 月 2 日から施行し、改正後の彦根市障害者福祉推進会議設置要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 18 年 3 月 10 日告示第 46 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 4 月 25 日告示第 86 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

付 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 83 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

3 彦根市障害者福祉推進会議委員等名簿

(1) 障害者福祉推進会議 委員

(50音順)

所属団体等	氏名	備考
彦根市社会福祉協議会	青木 善美	
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	小川 昌美	
LAPLUS共育センター	小野 幸弘	
彦根市身体障害者更生会	岸田 清次	副会長
滋賀県立甲良養護学校	岸田 雅信	
集まろう会(彦根市精神障害者家族会)	北村 一男	
公募市民	黒澤 次朗	
彦根市聴覚障害者協会	小林 勝一	
社会福祉法人 青い鳥会	角野 光弘	
彦根市民生委員児童委員協議会連合会	瀧波 博之	
NPO法人彦根育成会	辻 桂司	
公募市民	辻 淳一	
基幹相談支援センター	堤 俊博	
滋賀県立大学講師	中村 好孝	会長
権利擁護サポートセンター	野瀬 純一	
NPOぽぽハウス	藤澤 聡	
彦根医師会	永濱 隆	
彦根市肢体不自由児(者)父母の会	山内 洋子	
彦根市視覚障害者協会	山野 勝美	

(2)障害者福祉推進会議 専門委員会委員

(50音順)

所属団体等	氏名	備考
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	小川 昌美	
集まろう会(彦根市精神障害者家族会)	奥村 ますみ	
彦根市肢体不自由児(者)父母の会	神崎 美津枝	副委員長
彦根市身体障害者更生会	岸田 清次	
滋賀県立甲良養護学校	岸田 雅信	
湖東地域障害者自立支援協議会地域移行部会	木村 和弘	
彦根市聴覚障害者協会	小林 勝一	
湖東地域障害者自立支援協議会重心部会	柴田 恵子	
彦根市視覚障害者協会	中村 いおり	
滋賀県立大学講師	中村 好孝	委員長
NPO法人彦根育成会	西田 信子	
湖東地域障害者自立支援協議会児童部会	三上 光世	
湖東地域障害者自立支援協議会労働部会	椋梨 純子	
湖東地域障害者自立支援協議会居宅サービス部会	村元 ひとみ	
湖東地域障害者自立支援協議会行動障害部会	守時 康裕	
基幹相談支援センター	吉川 知則	

(3) 発達支援専門委員会 委員

(50音順)

所属団体等	氏名	備考
彦根市社会福祉協議会	青木 善美	
すこやか・あんしんセンター明日香	伊吹 香代子	
地域生活支援センター まな	岩下 友香	
彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップアップ21	上田 慈恵	
滋賀県発達障害者支援センター	宇野 正信	副委員長
彦根公共職業安定所	太田 隆太郎	
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	小川 昌美	
彦根市教育研究所	粕淵 佐都子	
彦根市子ども・若者総合相談センター (特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀)	朽木 弘寿	
彦根市特別支援教育推進委員会	辻 桂司	
滋賀県湖東健康福祉事務所	富田 紘子	
公立大学法人 滋賀県立大学	中村 好孝	委員長
彦根市少年センター	疋田 房代	

4 ひこね障害者まちづくりプラン策定経緯

1 彦根市障害者福祉推進会議

(1) 令和2年7月17日 第1回 会議

- ・委員委嘱、委員・事務局紹介（各委員名簿）
- ・彦根市障害者福祉推進会議設置要綱について
- ・会長、副会長の選出
- ・彦根市障害者計画について
- ・策定スケジュール（案）について
- ・アンケート調査の実施について

(2) 令和2年10月1日 第2回 会議

- ・第4期彦根市障害者計画の事業進捗状況について
- ・福祉に関するアンケート調査結果の概要について
- ・意見交換他

(3) 令和2年10月29日 第3回 会議

- ・第6期彦根市障害者福祉計画にかかる障害福祉サービスの見込量について
- ・意見交換他

(4) 令和3年2月18日 第4回 会議

- ・パブリックコメントからの修正等について
- ・「意見の概要および市の考え方（案）」、「素案差替」について
- ・最終とりまとめ

2 彦根市障害者福祉推進会議・専門委員会

(1) 令和2年7月17日 第1回 会議

- ・委員委嘱、委員・事務局紹介（各委員名簿）
- ・彦根市障害者福祉推進会議設置要綱について
- ・会長、副会長の選出
- ・彦根市障害者計画について
- ・策定スケジュール（案）について
- ・アンケート調査の実施について

(2) 令和2年10月23日 第2回 会議

- ・第4期彦根市障害者計画の事業進捗状況について
- ・福祉に関するアンケート調査結果の概要について
- ・意見交換他

(3) 令和2年10月29日 第3回 会議

- ・第6期彦根市障害者福祉計画にかかる障害福祉サービスの見込量について
- ・意見交換他

(4) 令和3年2月18日 第4回 会議

- ・パブリックコメントからの修正等について
- ・「意見の概要および市の考え方（案）」、「素案差替」について
- ・最終とりまとめ

3 彦根市障害者福祉推進会議・発達支援専門委員会

(1) 令和2年7月29日 第1回 会議

- ・委員委嘱、委員・事務局紹介（各委員名簿）
- ・彦根市障害者福祉推進会議設置要綱について
- ・計画の位置付けと見直し、策定方針について
- ・策定スケジュール
- ・アンケート調査の実施について
- ・ひこね障害者まちづくりプラン令和元年度進捗状況について
（第4期彦根市障害者計画 第3節進捗状況）
- ・意見交換他

(2) 令和2年12月1日 第2回 会議（合同会議）

- ・ひこね障害者まちづくりプラン（素案）について
- ・発達支援センターにおける取組について（啓発等）
- ・意見交換他

5 用語説明

50 音順

あ	
アクセシビリティ	年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
一般就労	雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。
インクルーシブ	「包括的な」「包み込む」という意味。「インクルーシブ教育」の導入により、就学先決定の仕組みや、通常学級で障害のある子どもも学べる環境整備が進んだ。
インクルーシブ教育システム	障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的および身体的な能力等を、可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的としている。
インクルージョン	「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育および福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。
インフォーマルサービス	公共機関やサービス提供事業者が行うサービスでなく、知人、近隣、ボランティアなどの支え合いによる援助。
NPO（エヌピーオー）	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う非営利組織・団体。（Nonprofit Organization）
SW（ソーシャルワーカー）	生活上困っている人や不安を持っている人、社会的に弱い立場にいる人々に対して様々な知識や技術をもってよりよい生活ができるように援助する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士という国家資格の有資格者の総称。（Social Worker）
淡海ひゅうまんねっと	県社会福祉協議会の設置する「権利擁護センター・高齢者総合相談センター」。自らの判断能力が不十分なため、財産や身上監護（医療、住宅、介護、教育等本人の身上面に関する保護）などに関する権利を行使することが困難な認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等の権利擁護に関する相談に対応し、問題解決までの社会的支援を行うとともに、高齢者等が抱える福祉、保健、医療等に係る各種の心配ごと、悩みごと等に総合的、一体的かつ迅速に対応する機関。運営主体は、滋賀県社会福祉協議会。
か	
彦愛犬地域障害者生活支援センター「ステップアップ21」	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体、その他の状況及びそのおかれている環境にに応じて、生活全般にわたる援助を行う。また地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める施設。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域で障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をするとともに、障害のある人等の権利の擁護のために必要な援助や成年後見制度の利用援助など、総合的に相談支援を行う機関。
共生社会	障害の有無にかかわらず、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

強度行動障害	環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には、多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃（噛みつきなど）・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合をさす。
ケアマネジメント	介護や援助を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつけるための調整を図り、総合的、継続的なサービス提供を確保していく援助方法。
「健康福祉サービス自己評価」制度	「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組みにより、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的とする。
言語聴覚士	音声機能や言語機能、摂食・嚥下機能、聴覚に障害のある人に対し、その機能の維持向上を図ることと言語訓練その他の訓練やこれに必要な検査および助言、指導その他の援助をおこなう専門職。
権利擁護	認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障害のある人の人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。
権利擁護センター	障害者虐待に対応するとともに、市町ごとに設置された「障害者虐待防止センター」の相互連絡の調整や情報提供、助言などを行うために、障害者虐待防止法第36条に基づき設置する機関。障害のある人や高齢者が安心して暮らすための相談窓口で、暮らしや福祉、虐待など権利擁護に関するさまざまな相談に応じ、権利擁護を推進する関係機関や市町行政の各相談窓口と連携・協働している。
高次脳機能障害	脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）、感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害を指す。外見から障害を見極めるのは非常に困難で、本人が自覚していない場合も多い。
コーディネート	地域資源や人材を調整・活用すること。
湖東地域障害者就業・生活支援センター （働き・暮らしコトー支援センター）	障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に応じ、「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援を行う。
湖東地域自立支援協議会	湖東地域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の1市4町「湖東福祉圏域」）に居住する身体・知的・精神などに障害のある人や子どもが地域で安心して生活できるよう支援し、かけがえのない個人として尊重され、社会参加を促進し、障害の有無によって分け隔てられない共生する社会を実現するため、福祉・保健・医療・教育・就労等の各種サービスを総合的に調整、推進することを目的として、平成18年4月から設置された機関。
湖東地域リハビリ推進センター	湖東地域の1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）が共同で設置。「湖東地域リハビリ推進センター」では、介護予防の視点を中心に、リハビリテーションを必要とする人が、より身近な地域や家庭で自立した生活が送れるよう、リハビリ専門職が実践的にかかわるしくみづくりを進めている。
ことばの教室	ことばに問題のある児童が、通常学級に通いながらことばの指導を受けるときに通う学級。
個別の指導計画	障害のある幼児や児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児や児童・生徒一人ひとりについて作成した支援計画。

さ	
災害時避難行動要支援者支援制度	災害が発生したときなど、自力で避難することが困難な一人暮らしの高齢者や障害のある人（避難行動要支援者）にあらかじめ同意のうえ、避難行動要支援者名簿に登録してもらい、その情報を元に地域の（支援者・関係機関）で情報を共有し、災害時の情報伝達や避難誘導などが迅速・的確にできるような体制を整える制度。
作業療法士	各種作業活動を主な治療手段として用い、障害のある人の心身の機能回復・維持を目的として行うリハビリテーション・サービスの専門職。
サポートファイル	支援者間の連携と計画的で継続的な支援に活用することを目的に、障害のある子どもの成長や障害特性、支援経過などの情報を保護者または関係者が記録し保管するファイル。 ※彦根市のサポートファイルは 相談支援ファイル「絆」である。
支援費制度	障害者福祉において平成 15 年度から開始された制度で、それまでの措置制度と異なり、利用者がサービスを選択し契約することになった。平成 18 年度からは障害者自立支援給付になった。
(NPO 法人)滋賀県社会就労事業振興センター	就労支援事業所等における事業を振興することで、障害のある人の就労の場の確保等を図るため、製品の開発や販路の拡大、あっせん、普及等の事業を行うセンター。
指定相談支援事業所 (指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所)	障害のある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害福祉サービス等の利用に関してサービス利用計画を作成し(指定特定相談支援事業所)、また施設・病院から地域移行のための相談や支援、地域移行後の相談や支援を行い(指定一般相談支援事業所)報酬を受けることができる障害者総合支援法の指定を受けた事業所。
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等必要な支援を行う。
児童発達支援センター	通所支援のほか、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行う等、地域の中核的な療育支援施設のこと。
児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や各施設及び事業に関する基本原則を定める日本の法律。「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 6 月 3 日に公布された。 (平成 30 年度から施行)
自閉症	発達障害の一種。先天的な原因から、対人関係の特異性、コミュニケーションの障害、過度なこだわりを有する症状がある。
社会福祉士	専門的知識および技術をもって社会福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。
社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるもの(社会における事物、制度、慣行、観念など)。
重症心身障害者	重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している障害のある人。
重症心身障害者通園施設	障害に起因する問題(てんかん等)やさまざまな健康的な問題をもつ場合が多い重症心身障害のある人(子ども)のため、医療・看護、介護、リハビリテーション、療育を合わせて行う施設。
障害者委託訓練	障害のある人が就労に必要な基礎的な知識や技能を習得するため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な就労や教育の現場で障害のある人の職業訓練を行う事業。
障害者虐待防止法	障害のある人を虐待から守るために、障害のある人が尊厳をもって生活し、自立や社会参加を目指すことを目的として制定された。障害のある人の家族など養護者への支援促進も盛り込まれている。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

障害支援区分	障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを、6段階の区分によって示すもの。区分に応じたサービスの利用が可能となる。
障害者試行雇用（トライアル雇用）	障害のある人に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害のある人を試行的に雇用し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。有給の有期契約による試験的な雇用。
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
障害者週間	国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までの1週間設定されている。
障害者生活支援センター	障害のある人やその家族を支援し、地域で自立した生活をするために必要なサービスが受けられるように支援する施設で、障害福祉サービスの利用に関する情報提供および利用援助、社会資源を活用するための支援、自立した生活をする力をつけるための自立生活支援プログラムの提供や専門機関の紹介など総合的な支援を行う。
障害者就業・生活支援センター	障害のある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と都道府県から事業を委託された法人が運営している。
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害のある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律で、身体障害のある人又は知的障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置、その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害のある人の職業の安定を図ることを目的としている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
情緒障害	情緒障害とは病気や身体的には問題が無く、社会や対人等の心理的な要因により感情や気分がコントロールできなくなり、日常生活を送ることに対して支障が出てしまう状態。
職業リハビリテーション	職業に就くために必要な訓練全般に加え、就労支援も含む全体を広い意味で職業リハビリテーションと呼ぶ。
職場適応援助者（ジョブコーチ）	障害のある人の職場環境等への適応を支援する指導員で、障害のある人と一緒に働いてサポートしたり、職場内の人間関係の調整等を行う。
自立支援医療（育成医療）	身体に障害のある18歳未満の児童が、身体の機能障害を除去、または軽減し日常生活に適應するように改善する医療。
自立支援医療（更生医療）	18歳以上の障害のある人の障害を除去または軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療。
自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者通院医療公費負担制度。通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。
スペシャルオリンピックス（SO）	知的障害のある人の自立や社会参加を目的として、日常的なスポーツプログラムや、成果の発表の場としての競技会を提供する国際的なスポーツ組織。いつもどこかで活動しているということから、Special Olympics と複数形になっている。
精神保健福祉士	精神障害のある人の保健および福祉に関する専門的知識と技術をもって、精神障害のある人の社会復帰に関する相談援助を行う専門職。
成年後見制度	判断能力の不十分な人（認知症高齢者・知的障害のある人・精神障害のある人等）を保護するための制度。平成11年12月の民法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。平成12年4月施行。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

相談支援事業所	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のための必要な援助を行う事業所。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人への一般的な相談支援を行う。
た	
だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例	高齢者や障害のある人をはじめ、だれにとっても暮らしやすくするために、建築物や道路、鉄道駅舎などをだれもが安心して利用できるようにしようとする「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」が改正され、平成17年4月から「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」となった。新築や増改築等の際に届出が必要になる施設の種類の拡大された。
地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）	自身で相談することが難しい障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害のある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っており、障害者差別解消相談員と連携しながら事案の解決を図る。県内福祉圏域ごとに複数名を配置している。
地域生活支援拠点	障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、「相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」の5つを柱としている。
地域生活支援事業	障害者自立支援法における給付体系において、利用者への個別給付である「自立支援給付」に対して、補助金により市町や地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。
地域福祉権利擁護事業	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより、権利擁護に資することを目的とした事業。実施主体が利用者の状況を調査し、利用者の参加を得て策定した「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行うこともできる。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域での包括的な支援・サービスを提供する体制。
地域包括支援センター	保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託された法人が運営する。
通級指導教室	通常の学級に在籍し、比較的軽度の障害がある児童・生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室。教科の学習は通常の学級で行う。言語障害・自閉症・情緒障害・弱視・難聴・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）・肢体不自由・病弱・身体虚弱の児童・生徒が対象。特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童・生徒は対象外となる。
特定医療費（指定難病）制度	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づいて、厚生労働大臣が定めた指定難病について、その治療に係る医療費の一部を助成する制度。
特別支援学級	障害のある児童・生徒のために、通常の小学校や中学校内に置かれる学級。通常学級での学習指導が難しい児童・生徒を対象に、少人数制のクラスで授業を行い、一人一人に合わせた適切な学習を行うことを目的としている。高等学校の場合は、学習指導要領に特別支援学級についての具体的な記述がないことなどから、特別支援学級を設置している学校はほとんどない。

特別支援学校	心身に障害を持ち、大きな病気を患う児童・生徒が通う学校。幼稚部、小学部、中学部、高等部があり、それぞれに準じた教育を受けながら、生活上の自立を図るための知識や能力を身につけることを目的としている。
特別支援教育	これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。
特別支援教育コーディネーター	教育的支援を行う人と関連機関を調整するキーパーソンのこと。学校内の調整や、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整を行い、保護者に対する学校の窓口の役割を担う。
な	
難病	原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病や経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介助等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。
農福連携	障害のある人の就労（雇用）拡大と農業担い手不足の解消・生産力向上の両者をマッチングした事業。
ノーマライゼーション	高齢者や障害のある人などを含めて、誰もが参加でき、地域の中で当たり前暮らしを営む社会が健全であるという考え方。
は	
発達支援センター	発達障害のある人に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する様々な問題について発達障害のある人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等と連携して発達障害のある人に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することにより、発達障害のある人及びその家族の福祉の向上を図る。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
発達障害者支援法	平成 16 年に制定され平成 17 年（平成 28 年改正）に施行された、発達障害のある人を支援するための法律。長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障害のある人の定義と社会福祉法制における位置づけを確立し、発達障害のある人の福祉的援助に道を開くため、「発達障害の早期発見」「発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務」「発達障害者の自立及び社会参加に資する支援」を初めて明文化した。
パブリックコメント	政策形成過程で、広く市民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して政策決定を行うもの。
バリアフリー	障害のある人のための物理的障壁を取り除くことを指しているだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリーなど障害のある人の生活全般における障壁の除去をいう。
PDCA（ピーディーシーエー）サイクル	画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返しながら、着実に効果的な計画等の推進を図る方法。
避難行動要支援者	自力での移動が困難な人、薬や医療装置がないと生活できない人、理解や判断ができない人など、平常時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする人。災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

福祉圏域	県と市町の行政、社会福祉施設や医療機関などの専門機関、社会福祉協議会などの民間福祉団体等が協力して、総合的に地域福祉を推進する地域。県下を 7 つのブロックに分けている。本市の場合は、彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町の 1 市 4 町からなる湖東福祉圏域に属する。
福祉的就労	障害などの理由から企業で働けない人のために、働く場を提供する福祉のこと。こうした形で提供されている就労の場は、授産施設や福祉工場、作業所などと呼ばれる。
ペアレントトレーニング	発達障害を持つ子どもの親を対象とした、子どもの行動を変えるテクニックを身につけるためのトレーニング。ペアレントトレーニングでは、子どもの好ましい行動を増やし、好ましくない行動を減らすためのテクニックを親が修得する。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない、主として小学校の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を目指す。仕事と子育ての両立支援を図るものとして、「児童福祉法」に基づき設置が進められている。
法定雇用率	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれに定められた割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害のある人を雇用しなければならないこととされており、このことにより障害のある人を雇用する割合。
訪問看護ステーション	住み慣れた自宅で療養生活が送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、訪問看護サービスを提供する事業所。
補装具	身体に障害を患う人等が、失われた体や機能を補うために使われる福祉用具。
ま	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害のある人の世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす委員。
盲学校	盲者（強度の弱視者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、必要な知識技能を授けることを目的とする学校。（平成 18 年）の学校教育法の改正により、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、盲学校、聾学校及び養護学校は「特別支援学校」に一本化された。現在も校名として「盲学校」の名称であることも多い。
や	
ユニバーサルデザイン	障害のある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などデザインをすること。
養護学校	心身に障害を持っていたり、大きな病気を患っていたりする児童・生徒が通う学校。かつては、障害を持つ子どもたちが通う学校として「養護学校」「盲学校」「聾学校」の 3 つの種類の学校があったが、学校教育法の改正により、現在ではそれらを合わせて「特別支援学校」と呼ぶ。学校ごとに受け入れる障害の種別が決まっており、それに該当しない場合は入学することができない。また、特別支援学校は幼稚部、小学部、中学部、高等部がある。

ら	
ライフステージ	生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた各々の段階。
リハビリテーション	能力低下やその状態を改善し、障害のある人の社会的統合を達成するためのあらゆる手段を示し、障害のある人が環境に適応するための訓練を行うばかりでなく、障害のある人の社会的統合を促すために、全体としての環境や社会に手を加えることも目的とした考え方。
療育	「療」は医療・治療、「育」は保育あるいは養育を意味するとされており、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療および相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって育成すること。
臨床心理士	臨床心理学にもとづく専門的な知識や技術を用いて、クライアント（相談依頼者）の心の問題を解決していく専門家。
聾話学校	聴力に障害をもつ児童・生徒に対して、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を施し、併せて障害による困難を補うために必要な知識・技能を授ける学校。平成 19 年以降、学校教育法改正により法律上の区分は「特別支援学校」となった。

ひこね障害者まちづくりプラン

第4期 彦根市障害者計画（中間見直し）

第6期 彦根市障害福祉計画

第2期 彦根市障害児福祉計画

発行年月日：令和3年3月

発行：彦根市

編集：彦根市福祉保健部障害福祉課

：彦根市子ども未来部発達支援センター

〒522-0041 彦根市平田町 670（彦根市福祉センター内）

障害福祉課 Tel：0749-27-9981 Fax：0749-30-9231

〒522-0041 彦根市平田町 597 番地 1

発達支援センター Tel：0749-47-3445 Fax：0749-24-7886
